

仰出のこ付、申ノ十一月九日藤右衛門被召出、願書御差返シ被成の事、

役人 淺羽又左衛門
大森與惣兵衛

通船貸借者
の處罰

一元文五年申十一月十三日、江戸堀三丁目佐渡屋彌三兵衛借屋河内屋三郎兵衛訴出の事、福嶋村
岩田屋四郎右衛門が通船借り請ひ處、去ル九日之夜流失仕由上、同十六日右船尋出シ由
上ニ付、同廿日双方被召出、口書御取被成の上、被仰渡の事、通船の儀の荷物不積、借シ貸
り不相成義乍存、右に致シ方不埒の事、急度可被仰付得共、御用捨之上過料三貫文宛被召上、
船の四郎右衛門に差戻しの様被仰付の事、

役人 淺羽又左衛門
大森與惣兵衛

過書下青物
船の小廻賃

一過書下道灘青物船積替相滞ニ付、上荷船茶船乗共願出のこ付、遂吟味の上、寛保元酉八月九
日、双方呼出し、左に通落着中渡の事、

淀川筋過書下青物船大坂上荷茶船に、小廻賃出入ニ付、過書方へ相尋の上中渡覺、
一青物船が小廻賃出シ不中、町内に致直着、定法に違迷惑の旨、拾四年以前上荷茶船仲間が中出
ルニ付、致相對の様ニ先奉行中渡得共、不相濟の由、八年以前中出のこ付、荷主共が中旨有
之を、返答致し差出の様ニ、過書年寄共の中渡し置の處、打捨置のこ付、過書方の尋に遣の
處、過書下七百艘余之荷主の中達の處、段々濟の由、惣に淀川筋大坂に荷物積下りの船の、何

船に不寄、小廻賃天滿橋邊に差出シ來り、尤難澁致しゆの事、前々小廻し賃差出の
様ニ、先奉行中付來り、青物船に限り、積替小廻し賃不差出の段不埒の事、向後外荷物船に
通り、定り之小廻賃指出し可中の事、
右に通過書年寄共可令承知者也、

酉八月九日

右に通ニ付、中渡の趣委細致承知、船乗共が積替小廻賃無滞可爲差出旨、則過書年寄が請書差
出の寫、

乍恐書付を以奉り上

一過書下之船、伏見表が淀川筋荷物積下りの分、天滿橋が上荷茶船へ積替の義、先達私共并
上荷茶船筆頭とも對談被仰付相濟の處、下平田道灘青物船に限り、上荷茶船に積替賃之義、荷
主船持相對不相濟、相滞り居のこ付、今日青物船之船乗共被召出、御吟味之上、過書下船共積
替小廻賃差出し、處、青物船に限り差出の間敷旨の儀、御座有間敷思召、問、以來小廻賃可
差出旨、船持共へ被仰渡奉承知、尤青物船御定の船賃の纒に義に御座の故、右船賃に内なる
小廻し賃差出シの儀、舟持共難澁仕、何分荷主共の従前々小廻し賃差出シの義無之由中相
滞旨、船持共御請り上、今日被仰渡の趣を荷主共へ中聞、小廻し賃受取、無滞可
差出、不得心之荷主も有之旨名を差、追可願上旨被仰渡、此段奉承知、尙又御意之趣、
心得違無の様ニ、道灘船持共へ疾と中聞、不相滞様可仕、依之御請書奉指上、以上、

寛保元年

酉八月十日

御奉行様

過書座年寄 三八〇

榎並屋五右衛門
佃屋甚右衛門
大澤新右衛門

役人

古屋金左衛門
吉田源太左衛門病氣付代り
浅羽又左衛門
立合 齋田庄右衛門
同 仁木左近右衛門

一柴嶋村庄左衛門船壹艘、荷物積下りぬニ付、積替小廻シ之儀、上荷茶船乗共ヤ聞ハ處、庄左衛門中ハ、伏見新船下ニ、支配方積替ニ義ヲ渡シ無之旨ニ、積替不仕ハ由ニ付、寛保元年酉十月四日、船仲間より願出ハ故、同九日伏見船當地役人林茂右衛門トヤ者被召出、上荷茶船之願書御見セ被成ハ上、上荷茶船之義ハ大坂川内働場ニ候ニ付、御運上差上、公役相勤ハ故、前々大坂積下リハ荷物、天満橋限リニ付、積替小廻シ賃上荷茶船へ差出シヤ事ニハ間、柴嶋村庄左衛門義々積替小廻シ賃差出シハ様ニ、伏見船役所カ可ヤ渡旨、佐々美濃守殿御月番ニ、茂右衛門被仰渡ハ事、

但、翌十日茂右衛門罷出、昨日被仰渡ハ趣、同役義助四郎兵衛ハ、柴嶋村庄左衛門呼出、小廻賃可差出旨ヲ付ハ段、御請ヤ出ハ事、

役人

古屋金左衛門
吉田源太左衛門

青物類の市場直着

一寛保元年酉八月廿一日、同十月十八日、攝蒔在、百拾四ヶ村願出ハ、右村方積廻リ候淀川筋過書船并手船を以、天満市場迄青物類積下リハ處、上荷茶船之者共荷敷を改、小廻シ賃可請取トヤ、百姓共迷惑仕、旨願出ニ付、船方法被仰聞、訴狀御返一被成ハ、然ル處又々再應願出ハニ付、同十二月六日百三拾八ヶ村、同八日百拾四ヶ村被召出被仰渡ハ者、在、カ出、諸荷物并青物類、是迄手船又者過書船ニ積下リハ處、上荷茶船カ小廻シ賃取可ヤ由ニ致迷惑ハ旨、先達ハ願出ハ得共、大坂川内ハ上荷茶船働場ニ、往古カ運上差出、諸役相勤來リハ、惣ハ奉行所極印無之船ニハ川内働ク間敷旨、先奉行町中ニハ度々觸知セ置ハ事ニハ得者、他所カ大坂へ入ハ船者、天満橋邊ニ積替、小廻シ賃差出シハ法ニハ處、近年猥ニ成、上荷茶船乗共及困窮ハ段ヤ出ルニ付、是迄船仲間より訴出次第、小廻シ賃差出ハ様、先奉行カヤ來リハ故、其方共願書先達ハ差返シハ、彌其通ニ相心得、米穀并諸荷物天満橋限リニ積替、小廻シ賃指出可ヤハ、然レ共菜大根^(瓜)、茄子等之類、手船又ハ屎船ニ積、天満市場迄直着致ハ義ハ勝手次第ニハ、堀堀ハ直着致ハ儀ハ仕間敷ハ、且又過書下之船并伏見下之船ハ、當八月九日ヤ渡ハ通ニ可相心得旨、右村カ庄屋年寄不殘公賣場へ被召出、佐々美濃守殿御直ニ被仰渡ハ事、

役人

古屋金左衛門病氣ニ付代リ
大森與惣兵衛
吉田源太左衛門

一寛保元年酉十一月三日、攝州西成郡北宮原村雨宮權左衛門役人松木太忠次申出の口上書之寫、

口上

一今度茶船仲間小廻賃米之儀、御上より被仰付の由、茶船船頭方申付、三拾石船之船頭方此方へ相届申、權左衛門郷藏米之義、従前々大坂着の米賣付、三拾石の積送り來、依之向後權左衛門郷藏米積送の節も、小廻シ差出申義の御座候哉、船頭共申分の差出シ候、依商賣米同前ニ被奉存候、夫共差出申筋の儀御座候哉、何分御下知次第可奉畏候、其上の新規之儀の御座候間、乍少々の義慥成御差圖請、權左衛門へ申遣度奉相窺候、勿論郷藏米商賣米に紛不申様、上へ申差札仕候、以上、

攝州西成郡北宮原村

雨宮權左衛門内

十一月三日

松木太忠次

右之通に、權左衛門殿拂米三拾石船に積、大坂町方へ指廻シ度趣に候得共、大坂川内の上荷茶船働場にも、運上差出シ諸役相勤來候處、近年猥に相成候、船仲間を訴出次第、大名御旗本の荷物にも、小廻賃之義、段々先奉行方船乗へ申付、事候間、川筋働場之境の上荷茶船へ積替、右船法之小廻シ賃差出候様可被申付旨、佐々美濃守殿御直に太忠次へ被仰渡候事、

役人

古屋金左衛門

吉田源太左衛門

諸川船要用留

壹册

右大阪市西區北堀江壹番町水野桂雄氏藏本

説明

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 第一圖 | 平田船 | 第二圖 | 上荷船 |
| 第三圖 | 茶船 | 第四圖 | 劔先船 |
| 第五圖 | 土砂船 | 第六圖 | 通船 |
| 第七圖 | 貳拾石形 | 第八圖 | 四十荷船 |
| 第九圖 | 釣船 | 第十圖 | 網打船 |

大阪市役所大阪史編纂係は、北區上福島二丁目船匠田中長三郎氏に依頼し、現今市内諸川を上下せる川船圖を作らしめしに、右の十種を得たり○第七圖以下は略す、此中平田船は二十餘年前より起り、今日最も廣く行るゝものなれば、之を標準とし、船體各部の名稱を示す、他船は之によりて類推すべし。

毎圖上部Ⅰは該船の左側面を、其右Ⅱに在るは艫部より見たる右半部を、横線の下Ⅲに在るは上面より見たる左半部を示し、又下部Ⅳは横斷面の右半部を示すものとす。

- | | | | |
|---|--------------------|---|-----------------|
| ア | みよし(水押) | イ | またがは(下側) |
| ウ | うはだな(上棚) | エ | こべり(小縁) |
| オ | さをばしり(棹走) | カ | かつぱいた(合羽板) |
| キ | さしいた(差板) | ク | たつ(立) |
| ケ | こまじき(小馬敷)又のぞこみトモ云フ | コ | どうじき(胴敷) |
| サ | ともじき(艫敷) | シ | おもてのこふなばり(表小船梁) |
| ス | おもてのふなばり(表船梁) | セ | どうのふなばり(胴船梁) |
| ソ | どものふなばり(艫船梁) | タ | どものこふなばり(艫小船梁) |
| チ | ちり | ツ | とだていた(艫立板) |
| テ | どこ(床) | ト | がふづつ(合筒) |
| ナ | がふ(合) | ニ | すいた(簀板) |
| ヌ | みしり(見尻) | ネ | まやだつ(車立) |
| ノ | かつばどめ(合羽留) | ハ | みづながし(水流) |
| マ | まへいた(前板) | ヤ | すみ(隅) |

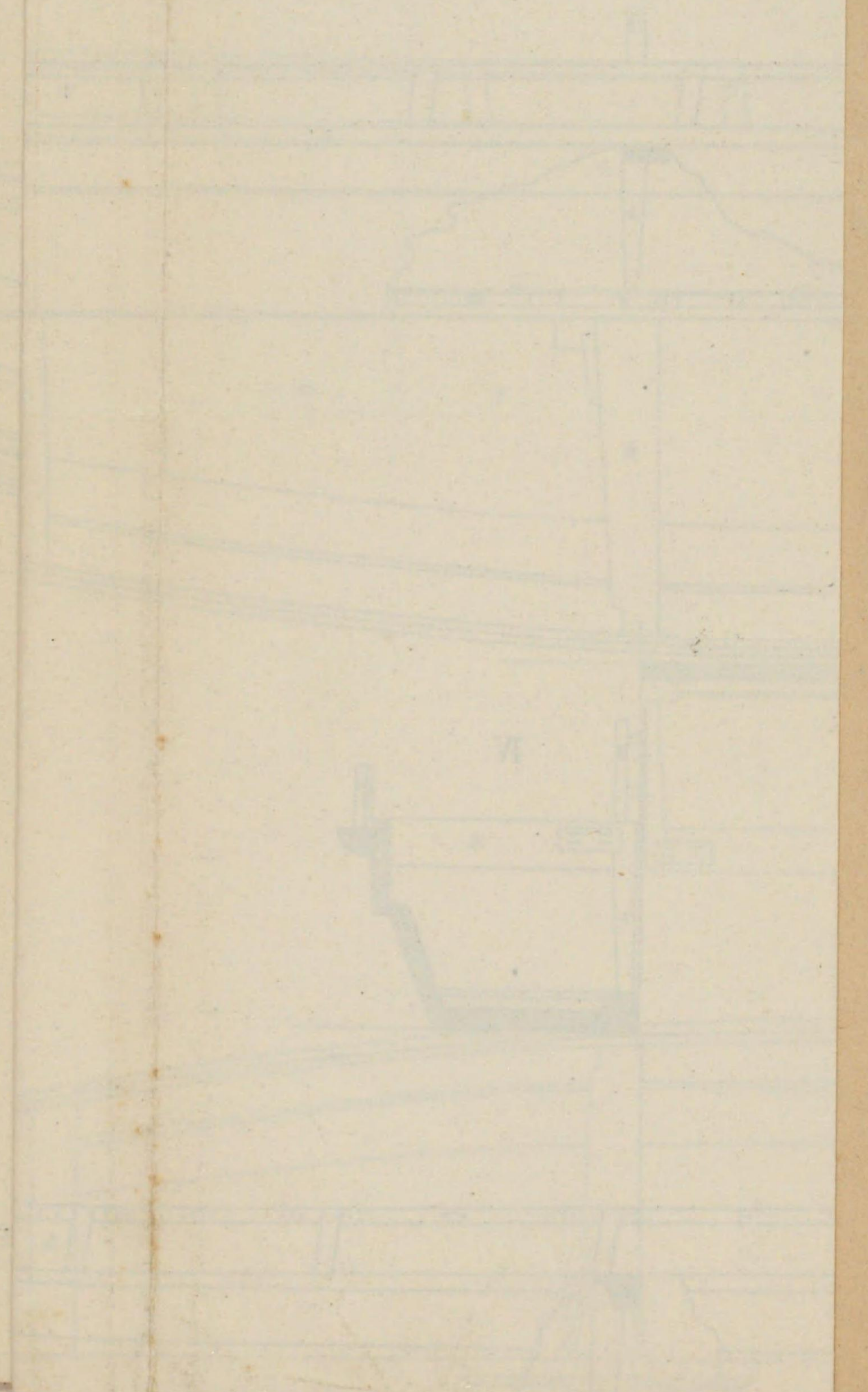
市街の北に面して見ゆる式半藩を示し又市街の南に面して見ゆる式半藩を示すもの
 新橋土庫の北に面して見ゆる式半藩を示すもの
 新橋土庫の南に面して見ゆる式半藩を示すもの
 新橋土庫の西に面して見ゆる式半藩を示すもの
 新橋土庫の東に面して見ゆる式半藩を示すもの

新橋土庫の北に面して見ゆる式半藩を示すもの
 新橋土庫の南に面して見ゆる式半藩を示すもの
 新橋土庫の西に面して見ゆる式半藩を示すもの
 新橋土庫の東に面して見ゆる式半藩を示すもの

- 第一圖 市街
- 第二圖 市街
- 第三圖 市街
- 第四圖 市街
- 第五圖 市街
- 第六圖 市街
- 第七圖 市街
- 第八圖 市街
- 第九圖 市街
- 第十圖 市街

- 第十一圖 市街
- 第十二圖 市街
- 第十三圖 市街
- 第十四圖 市街
- 第十五圖 市街
- 第十六圖 市街
- 第十七圖 市街
- 第十八圖 市街
- 第十九圖 市街
- 第二十圖 市街

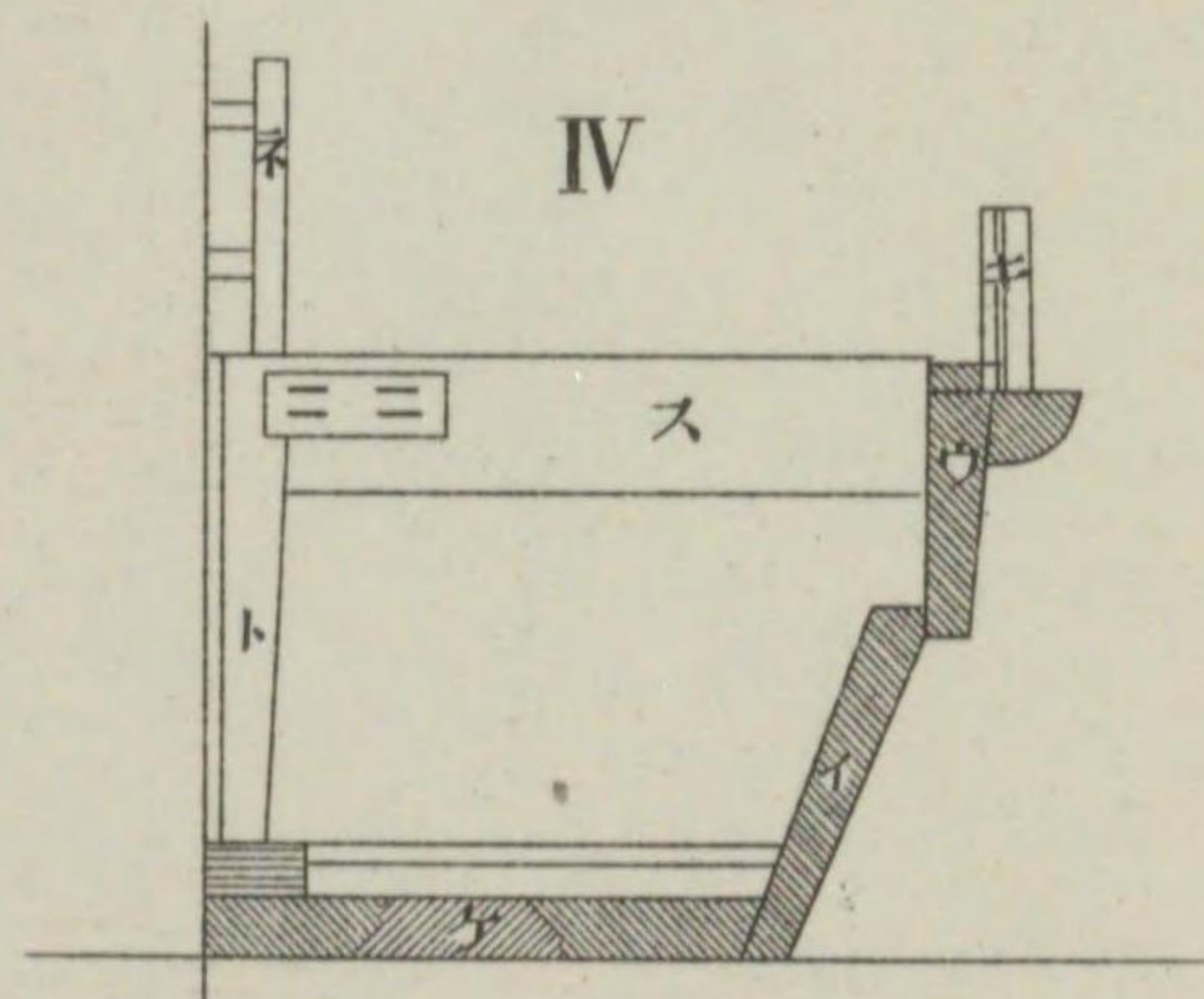
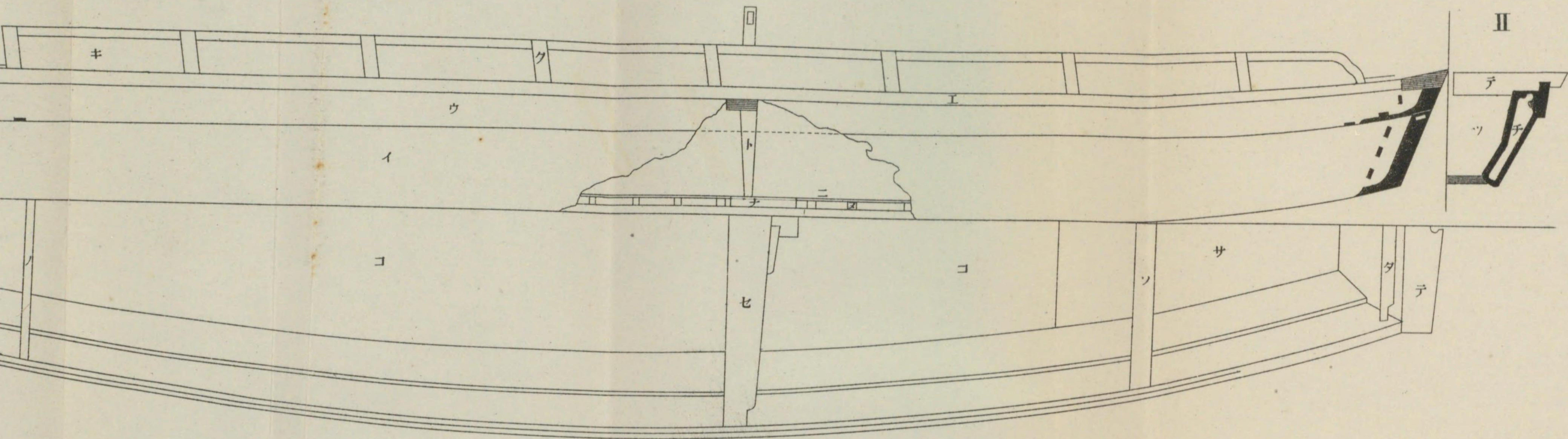
備考



第壹圖

平田船 (百石積)

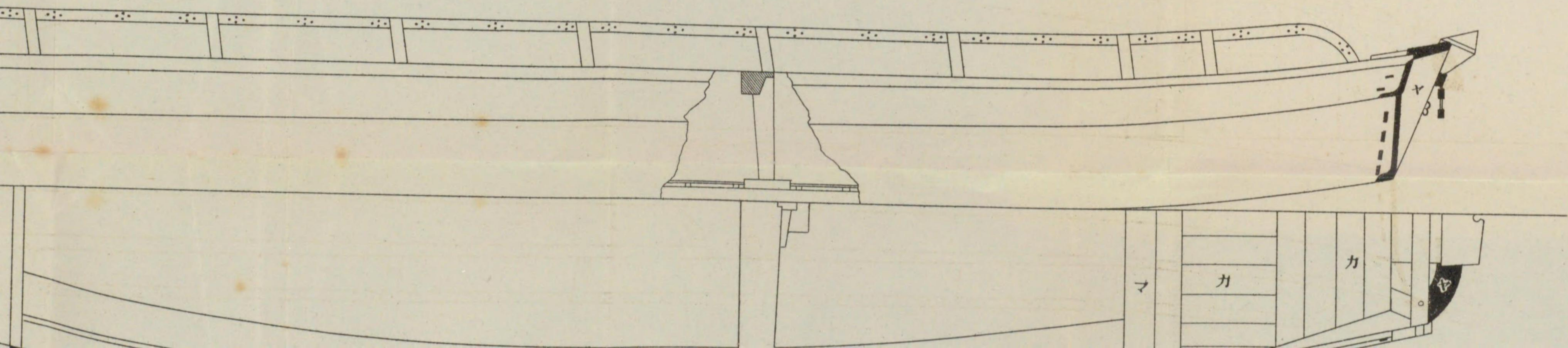
五十分ノ一

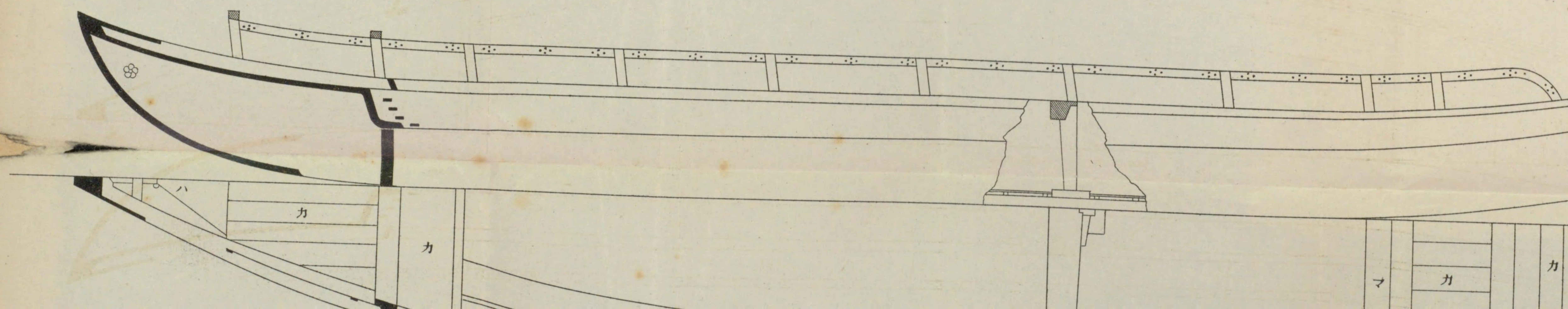
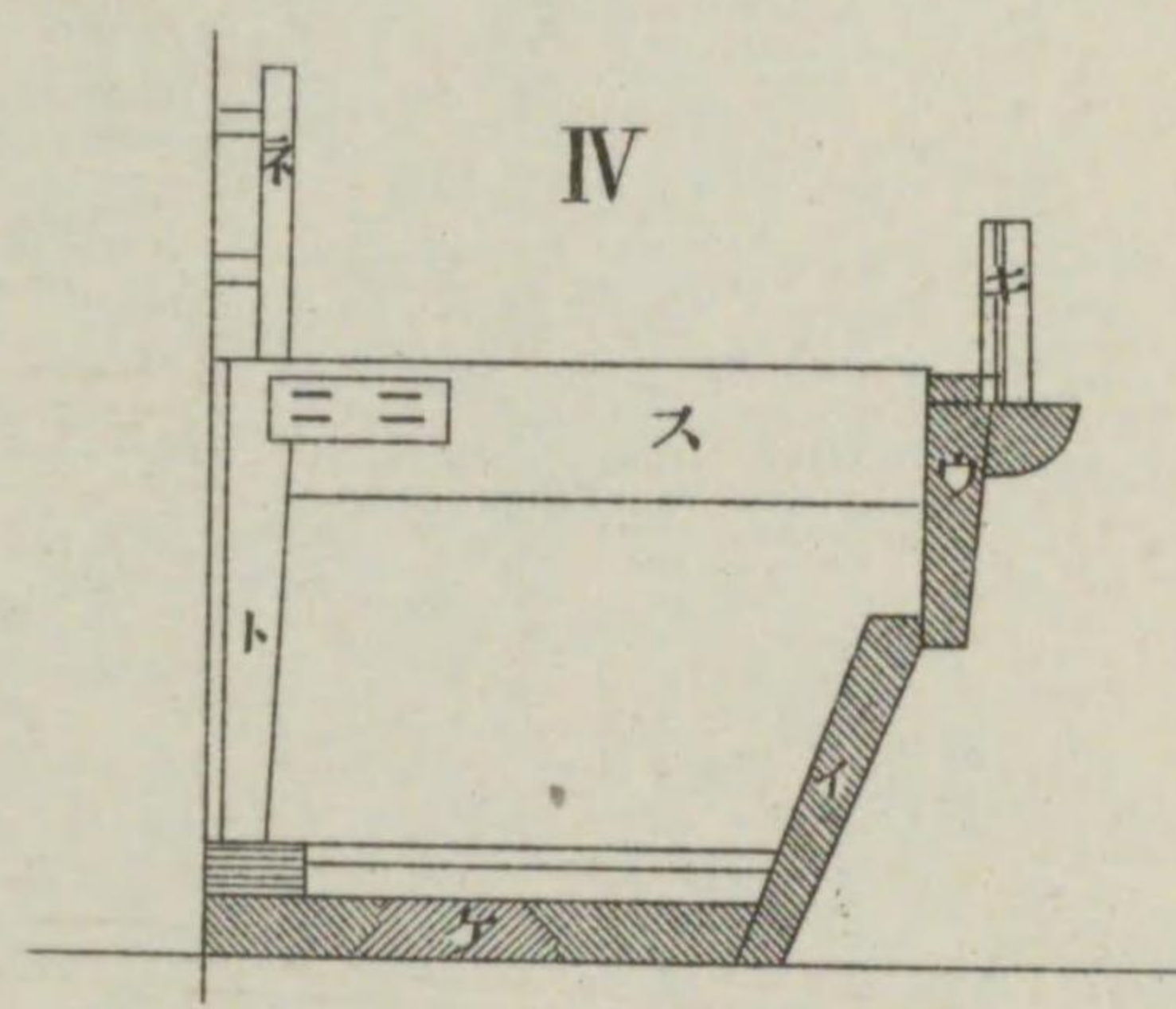
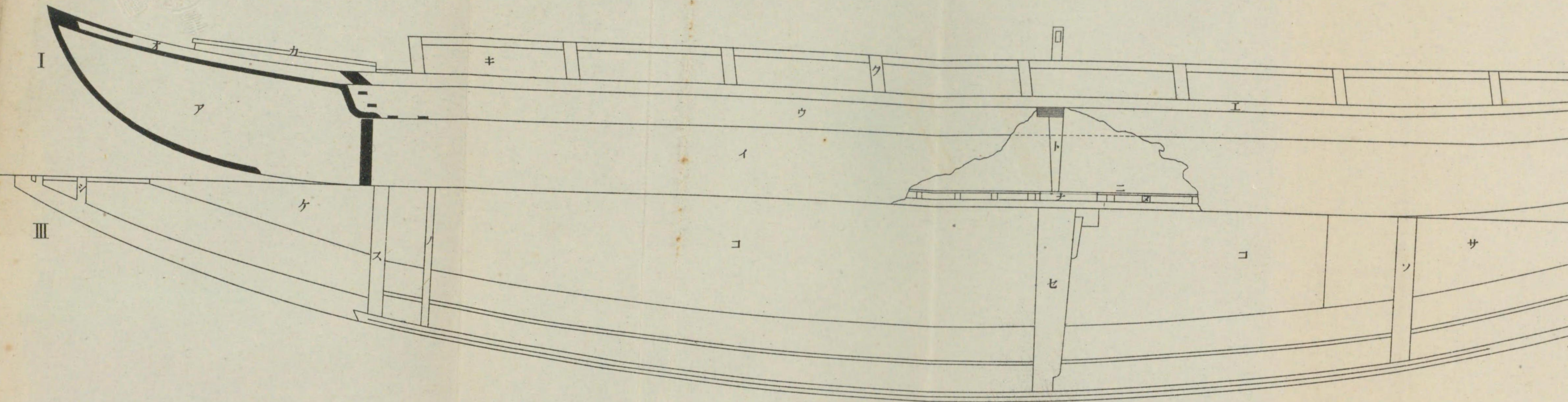


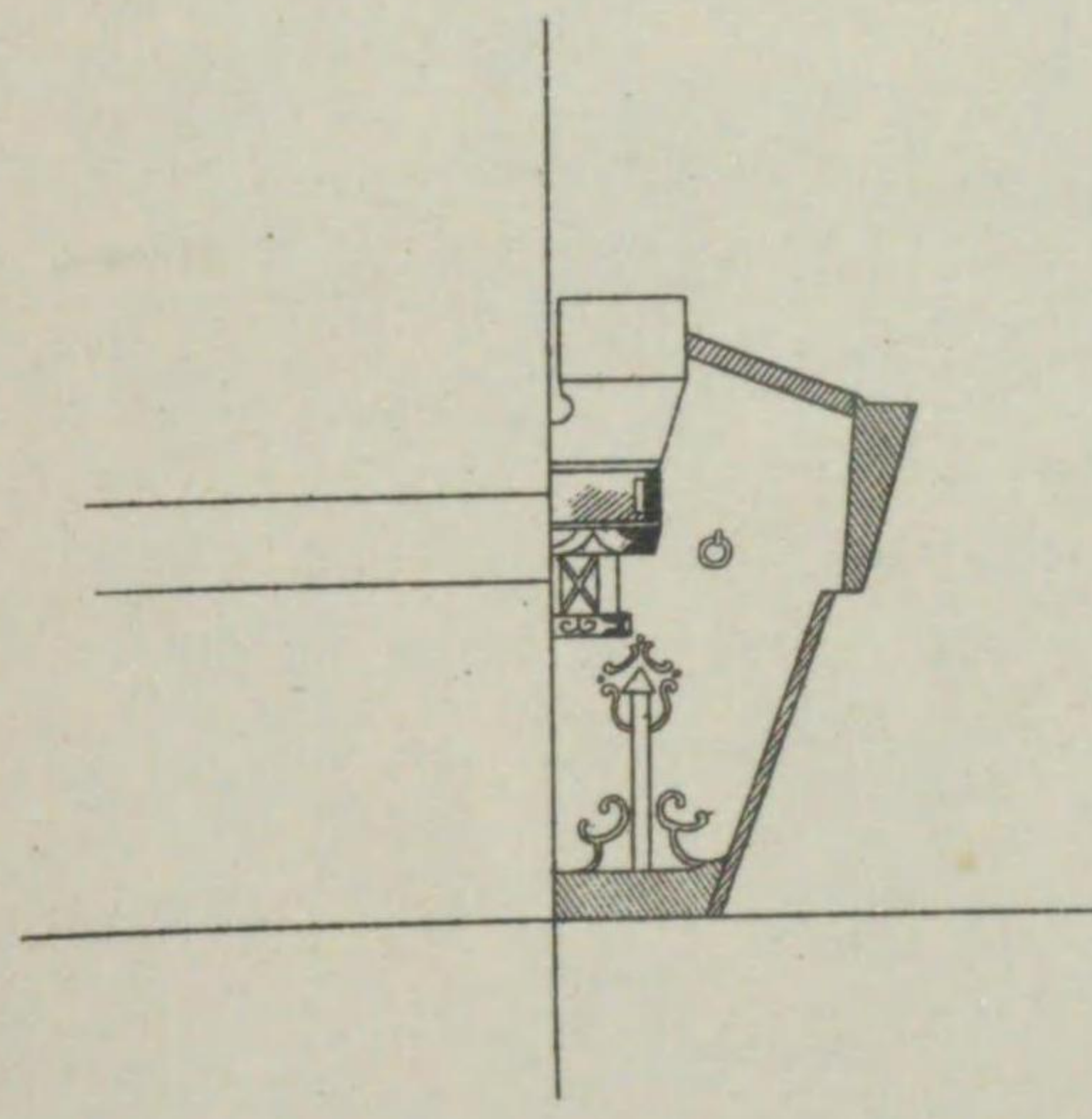
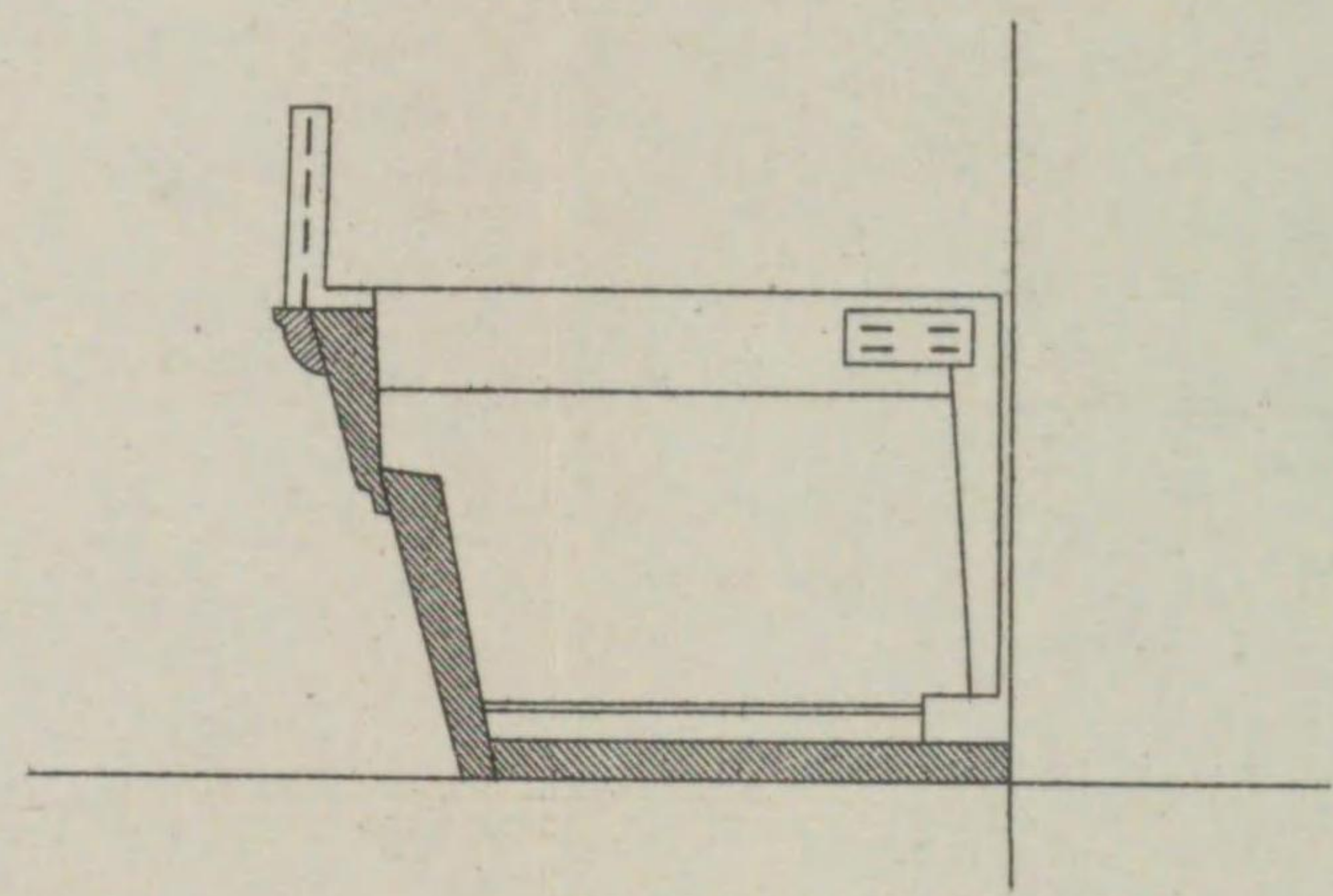
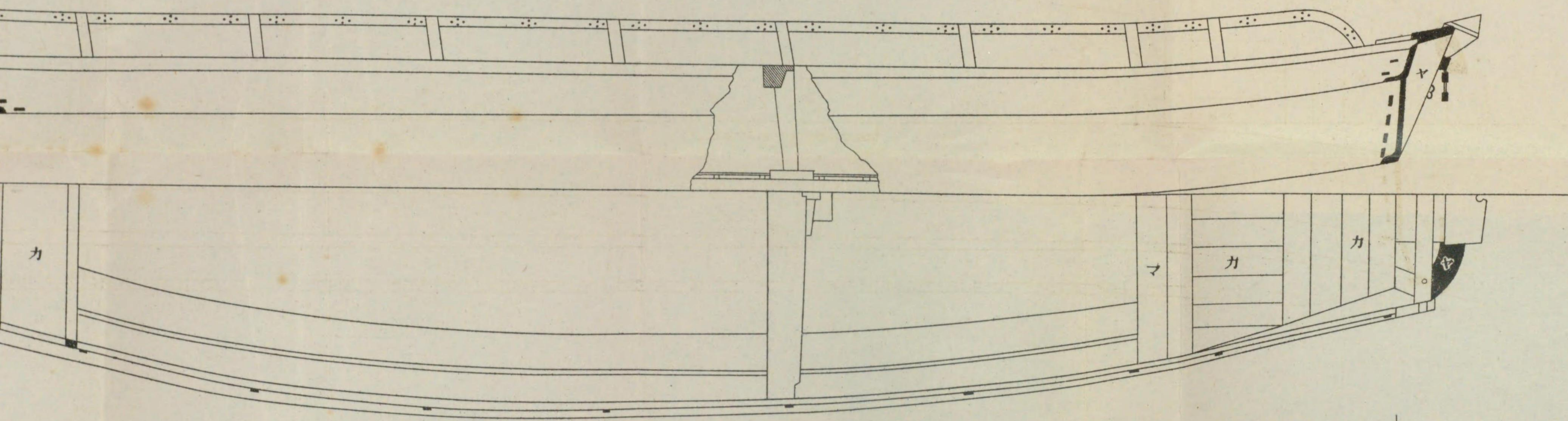
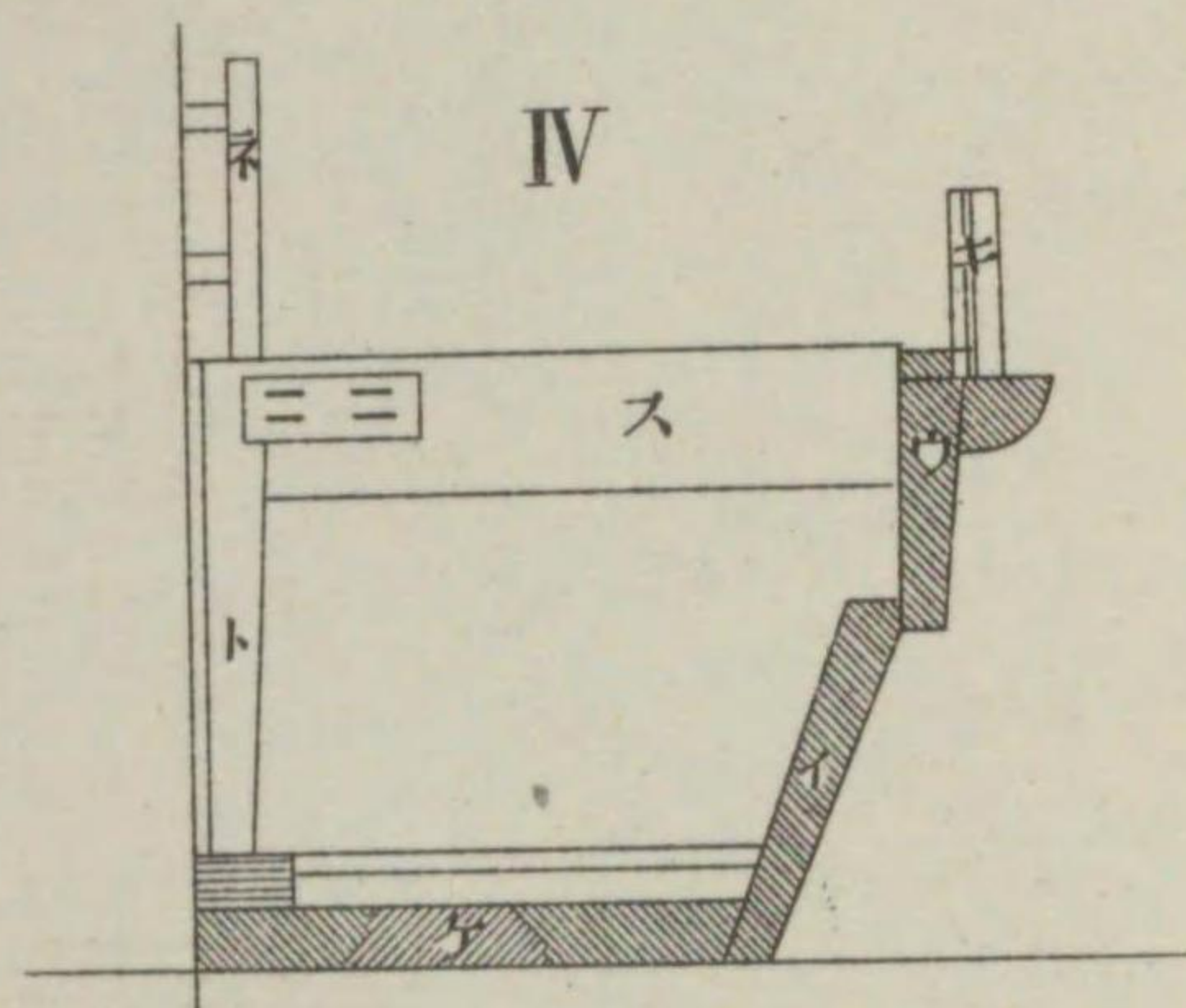
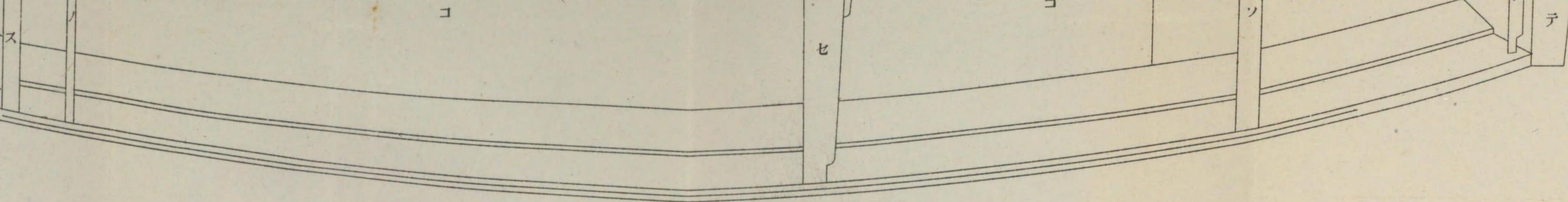
第貳圖

上荷船

五十分ノ一

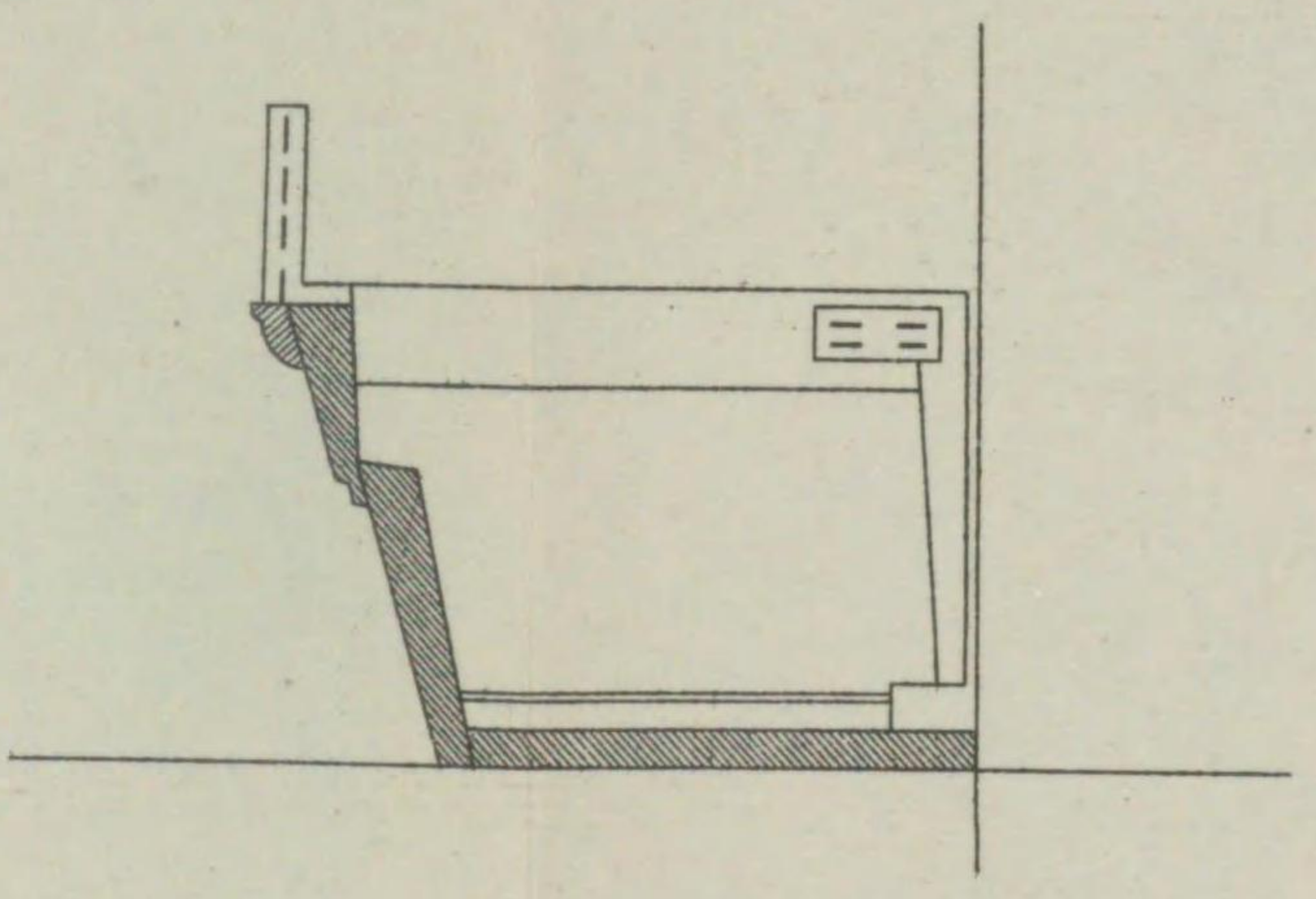
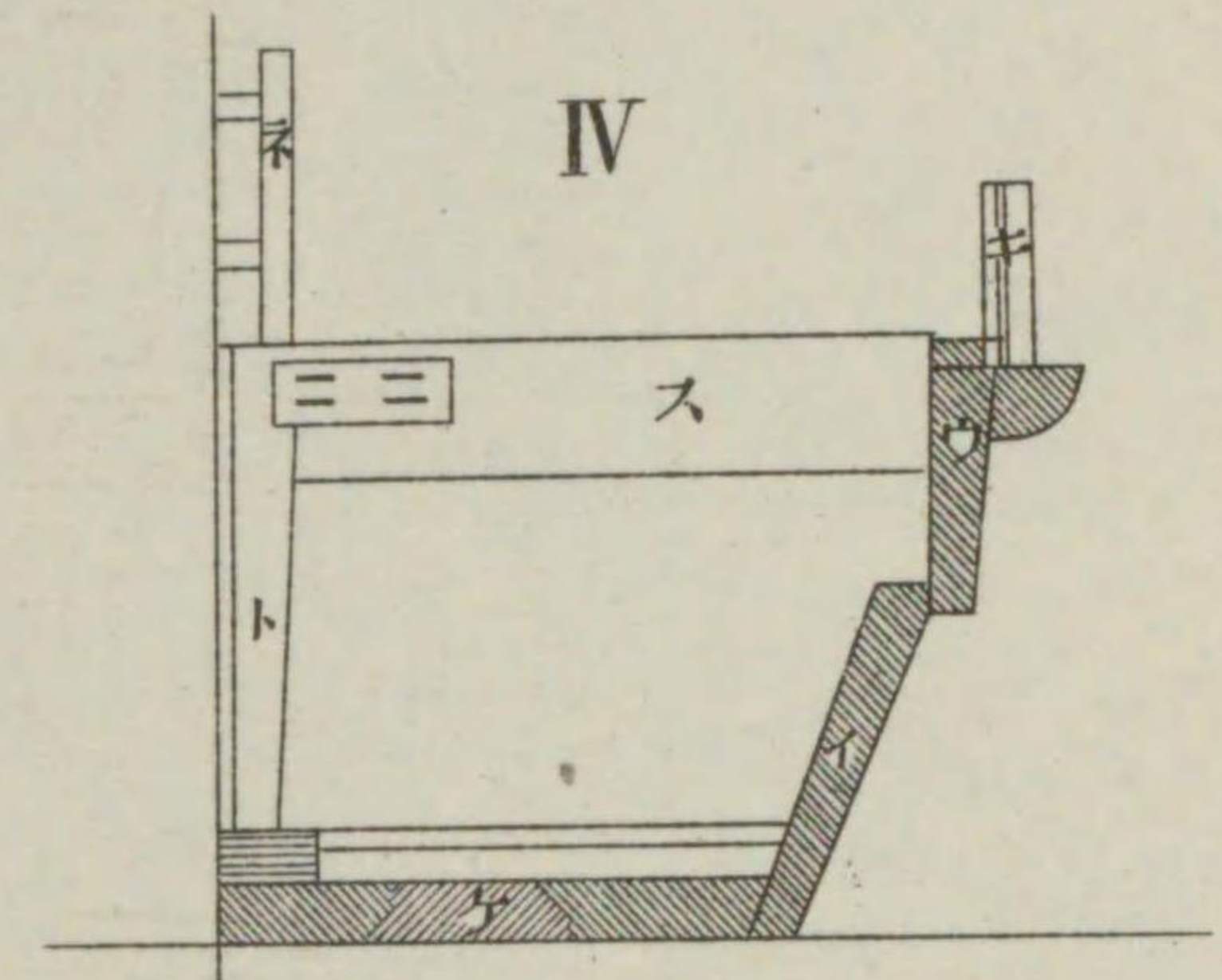
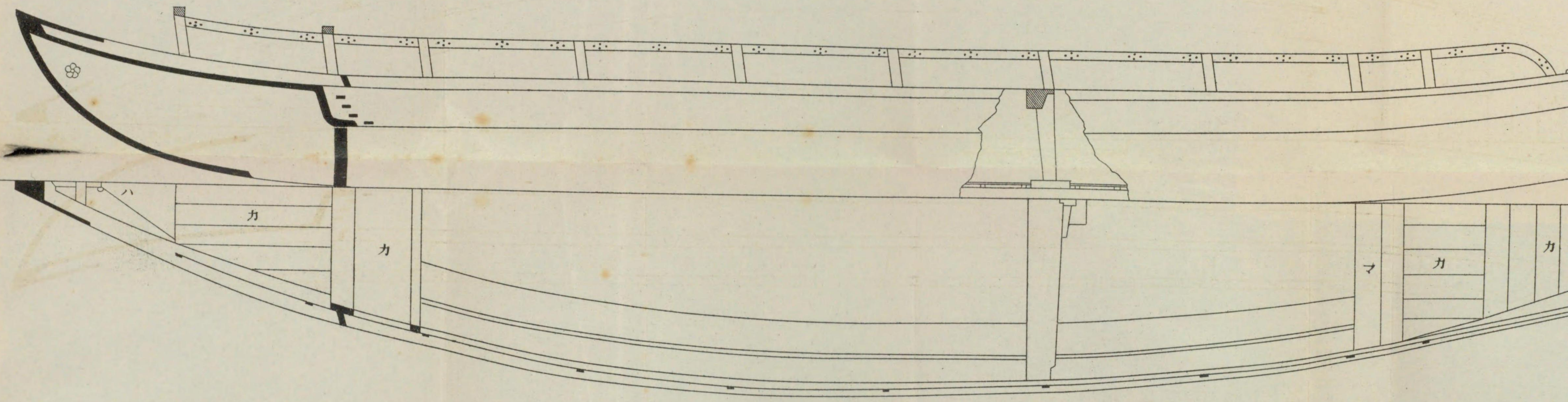


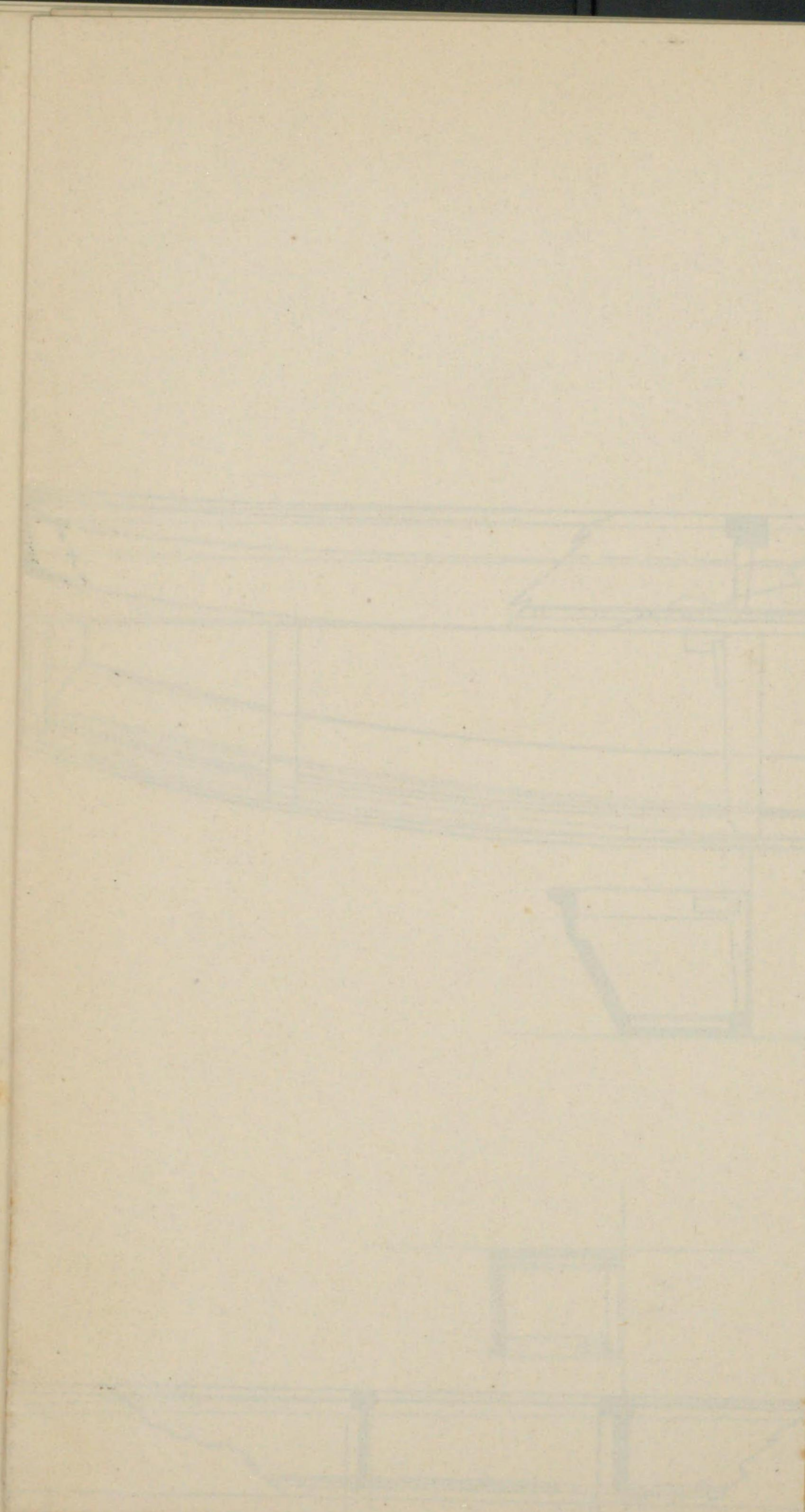




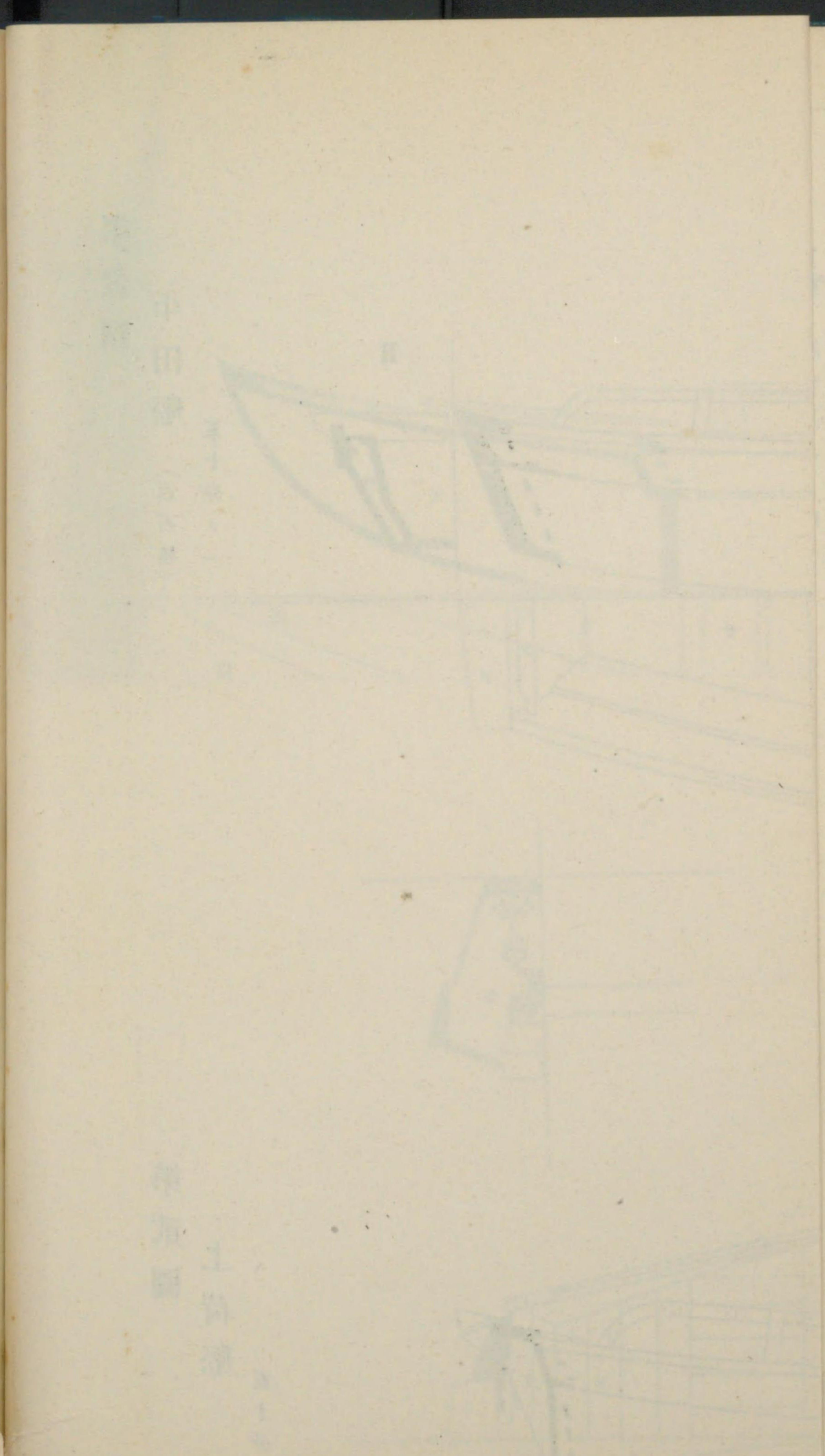
第貳圖
上荷船

五十分ノ一





第四圖



中田會社
建築部
設計部
設計

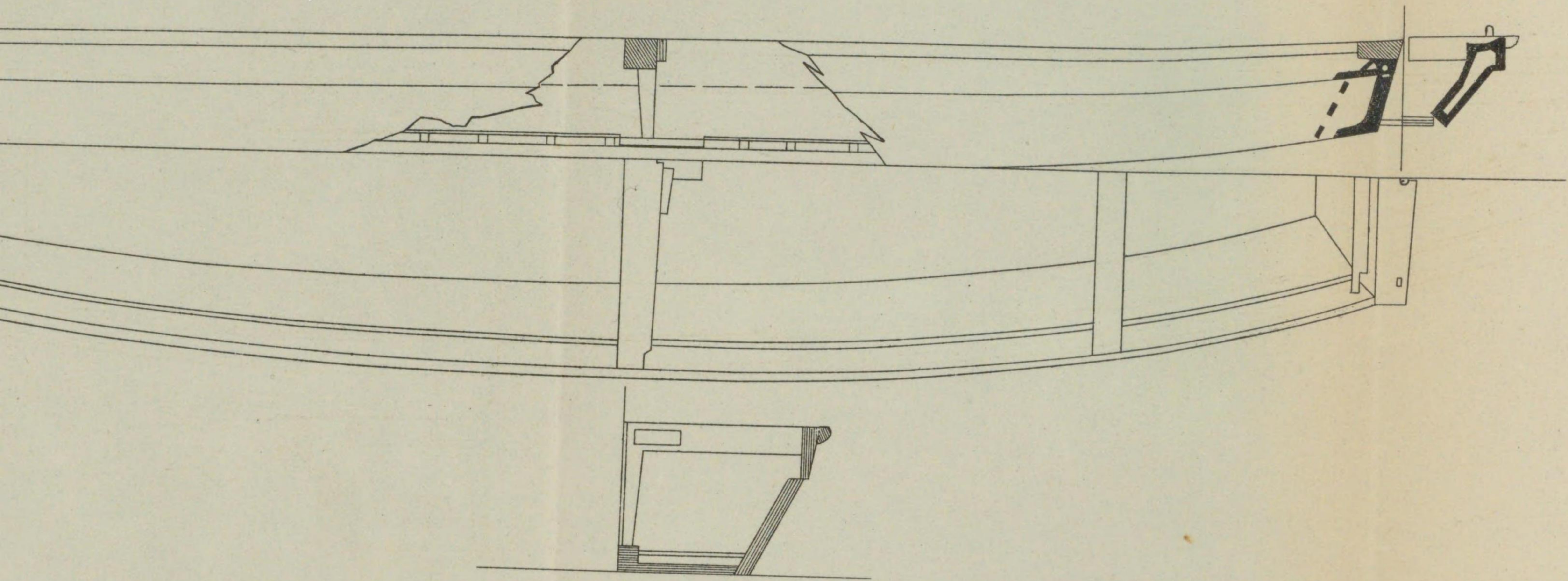
昭和十一年
三月

三六四

第三圖

茶船 (七十石積)

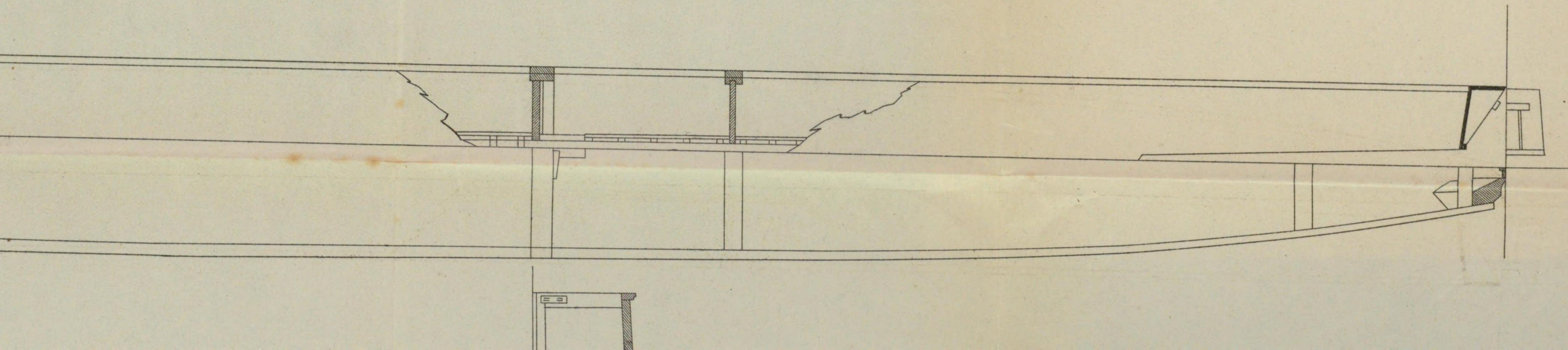
五十分ノ一

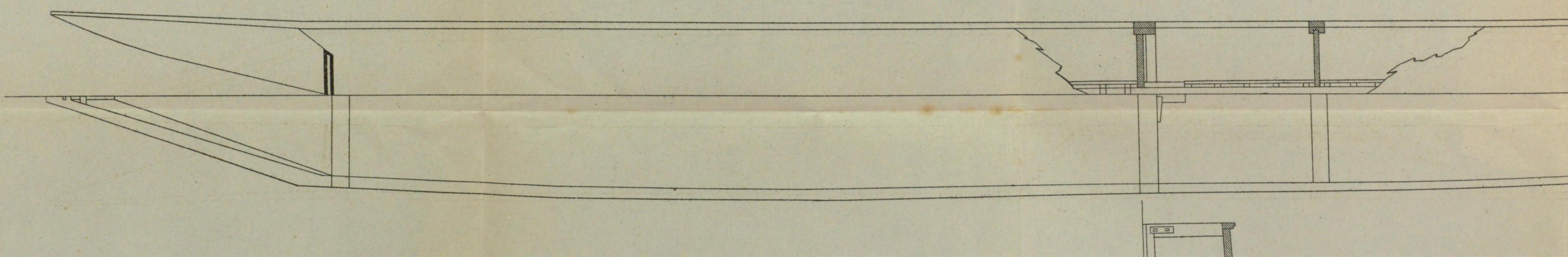
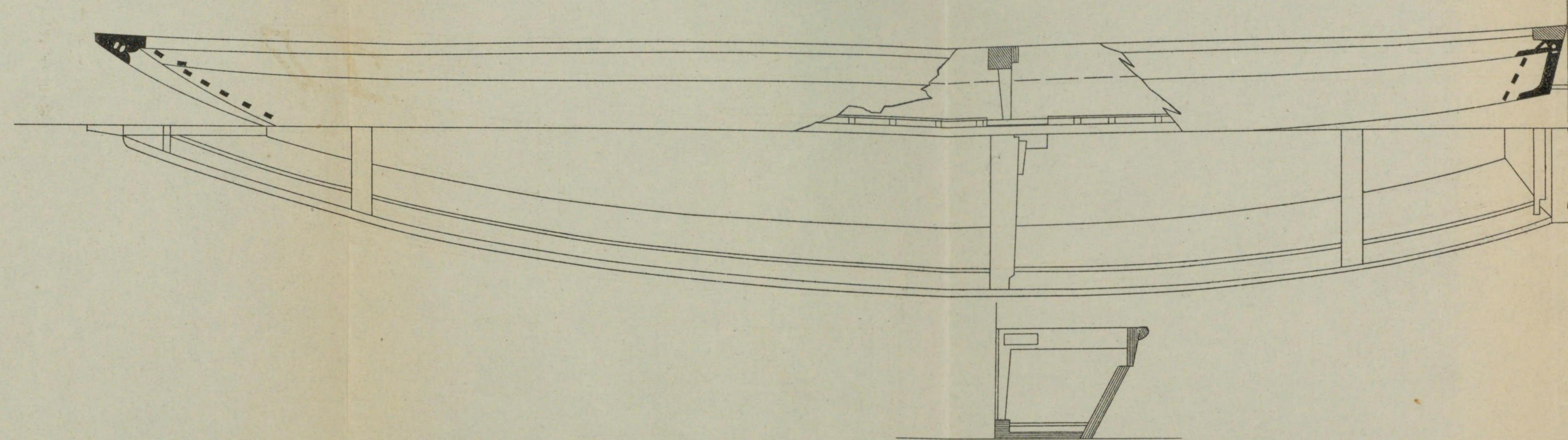


第四圖

劔先船

五十分ノ一

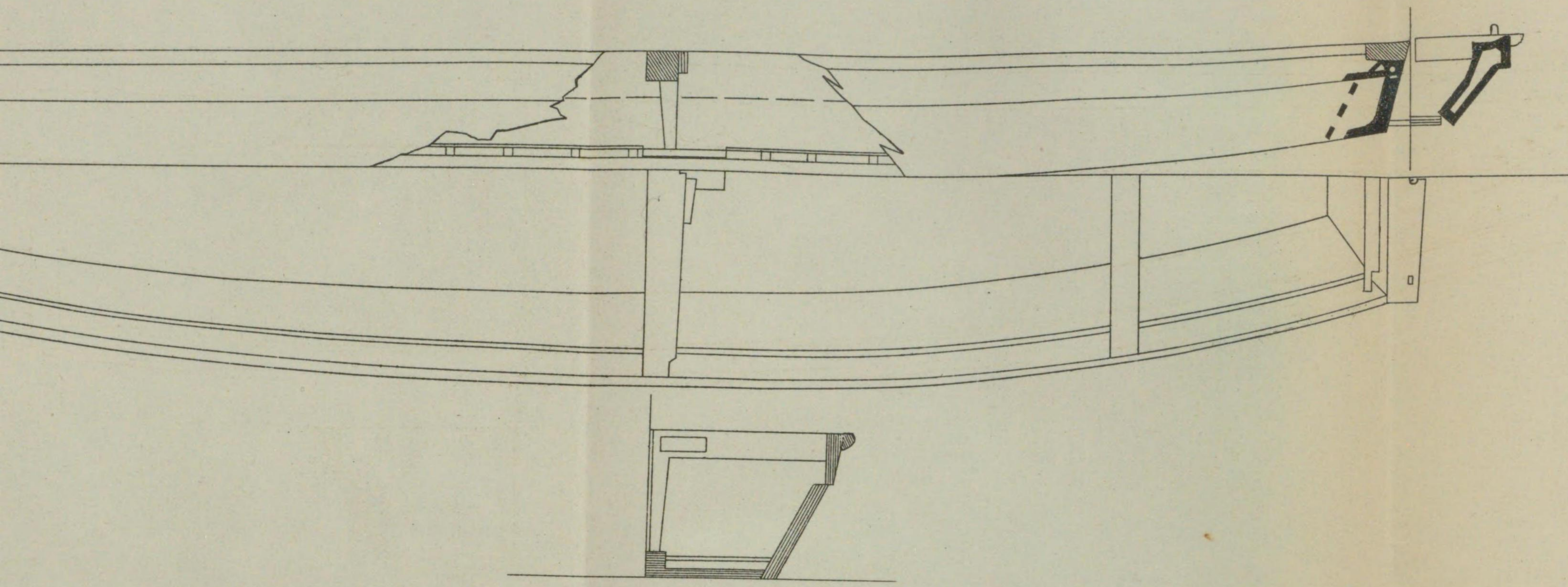




圖

茶船 (七十石積)

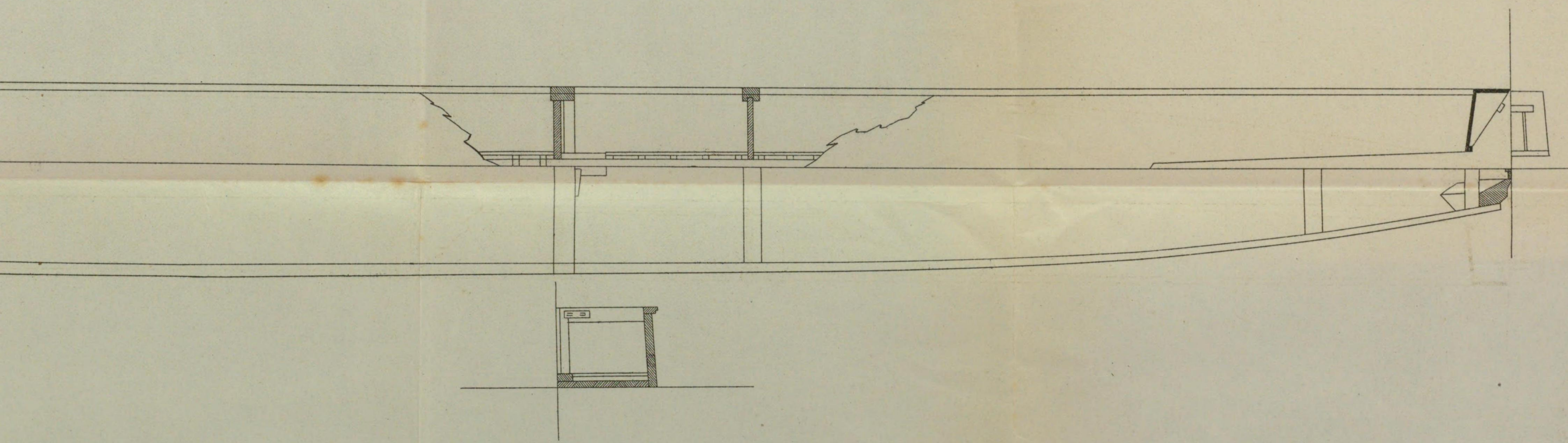
五十分ノ一

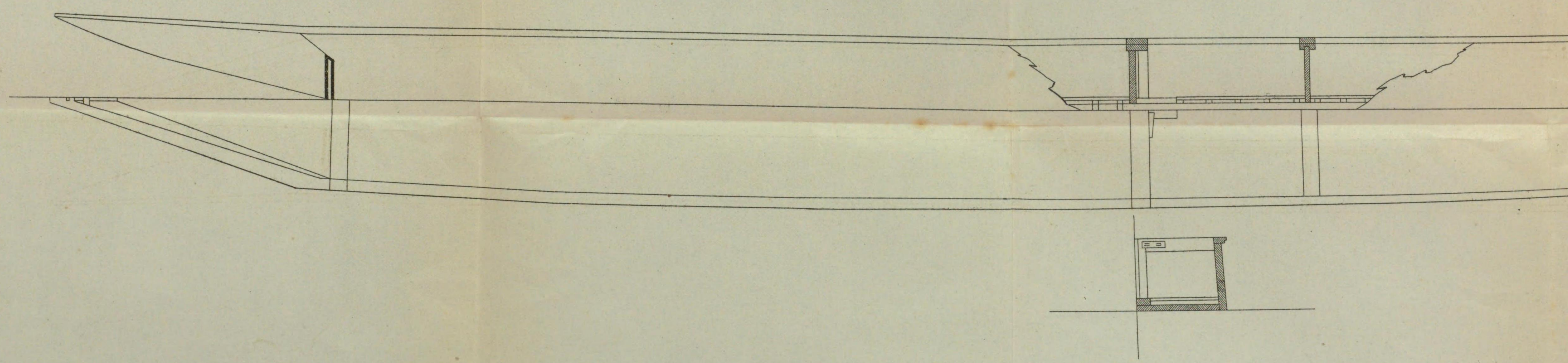
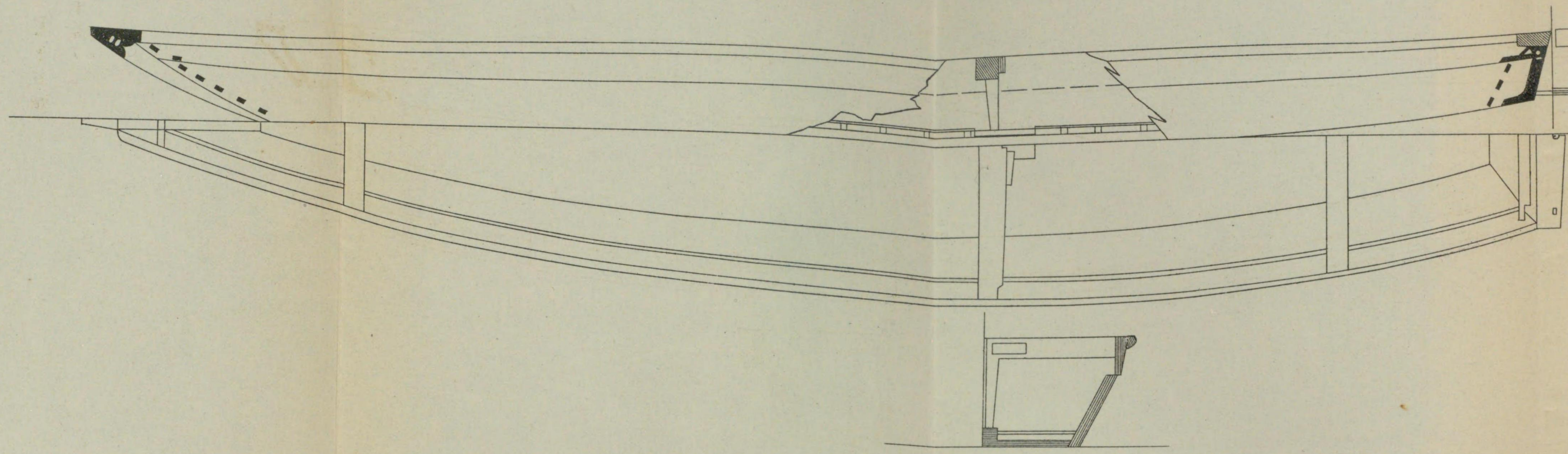


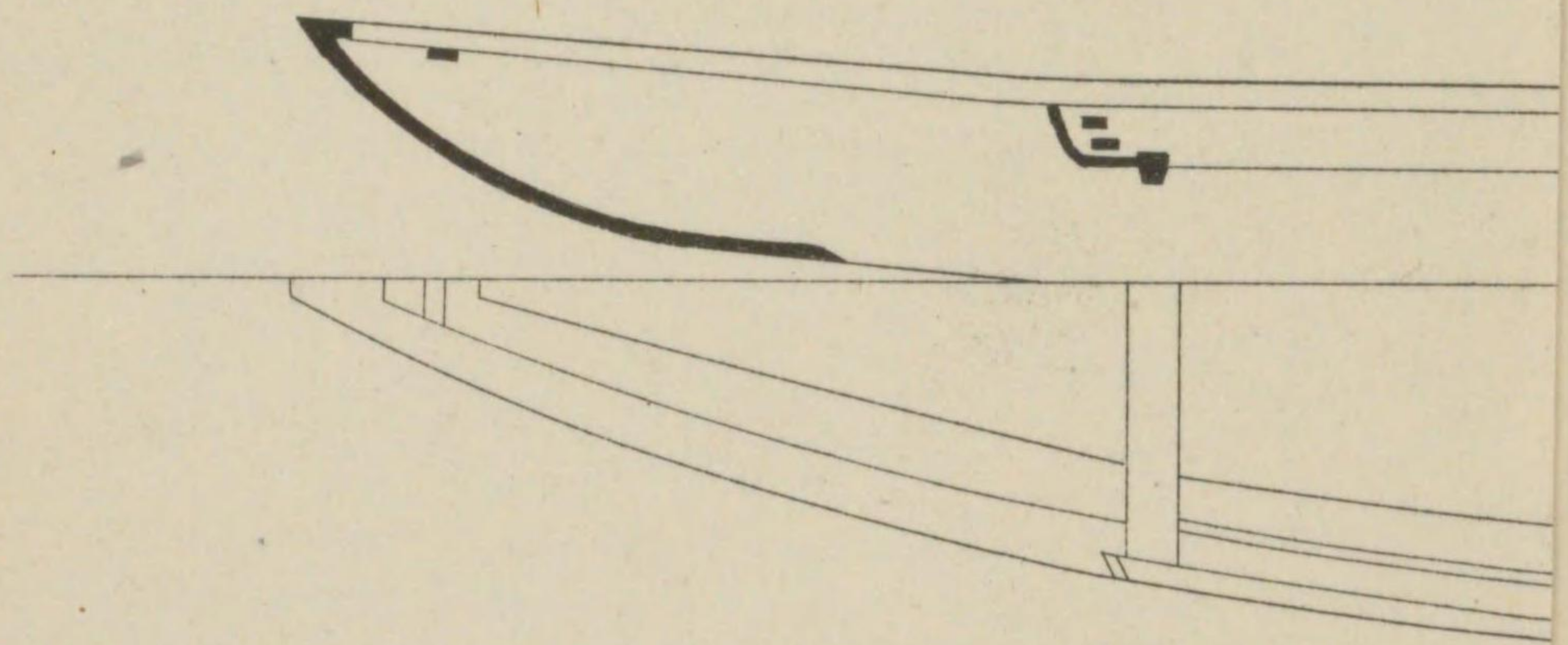
第四圖

劔先船

五十分ノ一





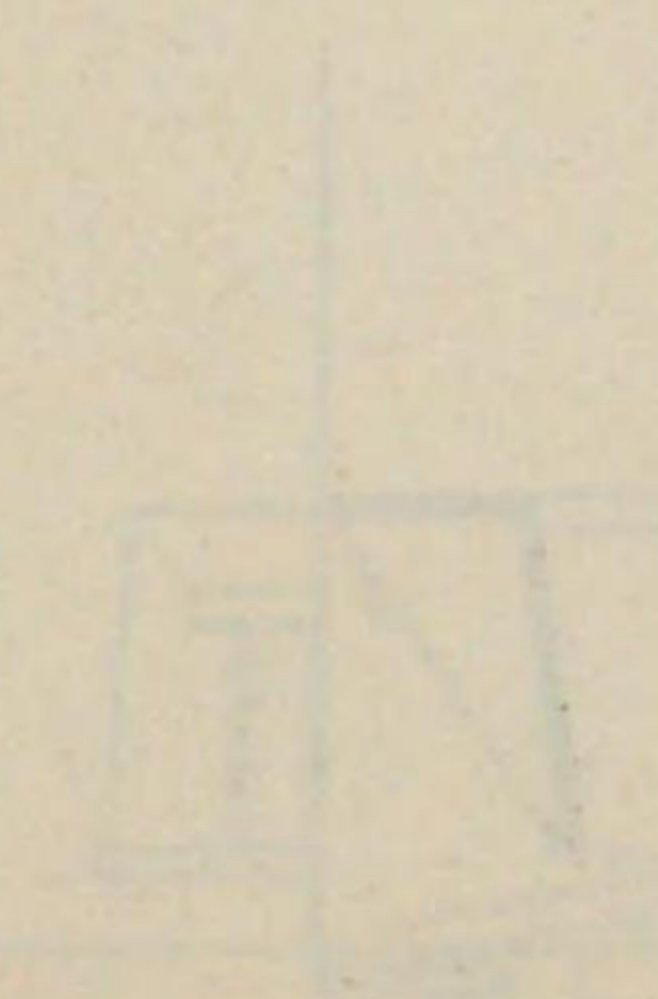


三三三

三三三

三三三

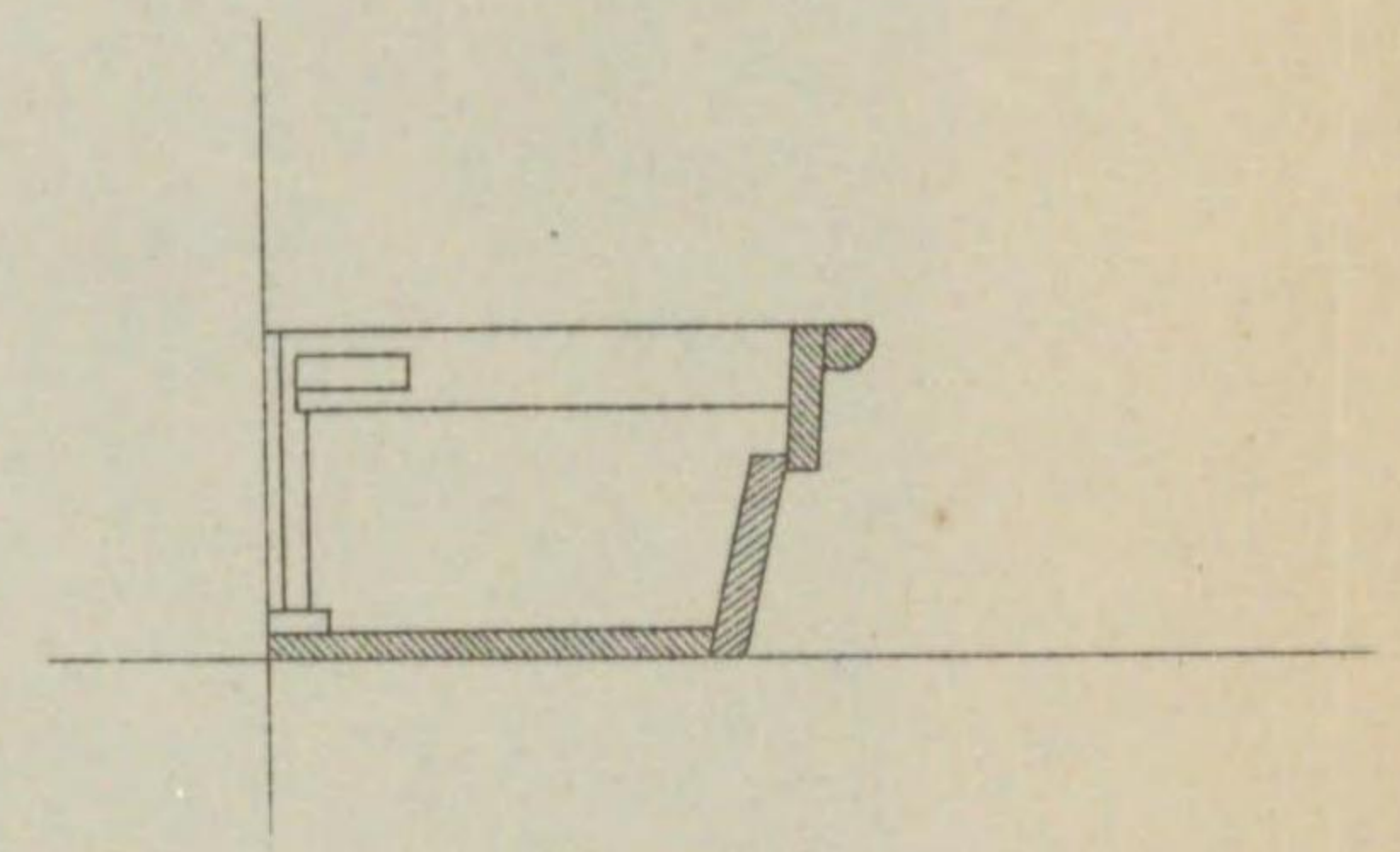
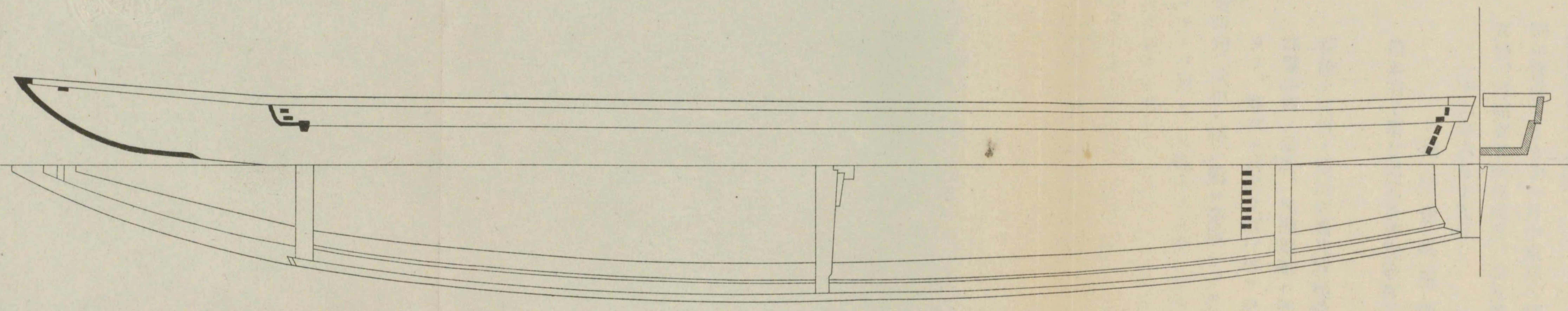
三三三



第五圖

土砂艇 (四合積)

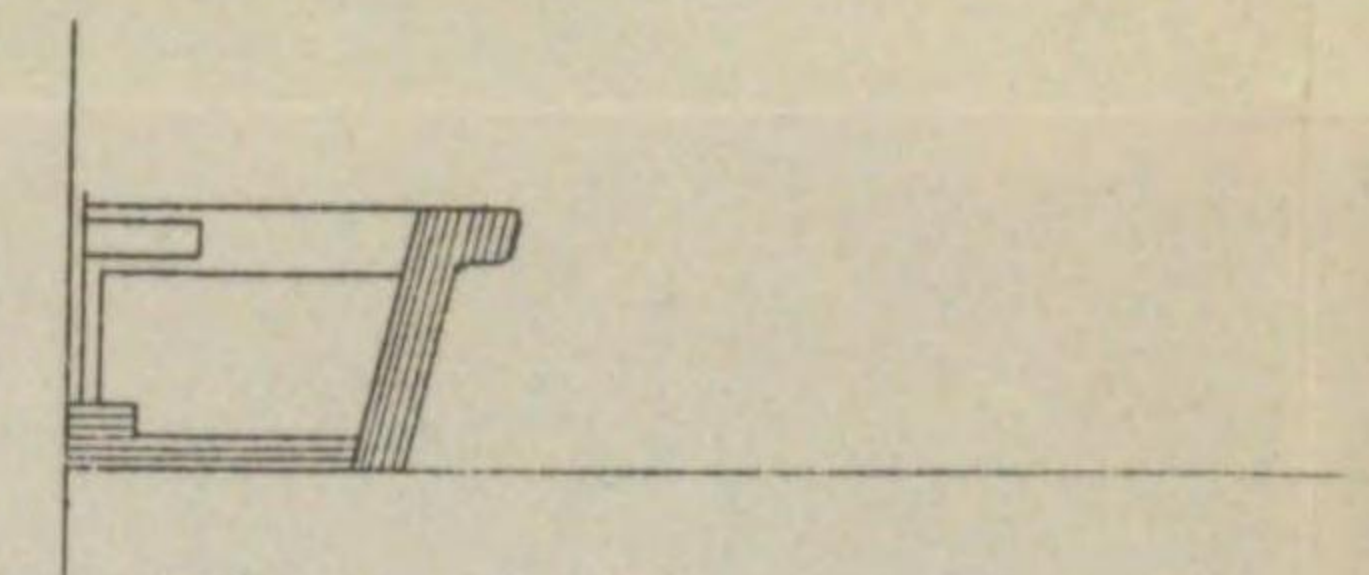
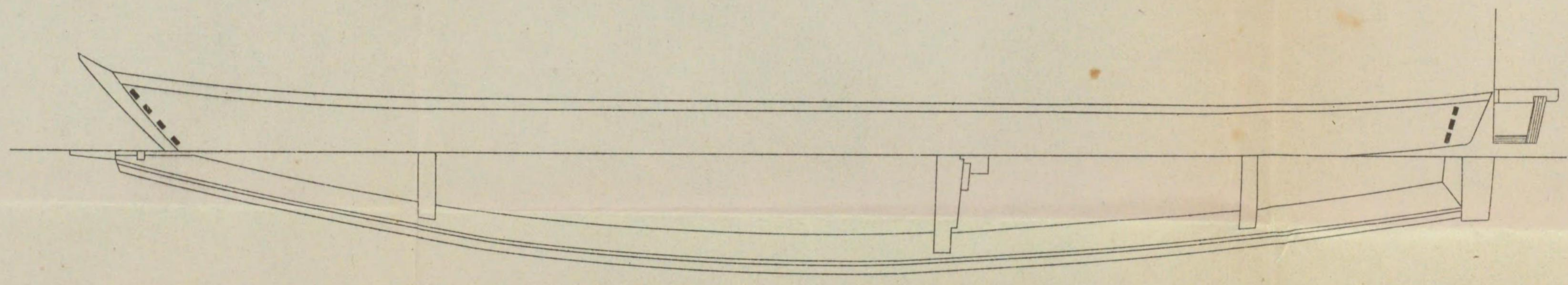
五十分ノ一

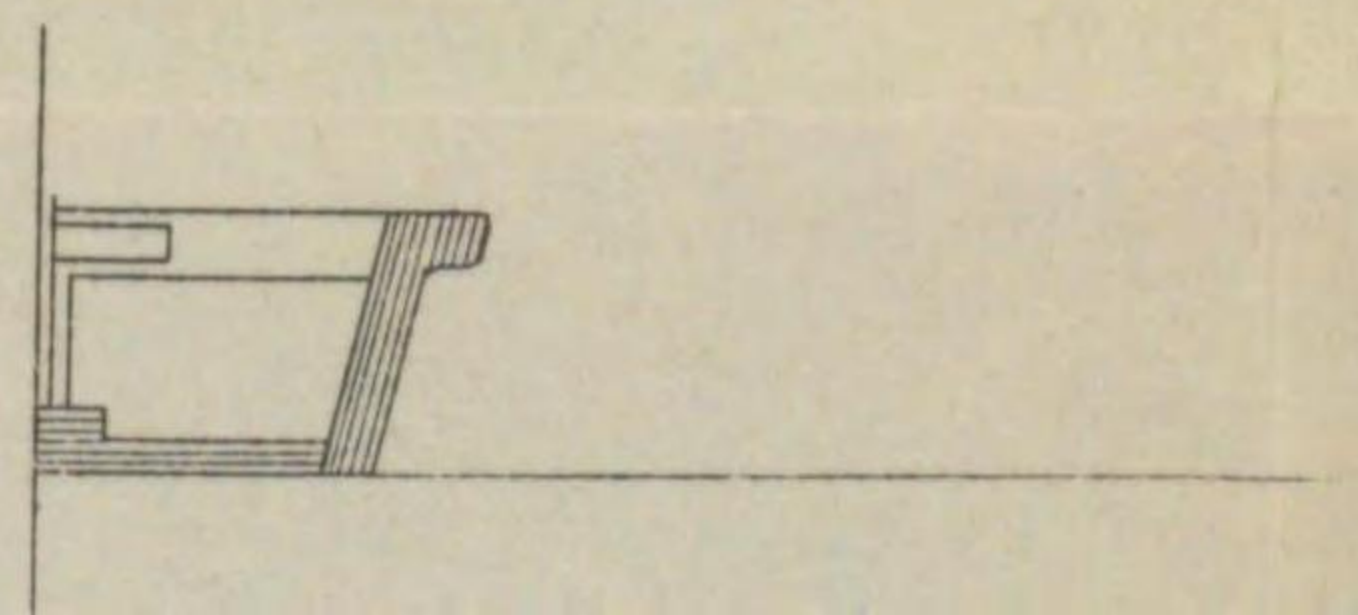
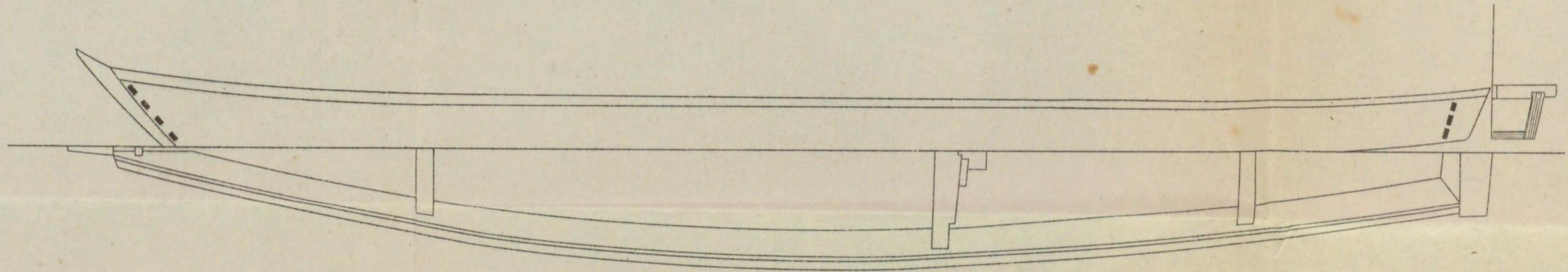
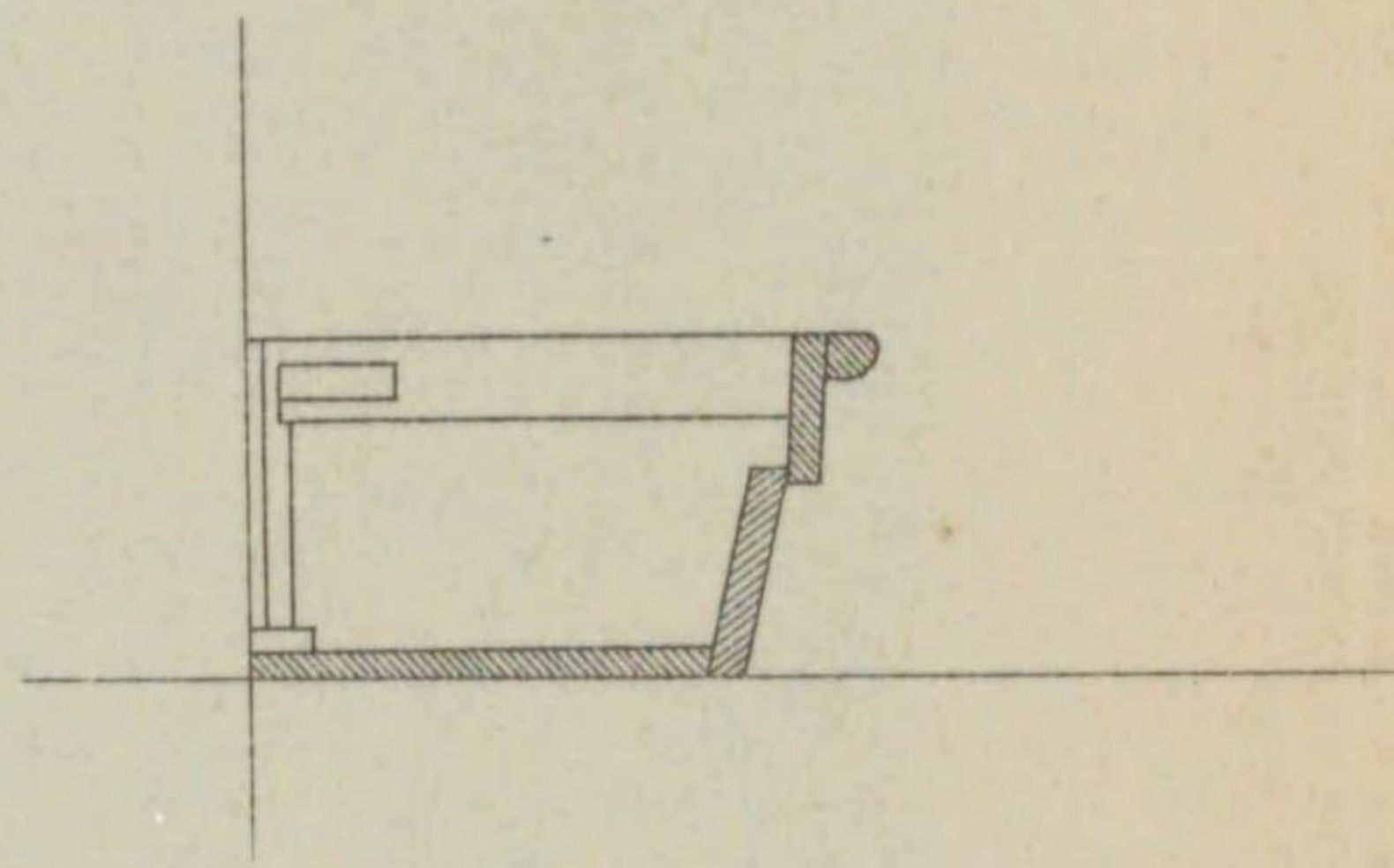
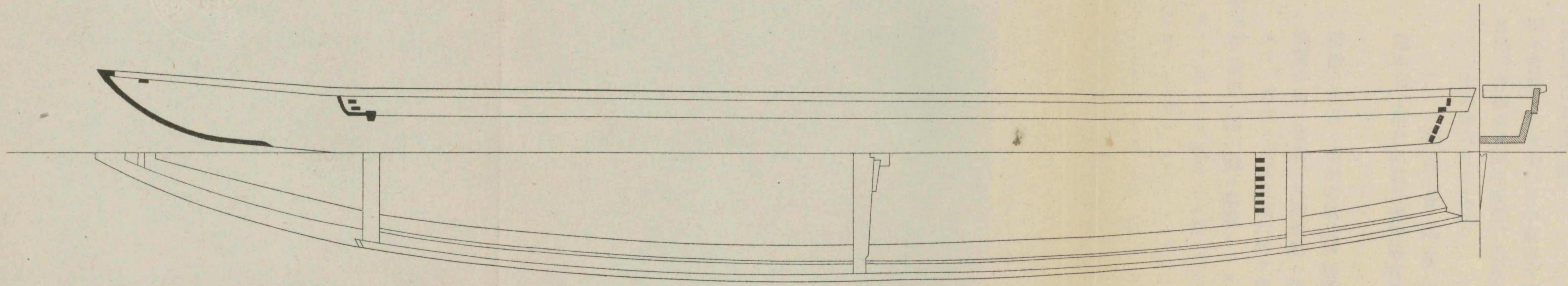


第六圖

通艇

五十分ノ一





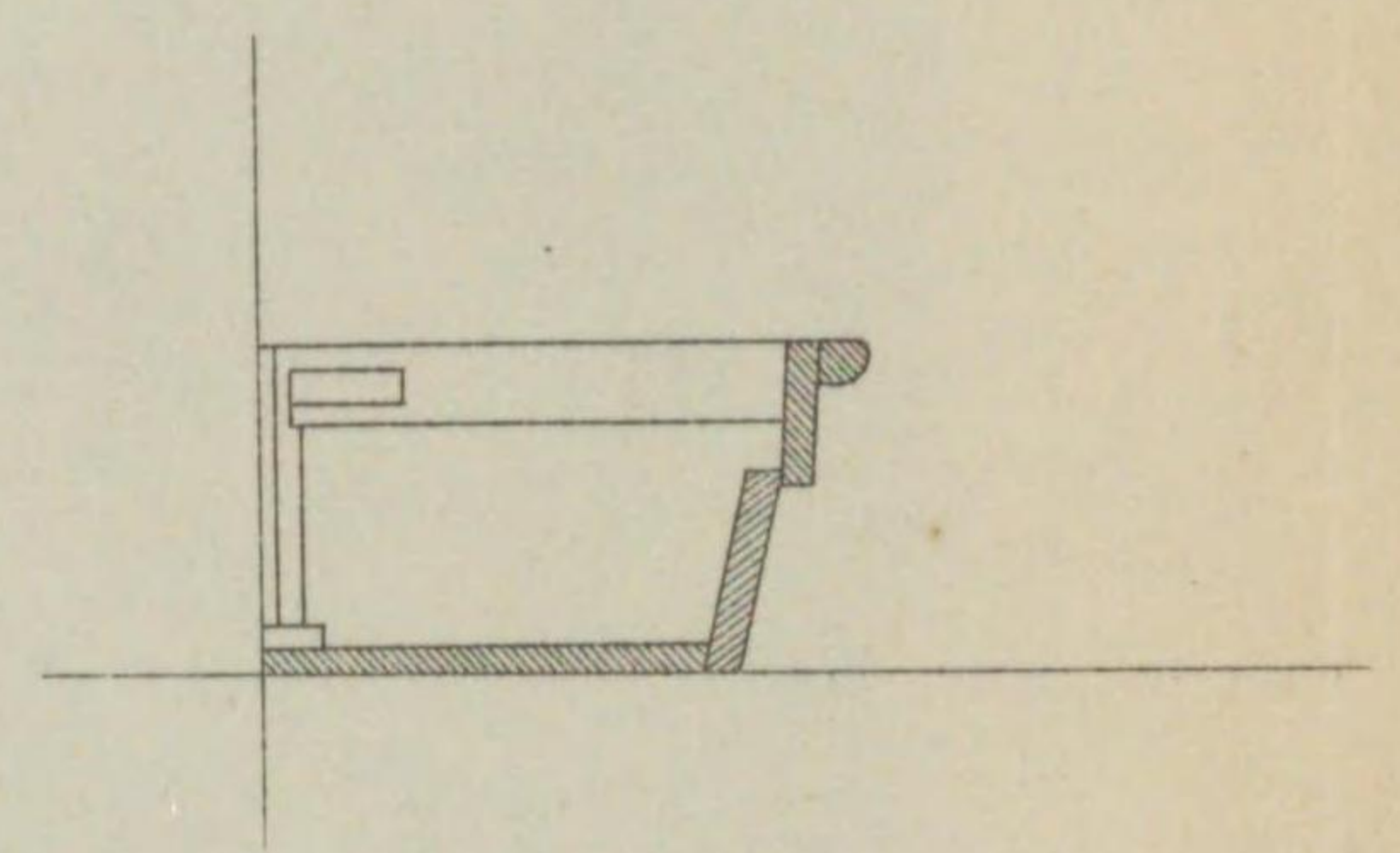
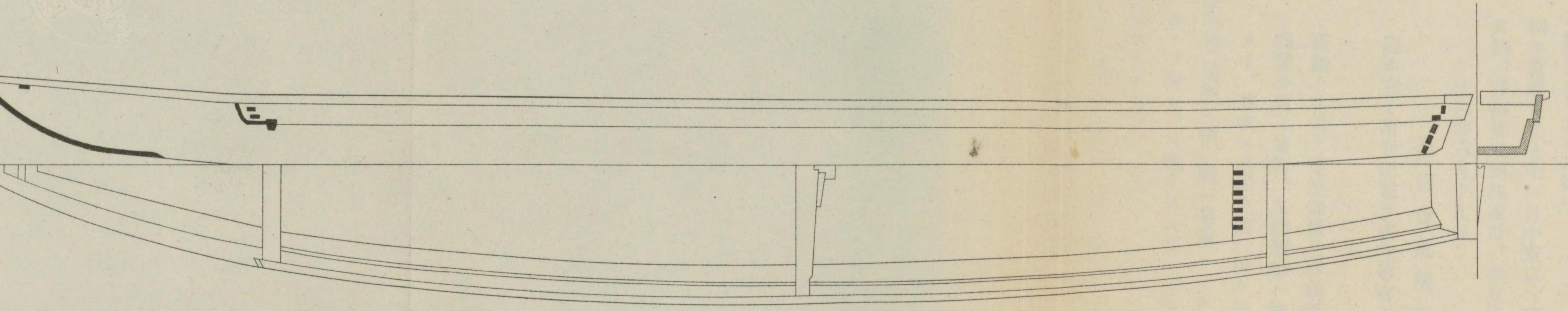
第六圖
通船

五十分ノ一

第五圖

土砂艇 (四合積)

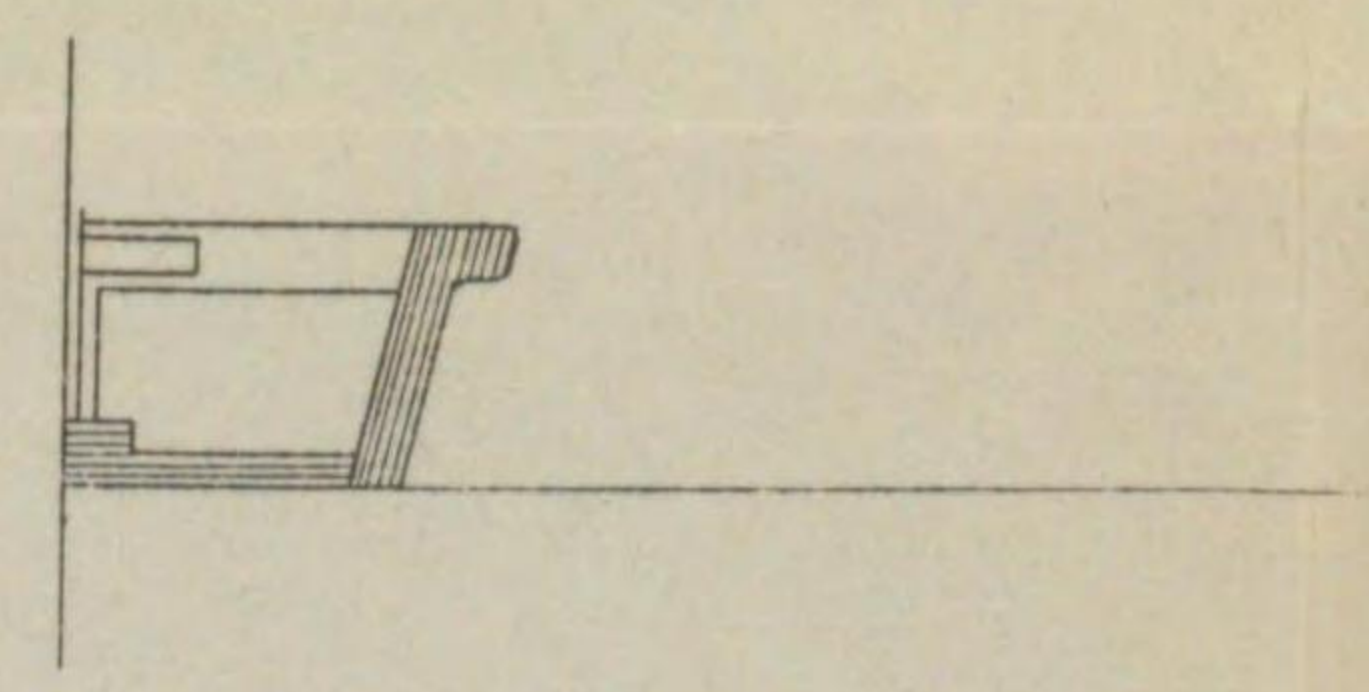
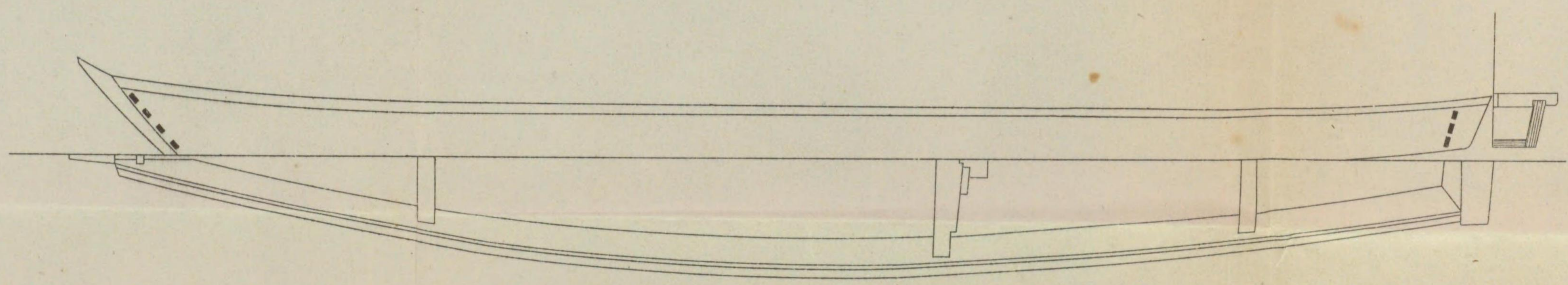
五十分ノ一

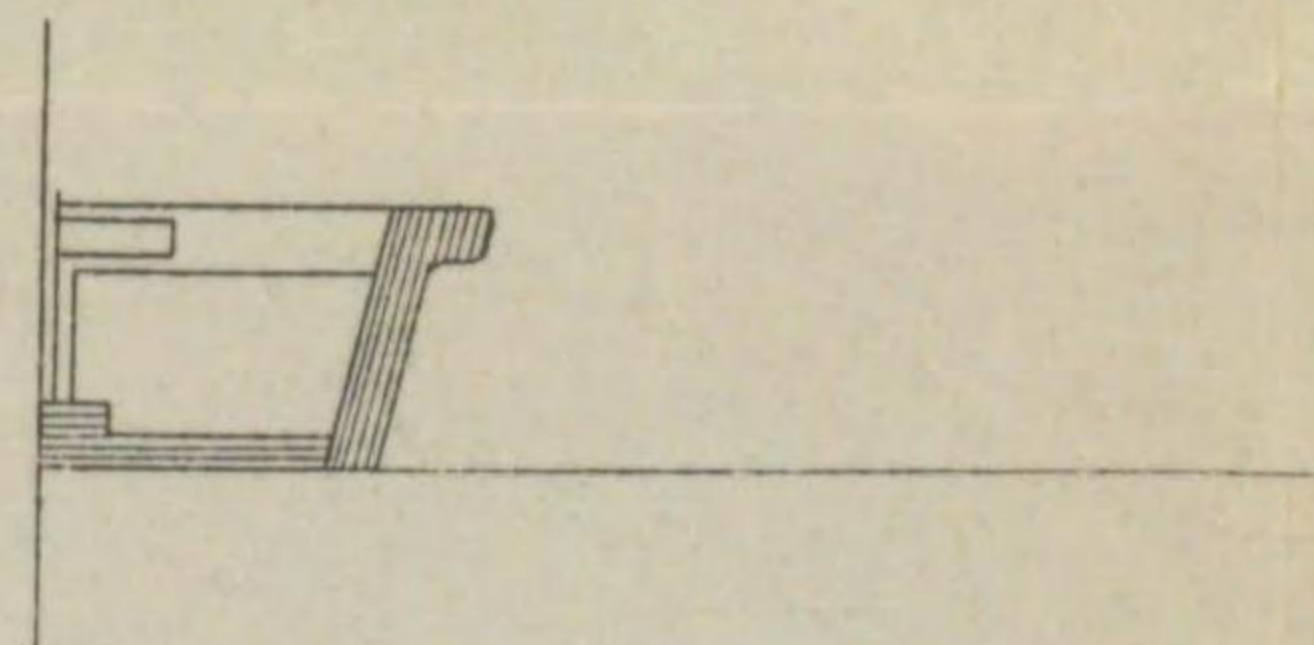
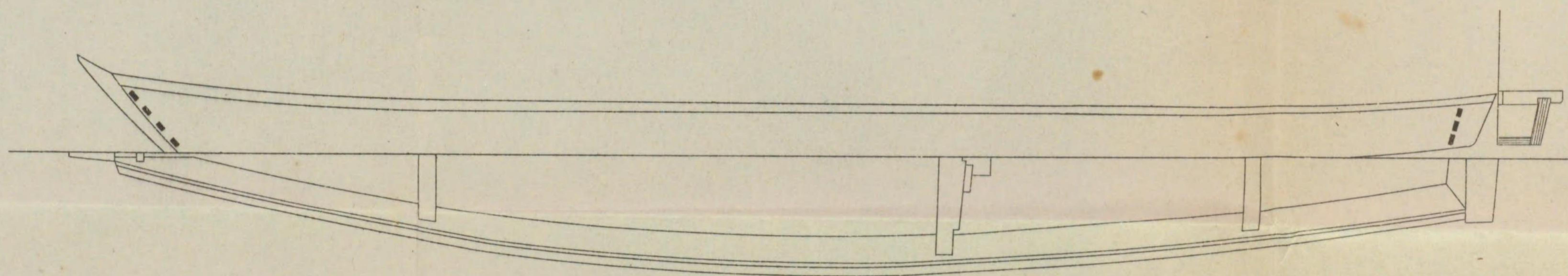
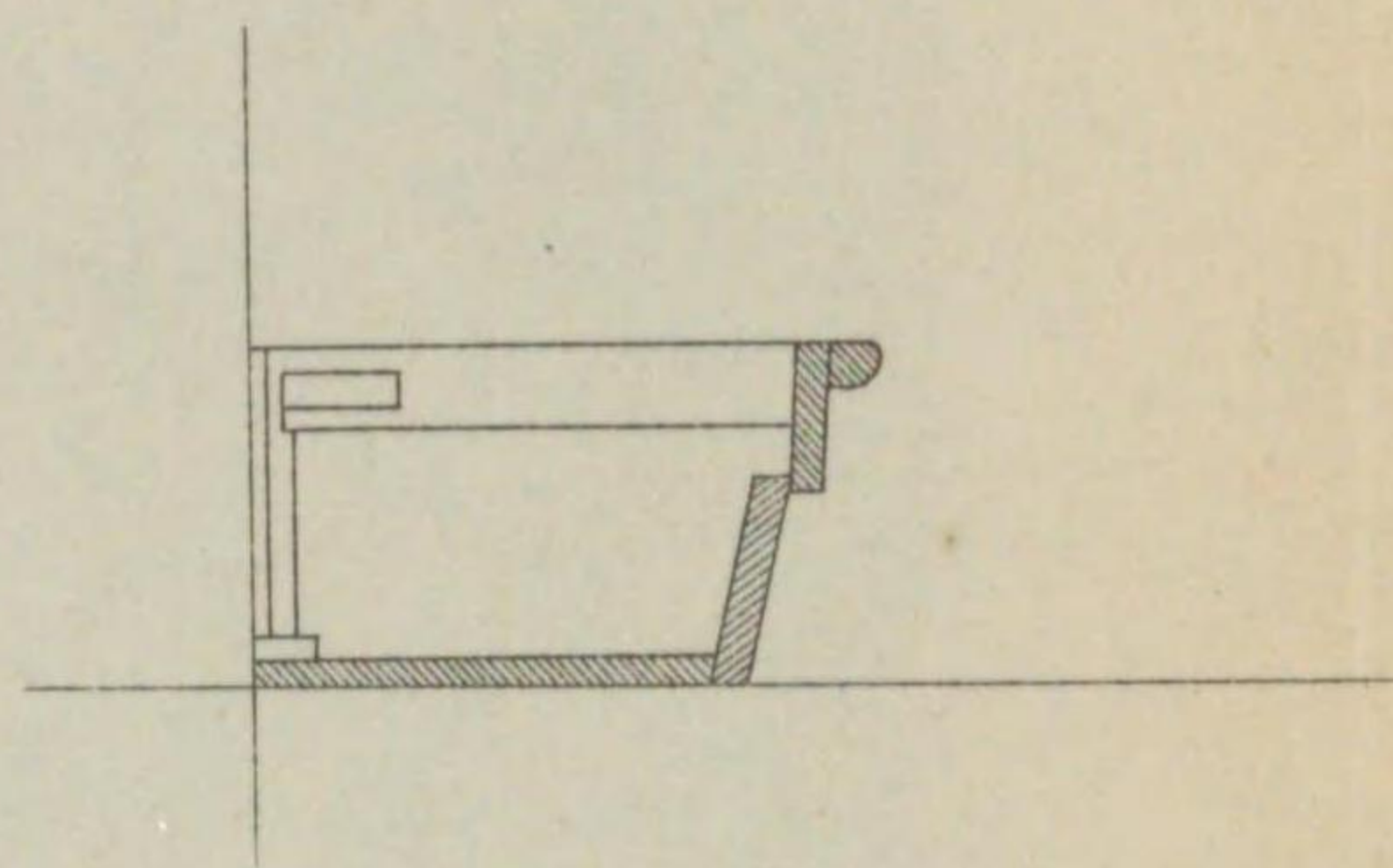
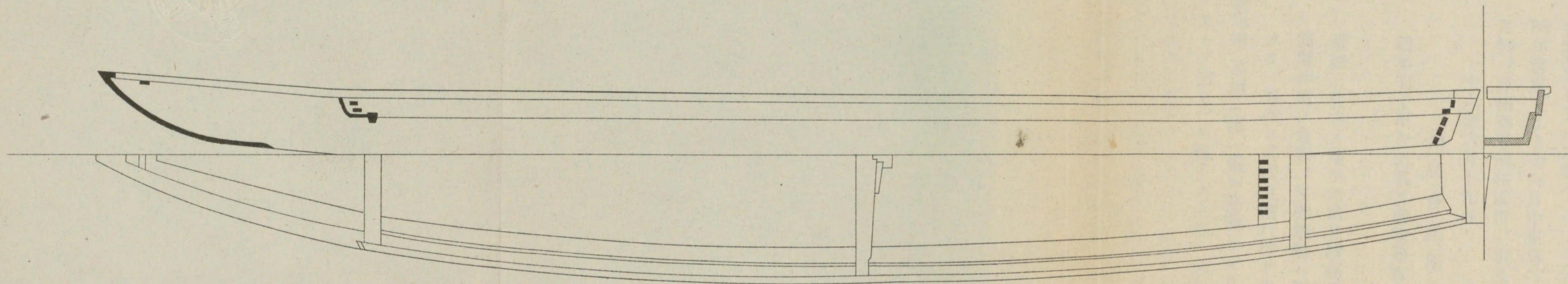


第六圖

通艇

五十分ノ一





第六圖
通船

五十分ノ一

大阪番船ノ濫觴及慣行

〔勸報第百五十六號〕

例年當府下より十一月中東京へ積送りを番船ト唱へるに於て濫觴其他慣例等、取調度儀有之を條、詳細御取調相成度、右及御依頼を也、

十六年六月十九日

勸業課 大阪府

商法會議所御中

追ふ右ノ事を記載を書物等有之を以て借用致度、右ノ添、也○以上第壹號諸問錄より抄出

番船ハ往古ノ菱垣廻船及樽廻船ニ源ヲ發セシモノニシテ、菱垣廻船ハ當時江戸積二十四組商業仲間ノ貨物、又樽廻船ハ酒造貨物ヲ專ラ運送シタルモノナリ、先ツ菱垣樽廻船ノ起原ヨリ、順次ニ其成立慣行等ヲ記シ、而シテ後チ番船ノ事ニ及フヘシ、

一 菱垣船(菱垣ノ稱ハ船ニ搭載シタル物貨ノ滾出ヲ防クタメ、兩舷ニ竹ヲ交斜シテ編ミタル籬様ノモノヲ附シ、其編ミタル形ノ菱形ナルヨリ起レリ、此菱垣ヲ附スルハ大阪廻船問屋ノ荒屋某ガ創始セル所ナリト云フ)ノ江戸ニ通航ヲ初メタルハ、元和五年泉島堺浦ノ人、紀州富田浦ニ於テ(二百五十石積)一船ヲ借り、之ニ大阪ヨリ木綿油綿酒酢醬油其他ノ物貨ヲ搭載シテ、江

菱垣船の名稱

大阪番船ノ濫觴及慣行

戸ニ運送シタルヲ以テ起原トス、而シテ其以降ノ沿革ハ、文政十二年中菱垣廻船問屋ノ町奉行所ニ差出シタル書面ニ詳カナレハ、左ニ之レヲ掲ク、

(甲)

乍恐口上

菱垣廻船問屋ノ内

(富田屋吉左衛門殿)

一菱垣廻船起立並問屋渡世仕來ノ儀、可奉申上旨被爲仰付奉畏候、則左ニ奉申上候、
一從御當地御江戸表へ、菱垣廻船相下リ候最初ノ儀ハ、元和五年泉州堺之者、紀州富田浦ヨリ二百五十石積程ノ廻船借受、御當地ヨリ木綿・油・綿酒・酢・醬油其外大廻リ集荷物積入、運賃銀ハ荷主船頭其品々代銀之甲乙、或ハ荷物嵩低、又ハ濡痛損シ等考へ究、始テ御江戸表へ積廻シ、其後寛永元年御當地北濱町泉屋平右衛門ト申者、江戸積船問屋相始メ、同四年毛馬屋・富田屋・大津屋・顯屋・塩屋相初リ、右ノ内塩屋義ハ荷主中ヨリ取建候船問屋ニテ、船數無少候ニ付、攝州脇ノ濱浦へ雇船頼遣候義有之、塩屋治左衛門方菱垣船ノ手船、若シ船切ニ相成候得ハ、右浦中ヨリ請込、何時ニテモ江戸大廻シ船爲切申間敷旨、惣荷主中へ證文相渡、依之脇ノ濱積船ハ菱垣船ノ代船ニ相成候目印ニ、表へ如當時菱垣ヲ付ケ、菱垣廻船ト同様ニ御座候テ、外廻船ト紛不申事ニ御座候、傳法船ニモ同所ニ船問屋有之、酒・酢・醬油・塗物・紙類・木綿・線綿・金物類・疊表其外諸品取集、寛文元年ノ頃江戸表へ積下シ、其頃船々ヲ小早ト唱へ、二百石積ヨリ三百石積四百石積位ヲ大船ト仕、銘々數艘有之候テ運送仕候、然ル處其頃迄江戸表

菱垣船の起原

江戸積船問屋

傳法船

小早

大坂屋伊兵衛

四極印元兩行事

十組問屋

ニハ組ト申モ無御座、荷主一己立ニ相成候間、平常ハ勿論破船ノ節爭論不絶、混雜仕無謂失墜多ク、荷主船頭・水主共迷惑仕候儀ヲ、江戸表荷主ノ内大坂屋伊兵衛ト申者、工夫ヲ以元祿七年江戸荷主ヲ十組ニ組分ケ仕、本組ノ内大行司相建、組々順番ニ相勤、万事其行司ニテ引請仕法相立、其節ヨリ重立候荷主ノ内ヲ船手極印元ト相唱、菱垣廻船ノ目印ノ焼印ヲ打、往來毎ニ船足船具等相改メ候仕法ニテ、御當地ヨリ同様相定リ候以來、菱垣廻船新造作り建候歟、又ハ買船仕候ハ、廻船會所へ相届ケ、見分ヲ受ケ、積石帆數相定被吳候上、銘々所持之届ケ仕候後、廻船會所諸入用相勤申候、右見分相濟候ハ、差入申候、江戸表へ罷下リ候ハ、彼地ニテ同役亦々見分仕、焼印差入候儀ニテ、唯今以右ノ仕來ニ御座候、
但、極印元大行事ノ儀、前段奉申上候通り、元祿七年ニ相定リ、享保十五年ニ尙又相立候、以來當時迄菱垣廻船積方取締ノ世話致吳候極印元四組有之、則四極印元ト唱、大行事惣行事ヲ兩行事ト申唱、船手一件ハ何事ニ不寄、私共ヨリ右ノ役家へ申出候仕來リニ御座候(以下此ニ略シテ後段慣行ヲ記スル所ニ割載ス)、

一菱垣廻船ノ成立ハ右ニ掲クル如クニシテ、之カ定願主タル大阪ノ荷主ハ二十四組商人ナリ(菱垣廻船問屋モ亦二十四組中ノ一部分タリ)、而シテ其組合ヲナシタル起原ハ、元祿七年江戸商人中、大阪商人ヨリ輸送スル所ノ物貨ヲ販賣スルモノニ於テ、十組(前段掲クル所ノ書面中、江戸荷主ヲ十組ニ組分ケ云云トアルモノニシテ、即チ川岸米油問屋・表荒物問屋・綿問屋・塗物問屋・釘鐵問屋・通町諸色問屋・酒問屋・藥種問屋・紙問屋・内店小間物問屋是レナリ)仲買ヲ立テタル時ニ

大阪番船ノ濫觴及慣行

アリテ、此二十四組完備シテ株仲間トナレルハ安永年間ナリ、今其種類名稱ヲ掲クレハ左ノ如シ、

綿買次積問屋
油問屋
鐵釘積問屋
木綿仕入積問屋仲間江戸組
一番組紙店
表店(壘)
塗物店
二番組紙店
内店組(木綿類)
明神講(昆布白粉・線香・布海苔)
通町組(小間物・古手・葛籠・竹皮)
瀬戸物店
藥種店
堀留組(青苳類)
乾物店

安永一番組(紙類)
安永二番組(金物・鐵・銅・木綿・古手)
安永三番組(草履表・青苳・火鉢類)
安永四番組(漆・摺木)
安永五番組(砥石類)
安永四番組(打物・針)
安永五番組(金・砥石)
安永五番組(烟草・帆布)
安永六番組(指金・肥物・鯨節)
安永七番組(干魚・昆布類)
安永八番組(鯨節・傘・折骨利(柳行李))
安永八番組(蠟店)
安永九番組(木綿・灰炭・紙屑・針金)
安永九番組(古綿・古手・櫓木類)
安永九番組(追服)

安永九番組ノ中、鯨節組 東組(紙木) 紅梅組(足袋・下駄) 書林組榮組(白粉・竹皮) 航榮組(菱垣廻船)
書林小間物・布・壘表・諸方荷次屋・蠟紙類)

一是ニ於テ菱垣廻船ガ二十四組ノ物貨ヲ搭載シ、江戸ニ運輸スル航海上ノ慣例ヲ記セントスル
ニ、文政十二年中菱垣廻船問屋ノ町奉行ニ差出シタル書面中、前段ニ採録シタル次條ヨリ此事ヲ述ヘ、又菱垣廻船問屋ヨリ同年中町奉行所ヘ差出シタル荷物積方ニ關スル書面ニ於テ、頗ル詳細ヲ盡クシタレハ、之ヲ左ニ掲載ス、

(甲)

船付
下田番所
浦賀番所

登切手

難破船の處

菱垣廻船諸
株荷積問屋

一菱垣廻船相仕建候節ハ、船付ト唱へ、荷主中へ披露仕、諸荷物積受、都合次第極印元ヨリ石付船具ノ目錄申受出帆爲致、豆州下田湊御番所様ニテ奉請御改候處、享保六年丑二月ヨリ、相州浦賀港御番所様ニテ奉請御改候様被爲仰付、以來浦賀港へ入津仕、御番所様奉請御改、登ノ節返上納仕候御切手頂戴仕候テ、江戸表へ入津仕候、其上彼地極印元見分仕候上、荷拂仕、濡痛辨銀取調、定ノ運賃申受候、江戸出帆ノ節ハ、日本橋菱垣問屋三軒ノ者ヨリ登リ切手取之、浦賀御番所様へ差上、亦ミ下リノ節返上納仕候御切手頂戴仕、罷登リ申候、但、御當地廻船又ハ他國廻船相雇候節ハ、元船並船具見分仕、御定ノ通廻船會所へ一上下雇ノ届書差出シ、追テ上着ノ節、又々其旨相届ケ申候、尤極印元兩行事へ相届、目錄申受候テ差下シ申候、

一御當地ヨリ江戸表迄ノ内難破船有之候得ハ、遠州今切ヨリ東ノ方ハ江戸表極印元兩行事ノ内(及テ)其船支配ノ方ヨリ見届ニ罷越申候、勿論日本橋同職ノ者モ同道罷越候儀ニ御坐候、今切ヨリ西ノ方ハ御當地ヨリ右同様出役仕候、右難破船諸入費勘定ハ古來ヨリ江戸表ニ於テ取計候仕來ニ御坐候、

一私共仲間往古ヨリ菱垣廻船諸荷物積問屋致來リ候處、家數増減有之、明和九年迄ニ九軒ニ相定候得共、内組合ニ御坐候ニ付、銘々株(三)被爲仰付被下度奉願上候處、安永二年巳四月御株御免許被成下難有奉存、則其節株帳面奉差上候、以來無滯御冥加銀奉上納、渡世相續仕候、尤九軒ノ内近來休株ノ者モ御坐候得共、相殘候者ヨリ御冥加銀奉上納候、尙又去ル文化六巳

年江戸表十組ノ者、爲御冥加每年金一萬二百兩宛奉上納候内、金二百兩ハ菱垣廻船中ヨリ奉上納候、其後船數百艘ノ御鑑札御株札於江戸表頂戴、難有渡世相續仕候儀ニ御座候、

文政十二年

吉左衛門

丑二月

代判 市郎兵衛

御奉行様

(乙)

一菱垣廻船諸荷物積方ノ儀被爲成御尋奉畏候、則左ニ奉申上候、

一私共所持支配ノ廻船諸荷物積方ノ儀ハ、御用御荷物諸家様御荷物、其外江戸十組諸問屋ヨリ御當地二十四組積方ノ者へ注文申越候諸色荷物、尙又御當地荷主ヨリ送り遣シ候荷物共、私共廻船へ積受、定之運賃申受、運送仕而已ニテ、注文引請又ハ買積等仕候ニハ無御座候、

一菱垣廻船相仕建候節ハ、江戸表極印元兩行事御當地同役家ノ者並ニ二十四組家別へ、船付ト唱へ、船頭名前披露仕、日數十一日ノ間ニ荷物追々ニ取集メ、船付仕候テヨリ十二日日出帆ト相定メ有之、諸荷物積立御當地出帆後、天災ニテ難遁難風荒波ニ出逢候ハ、船頭初乗組一同身命限り相凌候テモ、元船ハ勿論乗組一同助命無覺束相成候節ハ、無是非積荷物勿捨、船足輕メ、凌方出來候ハ、其最寄港へ漂着仕、其船宿へ難船ノ次第相斷、村役人並浦方御役所ヨリ御出役被下、難船ノ趣被聞糺、捨殘リ荷口へ繩張封印ヲ成、晝夜番人御付置、遠州今切ヨリ東ハ江戸表へ、今切ヨリ西ハ私共へ、飛脚ヲ以テ注進有之次第、極印元兩行事ノ役家

大阪番船ノ濫觴及慣行

三九一

廻船積諸荷

荷物蒐集

出帆

漂着の届出

浦改人の出

置手形浦手

へ相斷候ハ、集會ノ上難船ノ次第聞糺、浦仕舞金用意仕、極印元兩行事其船支配ノ問屋差添、浦方へ出立仕候、右出立仕候迄ニ、^(積)組合一同へ難船ノ趣披露仕、尙又江戸表役家ノ者問屋共へ案内申遣候、浦改人浦方へ罷越、役人方へ着届仕、立會ノ上封印御改引渡ニ相成候上、捨殘荷物荷^(線)操仕、員數相改、積入候節荷品書分帳面ヲ以引合、捨リ荷高相調、浦方人足賃應對ヲ以取究、其外諸入費相拂、改人ヨリ置手形浦方へ相渡、浦手形取之、元船出帆見届ノ上出立仕罷歸リ、極印元兩行事其船支配ノ問屋浦方出役ノ者共立會ニテ、諸入用取替金相調、帳面ニ仕、浦手形トモ江戸表極印元兩行事へ向差下シ申候、且其船浦方出帆後、江戸表へ無事入津仕候ハ、極印元兩行事問屋共立會、浦手形ニ引合セ荷拂仕候内、濡痛有之候荷物、荷主方へ引取候テモ間ニ合不申分ハ除置、積合同へ披露ノ上、立會ニテ入札拂ニ仕、荷物引替ニ代銀受取申候、夫レヨリ一同立會、積荷物惣元直段相調、其上元船直立仕リ、合テ何百貫目トベ上ケ、此内ニテ捨リ荷物代銀浦方諸拂、江戸大阪諸人用元船痛所作事買入道具代共、合力致吳候銀高不殘引去、殘銀高ノ内ニテ入札拂ノ賣代金ヲ差引仕、全ノ引殘不足銀高ヲ惣元直段へ割付、元銀百目ニ付何程ノ掛リ銀ト相定、極印元兩行事ヨリ積合同へ披露仕、支配ノ問屋ヨリ運賃銀掛リ銀共取集、船手ヨリモ船直建ヲ以掛リ銀差出、其上捨リ荷物有之候荷主へ、掛リ銀差引仕、割付差戻シ申候、尙又極印元兩行事取替銀並運賃銀合力銀トモ、爲換取組候様、江戸表ヨリ^(案)按内有之次第爲替取組、難船入用取替銀ハ極印元へ相渡シ、運賃銀ノ内ニテ江戸入用相拂、差引殘合力銀共私共へ請取、船上着ノ上、合力銀ヲ以早速作事仕

難破船損害惣勘定

候歟、又ハ足シ銀仕候テ作リ替共、其節ノ時宜ニ寄り取計仕、追而江戸表へ罷下リ、極印元兩行事ノ見分ヲ請候仕來リニ御座候、

但、御用御荷物諸家様寺社御荷物ハ諸掛銀不申受候、万一御荷物捨リ候ハ、捨リ損、又ハ御荷物殘リ有之候ハ、其儘御渡申上候、尤濡痛有之候トモ、辨金一切不仕候仕來ニ御坐候、右奉申上候通、難船ノ節積合同同損失甲乙無之様、於江戸表勘定相立、元銀百目ニ付何程ト申儀、申參リ次第、私共ヨリ御當地極印元兩行事へ、書付ヲ以テ其時々相斷申候儀ニ御座候、乍恐此段書付ヲ以テ御答奉申上候、御聞濟被爲成候ハ、難有奉存候、以上、^(下既)

文政十二年

菱垣問屋七軒

二月

代判代印

御奉行様

菱垣一方積

一天明年度ニ及ヒ、菱垣廻船ノ方法漸ク弊害ヲ生シ、終ニハ二十四組ノ荷主中、往々窃ニ樽廻船ニ其貨物ヲ塔載スルコトトナリ、菱垣廻船頗ル衰微シ、船數モ減少スルニ至レルヲ以テ、江戸十組ヨリ官ニ哀訴シ、天保四巳年舊幕府ヨリ十組ノ取扱ニ屬スル物貨ヲ、樽船ニ於テ塔載ス、カラサル旨ヲ達シタリ、

之ヲ菱垣一方積ト云ヘリ、但シ、鯉節干肴問屋乾物問屋、並御前御菓子御用砂糖納人御次菓子納入等ノ仕入ル、砂糖十萬斤ニ限り、菱垣樽兩廻船ニ塔載シテ妨ケナキノ約アリ、一天保十三寅年迄ハ、上記スル所ノ如ク經營シ來レルニ、同年舊幕府諸株仲間組合ヲ廢停スル

大阪番船ノ濫觴及慣行

九店

ノ分ヲ布キタルヲ以テ、菱垣廻船二十四組ノ株仲間モ解放トナリタリ、然レトモ實際物貨ノ運輸上、之ヲ管理スルモノナキトキハ不檢束ヲ極メ、弊害百出スルカ上、弘化三年大阪江戸間ノ海上大難風アリテ、廻船難破ニ及ヘルモノ多ク、且ツ之カ處置ヲナスニ於テ、定規ノ據ルヘキモノナキカダメ、損毛ノ巨大ナルノミナラス、其收結ニ煩難ナリシヲ以テ、從前二十四組ノ荷主中、重積(其物貨ノ重要ナルモノ)ノモノ九商、相謀リテ更ニ船舶ヲ造リ、嘗テ萎靡ニ屬セル菱垣船ノ勢ヲ擴張シ、常ニ物貨運輸上ノ事ヲ管理スルコトトナレリ、當時隆盛ナリシトキ九店支配船四十餘艘アリシト云フ、是レ九店ノ起元ニシテ其商目ハ左ノ如シ、

- 綿
- 油
- 紙
- 木綿
- 藥種
- 砂糖
- 鐵
- 蠟
- 鯨節

十三店

年行司

世話番

番船の起原

番船の名稱
九店支配船

綿番船

此他舊時二十四組中ノ表組瀨戶物店・塗物店・堀留組・明神組・乾物店・通町組・安永二・三・四・五・六
七・八・九番ノ十三組合ヲ十三店ト稱シ、九店附屬ノ姿ヲナセリ、

一九店ニハ一店ニ一名ツ、推選セラレタル年行司(一店二名ノ中、一名ハ名望アルモノニシテ常任タル實アリシモノナリ)アリテ、又此年行司中一名ツ、二ヶ月毎ニ輪番其事務ヲ處理ス、之ヲ世話番ト稱セリ、江戸ニ於テモ此時ニ於テ九店ヲ設ケタリ、

一番船ハ此九店ノ設置アリシ後、弘化四亥年ヨリ初マレリ、
天保十三寅年株廢止以前、既ニ年々番船ノ如キ艤送ヲナシタルコトアリシモ、未タ其體裁順序等完備セス、其事ノ何レノ時ヨリ初マレルカ明瞭ナラス、今日所謂番船ノ體ヲ備ヘタルハ、實ニ此弘化末年ナレハ、之ヲ其始トス、

一番船ハ各船艤駛シテ其第一番ニ到着スルヲ競フヨリ出タル稱ニシテ、其船種ハ菱垣廻船ヲ用ヒ、艤送ノ事ハ廻船仕立問屋ニ於テ掌サトリ、全體ハ九店ノ支配ナリ、故ニ之ヲ九店支配船ト云ヘリ、

一番船搭載ノ物貨中綿ヲ以テ主トス、是レ東京ニ於テ競フテ其年新産ノ綿ヲ購買スルニ因レリ、故ニ九店番船ヲ他ノ酒ノ番船ニ對シテ綿番船ト云ヘリ、
一九店支配船ノ組成ハ左ノ如シ、

九店共有船
廻船問屋所有船

大阪番船ノ濫觴及慣行

運賃

九店中仲間所有船
九店及一般人民各自ノ所有船

一番船ノ運賃ハ搭載スル物貨毎ト、當初其價額ヲ定メテ之ヲ元値トシ、後來時世ノ變遷ニ應ジ、漸ク相増シ、極度三十三四割ヲ加フルニ至レリト云フ、而シテ此運賃ニ元船積卸シ費用(並カ)内解賃錢ヲモ籠メ、其拂方ハ江戸着後ニ於テスルヲ通例トス、

一番船積送ノ事、其順序ヲ逐フテ記スレハ左ノ如シ、
一 毎年八月下旬ヨリ九月朔日迄ニ、九店世話番ヨリ江戸九店世話番へ、其年番船ノ船數ヲ取極ムルタメ相談狀ヲ出シ、其返書ヲ得テ便宜ニ之ヲ定ム、
一番船ト定マレル船ハ、其船頭及仕立元ヨリ、海上先後ヲ争フニ不法ノ乗方不致云云ノ請證文ヲ置ルナリ、其證文面ハ左ノ如シ、

差上申證文ノ事

一新綿御積初ニ付、私共へ番船被仰付、御荷物近々御積渡シ被成下、元船積立仕、來ル何日揃走リ出帆仕候後、順風乘リ下、志州大尾崎夜中乗候義ハ勿論、先後相争ヒ不法ノ乗方決シテ不仕、浦賀先後ニテ江戸表無事着專一ニ相心得、船中一同取締可仕旨被仰付、委細奉承知候、右御證文依テ如件、

番船ノ銘々惣連判

右問屋銘々連判

船頭及仕立元ノ證文

任證文

九店御世話番御衆中様

一番船ノ數及其船名等ヲ定メ、船付ヲナスノ前、其船付ヲナスヘキ船名ヲ記シ、其到着シタル時ノ取計方ヲ依頼スル書面ヲ、再ヒ江戸九店及廻船問屋、並ニ番船ノ到着前後ヲ定ムル浦賀港ノ船問屋ニ郵送ス、

一 又此際船問屋ハ番船ノ船付書ヲ九店中ナル(主船カ)配付シ、其物搭載ノコトヲ周旋ス、
九店外商人ノ物貨ト雖トモ搭載スルコトアリ、此時ニ於テハソノ荷主ヨリ運搬上ノコトヲ

一切依頼スル旨ノ證書ヲ取ル、之レヲ任セ證文ト云フ、

一 物貨ノ積入了リ、出帆ノ前一日、九店ノ行事及九店ノ商人並ニ船問屋行事船問屋一同酒樓ニ會シ、番船々頭ヲ招キ、祝宴ヲ開ク、之ヲ出帆盃ト云フ、

一 此開宴ノ初ニ於テ、番船ノ船頭籤法ヲ以テ其番號ヲ定メ、是レヨリ後大阪ヲ出帆スル際迄、諸般ノ進退舉措皆此番號ニ據リ、敢テ錯雜混亂ナラシメス、頗ル嚴肅ヲ極ムルモノナリ、

一出帆ノ當日ハ早朝ヨリ九店一同見立船ヲ艤シ、安治川四丁目ニ臨時取設ケタル場所(之ヲ切手場ト云フ)ニ於テ、番船々頭ヲ豫シメ定メタル番號ニ據リテ列坐セシメ、各其船送り切手ヲ交付ス、此切手ヲ交付スルトキ、已ニ船頭ハ之ヲ受ケテ本船ニ達スルノ前後ヲ競争スルヲ以テ、切手モ手ツカラ授受セス、船内ノ柱ニ之ヲ縛シ、撃柝ヲ號トシテ各之ヲ取り、飛走シテ準備シタル舩ニ乗り、天保山沖ナル本船ニ馳セ着キ、此ニ達スルヤ否、直チニ出帆ヲ爲スモノナリ、而シテ船送り切手ハ左ノ書式ナリ、

大阪番船ノ濫觴及慣行

船頭ノ番號を定む

切手場

船送り切手

覺

一千何百石積

何屋誰仕建

何々丸誰船

何人乘

右ハ今般新綿並ニ諸荷物積立、船足見分ノ上、今午ノ刻當地出帆爲致候間、無事入津ノ砌、御見分可被下候、以上、

年號

大阪九店

月日

世話番判

江戸九店

御世話番衆中様

浦賀到着

一大阪ヲ出帆シ、浦賀ニ着スルトキハ、同所船問屋ニ於テ、前キニ九店ヨリノ通知ニヨリ、豫シメ同港燈明臺ノ下ニ見張船ヲ出シアルヲ以テ、此見張船ニ船切手ヲ届ケタル先後ヲ以テ(兩船相竝ンテ入ルカ如キハ、之ヲ抛入シテ其先後ヲ争フヲ云フ)、其一番入ニ番入・三番入ノ順ヲ定メ、其入船ヲ船役所ニ届ケ、改メヲ受クル等ノ手順ヲナシ、又船問屋ハ此番船到着スル毎ニ其番ヲ定メ、別ニ其證トシテ木札ヲ船頭ニ與ヘ、一面脚夫ヲ以テ之ヲ江戸大阪ニ通報ス、

江戸到着

一船江戸ニ入レハ、船頭船問屋同伴シテ九店世話番ノ許ヲ巡リ、到着ノ挨拶ヲナシ、是レヨリ

物貨ノ陸揚ケヲナス、

一一番入ノ船頭ハ、賞トシテ二千疋許ノ金並ニ羽織等ヲ與フルニ止マルモ、其心力ヲ盡クシテ先後ヲ争フ所以ノモノハ、其荷主ニ於テハ物貨ノ價格モ早着ヲ以テ景况善ク、又船ニアリテハ之レニ因テ大ナル聲譽ヲ博シ、將來其船ニ搭載スル物貨モ、自然多キヲ加ヘ、且ツ次年番船ヲ出ストキ、拔仕立ト稱シ、他ニ先タチテ此船ヨリ物貨ヲ搭載スル等、特別 待遇アレハナリ、

拔仕立

一一番入二番入等ニ於テ、其到着毫髪ノ差ヲ以テ先後相分ル、時ニ方リ、若シ紛議ノ生スルコトアレハ、江戸九店廻船問屋臨時協議シテ、總一番次一番ト云フカ如キ判定ヲ與フルコトアリ、

先後場

一船番(番船)江戸ニ於テ物貨ヲ陸揚ケシ了リ、歸港スルトキ、神戸港ニ寄セ、同所木屋某(先後場ト稱ス)ノ許ニ抵リ、番號札ヲ受ケ、翌年番船迄ノ間ニ江戸積ヲナス順番トス、

一以上記列スル手續ノ外、些末ナル條項ハ九店ニ於テ設ケタル番船要用録ニ詳カナルヲ以テ、此ニ略シ、別番ニ之ヲ採録ス、

難破船損害の負擔

一九店支配船航海中難破ノ災ニ罹レル時ノ處分方ハ、前ニ掲載セル乙號菱垣問屋ヨリ町奉行所ニ出シタル書面ニ在ル所ト同一ニシテ、其難破ヨリ生スル物貨損失、(ナカ)江戸九店ト大阪九店トニ於テ負擔スル所ノ區別ハ左ノ如シ、

木綿商

大阪番船ノ濫觴及慣行

油商

綿商

此三業ハ、江戸問屋ノ注文ニ因リテ輸送シタルモノハ、江戸問屋之ヲ負擔シ、自己ノ見込ヲ以テシタルモノハ、勿論自己之ヲ負擔ス、

蠟商

此商業ハ一定セサレトモ、多ク前項ニ同シ、

砂糖商

紙商

藥種商

此三商業ハ、往昔ニ在リテハ注文ト見込積トニ拘ハラヌ、江戸問屋ニ於テ荷主ノ受取ルヘキ代價中ヨリ、五分ノ口錢ヲ收ムルカ故ニ、若シ難破ニ遭ヘハ、彼レニテ其半ヲ負擔シ、即チ折半負擔ナリ、

鯉節商

此商業ハ曾テ見込輸送ノミナレトモ、他商ニ異ナリ、江戸問屋ニ於テ荷主ノ受取ルヘキ代價中ヨリ、五分ノ口錢ヲ收ムルカ故ニ、若シ難破ニ遭ヘハ、彼レニテ其半ヲ負擔シ、即チ折半負擔ナリ、

一以上ノ成規習慣ニ據リテ、文久年度年々番船ヲ出シタルニ、當時舊幕府ニ於テ、汽船ヲ以テ江戸積物貨ヲ運搬スルコトヲナシ初メ、且ツ世上騷擾ヲ來セシ等ヨリ、終ニ番船ヲ出スコトヲ廢

番船の廢止

東京爲換會社
廻漕取扱社
郵便汽船會社
積合店

十八丸
九重社

東京積問屋
東京荷積商組合

廻漕社
平井社
西尾社
上念廻漕店

停シタリ、

一維新ノ後、東京大阪間ノ定レル海運ハ、明治三年頃ヨリ東京爲換會社廻漕取扱社ノ支店開設アリ、^(汽)汽船ヲ以テ其事ニ從ヘルニ、同五年頃之ヲ郵便^(汽)汽船會社ト改稱セリ、此トキ舊時ノ九店商人タリシモノニ於テ、結合シテ積合店ト云フヲ設ケ、此積合店ヨリ郵便^(汽)汽船會社株式ノ中へ若干金ヲ出シテ株主トナリ、東京へ輸送スル物貨ヲ其^(汽)汽船ニ搭載セリ(他ノ風帆船日本形ヲモ交用セリ)、而カシテ此郵便^(汽)汽船會社ノ組織ハ、舊時廻漕業タリシモノニ係ルヲ以テ、明治八年同社廢止ニ際シ、東京大阪ナル舊九店商人之ト協議ノ上、兩所九店ノ店號ヲ合セテ十八丸ト云フ一ノ風帆船ヲ造リ、其運送取扱ノ社ヲ設ケ、之ヲ九重社ト稱シ、運搬ヲナシ、初メニ頗ル^(利益)利益ヲ得タルヨリ、漸次其^(汽)汽船ヲ加ヘ、専ラ東京積物貨運送ノ業ニ從事シ、終ニハ九店ノ稱ヲ再興スルニ至レリ(舊九店商人ハ維新後府下ニ設立ナリシ商法會社ニ其組合規則ヲ出シ、二十四組ノ名稱ヲ用ヒタリシガ、明治五年諸株仲間廢止ノ令出ルニ及ヒ、一時之ヲ解放シタルモ、九店即チ當時ノ積合店ニ於テハ、同七年一月府廳ノ認可ヲ得テ、東京積問屋ノ組合ヲナシ、同九年ニ至リ、東京荷積商組合ト改稱シタリ)、

一前項ノ如ク運輸ノ便ナルヨリ、樽船ノ荷主タル酒造家ニ於テモ、風帆船ヲ造リ立テ、九重社取扱ノ諸船ト合シ、就テハ其取扱會社ハ舊樽船問屋ヨリ組成シ、之ヲ廻漕社ト稱シ、平井社西尾社(明治十六年ニ至リ、上念廻漕店ナル一取扱ノ業ヲ増シタリ)ノ二社ヲ加ヘ、各物貨運搬取扱ノ業ヲ營ミ、其數ハ目下四十艘ナリ、

大阪番船ノ濫觴及慣行

一右九店ニ於テ、維新後番船ヲ出セルハ、明治十年ヲ初メトス、而カシテ其出帆手續航海ノ事、皆ナ昔日ト異ナル所ナク、但難破船ノ處分等、法律ニ關スル部分ノミ現行ノ規則ヲ履行シ(難破處分ノ入用ハ平等ニ荷主ヨリ徴收ス)、東京着ノ先後ヲ定ムルハ浦賀ニ於テセス、品川沖ニ見張船アリ、之ニ船手形ヲ交附スル遲速ヲ以テ、先後ノ番次ヲ定ムルナリ、飯港ノ時、神戸ニ於テ先後札ヲ受ケタルコトハ之ヲ罷メタリ、

樽廻船

樽廻船の起原

十二郷

積荷の品目

一樽(酒ナリ)廻船ハ、正保年中攝州傳法村ヨリ、廻船ヲ以テ酒荷ヲ輸送シタルニ初マリ、爾後酒並ニ荒荷ノ江戸積ヲナシタリ、
 一樽船ハ爾後西宮・兵庫・灘目・伊丹・池田等ノ酒造商ノ物貨ヲ、江戸ニ運搬スルヲ主トシ、其問屋ヲ大阪ニ八軒、西宮ニ六軒ヲ置キ、其船ハ右ノ酒造家所有船及問屋所有船ヲ以テ組織セリ、
 盛大ナルトキハ百四五十艘ノ船舶ヲ有セリト云、
 一樽船ノ荷主タル酒造商ハ十二郷ノ組合ヲナシタリ、其名稱ハ左ノ如シ、
 大阪 伊丹 池田 今津 西宮 青木 魚崎 御影 東明 新在家 大石 兵庫
 一樽廻船ハ元來酒ヲ主トシテ、傍ラ荒荷(雜貨)ヲ搭載スルモノナリシモ、漸次隆盛ヲ致シテ、遂ニ菱垣廻船ヲ壓スルノ勢力ヲ有シ、明和年度一時菱垣廻船問屋ト約シテ、酒ノ外米・糠・藍玉・灘目素麵・酢醬油・阿波蠟燭、以上七品ニ限リテ搭載セルモノナルモ、尙ホ實際ハ菱垣廻船ニ屬スル物貨ヲモ、樽廻シ船ニ搭載スルコトアリタルヨリ、菱垣船之ヲ官ニ哀訴シ、天保四巳年ニ及

酒番船

番船江戸着

難破船の處置

運賃

ヒ、前キニ菱垣廻船ノ部ニ於テ記シタル如ク、江戸十組商人ノ取扱ニ屬スル物貨ヲ、樽船ニ於テ搭載スヘカラサル旨ヲ達スルニ至レリ、
 一樽廻船ノ起原ハ、菱垣廻船ニ比スレハ、年代稍ヤ後レタレトモ、其番船ヲ發送セシコトハ、菱垣廻船ト同時(弘化四未年)ニ初マリ、又天保十三寅年諸株仲間解放前ニ在リテモ、其體裁等完備セサルモ、菱垣廻船ト同シク、年々番船ノ如キ發送ヲナシタルコトアリテ、而カモ其創始ハ却テ菱垣廻船ヨリモ先タテリト云フ、
 一酒番船ハ毎年春(二三月頃)新酒ヲ塔載シ、西ノ宮ノ海港ヨリ之ヲ發送ス、
 一番船西ノ宮ヨリ發送ノ際ハ、十二郷酒造家ノ行事荷主、同所ニ集合シテ諸事ヲ取扱ヒ、其出帆ニ至ルマテノ手續總テ番號ニ據リ、船送り切手ヲ各船頭ニ交付スルノ場所ヲ設クル等、皆ナ九店番船ト異ナルコトナシ、
 一東京着ノ先後ハ、品川沖ニ本船ヲ乗入レ碇泊スルヤ否、船頭舢舨船ヲ以テ船送切手ヲ携帯シ、之ヲ江戸樽船問屋ニ送達シタル順番ヲ以テ、先後ヲ定ムルモノナリ、此一番着ノ船頭ニハ、江戸荷主ヨリ、衣類若クハ金子ヲ與ヘテ褒賞ス、
 一難破船ノ處置ハ九店ト同シク、遠州今切ヲ境界トシテ、酒造年行司若クハ江戸酒問屋ヨリ出張セリ、今日ノ現狀ハ九店ト同シ、
 一船運賃ハ年々酒造年行司ニテ評定スルナリ、
 大阪ニ於テ收受スルヲ例トス、

大阪番船ノ濫觴及慣行

一元來酒ハ其新品ヲ東京ニ輸送スルニ於テ、初番ノモノハ他品ニ比スレハ、特クニ格外價格ノ善キヲ以テ、荷主中常ニ輸送ノ早カラシムコトヲ競フカ故ニ、之ヲ各自ノ爲ス所ニ放任スレハ、弊害百出スルヲ以テ、公ケニ協同シテ其先後ヲ定メサルヲ得サルノ情勢アルヨリ、維新後九店ト風帆船ヲ共通シテ用ヒサル以前ト雖トモ、常ニ樽船ヲ以テ番船ヲ出セリ、
 一 以上記スル所ノ外、樽船ニ於ケル維新後ノ沿革ハ、九重社ノ成立ヲ述ヘタル所ニ之ヲ掲ケタレハ、此ニ略ス、

番船要用録

覺

一 例年八月下旬九月朔日マテニ、江戸表へ船數相談狀差出シ可申事、
 但シ、文言ハ其節兩地書狀往復ノ模様ニ應シ、可相認事ニ候得共、アラ増趣意左ニ、
 一 筆啓上仕候、秋冷ノ砌ニ御座候處、先以其御表各様御揃益御壯健可被遊御座、珍重御儀奉存候、隨テ當地組内一同無異儀罷在、乍憚御安意思召可被下候、
 一 新綿番船モ程近ク相成、萬端都合克仕度、出帆日限ハ例年ノ通り十月十日ヨリ十五日迄ノ心得ニ御座候、今年船數ノ處如何可仕哉、御詞談申上候、右思召早々御報被仰聞度、御返答ニ應シ、登リ船ノ差操數取究、船付出帆日限治定次第、猶又重便御案内可申上間、何卒諸荷物潤澤

江戸九店宛
書狀案文

御積入相成候様、賑々敷御註文被仰付度奉希候、猶貴地組御衆中へモ可然御通達被成下度、是亦宜奉頼上候、先者右御詞談旁御願御申上度如是御座候、恐惶謹言、
 何月何日

大阪九店

世話番印

江戸九店

御世話番中

參ル人々御中

當地船付ノ前便ニ差出候書狀左ニ

一 筆啓上仕候、秋冷相増候處、先以其御地各様御揃益御勇健可被遊御座、珍重ノ御儀奉存候、次ニ當方無異議罷在、乍憚貴意易思召可被下候、
 一 先便何月何日出ヲ以テ、新綿番船一條御詞談申上候處、御承引被下、早速貴答被下辱承知仕候、依之船數並一出帆吉日取究、來ル何月日日出度船付爲致候、船數左之通、

此所へ船數書ナラベ

何艘

何月何日吉辰出帆

右之通揃走リ爲致可申候、尤先後相爭ヒ不法ノ乘方不致、浦賀先後ニテ貴地無事着專一ニ相心得候様旁申付、則船々請證モ取置候間御安慮被成下、貴地例ノ通御手都合御厚配被成下、錢屋

大阪番船ノ濫觴及慣行

利倉屋並ニ浦賀石井方ニモ被相心得候様被仰付、無事着吉左右早々爲御聞可被下候様、萬事宜御取計ノ程奉願上候、先ハ右御案内奉得御意度如是御座候、恐惶謹言、

月日

大阪九店

世話番判

江戸九店

御世話番中様

參ル人々御中

浦賀石井宛
書狀案文

浦賀石井へ書狀左ニ

一筆啓上仕候、秋冷相増候處、先以其御地彌御揃御安全可被成御座、珍重御儀奉存候、次ニ當地一同無異ニ罷在、乍憚御安慮可被下候、

一例年ノ通新綿番船治定イタシ、來ル何日船付爲致候、船々左ノ通、

此處へ名前書ナラベ

何艘

何月何日吉辰出帆

右ノ通揃走リ爲致候間、例ノ通貴地先後萬事都合克御取計可被下様、右御案内得御意度如此御座候、恐々謹言、

何月何日

大阪九店

江戸利倉屋
錢屋宛書狀
案文

浦賀

石井伊右衛門様

人々御中

世話番判

但、右書狀江戸利倉屋行書狀へ同封致シ頼遣候事、

江戸利倉屋錢屋行書狀左ニ

一筆啓上仕候、秋冷相増候處、先以貴地御店中様御揃彌御安全可被成御座、珍重御儀奉存候、次ニ當方無異罷在、乍憚御安慮可被下候、

一例年ノ通新綿番船治定イタシ、來ル何日船付爲致候、船數左ノ通、

此處船名前書ナラベ

何艘

何月何日吉辰出帆

右之通揃走爲致候間、例ノ通貴地萬事都合克御取計被成下度、猶亦浦賀石井行別紙書狀一通加封仕候間、早々御届被成下、彼地先後見分ノ處、貴地ヨリモ宜敷御頼達被成置可被下候、右御案内得御意度如此御座候、恐々謹言、

何月何日

大阪九店

世話番判

大阪番船ノ濫觴及慣行

江戸

錢屋卯兵衛様
利倉屋金三郎様

覺

人々御中

- 一番入
- 二番入
- 三番入

引船賃米三石也
 祝儀金一兩也
 引船賃米二石也
 祝儀金二步也
 引船賃米一石也
 祝儀金一步也

但シ、燈明堂^(符カ)ハナヲ廻リ、帆下ケ候ハ、一番ニ二番ニ三番入ト、嚴重ニ御番所様ノ御改ヲ請ケテ通ルヘク事、

右ノ通浦賀引船へ相渡可申候、尤此度評議ノ上相増候テ取極候上、此上増等カタク致間敷候事、

何月何日

大阪九店

世話番判

番船

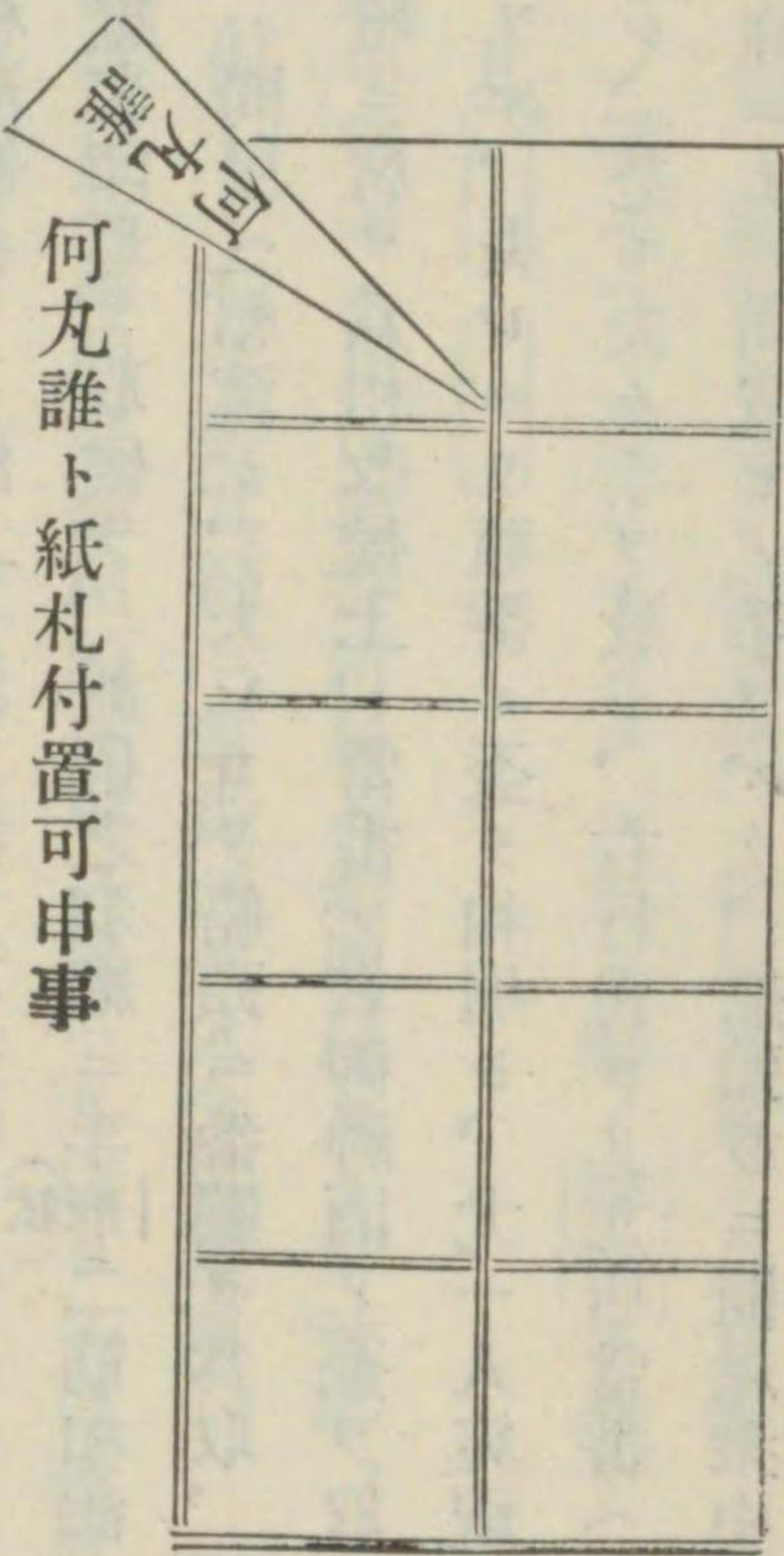
何艘之衆中へ

切手箱仕立上雛形左ニ

浦賀引船賃
及祝儀金

切手箱雛形

出帆盃の景



何丸誰ト紙札付置可申事

右直段

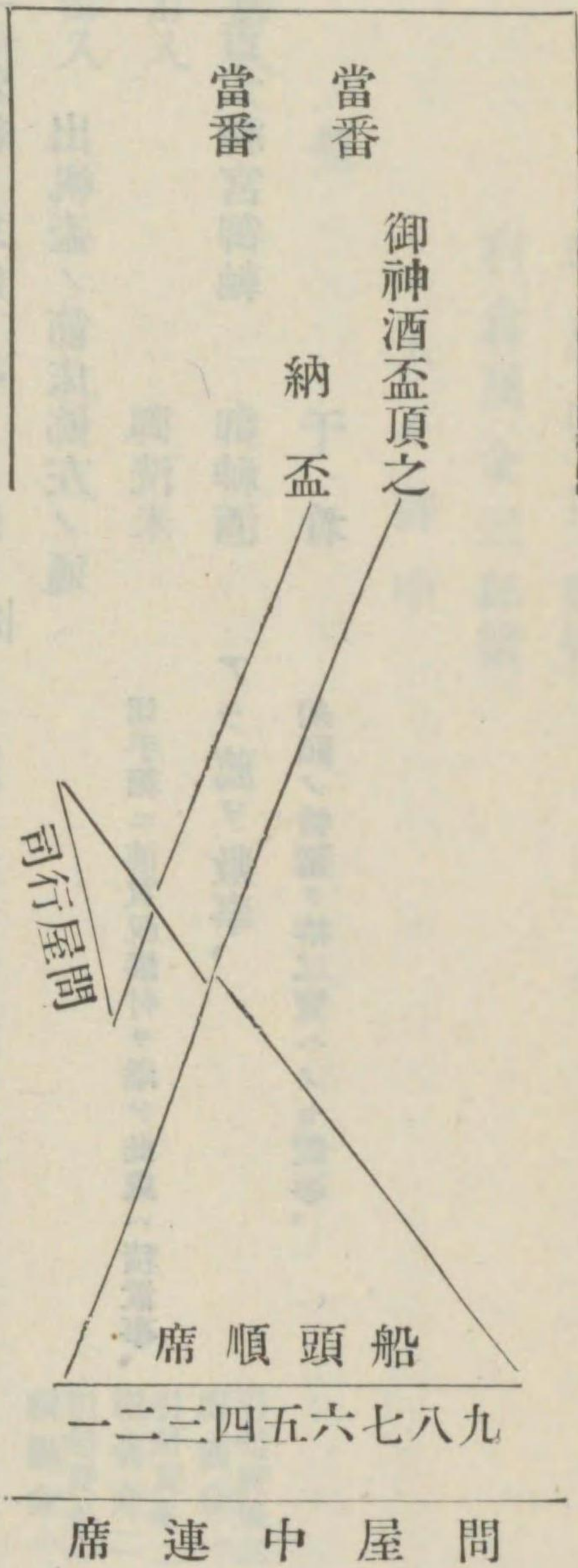
右白木ノ假文箱ニ切手ヲ入、並住吉太神宮御札一柱^(枚カ)ヲ込メテ、箱ノ上へ何々丸誰船ト相記シ、其上ヲ油紙ヲ以包、苧ニテ所々^(括カ)縊リ、圖ノ如ク仕上可申事、

出帆盃ノ節床飾左ノ通

- 御洗米 切手箱ニ浦賀祝儀付ヲ添テ此處へ積置事、
- 住吉太神宮御軸 御神酒 アラ薦ヲ敷事、
- 干肴 船頭ノ番圖ヲ拵三寶ヘノセ置事、

大阪番船ノ濫及口行

九店連席



九店連席

右圖之通、其時ノ當番上席、其外兩脇ニ連席致シ、船頭衆中ハ一旦船付ノ順ニ居並、一同へ挨拶相濟候ハ、海上不法ノ乗方不致様、無事入津ヲ專一ト可相心得旨、當番ヨリ吳々申渡シ、請證文印形ヲ取候テ、祝儀之羽織ニ手形(拭)ニ筋相添へ、銘々へ相渡、右手切箱(切手)ニ浦賀祝儀付相添、是ハ問屋へ相渡シ、夫レヨリ船頭ニ番圖ヲ爲取、其順番ヲ書顯シ、欄間へ張置、夫レヨリ右圖ノ順ニ席ヲ爲相改候上、當番ノ者御神酒ノ盃ヲ取上、其盃ヲ一番圖ノ船頭へ差遣シ、一同祝ノ手ヲベ、夫レヨリ順番ニ盃ヲ相廻シ、尤一人宛祝ヒノ手ヲ致シ、留番ノ船頭ヨリ問屋行司へ相廻シ、是モ夫々手ヲ致シ、右行司ヨリ九店當番へ納盃致シ(マ)ニ、任祝例ニ船頭ノ肩ヲヌガセ、赤襦絆ニテ一同祝ヒノ手ヲベテ、船頭並ニ問屋衆中目出度列席爲引取候事、

但、船頭へ遣シ候羽織ノ縞柄前廣ニ見立置、船頭極次第、夫々着尺寸法書取寄セ、勿論縞ノ事ユへ、何レモカタハ夫々船ノ神號(マ)ヲ小サク蔭縫ヲ致シ、仕立上相誂、尤紐付一枚ノ直段凡

一總年寄並ニ川口御番所届ハ船問屋ヨリ可致事、

但シ、右手筭其節ニ當番ヨリ入念可致事、

一西御番所御門並部屋頭へ届ノ儀ハ九店ヨリ可致事、

一出帆盃並當日見立兩日共、正五ツ時揃、當番ヨリ廻章差出可申事、

一住吉社九月ノ參詣延シ置、番頭(船)登リ揃候上、御禮參ト相兼可申事、

但シ、右參詣ノ節、番船殘リノ手拭ヲ持參ノ事、

右ノ振合ニ候得共、猶亦時ノ模様ニ應シ、諸事一同相談ノ上取計可申事、

一當日店々見立ニ參リ候船混雜無之様、前以順番ノ圖取ヲ致シ置、東堀ニテ待合、安治川ヨリヲトリ參リ次第、順番嚴重ニ船ヲ出シ、大川難波橋邊迄ニテ夫々列ヲ揃へ、船ヲモヤヒ、賑々敷可參事、

一世話番ノ船ハ安治川切手場ニテ船ヲ留メ、押上荷並切手場双方ノ手筭ヲ爲致、合圖ヲ以テ出帆ノ見分ヲ致シ、引續天保山へ船ヲ下ケテ、元船無滯出帆ヲ見届、引取可申事、

- 【二六】 轆轤圖
- 【二七】 表車立圖
- 【二八】 表飛蟬圖
- 【二九】 挾控圖
- 【三〇】 午頭控圖
- 【三一】 轆轤矢筈圖
- 【三二】 手作控圖
- 【三三】 轆轤棒圖
- 【三四】 艙柱受胴圖
- 【三五】 柱中胴圖
- 【三六】 艙後釣胴圖
- 【三七】 表車立胴圖
- 【三八】 さしき棒圖
- 【三九】 柱卷胴圖
- 【四〇】 柱卷胴圖
- 【四一】 柱卷立圖
- 【四二】 卷立下座圖

- 【四三】 屋形轆轤座圖
 - 【四四】 屋形轆轤座添座圖
 - 【四五】 取楫足場水櫃圖
 - 【四六】 面楫水櫃圖
 - 【四七】 圍櫃圖
 - 【四八】 胴間丑なぎれ圖
 - 【四九】 艙車立圖
 - 【五〇】 すつぽん圖
 - 【五一】 招圖
- 用材ノ種目
釘鐵物ノ概要
船價

○第壹圖より第八圖に至るまでは、圖幅長大なるを以て、沿革地圖と共に別冊と爲し、第九圖以下は印刷上の都合によりて、省略することとせり。

凡例

一菱垣廻船ノ事ヲ記シタル書籍ハ、寶曆年間著

述ノ和漢船用集アルノミ、然ルニ其後天保以後慶應ノ末ヨリ明治初年ニ涉リテ、發達セル事實ヲ記シタルハ、何等見ル可キノ書無シ、國史大辭典ニハ、船用集ノ菱垣廻船圖ヲ引用シテ全般ノ説明ニ備ヘ、開國五十年史ニ於ケル近藤氏ノ海運業ノ條下ニハ、遂ニ一語ノ此船ニ及ブヲ見ズ、遺憾甚シト云フ可シ、今度大阪市史編纂係ヨリ余ニ對シテ、菱垣廻船ノ資料タル可キモノ無キヤトノ諮問アルニ方リ、我先々代武兵衛ノ製造ニ係ル歡見丸ハ、菱垣船中ノ上船ニシテ、最新發達セル大船ナルガ故ニ、之レヲ主題トシテ、菱垣廻船ノ事實ヲ記ス事トセリ、

一當時ノ記録類ノ多クハ散逸シ、之レヲ蒐ムル事至難ナリシガ、恰モ當時製造ニ關與セル二三工匠ノ現存セルヲ幸ヒトシ、是等諸氏ニ諮リ、猶且余カ家ニ藏スル記録類ヲ參考シテ本

圖ヲ製シ、余カ世代ニ至リテ本船ヲ實見セル記憶ヲ加ヘ、其説明ニ及ビタリ、

一本船ノ後半世ハ、灘大石園若井源左衛門氏ノ所有ニ屬セシガ故、專ラ其管理ノ任ニ當ラレタル同地若井得造氏ニ就テ、後半ノ船歴ヲ聞知セリ、

一製造效用・並ニ慣例等ニ就テ、記ス可キ事柄ハ枚舉ニ遑アラズト雖モ、本篇ニハ製法ノ要旨・名稱ノ大概・及ビ其效用ヲ略解スルニ止メタリ、

一何人ニモ解シ易カラシメンガ爲メ、平易卑近ノ文字文體ヲ使用セリ、船舶上ノ術語ニ至リテハ、從來ノ書籍ニ見エタルモノハ、可成其文字ヲ採用セリ、但シ輓近和船發達後、諸具ノ増加セル事ハ、寶曆以後天明寛政頃ノ比ニアラザルガ故ニ、書籍ニ無キ名稱ハ、工匠間ニ用キ來レル通語通用文字ヲ用キ、文字ノ不明ナル

ハ強イテ漢字ヲ宛テズ、
 一 圖解ハ簡單ヲ旨トセルガ故ニ、専門家以外ニ
 通ジ難キ點ナキニシモ非ザレバ、別ニ船ノ「大
 部分ノ名稱及其功用」ノ一章ヲ設ケ、かはらト
 云ヘルハ如何ナル功用ヲ有セルモノカ、かぢ
 きた云ヘルハ何ガ爲ニ設ケタルモノカ、おも
 かぢトハ何カ、とりかぢトハ何カト云ヘル類
 ヲ説明セリ、圖解讀過ノ際、彼此參照アラソ
 トヲ望ム、
 一 數語ヲ合シテ一語ヲ爲スモノハ、語毎ニ一
 加ヘ、又一句ヲ爲スモノハ、ヲ施セリ、例ヘバ
 あかまふなばり、とものとびせみノ如シ、
 然レドモ語ト句トノ區別甚ダ困難ナルモノア
 リ、讀者ノ是正ヲ俟ツコト切ナリ、
 一 説明中五、【一】、【二】、【三】、【六】アル類ハ、本篇第三
 章「船ノ大部分ノ名稱及其功用」ノ五、第四章
 「圖解」ノ第壹圖ノ一、第三圖ノ六ヲ參照スベ

シトノ義ナリ、其他類推スベシ、
 明治四十二年三月上浣
 神戸 桃木武平識
 總説
 菱垣廻船ナルモノハ、何レノ世ヨリ初リシカ、未
 ダ確説ヲ得ザレドモ、文祿慶長ノ頃ハ、攝津池田
 伊丹ノ清酒ヲ江戸表ヘ送ルニ、馬背ニ由リシト
 云ヘリ、清酒ノ數量ヲ稱スルニ、一駄又ハ片馬ト
 ノ稱呼ヲ今ニ襲用スルハ、此事蹟ニ縁ルナルベ
 シ、寛永年間大阪ニ泉屋・毛馬屋・富田屋・大津屋・
 顯屋ト云ヘル江戸積船問屋アリシガ、寶曆ノ頃
 マデハ未ダ小規模ナリシコト、和漢船用集ノ圖
 説ヲ見テ知ルベシ、此書ハ堂嶋ノ船匠金澤兼光、
 即チ榼屋角左衛門ノ著ニシテ、船舶ノ事ヲ説ケ
 ル唯一ノ刊本ナルベシ、
 榼屋 攝津大阪廻船問屋ノ仲間船ヲ云、六七

百石以上皆大船也、垣立ノ筋ヲ榼垣ニスルユ
 ヘノ名ナリ、今榼垣ト呼テ荷船ノ名トス、總テ
 大廻シ荷物ヲ積トイヘドモ、多ク酒樽油樽類
 ヲ積ユヘ榼船ト云、是又荷舟ノ一法也、
 是レニ因テ之ヲ觀レバ、當時ハ猶榼船ト菱垣船
 トノ區別ナカリシモノナルベシ、今兩廻船ノ區
 別アルヲ略記セバ、榼船トハ專ラ攝津川邊武庫
 菟原八部各郡酒造業者ノ醸造ニ係ル清酒、所謂
 灘酒ヲ江戸表ヘ積送ルモノニシテ、其船主ハ主
 トシテ酒造家自ラノ手船ナリ、菱垣廻船ハ大阪
 廻船問屋其他九店組合及ビ灘地方商人ノ手船ニ
 シテ、砂糖・紙・木綿・油・蠟・綿・鐵・藥・種・鯉・節等ヲ九
 店荷物ト云ヒ、是等ノ荷物ヲ江戸表ヘ廻送スル
 ヲ以テ主眼トシ、猶積量ニ餘裕アルトキハ、十三
 店ト稱スル壘表・青莖・線香・砥石・浮粉・卷繩・傘・葛
 蔴繩・炭・金物、其他併セテ十三種ノ商品ヲ拾ヒ荷
 ト稱シ、江戸表ヘ積送ルナリ、構造法ニ於テモ、

榼廻船ハ酒樽ノ寸法ニ應ジテ、船張ノ距離及船
 幅ヲ割出シ、菱垣廻船ハ油樽ノ寸法ニ應ジテ、之
 レヲ割出ス等ノ違ヒ在リ、又用材用釘用具ニ於
 テモ、菱垣廻船ニ於テハ最モ材料ノ精選吟味ヲ
 遂ゲ、專ラ荷主ノ信用ヲ得ンコトヲ欲セリ、蓋シ
 兩廻船ノ發達ハ輓近嘉永安政以後ノ事ニシテ、
 其最モ盛時ヲ極メタルハ慶應ノ末ナル可シ、
 船歴
 本船ハ慶應三年灘御影嘉納治作氏ノ注文ヲ受
 ケ、余ガ先々代武兵衛ノ製造セル所ニシテ、其船
 量ヲ示セバ、
 船長サ 五丈壹尺五寸
 船幅 三丈二尺
 船深サ 壹丈壹尺五寸
 此才千五百六拾九石五斗

實積量貳千參百石余

貨物ノ性質ニ依テハ、積量ニ差異アリ、嵩高ニシテ輕キモノト、嵩低ニシテ重量ナルモノトハ大差アリ、茲ニ實積量貳千參百石トセルハ、玄米ヲ積ミテノ事也、酒油樽等ニ於テハ多クノ空隙ヲ生ズレバ、余リ多ク積ムコトヲ得ズ、九店差配廻船明覽安政五年四月改ニ、浪花菱丸軒著、大津屋權右衛門定仕建、攝州御影

嘉納治作船
沖船頭砂太郎乘
生國藝州因ノ嶋本名米吉
嘉永元申五月新造
一千六百石積
觀見丸

江戸利倉屋

トアリ、本船前代ノ廻船ニシテ、觀ハ歎ノ誤ナルベシ、利倉屋ハ江戸菱垣廻船問屋ナリ、

當時ノ沖船頭現今ノ船長ニ適ス、藝州因ノ嶋ノ住人砂太郎ト稱セル人ナレバ、本船ノ通稱ヲ砂太郎船ト云ヘリ、乗組人ハ皆同地住人ニシテ、其人員ハ拾七人船頭親父、表衆、船主等ノ重役ヲ含ムナリキ、菱垣廻船トシテ盛名高

ク、且荷主ノ信用篤クシテ無事數年ヲ廻航シ、明治四年頃初登シ作事ヲ行ヒ、同七年灘大石圍若井源左衛門氏ニ於テ之レヲ買受ケラレ、樽廻船トシテ廻航セラル、事トナレリ、當時ノ大船頭ハ藝州産神戸住人平五郎實名武田吉左衛門ト稱ス、沖船頭ハ嘉納氏手船時代ノ系統タル、藝州因ノ嶋ノ住人吉太郎ト云ヘル人ニテ、世ニ吉太郎船ト呼ベリ、乗組ハ尤モ同地人ナリキ、樽船ト菱垣船トノ差別ハ、三菱會社發達ノ結果、菱垣廻船ノ荷物減量セルニ依テ、自然ノ結果トシテ、兩廻船ハ合併セザルヲ得ザル事トナレリ、依テ明治八年之ヲ合併シテ、其船印ニ印ヲ制定セリおもて、最初興起ノトキニアラズ、後又専門ニ分レ、終リニ合併セルハ商業進化ノ自然狀態ナリト雖モ、又一奇ト云フ可シ、

明治八年末東京ヨリ歸航ノ砌、淡路沼嶋沖ニ於

テ、英船某ノ爲メニ衝突ヲ受ケ、破損ハ良ヤ大ナリシモ、元來製造ノ時吟味セル船ノ事トテ、修理恢復ノ見込充分ナレバ、即時兵庫港ニ廻航シ、大修繕ヲ爲シテ、再ビ樽廻船トシテ使用シ、明治十年西南戰役ノ砌ハ、御用船ニ徵發セラレ、大ニ活動セリ、戰役平定後ハ鐵道寮御用船トナリ、其後又々樽廻船トシテ廻航セラレタリシガ、和船革命ノ時期トヤ云ハン、明治十一年以來西洋形帆船ノ大流行トナリ、東京通ヒハ更ナリ、北海道場所廻リ、東廻リ、其他田舎船ニ至ル迄、西洋形船トハナレリ、之レ自然ノ氣運ニシテ、敢テ政府ノ禁令ヲ待ツノ要ナカリシニ、政府ハ明治十八年七月第十六號布告ヲ以テ、日本形五百石以上ノ製作ハ、明治二十一年一月ヨリ禁止ストノ令ヲ出スニ至レリ、カクテ本船ハ明治十一年藝州人某氏ヘ賣渡サレ、若井氏ニ於テハ其代リ船トシテ、英國某會社所有船トトマス、ぶろん號ト稱ス

菱垣廻船觀見丸圖解略說

ル四百噸積すりトマスとすくうなり形ノ帆船ヲ購入シ、終リ全キ和船觀見丸ノ船名ヲ之レニ襲用セラレタリ、偕テモ日出度船ナラズヤ、

一 船ノ大部分ノ名稱及其功用

おもて「表」 船ヲ三部ニ分チ、前部ヲおもてト名ヅケ和名類聚抄ニハ「閉」ト云フ、之レ古語ナリ、處トアレバ、みよしヲ指セルモノナリ、故ニ閉ハ船ニ當ラザル可キカ 中部ヲ「どのま」類聚抄ニ「胴ノ間」ト名ヅケ、後部ヲとも「艦」ト名ヅク 後部ヲ「も」トおもて、ともヲ單ニ前後ノ義ニ用フルコトモアリ、

二 みよし「船首」 みおし「水押」ノ轉語、古語によし「子丑、女首」ノ字ヲ用フ類聚抄ニ閉ト云ヘルハ前頭部ノ總稱ナレバ、之レハ別物ナリ、之レハ船首ニシテ、航海ノトキ、専ラ水ノ壓迫力ニ對抗スル要具ナリ、

三 まむき「船尾」 眞向ノ字ヲ用フ、船尾ノ上部ニテ航海ノトキ遠望スル所ナリ、唐船ノと

もまはり「艦廻」ニ高樓アリ、即チ之ニ當ル、まはりハ部分ノ義ナリ

四 おもかぢ「右舷」 面楫ノ字ヲ用フ、みよしニ向テ右方ナリ、

五 とりかぢ「左舷」 取楫ノ字ヲ用フ、みよしニ向テ左方ナリ おもかぢノ方ハ常ニ昇降ニ用キズ、棟ノ船魂ノ神ヲ祭祀シテ降船ノ御、此方ヨリ積込ミテ、此方ヨリ海中ニ投ズルトキニ用フルノミ、常ニハさりかぢノ方ヨリ、荷物ノ積下及人ノ昇降スルヲ以テ法トス、船圖ヲ製作スルニモさりかぢ圖ヲ作ルヲ以テ法トス、おもかぢ、さりかぢノ稱號ハ又一義アリ、航海ノトキ、船體ヲ左右ニ方向チ定ムル號令ニ用フル語ナリ、

六 かはら「航」 船底ノ最下ノ部分ニシテ、前後ニ走ル長厚ノ材ナリ、之レヲ二分ニ分チ、其

長キ材ヲおもがはら「主航」ト云ヒ、ともノ小ナル材ヲともものつぎ「艦接」又こなほし「小直」ト稱ス、又此接ギ合セノ部分ヲおりト稱ス、かはらハ船ノ基礎ニシテ、船ノ兩端及兩側ノ諸部盡ク之レニ由テ起レリ、三一

七 うちみよし「内水押」 かはらノ前部ヨ

リ立ツ材ニシテ、おもてまはり「表廻」ノ由テ成ル所ノモノナリ、三三

八 とだて「戸立」 かはらノ後部ヨリ立ツ材ニシテ、ともまはりノ由テ成ル所ノモノナリ、其下部ヲあたとだて「下戸立」ト云ヒ、上部ヲうはとだて「上戸立」ト稱シ、各部厚キ板材ニテ組成セラレ、各板各名稱アリ、三三

九 かぢき「楫木」 かはらノ兩側ニ立チテ、前後ニ走ル長厚ノ材ニシテ、船ノ航海ノトキ、水ニ抵抗スル事大ナレバ、風ニ依テ船ノ横ニ流サル、ヲ防ギ、又船ヲ陸上ニ登ストキ、船體ノ形狀ヲ維持スルニ功アリ、三三

一〇 なかたな「中棚」 かぢきノ兩側ニ附シタル長廣ナル板材ニシテ、船底ヲ組成シ、積荷ノ重量ヲ負擔ス、數枚ノ板材ニテ組成セラレ、各板名稱ヲ異ニス、三四

一一 うはだな「上棚」 なかたなノ兩側ニ

附着セル船側ノ板材ニシテ、數枚ノ板材ニテ之レヲ組成シ、其根板ナルヲぢいた「地板」ト稱シ、

中ノ二枚ヲなかいれ「中入」、上ヲたかはぎ「高矧」、其上ヲはぎつけ「矧付」ト稱ス、又ともまはりトおもてまはりト構造ヲ異ニシ、名稱ヲ別ニス、其功用ハ船側ノ大部分ヲ組成セリ、四四

一二 よとほりいた「四通板」 つらいいた「頬板」トモ云フ、なかたなノおもてノ前キへ附着シ、おもてまはりノ船底ヲ組成セル數枚ノ板材ニシテ、船ノ進行ニ便ナラシメンガ爲メ、主タルなかたなト構造ヲ異ニセリ、四五

一三 たかはぎ「高矧」 一二つる「蔓」ト云フ、船側ノ重要ナル部分ナリ、うはだなノ上部ノ長厚ナル板材ニシテ、之レニふなはり「船張」ヲ貫通シテ、船體ノ側面ヲ堅固ニ堅メ成ス、四六

一四 はぎつけ「矧付」 たかはぎノ上部ニ附着セル數枚ノ板材ニシテ、船側ノ上部ヲ組成

シ、かきたつ「垣立」ノ内部ニ當ル船側アリ、四七

古代ハふなばり以上ニ荷ヲ積込ム事少量ナリシ故、はぎつけ低カリシガ、近世之レニ反シ、積荷ヲ上ニ高ク積込ム慣習トナリテ、追々ト高ク成リ行キシガ如シ、

一五 ふなはり「船張、船梁」 船體ノ堅メハ専ラ之レニ依テ構成セラル、たかはぎノ左右ニ方穴ヲ抜き、之レニふなばりヲ貫通シ、まさがいヲ以テ締堅メ、一釘ヲ用キズシテ堅固ニ固ムルコトハ、和船構造中ノ最モ長所ニシテ、西洋形ノびいむノ兩端ニ、にいのカヲ借テ、ぼうるどヲ以テ固メ成セル事ニ比スレバ、遙ニ進歩シタル構造ナリ、之レハ古來刳船ノ時代ヨリノ構造法ナルガ如シ、四八

ふなばりハ各部要所ニ在リテ其稱ヲ異ニス、中央ナルヲこしあて「越當」ト稱シ、其前方ナルヲ

あかま〔治間〕、其次ヲおもてあかま〔表治間〕、其次ヲさんのま〔二間〕、其次ヲにのま〔二間〕下冠稱ス、こしあてヨリ後部ニテハ、次ナルヲきリふなはり〔切船張〕ト云ヒ、其次ヲひきこし〔引越〕、其次ヲろくろ〔轆轤〕、其次ヲけあげ〔蹴上〕ト各冠稱シ、最後部ノ大ナルヲとこ〔床〕ト稱ス、此各船張ハ各其功用ヲ異ニス、委シキハ各圖説明ノ下ニ解説スベシ、〔一〕七乃
至一六

一六 のけだな〔外棚〕 たかはぎノ外部ニ附着セル幅ノ廣キ板材ニシテ、にのまふなばりノともノ口ヨリ、ろくろふなばりノともノ口ニ至ル迄、壹枚ノ板トナシ、うはだなヲ助ケテ船側ヲ強固ニ成セルモノナリ、〔一〕二二ノ
〔三〕二七

一七 よりかかり〔寄掛〕 うはだなノともノ端ヨリ、更ニともヘ遣出タル板材ニシテ、まむきまはり〔眞向廻〕ノ由テ起ル所ノモノナリ、船體後部ノ恰好ハ専ラ此材ニテ取レリ、〔一〕二七

一八 むすび〔結〕 左右よりかかり上部ヲ結合セタル材ニシテ、後部正面ノつたい恰好ノ略語、以下之レニ倣ハ之レニ由テ成レリ、〔一〕二八

一九 ちり よりかかりノ横、むすびノ下部ニ彎曲状ニ成レル板材ナリ、〔一〕二九

二〇 そととも〔外艦〕 よりかかり、ちり等ヨリ、なかだな、かぢき等ヘ掛リタル數枚ノ板材ナリ、即チよりかかり、ちり、むすび等ト合成シテ、ともまはりノ形状ヲ完ウシ、而シテ此そとともノ作用ニ依テ、かぢノ働ヲ助ケ、船體ヲシテ前後左右ニ廻轉スルノ自由ヲ得セシムルモノナリ、〔一〕六八、
六九

二一 たい〔臺〕 ふなばりノ上部ニ戴ケル長材ニシテ、かさたつノ臺ナリ、どたい〔胴臺〕、あかま、たい〔治間臺〕、おもてたい〔表臺〕、ともたい〔艦臺〕、そりたい〔反臺〕等ノ數材合シテ一材トナリ、船側上部ノ形状ハ之レニ由テつたいヲ

成セリ、船荷ノ積量ハ専ラ此材ノ下端ヲ水準トナシテ、其積量ノ定則トス、〔一〕二二

二二 かきたつ〔垣立〕 たいノ上ニ建ツ垣ノ建材ナリ、おほたつ〔大立〕、いちばんたつ〔一番立〕、からかいのたつ、すみのたつ〔隅立〕等主要ノ建材アリ、説明ハ圖別説明ノ條ニ説クベシ、〔一〕三〇、三一、二四、
二五、二七、二九

二三 あまおさへ〔天押〕 雨押トモ、〔あまおほ書ケリ、然レドモ一般ニあまおさヘト云ヘリ、あまとハ雨ノ義ニアラズ、古言ノ天ノ語ノ傳リタルモノナル可シ、かさたつノ上部ヲ押ヘ固メタル材ニシテ、おもてあまおさへ〔表天押〕、とものおまおさへ〔艦天押〕、くりあまおさへ等ノ別名アリ、委シクハ圖別説明ニ解説ス可シ、〔一〕三二、
三三

二四 あしあらひ〔足洗〕 かさたつヲ横ニ接ギ合セタル主材ニシテ、三重ノ垣水棹丸太建ノ根ヲ之レニ建ツルモノトス、〔一〕三五、四一
〔八〕三〇

二五 すぢ〔筋〕 かさたつノ上、あしあらひ

ニ竝ビテ附着セル狭キ板ナリ、おもてうはすぢ〔表上筋〕、とものごまいすぢ〔艦五枚筋〕、かけ

すぢ〔掛筋〕、たまびつ〔玉縁〕其他着ク所ニ依テ名稱ヲ異ニス、〔一〕三四、
三六 乃至四〇

二六 おきたい〔置臺〕 どのまノてんまこみ〔傳間込〕ノ所ニテ、たいノ上ニ置キタル固着セル平板ナリ、之レハ古ヘ小形船ニテ、未ダ大船ノ發達セザルトキハ、取外シテ自由ニシテ、てんまノ込入レニ便利ナラシメタリト云フ、〔一〕
二六

二七 てんまこみ〔傳間込、傳馬込〕 古ヘハ此所ヲおもてかいのくち〔表海口〕ト云ヒシト、てんまヲ込入ル、所ニシテ、空船ノトキハ、此所ヲ乗組人乗降口トシ、且ツ荷役口ニモ使用ス、
〔一〕七二、七三
ナ外シタル所

二八 かいのくち〔海口、開口、貝口〕 とものかさたつノ間ニアル方形ノ窓ヲ云フ、荷ヲ積込ミテ船體あしり〔足入〕荷ヲ積ミタル後ナ云フトキハ、

専ラ此所ヲ以テ乗降口ト爲ス、〔二〕四三

二九 ちゆうのかき〔二重垣〕 にちゆう

まはり〔二重廻〕トモ云フ、おもてあまおさへノ

上ニ、更ニたつヲ立テ、さしいた〔指板〕ヲハメ込

ミテ、荷嵩ヲ高ク積込ム用意トス、〔一〕七四

三〇 うはまはり〔上廻〕 だいヨリ以上ノ

造作物ヲ、總テうはまはりト云ヒ、船體ノ裝飾ト

ス、之レハ新造ヨリ十二年目ニ改作ス、此作事ヲ

名ヅケテ大作事ト云フ、〔一〕二一ヨリ

三一 ごしやく〔五尺〕 ささのまノ脇ヲ圍

ヒタル材ニシテ、空船ノトキ、碇ヲ積込ムニ便ナ

ラシメンガ爲メ、取外シ自在ノ構造トス、〔一〕四

三二 どのま〔胴間〕 船體ノ中央部ノ總稱

ナルノミナラズ、こしあてふなばりノおもてノ

間ヲ稱ス、〔一〕二三、

三三 あかま〔浴間〕 どのまノおもてノ間

ヲ云フ、亦一義アリ、船底ニ溜ル水ヲあかト云

ヒ、之レヲ一所ニ聚溜シテ、すつぽん水ヲ引揚ケル

適スノ作用ヲ以テ引揚ケル間、即チあかまト稱ス

ト、あかハ船垢ナリト云ヘル説アレドモ、之レハ適説ニ非ズ、

積荷ノ重量ニヨツテ、船體ト海水ト相互ノ壓力ニテ、自然

水ヲあかト云ヘルヲ用キタルモノナルベシ、〔一〕二二、二

底ノ中心、〔三〕三か

三四 さん〔三間〕 おもてあかまふな

ばりノおもてノ間ヲ云フ、〔二〕二一、

三五 どのま〔二間〕 さん〔三間〕ノおもてノ

間ニシテ、水子等ノ室ト爲ス、〔二〕二一、

三六 さきのま〔前間〕 どのまノおもてノ

間ニシテ、投錨拔錨ヲ爲スニ當リ、水子等ノ働ク

可キ場所、〔二〕二一

三七 やかた〔屋形〕 ともまはりノふなば

りノ上ノ廣間ヲ云フ、帆ヲ卷上グルトキ、碇ヲ揚

グルトキ、此所ニテろくろぼう〔轆轤棒〕ノ助ヲ

借りテ、ろくろノ作用ニ依リ、乗組人ノ活動スル

場所、兼用スルニ飲食ノ世帯ヲ爲ス場所トス、

〔一〕三七

三八 はさみのま〔挟間〕 やかたノおもて

ノ方ノ小間ヲ云フ、其おもかぢノ方ヲ以テ船頭

現時ノ居間トシ、どりかぢノ方ヲ表衆知工等ノ

重役ノ居間トス、〔二〕三六

三九 つつ〔筒〕 こしあてノともノ口ニ切込

ミ、たちあげ〔建上〕、及きば〔牙〕ノ間ニ挟マレ、

船底ヨリやぐら〔矢倉〕マデ直立スル處ノ材ニ

シテ、ほばしら〔帆柱〕ヲ受支フルモノナリ、〔四〕

三〇

四〇 こもち〔子持〕 ほばしらノ根ヲ受納

ムル處ノ堅材ナリ、〔二〕三三

四一 たちあげ〔建上〕 つつばさみ〔筒挟〕

トモ云フ、つつノ兩脇ヲ挟ミテ建テル材ナリ、

〔四〕三二

四二 こしあてのきは〔越當牙〕 つつヲど

うづきニテ衝込ミ、つつばさみノ左右ニ逃ゲザ

ラン爲メ、最モ強固ナル構造法ニ依テ、つつばさ

みノ左右ニ固着セラレタル材ナリ、〔四〕四一

四三 ふなだまのあな 〔船魂穴〕 つつノ下

方、左右ニ二箇ノ小方穴アリ、之レガおもかぢノ

方へ船魂ノ神像及賽二個ヲ納メ、どりかぢノ方

へハ五穀及金錢等ヲ納ム、コレニハ諸説及式法

アレドモ茲ニハ略ス、〔四〕三八

四四 ものみ〔物見〕 つつノ前、やかたノ飾

リ戸ナリ、〔五〕三一

四五 さんじ〔三社〕ものみノ右方、上中下

三段ノ戸棚アリ、其上ヲ神棚トシ、中ヲ佛間ト

シ、下ヲ貴重品ノ戸棚トス、〔五〕三四、三

やかたまはりノ小附屬具ハ茲ニハ略ス、

四六 あゆみ〔歩〕 つつばさみノ上部ノ左右

ヨリ、とものかさぎ〔笠木〕マデ、前後左右ニ走

ル長材ニシテ、此中間ヲはしらみち〔柱道〕ト稱

シ、海中若クハ陸上ヨリ、船内ニほばしらヲ積込

ムトキ、此所ヨリ巻揚ゲ、積込ムモノトス、〔三〕

四七 やぐら〔矢倉〕 船體ノ上甲板ニテ、運

轉ノトキ、かぢ〔楫〕ヲ取り、帆ヲ巻ク等、總テ船子

ノ活動場トナス、左右傾斜ノ場所ヲろかいばり

〔櫓權張〕ト稱ス、〔二〕九〇、

四八 ふなぞこ〔船底〕 ふなばり以下ノ船

底ノ總稱、

四九 かつば〔合羽〕 におま、さきのま等ノ

板張ノ場所ヲ云フ、〔二〕七二

船體大部分ノ名稱ノ略説ハ之ニテ終ヘタレバ、

之レヨリ圖解ニ及バントス、

圖解

取楫圖

一 かばら〔航〕 船體ノ基礎ニシテ、前後兩側

ノ諸部盡ク之レニ由テ成レリ、左右申ノ三木ヲ

合セテ一木トナシ、且後部ノ端ヲ少シ折曲ゲタ

ル部分ヲおりト稱シ、其端ヲこなほし又とももの

つぎト云フ、

ニ かぢき〔楫木〕 かばらノ兩側ニ附シタル

長厚ノ材ニシテ、なかだな及よとほりいたヲ附

着セシム

三 なかだな〔中棚〕 かぢきノ兩側ニ附シタ

ル廣キ板材ニシテ、船底ノ大部分ヲ組成シ、積荷

ノ重壓ヲ負擔セル重要ノ材ナリ、〔三〕四、

四 うはだな〔上棚〕 なかだなノ兩側ニ附

着セル數枚ノ板材ニシテ、船側ノ大部分ヲ組成

ス

五 うちみよし〔内水押〕 かばらノ前頭部ニ

斜狀ニ附着セル長材ニシテ、おもて諸部ノ由テ

起ル所ナリ、〔二〕

六 そとみよし〔外水押〕 うちみよしニお

もてまはり諸材ヲ取着ケタル後、更ニ其外へ附

シタル材ニシテ、其主ナル功用ハ、船ノ進行ノト

キ、水ノ壓迫力ヲ除去スルニアリ、

七 こしあてふなばり〔越當船張〕 主タル

ふなばりニシテ、船體ノ固メハ之レニ依テ成リ、

ほばしラヲ受支フル所ノつ、たちあげ等ヲ支

フ、最モ重要ナル材ナリ、〔二〕二六、

八 あかまふなばり〔浴間船張〕 こしあて

ノ前部ニ次ギタルふなばりナリ、〔二〕三三

九 おもてあかまふなばり〔表浴間船張〕

あかまふなばりノおもてニ次ギタルふなばり

ナリ、船幅ノ最モ廣キ所ナルガ故ニ、特ニ此ふな

ばりヲ増ス、〔二〕三二

一〇 さんのまふなばり〔三間船張〕 おも

てあかまふなばりニ次ギタルおもてノふなば

りナリ、〔二〕三一

一一 にはんふなばり〔二番船張〕 さんのま

ふなばりニ次ギタルおもてノふなばりナリ、〔二〕

一二 きりふなばり〔切船張〕 こしあてふな

ばりノともニ次ギタルふなばりニシテ、にはん

たつニ受支ヘラル、之レハほばしラヲ通ゼシム

ル箇所ヲ除キテ、左右別箇ニ成レル特別ノふな

ばりナリ、

一三 ひきこしふなばり〔引越船張〕 きりふ

なばりノともニ次ギタルふなばりニシテ、ろく

ろふなばりト相共ニ、ろくろざヲ受支フルふな

ばりナリ、〔二〕三七

一四 ろくろふなばり〔轆轤船張〕 ろくろぎ

ふなばり〔轆轤座船張〕 トモ云フ、きりふなばり

ノ助ヲ得テ、ろくろざヲ受支フ、小船ニテハひき

こしふなばりナク、此ふなばりニ直接ろくろヲ

受支ヘ、ろくろノ活動ハ之レニ依テ起ル、〔二〕

一五 けあげふなばり〔蹴上船張〕 ろくろふ

なばりノともニ次ギタル重要ナルふなばりニシ

テ、ともまはりノ固メナリ、帆ヲ巻揚グルニ、てん

じやうなんは〔天井南蠻〕ヨリ通ジテとひせみ

「飛蟬」ニ通ズル「みなは」水繩ヲろくろニ巻込ムトキ、とびせみノ働ハ専ラ之レニ由テ功用ヲ全ウス、**やかたふだ**ていた「屋形踏立板」ヲ歩ミ行キ、一段高ク蹴上ルモノナレバ、**けあげふなば**リト云フナルベシ、〔二〕四五

なんばトハ滑車ノ事、英語ニテハぶろつくト稱ス、之レ西洋ノ物ヲ應用セルモノナレバ、古來南蠻ト云ヘル俗言ナルベシ、

一六 **とこふなばり**「床船張」**けあげふなば**リノともニ次ギタル最後ノ重要ナルふなばりニシテ、**かぢヲ受支フ**、〔二〕四六

一七 **よりかかり**「寄掛」船體側面ともまはりノ形容ヲ保チ、うはだなノともまはりニ接続セル板材ニシテ、まむさまはりノ由テ起ル所ナリ、

一八 **むすび**「結」左右ノよりかかりヲ結合セル後部正面ノ板材ニシテ、正面ニハ、眞鍮板ヲ以

テ船號ヲ記ス、

一九 **ちり** **むすび**、よりかかり等ニ接スル曲リ板ナリ、

二〇 **ありだながまち**「尻棚框」後部とこふなばりヨリちりノ下端ニ掛渡シタル框ニシテ、**みづはづ**「水櫃」置場并ニ喰器ヲ洗フはしり等ありだなまはりハ之レニ由テ起レリ、古昔船ノ發達セザリシ時代ハ、此所ニ雪隠ヲ設置セリ、今代ノ船ニテハ、框ト框トニ板ヲ掛渡シテ便所ノ用ヲ爲スノミ、〔二〕五七、五八、五九

二一 **たい**「臺」**すぢ**、**かきたつ**、**あまあさ**へ等ノ臺ニシテ、うはまはり第一ノ要具、船ノ側面ノ形容ノつたいハ、専ラ之レニ由レリ、船荷積量ハ此下端ヲ水準トシテ測定スル事ヲ以テ法則トス、

二二 **のけだな**「外棚」たかはぎノ外部ニ、前後長廣ニ走り附着セル板材ニシテ、其功用ハ

うはだな上部ニ、**かいご**船板ノ總名ノ厚身ヲ助ケ、前後接合ノかいごヲ、之ニ依テ其力ヲ均等ナラシムルヲ主トス、

二三 **おもてけしやういた**「表化粧板」のけだなノおもてニ次ギテ付ケタル廣キ板ニシテ、おもてまはりノ裝飾トナス、

二四 **とものけしやういた**「艙化粧板」と**ものあひびつ**トモ云フ、のけだなニ次ギテ、ともノ方ヘ附着セル裝飾板ナリ、

二五 **てんまこみ**とも**のいちばんたつ**「傳間込艙一番立」とも**のかきたつ**ノ主要ノたつナリ、

二六 **てんまこみ**おもて**いちばんたつ**「傳間込表一番立」おもて**かきたつ**ノ主要ノたつナリ、

二七 **おきだい**「置臺」**てんまこみ**ノ口、**だい**ノ上端ニ設ケタルモノナリ、古ヘ小形船ニテハ、

カラフネ空船ノトキ、傳間船ノ込入レニ便利ナラシメン爲メ、取外シ自由ノ装置ニ爲セシガ、今代船ノ發達ニ依リ、はぎつけノ高クナリタル爲メ、取付仕舞トナレリ、

二七 **おもてからかいのたつ** **よこやま**「横山」ノ控ヲ受支へ、おもて**かきたつ**ノ主要ノたつヲ兼ヌ、

二八 **あふぎたつ**「扇立」**ごしやく**ノ端ヲ嵌込ム可キたつ、

二九 **すみのたつ**「隅立」とも**のかきたつ**ノ止メニシテ、かきたつノ諸具皆之レニ取付ケラル、上端ヲ長クセルハ、小綱ヲ之レニ取結バンノ用意ナリ、

三〇 **とものかきたつ**「艙垣立」とも部うはまはりノかきたつニシテ、**だい**ノ上ニ立テラル、

三一 **おもてかきたつ**「表垣立」おもて部うはまはりノかきたつニシテ、**だい**ノ上ニ立テラル、

三 おもてあまおさへ「表天押」 おもて部
 かきたつノ上端、即チあまヲ繫固メタルモノナ
 リ、

三 ともものあまおさへ「艦天押」 とも部か
 きたつノ上端ヲ繫固メタルモノナリ、其おもて
 ノ端ノ曲リタル部分ヲくりあまおさへト云フ、

三 たまびつすぢ「玉縁筋」 おもてすぢニ
 テ主タル裝飾ヲナセルモノ、本船ニテハ地紙形
 ノ金具ヲ筋レドモ、他ハ四ツ目、三木等ヲ用フル
 船多シ

菱垣船ニテハ、之レニ菱繫ギノ筋リヲ爲ス船多
 シ、菱垣ノ名ハ之レニ由テ起レルモノナリトモ
 云フ、

三 おもてあしあらひ「表足洗」 やごせノ
 足元ヲ之レニ嵌込ムナリ、やごせトハ、荷物ヲ積
 込ミタル時、かきたつノ外へ、更ニ海布丸太ヲ以
 テかきヲ作ル、其丸太立ノ事ナリ、

三 おもてうはすぢ「表上筋」 一名ろうど
 こうけ「櫓床受」ト云フ、おもてノ飾りすぢナリ、
 ろうどこうけトハ、此すぢ板ノ上端ニろうどこ
 ヲ差込ム、港ノ狹隘ナル場所ニ至レバ、五尋ノ大
 櫓ヲ用フ、

三 とものごまいすぢ「艦五枚筋」 此筋ヨ
 リ下ヲ總テごまいすぢト云フ、

三 とものかげすぢ「艦掛筋」 以下狭キ三
 枚ノすぢヲ總稱ス、

三 ともものつがひすぢ「艦番筋」 やぐらノ
 形状ニ應ジタルモノ、主要ノすぢ板ナリ、

四 ともものぬきすぢ「艦抜筋」 やぐらノ上、
 かきたつノ内部ヨリ付ケタルすぢナリ、

四 ともものあしあらひ「艦足洗」 おもてあ
 しあらひト功用ヲ同ジウスルモノナリ、

四 てんまこみ「傳間込」 傳間船ヲ込入ル
 ル所、ニ七

四 かいのくち「海口、開口、貝口」 足入ノ
 トキノ乗降口ナリ、

四 おもてぢじき「表地敷」 ささのま板端
 ヲ押ヘタルモノ、

四 おもてねじき「表根敷」 ごしやくノ根
 敷ナリ、

四 ごしやく「五尺」 足入ノトキ、波除ケノ
 爲メ組入ル、船側ナリ、

四 ごしやくささいた「五尺笹板」 ごしやく
 ノ一部ニシテ、少シク薄キ板ナリ、

四 ほほべら「頬縁」 みよしトぢじきトノ
 隅ヲ裝飾セル具ナリ、荷船ノ稱呼又ハみよしノ
 小名トスルノ説ハ非ナリ、

四 ごしやくのうし「五尺丑」 之レニ依テ
 ごしやくヲ絡ミ、さきのまなぎれヲ支フルモノ
 ニシテ、上下二個ノ材ニ依テ成レリ、

五 あたくわんぬき「下貫抜」 横ニ張出シ

タル材ニシテ、碇綱ヲ捌クトキ、専ラ要用ノ具
 ナリ、杉木ヲ以テ製ス、

五 うはくわんぬき「上貫抜」 ごしやくノ
 上端ヲ絡ミ、且又碇綱ヲ之レニ因テ伸縮ス、専ラ
 碇捌キノ用具ナリ、檜木ヲ以テ製ス、

五 さがり「下」 一名かもじ「髻」、之レハ船
 首ノ裝飾ニシテ、蕨繩ヲ束テ作ル、此圖ノ如ク、
 長ク下ニ垂レタルモノハ、諸侯ノ御手船ニ限リ
 テ附シタルナリ、近時御手船ニ摸シ、或ハ商船ニ
 テモ諸侯ニ關係アルモノ、船ニ附シタリシガ、
 近代ハ一般ニ用キラルル事トナレリ、文政年頃ノ俗
 屋サカリノナガサ、今
 ノウドンヤノ長サ 之レニ依テ見レバ、其頃ヨリ
 商船ニモ長さがりヲ附初メタルモノナル可キ
 カ、和漢船用集ニ載スル菱垣船圖ノさがりハラ
 んどひ形ト云ヘルモノニシテ、寛政頃マデハ大
 抵此形ナリシガ如シ、近代江戸通ヒ樽菱垣廻船
 ニテハ、専ラつきだし、ほりあび等ノかもじ多

シ、長さがりハ菱垣ニテハ本船ノミナリシト云フ、

五 おびいた「帯板」 みよしノ上端ノ飾ノ一部ナリ、此上部ニだし「船印」ヲ附ス、

四 うけいた「受板」 同上

五 さかを「逆尾」 同上、

五 またかさぎ「下笠木」 おほたつニ受支ヘラレテ、其上ニあゆみ及やぐらねだヲ戴ク所ノ重要ノ材ナリ、

五 うばかさぎ「上笠木」 まむきばりヲ受ケ、とゆう「樋」ヲ兼ヌ、まむきばりノ雨水ヲ受クルタメ、かさぎノ一端ヲ樋形ニ作ルナリ、

五 よこまむきあまおさへ「横真向天押」 まむき左右ノかさノ上ニ設ケタルあまおさヘナリ、

五 まむきすみのたつ「真向隅立」 まむき左右ノ隅ニ立テル主ナルたつナリ、

六 よこまむきかきたつ「横真向垣立」 まむきノかさたつニテ、之レニ依テよこまむき欄干ヲ組成ス、

六 とものかげいた「艦陰板」 よりかかリノ上端ト、まむきばりノ間ヲ飾リタル板ニシテ、彫刻物等ニ意ヲ用フ、

六 よこまむきすぢ「横真向筋」 よこまむきノ装置、

三 まむきあまおさへ「真向天押」 まむき欄干ヲ組成ス、

六 まむきかきたつ「真向垣立」 同、

五 まむきすぢ「真向筋」 同、

六 きんかくし「罽丸隠」 ちりとりトニ掛ケテ、彫モノ坏ヲ施シタル飾リ板ナリ、まむきナノ端ニテ大小便ヲ爲スガ故ニ、陸上家屋ノ便所ノ一具タルきんかくしニ比シテ、カクハ名ヅケタルモノナル可シ、

七 ありだなくわぬき「尻棚貫抜」 之レハ此邊ニ來リ、海中ニ陥ラザル爲メニ設ケタルモノナリ、

六 なかだなのそども「中棚外艦」 なかだなのそどもノ端ト、ちり及よりかかリトニ接シテ、附着セル板材ナリ、

六 かぢきそども「楫木外艦」 かぢきトなかだなのそども并ニちりトニ接シ、ともまはりノ形状ヲ全ウセルモノナリ、

七 そどもまはし「外艦廻」 そどもも板端ヲ保護シ、且ハ裝飾ノ爲メニ附シタルモノナリ、

七 そどももつるぎ「外艦釣木」 そどもも板トとだてトニ、とだてまつらノ助ヲ借リテ、そどももヲ釣固メタルモノニシテ、そどももノ中ノ重要具ナリ、とだてまつらトハとだてニ上ニ打付タル木ヲ云フ、ニ〇

七 てんまこみさしいた「傳間込指板」 船ニ荷ヲ積込ミタルトキ、波浪除ケノ爲メニ嵌込ム板、

七 てんまこみのかんこびき てんまこみさしいたノ上ヲ止ムルモノナリ、

七 にぢゆうたつ「二重立」 船ニ荷ヲ積込ミタルトキ、高波ヲ防グ爲メノ二重ノかさたつナリ、

七 にぢゆうあまおさへ「二重天押」 にぢゆうたつノあまおさヘナリ、

七 にぢゆうさしいた「二重指板」 此前後五枚ノ板ヲ通ジテ總稱ス、

七 にぢゆうあまおさへのつぎ「二重天押繼」 功用ハ名ノ示ス處ノ如シ、
七 へのまのいかりぎ「二間礎座」 礎ヲ込ミタルトキハ、此所ニ置ク、
七 すべり「滑」 足入リノトキ、此所ヨリハ

しふね「橋船」即ち傳間船ヲ滑ラカシテ積込ム、上ト云フ、つつの兩側ヲ挾ミ、柱ノどうぎヲ受
八〇 あゆみ「歩」之レハあゆみノ側面ヨリ見
タル圖ナリ、やぐらノ主材ニシテ、各ひかへノ一
端ハ、盡ク之レニ受支ヘラル、ほばしらノ通ズル
道ヲ明ケテ、どひかへ「胴控」ヨリかさぎへ掛渡
シタル左右二個ノ材ニシテ、やぐらノ由テ起ル
所ナリ、

八一 はおほひ「羽覆」一ニみかづき「三日
月」ト稱ス、やぐらノ縁ヲ覆ヒタル裝飾物ナリ
【三三五】
【三三六】

八二 やぐらおもてとゆう「矢倉表樋」どゆ
うハどひノ訛リ、やぐらノおもてノ口、雨水ヲ流
下セシムル樋、

八三 やぐらつつのまへはりいた「矢倉筒前
張板」やぐらニテ、つつの前、あゆみニ掛渡セル
板、

八四 つつばさみ「筒挾」一にたちあげ「建

支フルモノ、

八五 つつばさみのねこ「筒挾猫」つつばさ
みノ側面ニ雨水ヲ防グ爲ノ附着物、

八六 おもてのまやだつ「表車立」はしらど
う「柱胴」ヲ受支フルたつ、且又船體ヲ繫止ムル
トキ、碇綱ヲ之レニ取結ブ等、其用多シ、

八七 まやだつのつなずれ「車立綱摩」まや
だつニ碇綱ヲ取ラントスルトキ、まやだつノ摩
損ヲ防止セン爲メ、檣木ヲ以テ附着セルモノ、

八八 ともものまやだつ「艦車立」はしらど
うヲ受支フルヲ以テ、主ナル功用トス、

八九 あほどううけ「樂胴受」あほどうトハ、
はしらヲ受ケズ、はなひなんは「荷南蠻」ノ助ニ
因リ、毎ニかちヨ釣ルガ故ニ名ヅク、此胴木ヲ受
支フルモノ、

九〇 あまおへさのねこ「天押猫」おもてか

きたつノあまおへさへノおもてノ端ニ附シ、彫刻
モノヲ施セル裝飾板ナリ、

九一 おもてまやだつのどう「表車立胴」は
しらヲ前後ニ遣取スルトキ、此どうニ上セテ廻
轉ス、どうトハ丸ク作りタル檣木ニテ、物ヲ上セ
テ廻轉スルモノ、

九二 つつばさみのどう「筒挾胴」前項ト同
様ノ功用ヲ爲シ、專ラ此胴木ニはしらノ重量ヲ
支フ、

九三 ともものまやだつのどう「艦車立胴」
前項ト同様ノ功用ヲ爲ス、

九四 うしろつるのどう「後釣胴」かぢヲ釣
上グルニ用フ、

九五 あほどう「樂胴」【一八九】
九六 ほばしら「帆柱、帆檣」類聚抄ニ文選註ヲ引
又帆檣ト云フ、長木ヲ以テ之ヲ爲、ほばしらヲ略シテ單
リ、帆ヲ掛グル所以ナリトアリ、

山川ノ産ヲ以テ上品トシ、和州十津川産之レニ
次グ、其故ハ本末太ク素直ニシテ、輕ク成長シタ
ルヲ以テ、航海ニ方リ、船體ノ動搖ノ少キガ爲ナ
リ、本船ニ用キシ杉材ハ珍シキ上品ニシテ、再
ビ出デザリシモノナリ、大船ノ柱ニ二種ノ作法
アリ、一ハいつぼんはしら「一本柱」ト稱シ、一
木ヲ以テ之レヲ作り、他ハ中心ニ杉ノ大木ヲ用
キ、周圍ニ檜材ヲ打着ケ、多クノせめこみ「責
込」ヲ以テ締固ム、之レヲたいまつばしら「松明
柱」ト稱ス、前者ハ上品ニシテ、船體ノ航運上便益
アレ共、用材稀ナルガ故ニ、多クノ大船ハ後者ヲ
採レリ、本船ハ和船中ノ大船ナレドモ、現今ノ噸
數ニ換算スレバ、僅々三百噸内外ノミ、サレドモ
帆柱ノ長大ナルコト、敢テ一萬噸以上ノ帆船ニ
譲ラズ、之レニ依テ和船ノ不便ナルコトヲ思ヒ
知ル可キナリ、

九七 はしらこしあてしたのせめこみ「柱

越當下責込」鐵輪ナリ、はしらノ木材ヲ保護セ
ンガ爲メニ、各要所ニ用フ、以下一ニニ至ルマデ
ハはしらノ各部又ハ附屬具ノ説明ナリ、【九】參
照スベシ

一〇九 きりどめのせめこみ「切止責込」 きり
どめノ上端ノせめこみナリ、

一〇八 えりかた「襟形」 はしらノおもてノ口
ヲ凸字形ニ作り、つつの凹字形ノ中へ啞込マシ
ムルモノナリ、

一〇七 はしらのぢゆう「柱二重」 はしらノ根
ヲ凸字形ニ作り、つつの前ニ礎リタルこもち「子
持」ノ凹字形ノ中へ嵌込ミ、はしらノ自然重量ノ
作用ニ依テ、船體ノ動搖奈何ニ強クトモ、外レシ
メザル巧妙ナル作法ナリ、

一〇六 はしらのかぶのくわん「柱株鑲」 は
しらヲ本船ヨリ水中ニ投ジタルトキ、之レヲ引
止ムル細索ヲ結付クルモノ、

一〇五 てんのうへのせめこみ「天上責込」

之レハほばしらトつつばさみトヲ合セテ、綱ヲ
以テ絡ミタル上端ニ方リ、全木中、最モ答ノ強キ
所ヲ保護ス、

一〇四 かうがい「筭」 ほばしらノ最上部ノ横
木ニシテ、ほばしらヲおもてハ括締ムル元綱ノ
外レザラン爲メナリ、之レハ桑ノ木ヲ以テ作ル、
桑ハ雷除ノ功有リト云ヘバナリ、

一〇三 せみのもちのあふこ「蟬持枋」 せみ
のもちトハみなはヲせみニ通ジテ帆ヲ卷上グル
トキノ要具ニシテ、せみノ中ニ嵌リタル櫂ノ木
ニテ製リタル車ナリ、此車ノ心棒ヲ船ニテハあ
ふこト云フ、類聚抄ニ阿布古ト書
キ、枋、字ヲ譯シタリ、そば木ヲ以テ之
レヲ作ル、

一〇二 はしらのすべり「柱滑」 ほばしらヲ船
ニ積込ミテ、はしらみちヨリどらノ上ニ上セ、前
後ニ遣來スルトキ、輕ク轉ゼシメンガ爲メ、はし

一〇一 いしづきのせめこみ「石衝責込」 此
所ニ枚ノせめこみハ、共ニ柱根ヲ保護スルモノ、

一〇〇 せめこみ「責込」 柱ノ中央ノ力ヲ助ク
ルせめこみナリ、

九九 せみはさみ「蟬挾」 ほばしらノ上部、せ
みヲ挾ミタル長キ材ナリ、之レハ檣ニテ作ル、せ
みノ効用ハ【九】ニ於テ解説ス可シ、

九八 けたまはり「桁廻」 ほばた「帆桁」ノ當
ル場所ナリ、之レヲ圓ク作りテ、ほばたヲ前後左
右ニ廻ストキノ便宜ニ供ス、

九七 はちまきのせめこみ「鉢巻責込」 ほ
ばしらノ最上部ヲ絡ミタルモノ、

九六 てうのくちのせめこみ「丁口責込」
はしらトせみトノ接合ス可キ處ヲ固メタルモ
ノ、

九五 せみはさみしりのせめこみ「蟬挾尻
責込」 せみはさみノ尻ヲ固メタルモノ、

九四 とものくち「艦口」、即チ背面ノ左右ニ附着
セシメタル櫂ノ木ノ細キ材ヲ云フ、

九三 ふなばりのみづきり「船張水切」 船
體進行ノ砌、水ノ抵抗力ヲ除去セン爲メノ用意
ナリ、

九二 だいやばり「臺屋張」 船側トだいトノ
間隙ヲ塞ギタルモノ、

九一 とものいちばんのろどこ「艦一番櫓
床」 大船ハ此所ニろ「櫓」ヲ用キザレドモ、古
代ハ、此所ニテ櫓ヲ使ヒタルモノナリ、今モ小船
三百石積位ノ船ハ、此所ニテ櫓ヲ使用セリ、本船
ニテハ一ノ裝飾ニ過ギズ、

【二】 平面圖
此圖ハ主トシテどりかぢハ、なばのすみ「繩
墨」ふなばりヲ貫通セ
シムル穴ノ上端ヨリ以下ノ形ヲ表シ、おもか
ぢ即チ六四以下ハ、かつば并ニやぐらヨリ見タ
ル所ノ圖ナリ、

一 みよし〔水押〕 〔一〕五、六
 二 ほほべら〔頬縁〕 之レハ上端ヨリ見タル所 〔一〕四八

三 おもてとびせみ〔表飛蟬〕 ほぼしらノくくり〔括〕ヲ締附ル具ナリ、くくりトハはしらヲ立テタル後、おもてノ方へ締付タル太キ綱具ヲ云フ、此とびせみニ就キテ沿革説アレドモ、繁ヲ恐レ、茲ニハ省略ス、

四 あふこ〔枋〕 とびせみノもちノ心棒ヲ云フ、圖ニハあふこヲ以テもちヲ貫通セル形状ヲ示セリ、

五 うはくわんぬき〔上貫抜〕 〔一〕五一
 六 あたくわんぬき〔下貫抜〕 〔一〕五〇
 七 ぢじき〔地敷〕 〔一〕四四
 八 ごしやく〔五尺〕 〔一〕四六、四七
 九 さきのまいた〔前間板〕 おもてノかつばいたナリ、今ハ甲板ノ字ヲ用ス、

一〇 さきのまの・とゆう〔前間樋〕 雨水ヲ流出セシムル爲メノ用意ナリ、

二 にばんふなばり〔二番船張〕 おもてまはりハ此ふなばりニテ固メヲ爲ス、〔一〕二一

三 よとほりおさへ〔四通押〕 よとほりいたヲ押へ、其上ニまやだつヲ受支フ、

四 かばら〔航〕 茲ニテハ其上端ヨリ見タル所、〔一〕三以下
 〔八〕迄各圖ノ一

一四 かぢき〔楫木〕 〔一〕三三
 一五 ねづらいた〔根頬板〕 かぢきノおもてまはりト、なかだなのおもてまはりトニ附着セル板材ナリ、〔八〕四

一六 なかづらいた〔中頬板〕 ねづらいたノ上端ニ重子掛ケタル板材

一七 うはつらいた〔上頬板〕 なかつらいたノ上端ニ重子掛ケタル板材ニシテ、其上端ハラはだなニ接ス、此三枚ノ板ヲよとほりいたト總

稱シ、船體おもてまはり扱上ゲタル處ニテ、船ノ進行上速力ヲ強メンガ爲メ、他ノなかだなの比シテ、特別ノ製法ヲ以テ附着セシモノナリ、

一八 うはだな〔上棚〕 〔一〕四三、六、七、八、九
 一九 おもてのまやだつ〔表車立〕 よとほりおさへノ上ニ立チ、よこやまノ後ニ受支ヘラレテ、傾斜狀ニ立テル材ニシテ、どうぎヲ受クル要具ナリ、〔一〕七〇、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九

二〇 よとほりおさへのねこ〔四通押猫〕 よとほりおさへガ、前後ニ逃ゲザラン爲メニ附シタルモノ、〔一〕二二

二一 さんのまふなばり〔三間船張〕 〔一〕二〇
 二二 おもてあかまふなばり〔表治間船張〕 〔一〕九

二三 あかまふなばり〔治間船張〕 〔一〕八
 二四 なかだな〔中棚〕 之レハなかだなの上端ヨリ見タル所、〔一〕三、四

菱垣廻船歡見丸圖解略説

二五 はおほひ〔羽覆〕 〔一〕八一、八二

二六 こしあてふなばり〔越當船張〕 〔一〕七一、七二

二七 のけだな〔外棚〕 之レハのけだなの上端ヨリ見タル所、〔一〕三三、三四

二八 だい〔臺〕 〔一〕二九

二九 たかはぎ〔高矧〕 左右船側ノ主タルかご板ニシテ、各部ノふなばりハ此板ニ納ル、うはだな中主要ノ部ナリ、

三〇 つつ〔筒〕 ほぼしらヲ受支フルモノ、〔四〕三〇、三一

三一 つつばさみ〔筒挾〕 〔一〕八四、八五、八六、八七、八八、八九

三二 こしあてのねこ〔越當猫〕 こしあてのきは〔越當牙〕トモ云フ、つつヲ緊込ムニ方リ、つつばさみノ左右ニ逃ゲザラン爲メニ附シタルモノナリ、〔四〕四一

三三 こもち〔子持〕 ほぼしらノ根ノ木口ノ凸字形ノ箇所ヲ、此所ノ凹字形ノ所ニ啜ヘシメ

はしらノ自然重量ヲ應用シテ、前後左右ニ外レシメザル巧妙ナル構造ナリ、本圖ハ此凹字形ノ部分ヲ横斷シタル木口ヲ示ス、【一】一〇〇【四】三三三四三五

一三 ともちねこ「子持猫」 ともちノ後部へ逃ゲザラン爲メノ止ナリ、

一四 にはんたつ「二本立」 さりふなばりノ一端ヲ受支フルモノニシテ、あゆみノ中央部ヲ受支フ、【一】二二【五】二二三

一五 きりふなばり「切船張」 【五】二二

一六 ひきこしふなばり「引越船張」 【二】二四

一七 ろくろふなばり「轆轤船張」 【二】二四

一八 ろくろざ「轆轤座」 ろくろヲ受支フルモノニシテ、船體中ニテ最モ重要ノ具ナリ、

一九 ちどろのざ「地胴座」 ちどろヲ受支フルモノ、

二〇 ちどろ「地胴」 帆ヲ卷キ、碇ヲ揚ゲルトキハ、皆はしらかみのせみ、やぐらノてんじや

ムトキ、はしらかみのせみヨリてんじやうな
んばヲ通ジ、此せみノもちノ穴へ通ジテ、ろくろ
ニテ卷綱ヲ通ズル用意ニシテ、此圖ハ前方へ傾
斜セル處ヲ、ともものくちノ上端ヨリ見タル所
ナリ、

二一 ともものとびせみのあふこ「艦飛蟬枋」

とびせみノもちヲ貫通セルモノ、

二二 ありたながまち「尻棚框」 【一】三〇

二三 まきよせどろ「卷寄胴」 かぢヲどこノ
方へ卷寄スル爲メニ、專ラ此どろヲ用フ 【二】二

二四 ともものまやだつ「艦車立」 あゆみヲ貫
通シテ、どこノ上端ニ立テラル、モノ、專ラはし
らどろヲ受ケ、かぢヲ釣込ミ支フルコトヲ兼ヌ
ルモノナリ、

二五 かぢのまるくち「楫丸口」 此所へかぢ
のみき「楫身木」ヲ受ケシメ、かぢノ功用ヲ全ウ

うなんば、ともものとびせみヲ通ジテろくろニ
テ卷キ、其綱ノ端ヲ括リ止メ、之レニ反シ、右諸
具ヲ下ス場合ハ、此胴木ニ綱ヲ卷付ケ、滑ラシテ
漸次ニ綱ヲ延スモノナリ、此用木ハ特殊ノ木材
タルそばノ木ヲ用フ、

二六 あたとだて「下戸立」 かはらノ後端ニ
付ケラレ、斜狀ニ立チタル材ニシテ、なかだなノ
由テ起ル所ナリ、【三】三

二七 うはとだて「上戸立」 あたとだてノ上
部ニ戴カレ、うはだないたハ此左右ニ取付ケラ
ル、【二】二四

二八 だいやはり「臺屋張」 茲ニテハ内部ヨ
リ見タル所、【二】二四

二九 けあびふなばり「蹴上船張」 【二】二五

三〇 とこふなばり「床船張」 【二】二六
三一 ともものとびせみ「艦飛蟬」 帆ヲ卷キ、碇
ヲ揚ゲ、はしふねヲ積込ミ、又重量ノ荷物ヲ積込

セシムルモノナリ、【二】二二

三二 とこのきは「床牙」 かぢヲ廻轉スルニ
容易ナラシム爲メニ附添ヘタルモノ、【二】二二

三三 かさぎ「笠木」 とものおほたつニ戴カ
レテ、屋形ノささら及あゆみヲ受支フ、

三四 すみのたつ「隅立」 【二】二九

三五 あゆみ「歩」 【二】八〇

三六 みづばづ「水櫃」 飲料水ノ貯藏櫃ナリ、

三七 はづのまへのあしは「水櫃前足場」
あしはなまはりへ通ズル足場、

三八 はしり「水走」 飲食ノ器物ヲ洗フ場所、

三九 むすび「結」 【二】二八

四〇 ちり、コレハ上端ヨリ見タル所ナリ、【二】二

四一 よこまむきあまおさへ「横眞向天押」コ
レモ上端ノ見附ナリ、【二】二五八

四二 まむきすみのたつ「眞向隅立」 木口ヨ

- リ見タル所、「一」五九
- 六 齒 ごとしやく「五尺」 内部上端ヨリ見タル所、「一」四六
- 七 五 ごとしやくのうし「五尺丑」 「一」四九
- 八 突 うはくわんぬき「上貫抜」 上端ヨリ見タル所、「一」五一
- 九 七 あたとわんぬき「下貫抜」 上端ヨリ見タル所、「一」五〇
- 一〇 六 ごとしやくのなぎれうけ ごとしやくのなぎれヲ受支フ、
- 一一 六 六 さきのまいた「前間板」 さきのまノムだてナリ、
- 一二 七 〇 よこやま「横山」 にばんノ上部ヲ絡ミ、まやだつヲ受支フ、「一」八六
- 一三 七 〇 おもてのまやだつ「表車立」 上端ヨリ見タル所、「一」八六
- 一四 七 〇 くのまいた「二間板」 くのまノかつば

- 一五 ニテ、今甲板ト稱ス、
- 一六 七 〇 くのまのまのま「二間窓」 水夫室ノ入口ナリ、足入りノ場合ハ、此所ヨリ出入シ、空船ノ場合ハ、さんのまノ入口ヨリ出入ス、「八」三三
- 一七 七 〇 おもてどひかへ「表胴控」 上端ヨリ見タル所、此材ハはぎつけノ上部ヲ固メ成セリ、「八」三四
- 一八 七 〇 あふぎたつ「扇立」 「一」二八
- 一九 七 〇 はぎあげ「矧止」 くのまいたノ端ヲ押ヘタルモノ、
- 二〇 七 〇 おもてあまおさへ「表天押」 上端ヨリ見タル所、「一」三二
- 二一 七 〇 ふだて「踏立」 荷物ヲ積込ム場合ハ、之レヲ外シ、空船ノ場合ハ、之レヲ敷キ、此場ニ於テ、船中一同綱仕事ヲ行フ、
- 二二 七 〇 おもていちばんたつ「表一番立」 上端ヨリ見タル所、「一」二五

- 二〇 八 〇 おきだい「置臺」 上端ヨリ見タル所、「一」二六
- 二一 八 〇 ともものいちばんたつ「艦一番立」 上端ヨリ見タル所、「一」二四
- 二二 八 〇 だい「臺」 上端ヨリ見タル處、「一」三一
- 二三 八 〇 ともものあまおさへ「艦天押」 上端ヨリ見タル所、「一」三三
- 二四 八 〇 はおほひのとゆう「羽覆樋」 上端ヨリ見タル所、「一」八二
- 二五 八 〇 どひかへ「胴控」 やかた第一ノどひかへニテ、はぎつけノ上部ヲ固メ、且あゆみノ一端ヲ受支フ、
- 二六 八 〇 はさみのひかへ「挾控」 やぐらノ根太ヲ受支フ、
- 二七 八 〇 くわんざ「銃座」 之レニ銃ヲ取附ケ、帆足ノ端ヲ採ル、
- 二八 八 〇 うまのかしらのひかへ「午頭控」 やぐ

- 二九 八 〇 ろくろのひかへ「轆轤控」 ろくろざノ上ニ當リテ、ろくろノ一端ヲ受ケ、且やぐらノ根太ヲ受クルコト、他ノひかへニ同ジ、
- 三〇 九 〇 やどらろかいはり「矢倉櫓張」 兩側傾斜ノ度ノ強キ場所、
- 三一 九 〇 やどらおもはり「矢倉面張」 主タル張板ナリ、其構造ノ一端ヲ述ブレバ、杉ノ赤身板ニテ、産地ヨリ特ニやどらいた「矢倉板」トシテ製材シ來レルモノヲ以テ、一枚通り張詰メ、更ニ又一枚ヲ張り、都合二枚合セニ張詰ルナリ、而シテはぎぢ「矧地」ニハ、卷繩等ヲ用キズ、ひかへトひかへトノ間ニ於テ、やいた「矢板」ヲ作り、之レヲ以テ締込ム事、恰モ桶ノ側ヲ締ムルガ如シ、上船ニテハ此はぎぢニ石漆ヲ用フ、然ルトキハ他ノ木目ヨリ割ル、有ルトモ、はぎぢヨリ割ルル事更ニナシ、之レ甲板張ノ一構造法ナル可シ

三 ぞいた「基板」 あゆみトあゆみトニ掛渡シタル厚板ニシテ、はしらヲ立終リタルトキ、之レヲ敷並べ、後又ははしらヲ倒ス場合ハ、取外ス仕組ニシテ、板ト板トノ合セ目ハ重テ掛ケ、其中ヲ樋形ニ凸凹状ニ作り、雨水ヲ防グ構造ナリ、

四 はしらのぼしよ 此所ハぼしらの立ツ可キ場所、

五 あゆみ「歩」 あゆみノ一端ナリ、

六 ぞいたのまど「基板窓」 やぐらヨリやかたへ出入口ナリ、

七 てんじやうくるま「天井車」 てんじやうなんば「天井南蠻」トモ云フ、之レハはしらかみのせみヨリみなはヲ通ジ、此車ニ更ニ又通ジ、やかたどびせみニ通ジテ、ろくろニテ帆其他重量物ヲ巻揚グル仕組ニシテ、此方式ハ輓近百年以後、阿蘭陀船ノ纜索ノ術ヲ模シタルモノナル可キ歟、天明寛政頃ノ船ニハ、未タ如此巧妙ナル

仕組在ラザリシガ如シ、

八 かぢはさみ「楫挾」 かぢヲ釣込ミテ、航海ノ場合ニ、左右ニ觸レテ、あゆみノ損ゼザル様ノ注意ト、楫ノ廻轉ヲ助クルコトトヲ專ラトス

九 うはかさぎ「上笠木」 まむきノ根太兼どゆうナリ、

一〇 まむきばり「真向張」 まむきノ効用ハ三ニ説ケリ、

一一 よこまむきあまおさへ「横真向天押」

一二 どのまのうしなぎれ

一三 どのまのうしなぎれ 傳聞船ヲ積入

ルル場合、此所ニテ受支フ、

一 かはら「航」

二 そばがはら「側航」 航海ノトキかぢきノ作用ヲ助ケ、陸上ゲノ場合ハかはらヲ保護ス、

三 かぢき「楫木」

四 なかたな「中棚」

五 なかふなばり「中船張」 船體中部ノ固メナリ、

六 おもてぢいた「表地板」 うはだなノ地板ナリ、

七 おもてなかいれいた「表中入板」 地板ニ次グ船側ナリ、

八 おもてうはなかいれいた「表上中入板」 なかいれいたニ次グ船側ナリ、

九 たかはぎ「高矧」 一ニつる「蔓」ト云フ、ふなばりヲ貫通セシムル板ニシテ、うはだな中

主要ノ部ナリ

一〇 つるおさへ「蔓押」 たかはぎノカヲ助クル船側板ナリ、

一一 はぎつけ「矧付」 荷物ヲ高く積ム目的ヲ以テ、近年高ク矧付クル事トハナレリ、

一二 どのぢいた「艦地板」 船體ヲ前後二部ニ分チ、其前半ヲおもてのたなト稱シ、後半ヲおもてのたなト稱ス、其後部ノぢいたナリ、前後板ノ重リタル部分ヲ、おほつぎ「大接」ト稱ス

一三 どのまたなかいれいた「艦下中入板」 前板ノ上ニ次ギタルモノ、

一四 どのなかのなかいれいた「艦中中入板」 前板ノ上ニ次ギタルモノ、

一五 どのうはなかいれいた「艦上中入板」 前板ノ上ニ次ギタルモノ、

一六 どののつる「艦蔓」 とも部ノふなばりは盡ク之レニ依テ受支ヘラル、

【三】 洞間越當表口木口圖 現解横断面圖

- 一 かはら「航」
- 二 そばがはら「側航」 航海ノトキかぢきノ作用ヲ助ケ、陸上ゲノ場合ハかはらヲ保護ス、
- 三 かぢき「楫木」
- 四 なかたな「中棚」
- 五 なかふなばり「中船張」 船體中部ノ固メナリ、
- 六 おもてぢいた「表地板」 うはだなノ地板ナリ、
- 七 おもてなかいれいた「表中入板」 地板ニ次グ船側ナリ、
- 八 おもてうはなかいれいた「表上中入板」 なかいれいたニ次グ船側ナリ、
- 九 たかはぎ「高矧」 一ニつる「蔓」ト云フ、ふなばりヲ貫通セシムル板ニシテ、うはだな中

- 一七 **のけだな**〔外棚〕 船側ノ上部ノカヲ均等ナラシムルモノ、【二二二一】
- 一八 **こしあてふなばり**〔越當船張〕 表ノ口ヨリ見タル所、【二二七六】
- 一九 **だい**〔臺〕 木口ヨリ見タル所、【二三三二】
- 二〇 **こしあてうへのやりこし**〔越當上遣越〕 ふなばりノ指口ニ横皮ヲ打込ム便利ノ爲メ、少シク木ヲ欠キテ、打込ミ終レバ、又此木ヲ附ス、
- 二一 **こしあてしたのやりこし**〔越當下遣越〕 功用ハ前者ニ同ジ、
- 二二 **いちのくちのまき**〔一口敷居〕 どのまヨリやかたへ通ズル入口、即チ**いちのくちのいりくち**〔一口入口〕ノ戸ノ敷居ナリ、
- 二三 **おきだい**〔置臺〕 木口ヨリ見タル所、【二三六〇】
- 二四 **とものいちばんたつ**〔艦一番立〕 側面ヨリ見タル所、【二三三四】
- 二五 **いただつ**〔板立〕 てんまこみノ指板ヲ嵌込ム溝板ナリ、
- 二六 **いちのくちのたつ**〔一口立〕 とものどひかへヲ受支フカヲ助ケ、且又**いちのくちノ立付トナル**、
- 二七 **つつ**〔筒〕 つつノおもてノ口ヨリ見タル所、【四三三〇】
- 二八 **つつばさみ**〔筒挾〕 【四三三四】
- 二九 **いちのくちのとぶくろ**〔一口戸袋〕 **いちのくちノ戸ヲ納ムル所**、
- 三〇 **かぢきふなばり**〔楫木船張〕 **かぢきヲ固ムルモノ**、
- 三一 **なかだなふなばりのたつ**〔中棚船張

立〕 なかだなふなばりヲ支フルモノ、

- 三二 **どひかへ**〔胴控〕 どひかへノおもてノ口ヨリ見タル所、【二二八五】
- 三三 **はかまごし**〔袴越〕 あゆみ及やぐらノささらヲ受支フ、
- 三四 **はおほひ**〔羽覆〕 おもてノ口ヨリ見タル所、みかづきト云フ一名ハ此形ニ因テ起ル【二二八六】
- 三五 **はおほひのとゆう**〔羽覆樋〕 おもてノ口ヨリ見タル所、【二二八四】
- 三六 **どう**〔胴〕 つつばさみのどうノ略ナリ、【二二九二】
- 三七 **ふだて**〔踏立〕 ふだてノ側面ヲ見タル所、【二二七八】
- 三八 **なぎれ** ふだてヲ受クル根太木ノ木口ヲ見タル所、
- 三九 **どのまのうしなぎれうけのたつ** 正面ヨリ見タル所、【二二〇三】

【四】 越當艦口木口圖

- 第三圖ノ裏面ニシテ、多クノ諸具、其名稱ヲ異ニシ、其効用ヲ異ニス、
- 一 **かはら**〔航〕 かはらノ木口面ニシテ、左右三材ヨリ成リ、中ヲ**なかいれ**〔中人〕ト云ヒ、兩側ヲ**みみ**〔耳〕ト云フ、之レ船ノ基礎ナリ、【二二二】
- 二 **そばがはら**〔側航〕 【二三二】
- 三 **かぢき**〔楫木〕 【二三三】
- 四 **なかだな**〔中棚〕 【二三四】
- 五 **おもてぢいた**〔表地板〕 【二三六】
- 六 **おもてなかいれいた**〔表中入板〕 【二三七】
- 七 **おもてうはなかいれいた**〔表上中入板〕 【二三八】
- 八 **おもてのつる**〔表蔓〕 略シテつるトノミ云フコトアリ、【三三九】
- 九 **つるおさへ**〔蔓押〕 【三三〇】
- 一〇 **はぎつけ**〔矧付〕 【三三一】

- 一 二 ともものぢいた〔艦地板〕 【三】二二
- 一三 ともものまたなかいれいた〔艦下中入板〕 【三】一三
- 一四 ともものなかのなかいれいた〔艦中中入板〕 【三】一四
- 一五 四ものうはなかいれいた〔艦上中入板〕 【三】一五
- 一六 ともものつる〔艦蔓〕 【三】一六
- 一七 はぎつけ〔矧付〕 【三】一七
- 一八 のげだな〔外棚〕 【三】一七
- 一九 こしあてふなはり〔越當船張〕 ともノ口ヨリ見タル所、【三】一七
- 二〇 こしあてやりこし〔越當遣越〕
- 二一 こしあてうへのやりこし〔越當上遣越〕 【三】二〇
- 二二 こしあてしたのやりこし〔越當下遣越〕 【三】二一

- 三三 いちのくちのあき〔一口敷居〕 【三】三三
- 三四 たい〔臺〕 【三】二九
- 三五 まさがい こしあてふなばりノ指シ口ヲ、かまニ切缺キテ、つる板ニ啞込マシメ、其どもノ口ヨリ此まさがいヲ指込ミ、どうづきヲ以テ締堅メ、一釘ヲ用キズシテ、船體ヲ固メ成スハ、之レ我技術ノ特長ニシテ、此遣越術ハ恐クハ遠ク列船時代ヨリ傳レルモノナル可シ、一五参照スベシ、
- 三六 かきたつ〔垣立〕 側面ヨリ見タル所、
- 三七 ごまいすぢ〔五枚筋〕 木口ヨリ見タル所、【三】三七
- 三八 ともものあしあらひ〔足洗〕 同上【三】四一
- 三九 かけすぢ〔掛筋〕 同上【三】三八
- 四〇 ともものあまおさへ〔艦天押〕 同上【三】三三
- 四一 つつ〔筒〕 正面ヨリ見タル所、ほばしヲ受支フルモノ、どうづきヲ以テ締固ム、其式法

及儀式等アリ、【二】三〇

- 三三 つつのえりかた〔筒襟方〕 凹形ニ作り、はしらノ凸形ナル所ヲ之レニサシ込ム、はしらノ左右ニ逃ゲザラン爲メノ用意ナリ、【二】九九
- 三三 つつはさみ〔筒挟〕 【二】八四
- 三三 こもち〔子持〕 側面ヨリ見タル所、【二】〇〇
- 三三 こもちねこ〔子持猫〕 木口ヨリ見タル所、【二】三四
- 三三 こもちにぢゆう〔子持二重〕 側面ナリ、【二】〇〇
- 三三 かぢきふなはり〔楫木船張〕 【三】三〇
- 三三 なかふなはり〔中船張〕 【三】三五
- 三三 ふなだまのあな〔船魂穴〕 左右二個ノ小方穴ニハ船魂神・五穀・金錢並ニ賽ヲ納ム、其式法傳説アレドモ、茲ニハ略ス、
- 三三 なかふなはり〔中船張〕 【三】三五

- 四〇 なかふなばりのきは〔中船張牙〕 つつヲ締込ミテ、左右ニ逃ゲザラン爲メノ用意ナリ、此構造ハ最モ強固ナル法式ナリ、
- 四一 こしあてのきは〔越當牙〕 つつ及たちあげヲ挟ム、どうづきニテ衝込ミタルつつノ、左右ニ逃ゲザラン爲メノ用意ナリ、【二】三三
- 四三 いちのくちのなかのたつ〔一口中立〕 【三】二六
- 四三 なぎれ 【三】三八
- 四四 ふだて〔踏立〕 【三】三七
- 四五 いちのくちのとぶくろ〔一口戸袋〕
- 四六 いちのくちのいりくち〔一口入口〕 どのまトやかたトノ通路ナリ、又荷船ノ時ハ三役ノ居間ト爲ス、
- 四七 ともものどひかへ〔艦胴控〕 【二】八五
- 四八 はかまごし〔袴越〕 【三】三三
- 四九 あゆみ〔歩〕 木口ヨリ見タル所、【二】九四

- 五〇 やぐらのささら やぐらいたノ根太ナリ、
- 五一 やぐらのあひあひねだ「矢倉相合根太」 やぐらおもばりトろかいばりト相合ヒノ根太ナリ、【二九〇、】
- 五二 やぐらいた「矢倉板」 側面ナリ、【二九〇、】
- 五三 はしらうけどう「柱受胴」 【三三六】
- 五四 いちのくちのたつ「一口立」 【三三五】
- 【五】 屋形三社前正面木口圖
船内主要ノ裝飾具、在ル所ナリ
- 一 かばら「航」 【四三二】
- 二 かぢき「楫木」 【四三三】
- 三 そはがばら「側航」 【四三三】
- 四 なかたな「中棚」 【四三四】
- 五 ともものぢいた「艦甲板」 【四三二】
- 六 ともものまたなかいれいた「艦下中入板」 【四三三】
- 七 ともものなかのなかいれいた「艦中中入板」 【四三四】
- 八 ともものうはなかいれいた「艦上中入板」 【四三三】
- 九 ともものつる「艦蔓」 【四三六】
- 一〇 ともものつるおさへ「艦蔓押」 【四三〇】
- 一一 のけだな「外棚」 【三二七】
- 一二 きりふなばり「切船張」 【三三六】
- 一三 だい「臺」 【四三三】
- 一四 かきたつ「垣立」 【四三五】
- 一五 かいのくちうちのかもゑ「海口内敷」 雨戸及障子ヲ入ル、所、
- 一六 かいのくちうちのかもゑ「海口内敷」 雨戸ヲ入ル、所、
- 一七 かいのくちうちのかもゑ「海口外敷」 雨戸ヲ入ル、所、
- 一八 かいのくちうちのかもゑ「海口外鴨居」 同上、

居」 同上、

- 一九 ごまいすぢ「五枚筋」 【四二六】
- 二〇 かけすぢ「掛筋」 【四二八】
- 二一 ともものあまおさへ「艦天押」 【四二九】
- 二二 かぢきふなばり「楫木船張」 【四三六】
- 二三 にほんたつ「二本立」 【四三五】
- 二四 やかたなかふなばり「屋形中船張」 なただなノ固メ、
- 二五 やかたなかふなばりのせん「屋形中船張栓」 ふなばり端ノ固メ、
- 二六 やかたなかふなばりのねこ「屋形中船張猫」 にほんたつの固メ、
- 二七 きりふなばりのねこ「切船張猫」 きりふなばりノ端ヲ止固ム、
- 二八 ともものふみあがり「物見踏土」 ものみノ見附ニシテ椀ノ空板等ヲ用フ、
- 二九 ともものかもゑ「物見鴨居」 ものみノ
- 戸ノ入ル所、
- 三〇 にほんたつのつつみいた「二本立包板」 ものみ上面ナレバ、椀空板等ヲ以テ包ム、
- 三一 ものみのと「物見戸」 足入ノ砌、此所ノ内ニすつぽんヲ据付ケ、此戸ヲ開キ、まねき「招」ト云フ棒ヲ運轉シテ、あかヲ引ク所ニシテ、其戸ハ又空板等ニテ裝飾ス、
- 三二 ものみしたのと「物見下戸」 此戸ヲ開キ、船底ノ様子ヲ見ル、
- 三三 ものみのだい「わ」物見臺輪」 ものみノ諸具皆之レニ依テ起ル、
- 三四 さんじやしたのと「三社下戸棚」 貴重品入場所、
- 三五 さんじやのぶつ「三社佛間」 説明ヲ待タズ、
- 三六 かみたな「神棚」 同上、
- 三七 はさみのと「挟戸」 陸上座敷ニテ挟屋

ノ間ト云ヘルモノニ適ス、此所ハ船頭ノ室ナリ、

出」同上、

トヲ入ル、所

棚中物入」同上、

三 ばさみのまき「挾敷」 同上、

四 ちやわんだななかのものいれ「茶碗

四〇 うまのかしらのひかへ「午頭控」 やか

上物入」 同上、

四一 がく「額」 船名ヲ記ス、

五 ちやわんだなのたつ「茶碗棚立」 同上、

四二 あゆみ「歩」 [四]四九

五 かげいた「陰板」 ちやわんだなトろか

四三 やどらのささら 同上、[四]五〇

五 ちやわんだなとなりのたつ「茶碗棚隣

四四 やどらのあひあひねだ「矢倉相合根

立」 説明ヲ要セズ、

太」[四]五一

五 ろかいのたつ「櫓立」 船ノ左右舷側

四五 やどらおもはり「矢倉面張」 [三]九九

五 るかいた云フ、此舷側ニ寄ツテ立テタルたつ

四六 やどらろかいはり「矢倉櫓權張」 [三]九

ナルニヨリ此名アリ、

〇

【六】 蹴上表口木口圖

四七 ちやわんだなまたのものいれ「茶碗棚

やかたノともまはり諸具ノ備リタル場所

下物入」 説明ノ要ナシ、

一 かはら「航」 [三]一

四八 ちやわんだなのひきだし「茶碗棚引

二 かげき「楫木」 [三]三

三 そはがばら「側航」 [三]二

一三 うばかさぎ「上笠木」 側面ヨリ見タル

四 なかだな「中棚」 [三]四

所、[三]九八

五 とものぢいた「艦地板」 [三]二

一四 とものあまおさへ「艦天押」 木口ヨリ

六 とものうばだな「艦上棚」 ぢいた以上

見タル所、[三]三三

ヲうはだなト稱ス、此所ニテハなかいれいた以

一五 てづくりのひかへ「手作控」 やぐらね

上ノ部分ナリ、

だヲ受支フ、

七 けあげふなはり「蹴上船張」 おもてノ口

一六 やどらのささら [四]五〇

ヨリ見タル所ニシテ、[二]ノ四七ノとびせみノ圖

一七 あゆみ「歩」 木口ヨリ見タル所、[二]九四

ハ上ヨリ見タル所ナリ、相互對照スベシ、[二]一

一八 やどらいた「矢倉板」 側面ヲ見タル所、

四七

[二]九一

ハ なかだなのそとども「中棚外艦」 木口

一九 ありだながまち「尻棚框」 木口ヲ見タ

ヨリ見タル所、[二]六八

ル所、[二]四九

九 かげきそとども「楫木外艦」 同上、[二]

二〇 ありだながまちのうちもの「尻棚框打

一〇 つつみいた「包板」 船體水準以下ヲ包

物」 まきよせどうヲ受支フ、

ミタルモノ、

二一 まきよせどう「卷寄胴」 かげきトこニ

二 だい「臺」 [三]一

二二 まきよせどう「卷寄胴」 前項ト多少功

三 すみのたつ「隅立」 側面ノ圖ナリ、[二]

三三 まきよせどう「卷寄胴」 前項ト多少功

- 用ノ異ナル點アリ、
- 三 ともものまやだつ「艦車立」 側面ヨリ見タル所、【一】八八
 - 四 ともものどびせみ「艦飛蟬」 【二】四七
 - 五 ともものどたな「艦戸棚」 世帯道具ヲ入ル、處、
 - 六 あまどのとぶくろ「雨戸戸袋」 雨戸ヲ入ルル處、
 - 七 はしらうけどう「柱受胴」 【三】三六
 - 八 かぢはさみ「楫挾」 かぢノ左右ニ觸ル、ヲ極ムルモノ、
 - 九 かぢ「楫」 船體の航海最モ重要ナルモノ、【一】一
 - 一〇 かぢはさみののはがね「楫挾刃金」 かぢノ廻轉ヲ輕クセン爲メノ具ナリ、
 - 一一 かぢたてのはがね「楫立刃金」 同上ノ功用ニテ、之ハかぢノ方ヘ付ス、
 - 一二 あまどのまき「雨戸敷」 あまどの敷居ナリ、
 - 一三 あまどのかもゑ「雨戸鴨居」 兼ヌルニろかいばりノ根太トナル、
 - 一四 かはら「航」 【三】一
 - 一五 そはがはら「側航」 【三】二
 - 一六 かぢき「楫木」 同上 【三】三
 - 一七 なかたな「中棚」 同上 【三】四
 - 一八 おもてぢいた「表地板」 【三】六
 - 一九 おもてなかいれいた「表中入板」 【三】七
 - 二〇 おもてうはなかいれいた「表上入板」 【三】八
 - 二一 おもてつる「表蔓」 【三】九
 - 二二 あかまふなばり「冷間船張」 船體おもて部ノ固メ、
 - 二三 のけだな「外棚」 【三】一七

- 一 だい「臺」 【三】一九
- 二 ともものあかまふなばりうへのやりこし「艦冷間船張上遣越」 指口ニ横皮ヲ打込ム用意ナリ、
- 三 ともものくちのやりこし「艦口遣越」 同上、
- 四 まさがい 【四】二四
- 五 どのまのおきだい「胴間置臺」 【一】二六
- 六 おもていちばんたつ「表一番立」 【二】二五
- 七 おもていただつ「表板立」 さしいたヲ嵌込ム可キたつ、
- 八 つるおさへ「蔓押」 つるノ上ノはぎつけナリ、【三】一〇
- 九 はぎつけ「矧付」 つるおさへノ上ノはぎつけつけナリ、【三】一一
- 一〇 あかまかぢきふなばり「冷間楫木船張」 かぢきノ固メ、
- 一一 あかまなかふなばりのたつ「冷間中船張立」 なかふなばりヲ受支フ、
- 一二 あかまなかふなばり「冷間中船張」 なかだなノ固メ、
- 一三 あかまなかふなばりのはさみはこ「冷間中船張挾箱」 ふなばりトなかだないたトヲ絡ミタル金具、
- 一四 なかたなのよこはりつつみいた「中棚横張包板」 厚薄二枚ノ板ヲ外部ニ張リテ、たな板ノ虫喰ヲ豫防ス、
- 一五 あかまふなばりしたのたつ「冷間船張下立」 あかまふなばりヲ受支フルたつ、
- 一六 なぎれ 【三】三八
- 一七 ふだて「踏立」 【二】七八
- 一八 【八】 三間木口圖
- 一九 かはら「航」 【三】一
- 二〇 そはがはら「側航」 【三】二

- 三 かぢき「楫木」 【三】三
- 四 ねづらいた「根頬板」 航海ノトキ波浪ノ刺激強ク、且又進行ノ度ヲ増サンガ爲メ、特ニ他ノなかだないたトハ別個ニ作り、側面ノ一方ハかぢきニ附着シ、他ノ一方ハなかつらいたニ接シ、木口ハなかだないたト重リ大接ト成シ、最モ堅固ナル構造ナリ、大接ノ歴史及構造法ハ略ス【二】一五
- 五 なかづらいた「中頬板」 【二】二六
- 六 うはづらいた「上頬板」 【二】二七
- 七 おもてぢいた「表地板」 なかだな通リニ接シタルモノ、【三】六
- 八 おもてぢいたうははぎ「表地板上矧」 前板ノ上端ニツヅキタルモノ、
- 九 おもてなかいれいた「表中入板」 前板ノ上端ニツヅキタルモノナリ、【三】七
- 一〇 つる「蔓」 【三】九
- 一一 さんのまふなばり「三間船張」 【二】一〇

- 一二 のけだな「外棚」 【三】二〇
- 一三 だい「臺」 【三】一九
- 一四 さんのままさがい 【四】二四
- 一五 つるおさへ「蔓押」 【三】一〇
- 一六 はぎつけ「矧付」 【三】一一
- 一七 おもてかきたつ「表垣立」 側面ヨリ見タル所、【二】三一
- 一八 たまびつすぢ「玉縁筋」 木口ヨリ見タル所、【二】三四
- 一九 あしあらひ「足洗」 同上、【二】三五
- 二〇 おもてうはすぢ「表上筋」 全上、【二】三六
- 二一 おもてあまおさへ「表天押」 全上、【二】三二
- 二二 さんのましたかぢきふなばり「三間下楫木船張」 かぢきノ固メ
- 二三 よとほりおさへ「四通押」 よとほり即チつらいたノ固メ、
- 二四 さんのましたのなかふなばり「三間

- 下中船張」 よとほりだなヲ固メ、且にのまノかこひ「圍」ノ依テ起ル所トナル、此かこひハ荷物ヲ積込ム場所ト綱道具ヲ入置ク場所トノ區劃ナリ、
- 二五 さんのまふなばりのたつ「三間船張立」 さんのまふなばりヲ支へ、且かこひいたノ根太ヲ兼ヌルモノ、
- 二六 さんのましたのかこひいた「三間下圍板」 此かこひノ内ハ、船體ニ取テ最モ重要ナル綱具ヲ納メ置ク場所ニシテ、荷物ハ積マザルナリ、
- 二七 なぎれ 【三】三八
- 二八 ふだて「踏立」 【二】七八
- 二九 さんのまうへのたつ「三間上立」 どひかへヲ受ケ、且荷物場所ト水夫室トノ間仕切ノ立付トナル、
- 三〇 さんのまうへのかこひいた「三間上圍

- 板」 此内部ハ水夫ノ室ナリ、
 - 三一 さんのまうへのといた「三間上戸板」 出入口ノ戸締ナリ、
 - 三二 おもてどひかへ「表胴控」 おもて部はぎつけノ上端ヲ固ム、
 - 三三 へのまのねだ「二間根太」 へのまいたハ之レニ張附ケラル、
 - 三四 へのまいた「二間板」 此上ヲかつばト稱シ、航運ノトキ活動スル場所ナリ、
 - 三五 へのまいたのうちもの「二間板打物」 水ヲ防グモノ、
- 【九】 帆柱表口圖
- 一 せみ「蟬」 帆其他重量物ヲ卷揚グルニハ、専ラ此具ノ功用ニ依ル、之レハ西洋ノぶろつくノ如キモノナレ共、ソレニ倣ヒタルモノニ非ズ、古キ繪卷物ノ中ニ見エタリ、水上語彙ニこガノ木ヲ以テ作ルト在リ、近代多クハ槻櫻等ノ木材

ヲ用フ、之レハ綱トもちト摩擦シテ火ヲ發セザ
ラン爲メノ用意ナリ、

ニ **もち**〔持〕 みなはヲ通ジテ廻轉セシムル
具ナリ、

三 **あふこ**〔杓〕 もちノ中心ニ通ズル心棒ニ
シテ、專ラ堅クシテ粘力ヲ有スルそば木ヲ用フ、

【一〇一】

四 **かうがい**〔筭〕 【一〇二】

五 **せみばさみ**〔蟬挾〕 【一〇三】

六 **けたまはり**〔桁廻〕 【一〇四】

七 **えりかた**〔襟形〕 【一〇五】

八 **はしらのかぶのくわん**〔柱株鑲〕 【一〇六】

九 **せめこみ**〔責込〕 【一〇七】

一〇 **はしらにぢゆう**〔柱二重〕 【一〇八】

【一〇】 帆桁圖

ほげた〔帆桁〕 ほヲ掛ル具ナリ、

【一一】 楫側面圖

一 **かぢのみき**〔楫身木、楫幹〕 かぢノ諸具
之レニ依テ起ル、專ラ櫂ノ木ヲ用キ、他材ハ用キ

ズ、大隅薩摩ノ白櫂ヲ上品トス、日向美々津産ノ
赤櫂之レニ次グ、然レドモ千五百石積以上ノ船

ニ使用スベキモノハ、極メテ稀ナルガ故ニ、是等
大船ハ他ノ地方産ノ赤櫂ヲ用材トズ、どこノ丸

口ニ當テ廻轉スル所ヲとどこぢ〔床口〕ト云フ、

ニ **そへみき**〔添身木〕 みさノ力ヲ助ケンガ
爲メノ具ニシテ、其用材ハ櫂ノ木ナリ、

三 **はだづけ**〔肌附〕 みさノおもてノ口ニ附

添ヒ、みさノ下部ノ力ヲ助ケ、且みづきりヲ此所

ニ附クルニ適セシム、用材ハ同上、

四 **みづきり**〔水切〕 船ノ進行ノトキ、水ノ

抵抗力ニ對スルモノ、用材ハ松、

五 **ねはぎいた**〔根刳板〕 はぎいたノ根板

用材ハ松、

六 **はぎいた**〔刳板〕 ねはぎいたニ次ギテ刳

付タル三枚ノ板、用材ハ松

七 **わかば**〔若羽〕 はぎいたノ耳ニテ、力ヲ

要スルガ故ニ、楠木ヲ用フ、

八 **あもざん**〔下棧〕 かぢヲ左右ニ廻轉スル

ニハ、はぎいたニ力ヲ要シ、之レニ堪ヘ得セシメ

シガ爲メニ、最モ堅固ナル構造法ニ依テ作ル、

九 **なかざん**〔中棧〕 あもざんノ次ノさんニ

シテ、さんノ中モ力ヲ要スルモノナリ、

一〇 **かみざん**〔上棧〕 なかざんノ上ニ次ギ

タルさん、

二 **あものばさみざん**〔下挾棧〕 はぎいた

ノ下ヲ挾ム、淺キ海ニ入り、かぢノ裾ノ地ニ觸レ

テ損ゼザラン爲メノ用意ナリ、

三 **にないなんば**〔荷南蠻〕 かぢヲとも部

ヘ釣込ムトキ、此具ニ太キ綱ヲ通ジ、うしろつ

るの、どうニテ卷上グル装置ナリ、之レハ左右二

個在リテ、あふこニ依テ受支ヘラル、【一五】

菱垣廻船船具丸圖解略説

一三 **あふこ**〔杓〕 にないなんばヲ支フルモ

ノ、

一四 **かみのばさみざん**〔上挾棧〕 他物ノは

ぎいたニ觸レテ損ゼザラン爲メノ用意ナリ、

一五 **いんきようのあな**〔隠居穴〕 此穴ハか

ぢヲ釣込ミテ後、綱ヲ通ジ、釣置クモノナレバ、

釣下シノ活動ニ用ヲ爲サザルガ故ノ名ナリ、

一六 **うしろつるのあな**〔後釣穴〕 うしろつ

るの、どうニ釣置ク穴、

一七 **おほめあな**〔大目穴〕 かぢづかヲ指込

ム箇所、

一八 **せめこみ**〔責込〕 鐵ノ幅廣キ厚キ輪ニシ

テ、みさノ木材ヲ保護シ、且そへみき、はだづけ

等ト共ニ、三木其力ヲ均等ナラシム、各箇所ニ依

テ名稱ヲ異ニセリ、

【一二】 楫木口圖

みさハ各部ニテ其形ヲ異ニス、今其大概ヲ示

四五九

スコト左ノ如シ、
一 まるごち「丸口」 本船ノどこニ觸ルル處、

【一二】

ニ なかのきりごどち「中切木口」 なかざ
んノアル所ノみきノ木口、

三 まものきりごどち「下切木口」 まもざ
んノアル所ノみきノ木口、

【一三】 楫柄圖

かぢづか「楫柄」 かぢヲ廻轉スルハ專ラ此
具ニ依ル、

一 せん「栓」 かぢノおほめあなニ指シコミ
テ、此所ニ栓ヲ指ス、

二 つく「鈚」 かぢヲ取ルトキ、此つくニなん
ばヲ仕掛ケ、表衆ノ號令ニ應ジテ、おもかぢ、と

りかぢト、左右自在ニ廻轉スルヲ得セシム、即チ
今ノ船ニテちるらるト稱スル廻轉スル舵機ニ當
レリ、

三 せめこみ「責込」 木材ヲ保護セル鐵輪ナ
リ、

【一四】

四 かぢのまこみ「楫仕込」 かぢノおほめ
あなニ仕込ム箇所、

はしふね「橋船」 一ニてんまぶね「傳間船
傳馬船」ト云フ、出船入船ノトキ、船頭并ニ水夫

等ノ乗降ノ用ニ供シ、且大風ノトキ、増シ碇ヲ投
ゼントスル場合ハ、之レヲ使用ス、

一 かはら「航」 船體ノ基礎、

二 かはらすべり「航滑」 橋船ヲ本船ニ積込
ムトキ、輕ク滑ラシムル爲メ、檣木ヲ以テ之ヲ作
ル、

三 みよし「水押」 船首ナリ、

四 とだて「戸立」 かはらノ後部ニ立テラレ、
後部諸具之レニ依テ起ル、

五 なかだな「中棚」 かはらノ兩側ニ附スル

板ニシテ、船底ノ大部分トナル、

六 うはだな「上棚」 なかだなノ兩側ニ附セ
ラレ、船ノ側面ハ之レニ依テ成ル、

七 そとこべり「外小縁」 たないたノ上端ヲ
強メ固ムルモノ、

八 うはこべり「上小縁」 船内ニ碇其他ノ物
ヲ積込ムトキ、及櫓權ヲ使フトキ、輕ク滑ラシム
ルノ用意ナリ、

九 あおり「淡落」 うはだなノ下端ニ附シテ、
其板ヲ保護セルモノ、

一〇 こしあてふなはり「越當船張」 船體主
タル固メニシテ、又つつヲ受支フ、

二 こしあてしたのふなはり「越當下船張」
なかだなノ固メ、

三 やかたふなはり「屋形船張」 ともノ間
ノ固メ、

三 あかまふなはり「冷間船張」 あかまノ

固メ、

一四 にほんふなはり「二番船張」 おもてう
はだなノ固メ、

一五 まつら なかだなトうはだなトヲ固ムル
曲リタル材ニシテ、船體ノ緩ミヲ防グ、【一五】一九

一六 おもてくわんぬき「表貫抜」 船ヲ繫止
ムル綱ヲ付クル處、【一五】二四

一七 けしやういた「化粧板」 ともノたない
たヲ保護シ、且ともまはりヲ飾ルモノニシテ、唐

草及船ノ頭文字等ヲ彫刻ス、

一八 おほがいのねこ「大權猫」 之レニかい
びき「權曳」ヲ通ジ、夫レニおほがいの指シテ扱
フ、

一九 はりこふなはり「張子船張」ともノうは
だなノ固メニシテ、又さぶた「佐蓋」ノ根太受ト

ナル、さぶたハ甲板ヲ云フ、
二〇 とこ「床」 ともノ端ヲ固メ、又かぢヲ受

支フ、
 三 かいびきのあな「權曳穴」 かいびきヲ通シ、權ヲねる具也、

三 ざいた「座板」 【一五】九
 三 やかたしたのふなはり「屋形下船張」 なかだなノ固メ、

【一五】 橋船平面圖

四 はりこふなはり「張子船張」 【一四】一九

一 かばら「航」 【一四】一

五 ところ「床」 【一四】二〇

二 みよし「水押」 【一四】三

六 おほがいのねこ「大權猫」 【一四】一八

三 とだて「戸立」 【一四】四

七 ともものふた「艫蓋」 いた端ノ押へ、

四 なかだな「中棚」 【一四】五

八 ともものさぶたいた「艫佐蓋板」 船員乗降ノ場所、

五 うはだな「上棚」 【一四】六

九 まつら 【一四】二五

六 そとこべり「外小縁」 【一四】七

一〇 あかまふなはり「捨間船張」 【一四】二三

七 うはこべり「上小縁」 【一四】八

一一 かこ ところ「艫床」ノ足元ヲ止メ、ばや

八 こしあてふなはり「越當船張」 【一四】一〇

一二 にかんふなはり「二番船張」 【一四】二四

九 こしあてふなはりのざいた「越當船張座板」 ふなばりヲ指込ム口へ當テタル座、

一三 ざいた「座板」 【一五】元

一〇 こしあてしたのふなはり「越當下船張」 【一四】一一

一四 おもてくわんぬき「表貫拔」 【一四】二六

一一 やかたふなはり「屋形船張」 【一四】一二

一五 くわんぬきおさへ「貫拔押」 くわんぬ

きノ座ヲ強ムルモノ、

二六 おもてさぶたいた「表佐蓋板」 碇ヲ上下スル場所、又船員乗降ノ場所、

一〇 つつ「筒」 ほぼしらヲ受支フルモノ、

二七 ふだて「踏立」 船ノ床ナリ、

一一 こもち「子持」 ほぼしらノ座、

二八 ひぢのあな ところノ足元ノ指シ口、

一二 こしあてしたのふなはり「越當下船張」 【一四】一一

【一六】 橋船越當木口圖

一三 ふだて「踏立」 【一五】二七

一 かばら「航」 【一四】一

一四 なぎれ ふだてノ根太木、

二 なかだな「中棚」 【一四】五

一五 ふだておさへ「踏立押」 本船ヨリ下シタルトキ浮キ上ルヲ防グモノ、

三 こしあてふなはりのかざり「越當船張

一六 こもちのせん「子持栓」 説明ノ要ナシ

四 こしあてふなはり「越當船張」 【一四】一〇

一七 こしあてふなはりのざいた「越當船張座板」 【一五】九

五 うはだな「上棚」 【一四】六

一八 橋船楫圖小名ハ略ス 【一七】

六 そとこべり「外小縁」 【一四】七

一九 中帆柱圖小名ハ略ス 【一八】

七 あおり 【一四】九

二〇 中帆柱桁圖小名ハ略ス 【一九】

八 こしあてうへのすべり「越當上滑」 重

二一 橋船帆桁圖小名ハ略ス 【二〇】

キモノヲ滑ラシムル用意、

二二 橋船柱圖小名ハ略ス 【二一】

九 うはこべり「上小縁」 【一四】八

二三 内水押正圖 【二二】

- 一 みよしのうはは「水押上端」【二五】
- 二 かぢきづけ「楫木附」 かぢきノ附ク所、
- 三 みよしのせん「水押栓」 そとみよしヲ絡ムモノ、
- 四 くぎのを「釘尾」 本圖ハ釘ノ尾ヲ返シタル所ヲ示ス、
- 【二二】 下戸立正面圖
- 一 またとだて「下戸立」 之レハかはらノ後部ニ附ケラレ、左右船側ノ後部ハ盡ク之レニ依テ起ル、【二四】
- 二 かぢきづけのくぎのを「楫木附釘尾」 かぢきヨリ貫通シテ其尾ヲ返シタル所、
- 三 かぢきづけ「楫木附」 かぢきいたノ附ク所、
- 四 なかだなづけ「中棚附」 なかだないたノ附ク所、
- 五 かはらづけ「航附」 かはらノ附ク所、
- 六 かはらづけのくぎ「航附釘」 本圖ハかはらへ打込ミタル釘ノ頭ヲ示ス、
- 【二四】 上戸立正面圖【二四三】
- 【二五】 子持圖【四三三】
- 【二六】 轆轤圖【一四二】ニテ、
轆轤圖小名ハ略ス
- 【二七】 表車立圖【一八六】
表車立圖小名ハ略ス
- 【二八】 表飛蟬圖【八三四】
表飛蟬圖小名ハ略ス
- 【二九】 挾控圖小名ハ略ス
挾控圖小名ハ略ス
- 【三〇】 午頭控圖小名ハ略ス
午頭控圖小名ハ略ス
- 【三一】 轆轤矢筈圖
- 一 ろくろのやはさ「轆轤矢筈」 ろくろノひかへニ打添ヘヲナシ、ろくろノ軸ヲ止ムルモノ、コレハはさみひかへ「挾控」うまのかしら
のひかへ「午頭控」ト共ニ、やかたささらヲシテ各材ノ木口ヲ示セリ、
- 【四〇】 柱卷胴圖
- 【四一】 柱卷立圖
- 【四二】 卷立下座圖小名ハ略ス
つノ兩側ニ立ツモノ、
- 【四三】 屋形轆轤座圖【二三九】
- 【四四】 屋形轆轤座添座圖【二四〇】
- 【四五】 取楫足場水櫃圖【二五七】
取楫足場水櫃圖小名ハ略ス
- 【四六】 面楫水櫃圖小名ハ略ス
面楫水櫃圖小名ハ略ス
- 【四七】 圍水櫃圖小名ハ略ス
圍水櫃圖小名ハ略ス
- 【四八】 胴間丑なざれ圖【二〇三】
- 【四九】 艫車立圖【一八八】
艫車立圖小名ハ略ス

- ヲ嵌メテ後、止メニサス栓、
- 三 ろくろのかみのあな「轆轤頭穴」 ろくろノ頭ヲ之レニ嵌ムル
- 【三二】 手作控圖小名ハ略ス
- 【三三】 轆轤棒圖小名ハ略ス
- ろくろぼう「轆轤棒」 ろくろニ貫通シテ、ろくろヲ卷キ、帆ヲ揚グルニ用フ、
- 【三四】 艫柱受胴圖小名ハ略ス
- 【三五】 柱中胴圖小名ハ略ス
- 【三六】 艫後釣胴圖小名ハ略ス
- 【三七】 表車立胴圖小名ハ略ス
- 【三八】 さしき棒圖小名ハ略ス
- さしきぼう 之レハどうヲ卷クトキ、どうぎノ穴へ指シテ卷ク、
- 【三九】 柱卷胴圖小名ハ略ス
- はしらまきどう「柱卷胴」 はしらヲ卷起ストキニ使用シ、かぢノまきよせどうニ兼用ス【六】
- 【四〇】 柱卷胴圖
- 【四一】 柱卷立圖
- 【四二】 卷立下座圖小名ハ略ス
ねノウしなざれニ兼用ス、
- 【四三】 屋形轆轤座圖【二三九】
- 【四四】 屋形轆轤座添座圖【二四〇】
- 【四五】 取楫足場水櫃圖【二五七】
取楫足場水櫃圖小名ハ略ス
- 【四六】 面楫水櫃圖小名ハ略ス
面楫水櫃圖小名ハ略ス
- 【四七】 圍水櫃圖小名ハ略ス
圍水櫃圖小名ハ略ス
- 【四八】 胴間丑なざれ圖【二〇三】
- 【四九】 艫車立圖【一八八】
艫車立圖小名ハ略ス

【五〇】 すつぼん圖【五三】
【五一】 招圖【五〇】
まねき「招」すつぼんノ矢ヲ運轉セシムル具ナリ、

用材ノ種目

多クノ名稱ノ下ニ、一々之レヲ記スハ、煩ニ過グ
レバ、其主要ノ箇所ノミヲ、大略茲ニ記シテ、參
考ニ供セントス、

名	稱	用木	參照
かはら		松日向	三一
かぢき		松日向	三一
なかたな		杉日向	三一
みよし		楠	三一
またとだて		楠	三一
うはとだて		松	三四

よとほり	楠	【二】	一五、六、七
おもてぢいた	杉	【三】	四、五、六
なかいれいた	杉	【三】	〇、三、六
つる	楠	【三】	七
ともぢいた	楠	【三】	九
ともぢなかいれ	杉	【三】	一、二
ともものつる	楠	【三】	一、六
はぎつけ	楠	【三】	一、二
こしあてふなはり	槻	【三】	一、八
ともぢあかまふなはり	槻	【三】	三、三
おもてあかまふなはり	松	【三】	三
さんのまふなはり	杉	【三】	二
にほんふなはり	杉	【三】	二
きりふなはり	松	【三】	三、六
ひきこしふなはり	松	【三】	三、七
ろくろふなはり	槻	【三】	三、八
けあげふなはり	槻	【三】	四、五

とこふなはり	槻	【二】	四、六
またくわんぬき	杉	【三】	六
うはくわんぬき	檜	【三】	五
よこやま	槻	【三】	七〇
またふなはり類	松	【三】	五
とものおほたつ	槻	【一】	二、四
にほんたつ	松	【五】	三、三
だい	楠	【三】	二、一
うはまはり	楠	【一】	三以下ノ 垣立其他
おもてすぢ	楠	【一】	三、四、三、六
いちばんたつ	楠	【一】	二、五
おきだい	楠	【一】	二、六
からかい	楠	【一】	二、七
あふぎたつ	楠	【一】	二、八
つつ	槻	【四】	三〇
つつはさみ	槻	【四】	三三
よりかかり	楠	【一】	一、七

ちり	楠	【一】	一、九
むすび	楠	【一】	一、八
にぢゆうたつ	松	【一】	七、四
はしら	杉	【九】	九、六
かぢ	檜	【一】	一
かぢづか	檜	【一】	一
けた	杉	【一〇】	
はしふね	松、杉、檜、楠、槻	【一四】	
どうきろくろ、ろくろ、ほう等	松、杉、檜、楠、槻	【四】	三、五、三、六、三、七、三、六、三、三
あふこ、はがね等	そば木	【九】	三〇、三、三
とものとびせみ	槻	【六】	二、四
おもてとびせみ	槻	【二八】	三
おもてごしやくまはり	楠	【一】	四、六、四、七
そとみよし	杉、松	【一】	六
にのまいた	杉	【二】	七、三
さきのまいた	杉	【二】	九
やぐらいた	杉日向産 杉赤身	【三】	九〇、九一

ものみまはり

槻

【五】六、八、三、三、三、三

釘鐵物ノ概要

名稱	長	目方
航縫落シ釘	一尺三寸	五百五十目ヨリ
楫木付釘	一尺五寸ヨリ	六百五十目マデ
中棚縫釘	一尺九寸マデ	一貫目マデ
中棚付釘	一尺ヨリ	二百五十目ヨリ
四通縫釘	一尺五分マデ	二百八十目マデ
四通根頰板付釘	九寸五分	二百五十目
同上摺板付釘	一尺五寸ヨリ	六百目ヨリ
同上摺板付釘	一尺八寸マデ	八百目マデ
表地板縫釘	一尺四寸ヨリ	五百目ヨリ
同付釘	一尺五寸マデ	六百目マデ
表中入板	九寸ヨリ	二百三十目ヨリ
同上中入板	一尺八寸マデ	二百五十目マデ

蔓板	一尺ヨリ	二百三十目ヨリ
蔓押板	一尺一寸マデ	二百五十目マデ
艦蔓板縫釘	九寸ヨリ	二百三十目ヨリ
艦蔓付釘	一尺五分	二百八十目マデ
艦中入三枚付縫釘	一尺五寸	六百目
同付釘	一尺	二百五十目
艦地板縫釘	一尺五寸	五百目
同付釘	一尺	二百六十目
表高矧縫釘	一尺五寸	五百五十目
屋形矧付縫釘	一尺五寸	二百二十目ヨリ
挾高矧縫付釘	一尺	二百五十目マデ
下戸立縫釘	一尺	二百四十目
上戸立縫釘	一尺	同
帆柱責込	一尺	二百六十目
楫責込	一尺	二百四十目
本船ノ傍リ廻リ		一切銅板ヲ用ユ

四六八

船價

當時實際ノ船價ハ幾許ナリシカ、其精帳未發見ノ故ニ、之レヲ知ルコト能ハザレドモ、同時代ノ他船精帳、其他ノ船舶ノ價ヨリ割出シ、又本船ニ使用セル帆柱送狀并ニ指直狀等ニ依テ、大略ノ船價ヲ推定シ、之レヲ左ニ記シテ、參考ニ供セン

- 一 船體及釘鐵物 價格金四千五百兩
- 一 帆柱 價格金六百兩
- 一 三ツ道具楫、橋舟、楫柄 價格金四百兩
- 一 帆道具、綱類、碇及諸道具 價格金參千兩

内譯

- 碇八挺 壹挺ニ付九十貫目 乃至百貳拾貫目
- か、苧綱四房
- つぐ綱六房
- 市皮綱二房
- 檜綱二房

菱垣廻船歌見丸圖解略説

其他雜品

價格合計金八千七百兩也

其後貨幣制度ノ變更、物價ノ騰貴等ヲ考察シ、現今ノ價格ニ引直セバ、其十倍ト見テ大過ナル可シ、然ルニ製造當時ノ如キ大材ヲ調ルコト、現今ニ於テ不可能ナリ、就中本船ニ使用セル帆柱ノ如キハ、實ニ天下無類ノ品ナリ、今其送狀并ニ指直狀ノ要領ヲ左ニ記ス、

- 贈り狀之事
- 一 杉赤身柱 壹本
- 長 拾九尋三尺當時ノ慣例ニテ、長二十尋ノモノニテモ、十九尋三尺トナリ、
- 八尋目 壹丈貳尺
- 末口
- 運賃金貳拾五兩也

(中略)

右之通、此度順吉丸彦右衛門殿船に積送り申候間、着岸之砌御改御請取、運賃金仕切金共、無相違同人に御渡シ可被下候、依而送り狀如件

熊野勝浦

慶應貳年寅三月

請川屋市三郎

兵庫津

大松屋武兵衛殿

一(前文略)

此度別紙送り狀之通、柱貳本、順吉丸彦右衛門殿船に引送り申候間、着岸之砌御改御受取可被下候、尤直段之儀を、赤身柱壹本代六百兩力五百八十九拾兩ニ、精々賣方御頼申上候、(下略)

三月廿八日

請川屋市三郎

大松屋武兵衛様

菱垣廻船歌見丸圖及圖解略説 二卷及壹册
右神戸市生田町桃木武平氏寄贈

商事慣習問目並報答書案

〔雜第壹號〕

今般別紙法制部照會之通、商業上慣習諮問及候條、審案ヲ遂ケ、詳ニ回答有之度、猶右ニ付テハ、參事院奏任御用掛兒玉少介直チニ其所ニ致出張、可及協議候間、調査手續等打合セ、不都合無之様致度候、此旨及通知候也、

明治十五年一月六日

商務局長心得南保

大坂商法會議所副會頭

中野 梧 一殿

廣瀬 宰 平殿

當部ニ於テ商法編纂參考ノ爲メ、別冊商事慣習之件々、各地方東京横濱ナ除ク商法會議所へ諮問致度ニ付、貴局ニ於テ右達方御取計被下度、尤大坂府并兵庫滋賀貳縣へハ、參事院奏任御用掛兒玉少介出張爲致候候、同地各會議所へ、諸事同人ニ打合候様、併テ御通知被下度、右及御照會候也、

商事慣習問目並報答書案

明治十五年一月四日

參事院

法制部

農商務省

商務局 御中

追テ別冊問案外ト雖凡、商事慣習上ニ付、見込有之廉々申出候様、此段併テ御達相成度候也、

○本文中に所謂別冊商事慣習問目は、報告書案中各項の始に掲げたるを以て、茲に省略す

〔雜第三號〕

今般參事院法制部ヨリ、當局ヲ經テ、其商法會議所へ、商事慣習諮問相成候ニ付テハ、差向調査着手可相成義ト存候、然ルニ該諮問之事項ハ、我國商法上ノ要點ニシテ、舊來ノ慣習ニ根ツカサルヲ得サルヤ言ヲ待タサル所ニ有之、而シテ其地ノ如キハ、我國屈指ノ市場ニシテ、商業上ノ慣習モ亦實際ニ變ス可カラサルモノ多々ナルヘキヲ以テ、今日其調査ヲ盡サ、ルヨリ、他日商律頒布後ニ至リテ、舊慣ト相逕庭スルカ如キキアラハ、遺憾不尠義ニ有之、故ニ該諮問ニ管スル調査ハ、於其所精々行届候様盡力有之度、且右調査ニ付テハ、若干ノ費用ヲ要シ候義ニ可有之候得共、法制部並當局於テモ、右費用ハ別段下附不致候間、此旨豫ノ及御通報置候、尤右費用下附無之爲メ、調査上粗漏ニ涉候様ノ義ハ有之間敷候得共、萬一其弊於

有之ハ、折角諮問相成候詮無之、前文之旨趣ニモ悖候次第ニ付、其邊深注意有之候様致度、本日法制部ヨリノ問目、以別封差立候ニ付、不取敢右申進候也、

明治十五年一月六日

商務局長心得南保印

大阪商法會議所副會頭

中野 梧 一殿

廣瀬 幸 平殿

過般來調査ニ着手セシ參事院法制部ヨリ諮問相成商事慣習ノ報告原案、編製相成候ニ付、來ル^(候脱カ)□^(廿六日)日午前八時ヨリ臨時總會ヲ開キ、衆議致候條、時限無遲滯御出席可有之、尤該件ハ兼テ御承知ノ如ク、商業上重大ノ關係アル事柄ニ付、各議員別紙配付セル原案熟考、可成^(線)の操合セ御出席可有之、此段及御通知候也、

明治十五年五月□□□

大阪商法會議所

理事 事團

商事慣習調査凡例

一大阪府下商事ノ慣習タル、其明治維新以後ニ係ルモノハ、百度ノ更革ニ遭遇シ、一朝諸仲間ノ

商事慣習問目並報告書案

制ノ廢絶シタルヲ以テ、商人各自隨意ニ其爲サント欲スル所ヲ爲シ、一時商業ノ綱紀ハ、殆ント支離シテ收拾スヘカラサル勢ヲ來シ、且ツ傍ラ世態ノ進動ニ伴フテ、商業ノ状態頗ル變遷シタルガ故ニ、此ノ際ニ在リテハ、之ヲ慣習ト認ムルノ端ヲ得難ク、亦タ今日ニ迄フモ、重要ナル商業ニシテハ、夫ノ法制ニ因リテ支配セラル、部分ノ外ハ、猶ホ舊慣ノ存遺スルモノ多少之レアルヲ以テ、御諮問ニ對シテハ、悉ク皆維新前ノ慣習ヲ舉ケテ之ヲ報告シ、敢テ維新後ニ涉ラズ、

一 報告ハ全ク商事上ノ慣習ノミヲ舉グルヲ主要トスレバ、舊時ノ法度若シクハ裁判上ノ制規如可ハ暫ラク措キ、専ラ商業上ニ於テ之ヲ實行シ、或ハ之ヲ傳言セシ所ノモノヲ採録ス、
 一 問目ニ於ケル、概テ今日ノ世態ヨリ、事端ヲ分チタルモノニ係ルガ故ニ、往々之ヲ以テ昔日敢テ然ルヲ知ラズシテ、空漠ニ經過シ來レル跡ヲ尋チントスルニ、甚タ適中ナラザルモノアリト雖モ、斯ノ如キハ勉メテ其近シト思惟スルモノヲ舉グ、
 一 又問目ノ意義泛博ニシテ、二三ニ解釋セラル、モノハ、各其端ヲ舉ケテ採擇ノ参照トス、
 一 本件御諮問ニ就テハ、可及的實際慣習ノ存スル所ヲ悉サンガタメ、先ヅ八名ノ調査委員ヲ設ケ、且ツ常例會議ノ格ニ拘ハラズ、當會議所希望議員及ビ各商業仲間ノ總代取締ニシテ議員タルモノハ勿論、其他諸商業ノ取締及ビ老練ノ商人ヲ招キ、本年二月一日以降全月六日十日三回ノ集議ヲ開キ、嘗ツテ派出セラレシ御用掛兒玉少介君ニ就キ、御諮問ノ趣意辨明ヲ請ヒ、而カシテ各人ヲシテ、問目ノ條々ヲ逐ヒ、充分ニ其舊慣ニ關スル思想ヲ述ヘシメ、而カシテ細密ナル部

分ハ、尙ホ調査委員ニ於テ爾後屢々集會シ、特ニ當業者ヲ招キ、若シクハ舊記ヲ涉獵シ、頃日其調査略ボ完キニ及ベルヲ以テ、即チ本月□日臨時總會ヲ開キ、^(復)反^(復)討議ヲ加エ、此ノ報告書ヲ議定セリ、

以上

商事慣習諮問報告書案

商人・商業及商業帳簿ノ事

第一條 事業及契約ノ性質ニ由リテ、民事ト商事トノ區別ヲ爲スコトアリヤ、
 右ハ意義泛博ナル問目ナルヲ以テ、實ニ報告ニ困シム所ニシテ、民事商事ノ別ハ、其區域判然ナラズト雖モ、亦自ツカラ其別無カルベカラス、試ミニ之ヲ舉ゲンニ、例ヘバ供給者ト需用者トノ間ニ立チ、物貨ノ賣買ヲナスヲ商事トシ、桑ヲ植ヘ養蠶ヲナシ、或ハ川ヲ浚ヘ堤ヲ築キ、或ハ田野ヲ開墾スル等ヲ民事トシ、又契約ノ性質ニ因リテノ區別ハ、物貨ヲ賣買シテ利益ヲ圖カルノ目的ヲ以テセシ契約ヲ商事トシ、金穀ノ貸借等ノ如キヲ民事トスルモノトセバ、大過ナカラシカ、

第二條 有夫ノ女、獨立シテ商業ヲ爲スコトアリヤ、若シ之レアル時ハ、財産上夫トノ關係ハ如何、右ハ有夫ノ婦人獨立シテ商業ヲ營ムコトハ、往昔株仲間ノ法ニ於テ許サザル所ナリ、間々青樓割烹店ノ如キ、或ハ其他ノ雜業ニ於テハ、妻ノ名義ヲ以テ、營業スルモノナシトセズト雖モ、元來

有夫の女
 獨立して商業
 を爲すを許
 さない

往昔戶籍法ノ不充分ナル、果シテ此ノ婦人獨立戶主ナルヤ、或ハ營業上ニ因リ、其婦ノ名義ヲ用ヒシヤニ至リテハ、錯雜不明瞭ノモノナリ、又財産ノ關係ニ於テハ、總テ夫ノ權内ニ屬セリ、

第三條

第一 商業帳簿ノ種類幾多アリヤ、其各種類ノ名稱用方及保存ノ期限等ハ如何、

大福帳
大本帳

大福帳(本帳或ハ大帳ト稱ス、)

右用法ハ、專ラ賣掛ケヲ綜記スルニ在リ、而カシテ其物品箇數・價值等ハ之ヲ賣帳ヨリ登錄シ、其代金收入ハ金銀出入帳ヨリ登錄シ、差引計算ヲナスモノニシテ、彼我貸借ハ、此ノ帳簿ヲ以テ、一目ノ下ニ明瞭ナラシメ、普通商家ニ在リテハ、尤モ緊要ノ帳簿ナリ、故ニ他ノ諸帳簿ハ手代ニ於テ其事ニ當リ、時々之ヲ登記スト雖モ、此帳簿ニ限り、主人番頭或ハ重立チタルモノ、外、之ヲ取扱ハシメザル習ヒニシテ、甚シキハ主人之ヲ保管シテ、傭人ノ見ルヲ許サ、ルモノモ亦タ之レアリ、

買帳

買切帳
買入帳
買入帳
買入帳

(問屋ニ在リテハ之ヲ仕切帳・目錄帳或ハ賣日記等ト稱シ、仲買ニ在リテハ何々買入帳或ハ仕入帳ト稱ス、)

保存期限

右用法ハ、物貨ノ買入ヲ明記スルニ在リテ、問屋ニテハ其物貨ノ數量・價格・諸入費等、各々專記ノ帳簿ヨリ此帳ニ登錄シ、而カシテ其荷主ニ渡スベキ仕切書・目錄書等ハ、此ノ帳簿ニ據リテ作ルナリ、又仲買ニ在リテハ其代價渡シ金ヲ、金銀出入帳ヨリ此ノ帳ニ登錄シ、差引計算

賣帳
直組帳
市賣帳
當座帳
賣上帳

ヲナスモノナリ、

但、問屋ニ在リテ此ノ買帳ハ、只賣主ノ名前・物貨ノ箇數・價值及ヒ期限(賣日記)ノミヲ記シ、別ニ仕切帳或ハ目錄帳ニ於テ、明記計算ヲナスモノアリ、如此其買入ヲ記スルノ帳簿ヲ二種或ハ三種ニ分ツハ、商業上ノ繁閑ニ因リテ一定セズ、

賣帳

(問屋ニ在リテハ直組帳・市賣帳、仲買ニ於テハ當座帳・賣上帳・市賣帳等ト稱ス、)

右用法ハ、物貨ノ賣渡シヲ明記スルニ在リテ、問屋ニテハ仲買ハ賣渡シ條約ノ節、箇數・價值等ヲ記シ、仲買ニ於テハ仲間商人間ノ賣買ハ、箇數・價值等ヲ市賣帳ニ記シ、他國商人及ヒ需用人ハ賣渡シタル物貨ハ、其船積ノ上、物價・數量・價值・代金等ヲ、注文帳及ヒ各々專記ノ帳簿ヨリ當座帳ニ登錄計算シ、之レニ據リテ仕切書・目錄ヲ作ル、

注文帳

右用法ハ、他國商人ヨリ物品買入ヲ言ヒ來リ、或ハ他國商人ニ物品賣渡シノ約定ヲナセシ片、其品位・箇數・價值・期限等ヲ記スルモノナリ、

金銀出入帳

右用法ハ、金銀出納一切ヲ漏ラサズ記スルモノナリ、

金銀受取帳

右用法ハ、金錢ヲ他人ニ渡シタル片、其受取ヲ記載セシメ、後證トナスモノナリ、

商事慣習問目並報答書案

荷物渡帳

右用法ハ、荷物ヲ渡シタル片受取ヲ記載セシメ、後證トナスモノナリ、
 以上七種ハ、商業上欠クベカラザルノ帳簿ニシテ、或ハ商業ノ繁閑ニ因リ、便宜其一種ヲ二
 三種ニ分チ、或ハ名稱ヲ異ニシ、又ハ其商業ノ種類ニ因リテ、各種ノ帳簿即チ懸帳(懸金帳トモ)、水
 上帳書出シ帳(書出シ)、荷物出入帳、浮貸帳、糶帳、貫目帳、合日記、出荷帳、賣品取引通、上荷帳、掛數
 帳(爲替)、運賃渡帳、積出荷物明細帳、輸入荷物明細帳、日用帳、諸品判取帳、積出シ帳、入船帳、下リ物買帳、
 下リ物賣帳、荷受帳、目錄差引帳、歩止リ帳、勘定帳、東京積日記、日記帳、有荷帳、荷造帳、諸國積入
 帳、差引帳、爲見帳、賣揚帳、計算帳、職手間控帳、荷物元割帳、仕切寫爲替帳、爲替運賃帳、風袋帳、水
 揚俵合帳、取替帳、相場帳、樹廻シ帳、交通帳、來狀控ノ如キヲ要スルモノアリト雖モ、畢竟賣買ノ
 兩帳及金銀出入帳ノ三種ヲ以テ緊要トシ、之ヲ大福帳ニ於テ總括スルモノニテ、他ノ帳簿ハ
 取扱ノ一部分ヲ記スルニ外ナラザルナリ、

凡ソ帳簿ハ府下商人(仲間中及ビ問屋仲間)間ニ於テハ、其口錢歩引等ハ自ラ一定ノ制規ア
 リ、又荷物ノ數量ハ双方立會筆記シテ授受スルモノナレバ、自ラ簡易ニシテ、他國商人及ビ
 需用人ニ對スルモノハ、其荷造リ賃、上荷船賃、仲仕賃等、其他諸入費或ハ箇毎トノ貫目升目
 等ニ至ル迄、精細ニ記載スルモノナレハ、自ラ詳密ナラザルヲ得ズ、故ニ問屋ニ於テハ賣帳
 ハ簡ニシテ買帳ハ密ナリ、又仲買ニ於テハ買帳ハ簡ニシテ賣帳ハ密ナリト云フベシ、
 保存期限ハ、其帳簿ノ種類ニ因リ、或ハ其商業ニ因リ、又ハ其各自ノ家風ニ因リ、一定ノ習

慣ナシト雖モ、前記七種及ビ其他後證トナルベキノ帳簿ハ、其長キハ十年以上ニシテ、或ハ
 十ケ年以下ニ於テモ、之ヲ廢スルモノアリト雖モ、往昔賃金係ル證據ハ、期限後十年ヲ過
 キ去ラバ、無効ニ屬スルモノト言ヘル習慣ナリシヲ以テ、十年以内ニ後證トナルベキ緊要ノ
 帳簿ヲ、故ナク廢スルコトヲナサズ、唯ダ帳簿ノミナラズ、往復ノ文書モ亦タ然リ、且ツ往々
 世々保存シテ百年ニ及ブモノアリ、

第二 其帳簿ハ凡ソ一定ノ書式アリヤ、又商業ノ性質ニヨリ、帳簿ノ種類ヲ異ニスルヤ、
 右各商業ニ因リテ、悉ク其書式ヲ異ニス、尤一商業中ニ於テハ、其體自ラ相似タリト雖モ
 亦タ各自其書式ハ一定ナラズ、

各商業ニ因リテ、帳簿ノ種類ヲ異ニスト雖モ、第一項ニ記スル七種ノ帳簿ノ如キハ、其名稱
 ヲ異ニスルモ、其性質ハ異ナルコトナシ、尤モ一商業中ニ於テハ、其種類ハ略ボ同シ、
 第三 歐米各國ニ用ユル所ノ單複ノ記簿法ニ習ヒ、簿冊ヲ記スルコトハ、追々盛ニ行ハル、景況
 ナルヤ、

右商業ノ種類ニ因リテハ、歐米記簿法ニ倣フモノアリト雖モ、盛ニ行ハル、景況ナリトハ
 言ヒ難シ、然レモ又其帳簿ノ種類ニ因リテハ、漸次記簿法ニ倣ヒ、簿冊ヲ記スルニ至ルベキ
 ノ景況ナリ、其諸商業ノ帳簿悉ク記簿法ニ倣フニ至ルハ、前路甚タ遠シ、

第四條 商業帳簿ハ他人ニ對シテ證據トナルノ効力アリヤ、
 右商業帳簿ハ、其種類ニ因リテ、他人ニ對シテ證據トナルノ効力アリ、夫ノ金銀受取帳、荷物渡シ

長帳

袋帳

帳質臺帳ノ如キ、其印章ヲ押用スルモノハ、證據ニ立ツハ論ナシト雖モ、自記ノモノヲ以テ、他人ニ對シ證據トナルモノハ、當座帳市賣帳糶帳賣上帳直組帳等ニシテ、空行餘白ナク、賣或ハ買ヲ一切附込タルモノ、最モ効力アリ、又大福帳ノ如キハ、第三條ノ第一項ニ於テ陳ヘタル如ク、諸帳簿中ノ總括ヲナシ、緊要的ノモノト雖モ、畢竟自家ニ於テ緊要ナルモノニシテ、他人ニ對シテハ證據トナルノ効力ナク、則チ直接筆記セシ前記當座帳以下ノ如キモノヲ以テ、効力アル帳簿トス、又貫目帳升廻シ帳或ハ水揚帳藏入帳ノ如キニ至リテモ、其主トスル事件ニ就テハ、之レガ證據トナルノ効力ヲ有スルモノアリ、

凡ソ帳簿ノ製、他人ニ向ツテ後日ノ證據トナルベキ種類ノ帳簿ハ、長綴裁切りニシテ、之ヲ長帳ト稱シ、紙片ヲ増減スルコト能ハス、其記スル所、眞實ノ事ナルベシト推測シ得ルノ綴方ナリ、又大福帳ノ如キ、自家ニ於テハ緊要ノ帳簿ト雖モ、他人ニ對シテ後日ノ證據ヲ要セサルモノハ、用紙ヲ四ツ折ニシ、二十枚許ヲ一綴トシ、之ヲ數十綴合スルノ制ニシ、之ヲ袋綴ト云フ、故ニ大福帳ヲ一名袋帳ト云フノ通稱アリ、尤モ帳簿ノ制ハ、各自便宜ニ依リ、敢テ一定ノ法則ナシト雖モ、舊奉行所ニ於テ其證據ト認ムル場合ニ至リテハ、前記ノ趣意ニ因リ、長綴ナラデハ採用ナラザルト云ヘルノ習ヒアリテ、自ラ此ノ習慣ヲナセシモノカ、

凡ソ帳簿ハ商人間ニ在リテ、其證據トナルノ効力ヲ有スルモノアルハ勿論、同業仲間ノ取引ニ於テハ、帳簿ノ種類ニ依リ、之レニ記載シタルモノハ、故障ヲ述ベ能ハザルノ公證タル効力ヲ有スル習慣アリ、即チ魚問屋青物問屋材木問屋等ノ市賣帳、及ヒ堂島米商仲買ノ手帳等ハ、其

記載セシモノニ隨フヲ例トセリ、

第五條

第一 商業帳簿ノ整頓セルト、否ラサルトヲ以テ、實際裁判上ノ便不便アリヤ、右ハ商業帳簿整頓スレバ、彼是相照應スルヲ以テ、實際裁判上便利アリ、

第二 商業上ニ於テ、帳簿取締リノ爲メ、一定ノ法則ヲ希望スルコトアリヤ、若シ之レアルキハ如何ナル條件ナリヤ、

(此條ハ、未來ノ事ニ係ルモノナレバ、慣習調査ノ限リニ非ラス、更ニ一問題トシテ衆議スベシ)、

商事上ノ抵當及其特權ノ事

第一條 商事上ノ抵當ハ、民事上ノ抵當ト異ナル所アリヤ、

右抵當ハ、元來義務者約束期限ニ至リ、其義務ヲ盡スベキヲ證スルタメニ、權利者ニ差入ル、マモノニシテ、抵當ニ於テハ、別段民事ト商事ト異ナル所ナシト雖モ、其差入方及ビ彼我ノ約束ニ於テハ、商事ト民事ト異ナル所アリ、元來民事ト商事ト、習慣ニ於テ判然區別ナキニ因リ、本條ニ對シテハ確答シ難シト雖モ、概スルニ、民事ノ動産不動産ノ抵當ヲ以テ、金穀ヲ借入ル、キハ、證書ヲ作り(不動産ナレハ戸長ノ公證保證人ヲ立テ)、實印ヲ押用スル等、頗ル鄭重ニシテ、商事ニ於テハ、端書或ハ受取證預リ證等、如キヲ授受シ、其證印モ店印(押切判)ヲ押用スルニ止リ、其取扱甚ダ簡易ナリ、要スル所、民事ノ抵當ハ貸借ヨリ起リテ、專ラ法律ニ從ヒ、

商事上の抵當と民事上の抵當

押切判

商事慣習問目並報答書案

並合

商事ノ抵當ハ賣買ヨリ起リテ、便宜ノ契約ヲ以テスルノ習慣ナリ、又商事上ニ於テハ、抵當ヲ並合ト云フ慣語アリ、

第二條 義務者抵當ヲ以テ保證シタル負債ヲ、期限ニ至リ償却セサル時ハ、權利者ニ於テ、其抵當品ノ價格、元金及利息ノ高ヲ踰ユル時ト雖モ、其辨償トシテ、其物品ヲ直チニ己レノ所有ト爲スノ慣習ナリヤ、又ハ之ヲ賣却シ、其代價ヲ以テ元利ノ辨償ヲ得、其剩額ハ義務者ニ返スノ慣習ナリヤ、

右ハ別段ノ約束アルニアラザルヨリハ、期限ニ至リ、其抵當品ノ價格、元利金ノ高ニ超ユルモノヲ、辨償トシテ、直ニ己レノ所有トナスガ如キヲ敢テナシ、凡ソ商業上ノ抵當タル、皆從來取引ノ間柄ニシテ、最モ信義ヲ重ズルモノナレハ、其期限ニ臨ミ、或ハ期限ヲ經過スルニ至ラハ、義務者ニ照會シ、其報ヲ得テ、之レガ賣却ヲナスモノナレバ、其代價ヲ以テ元利ノ辨償ヲ得、其剩額ハ義務者ニ返シ、不足アラバ請求スルノ習慣ナリ、又期限過去リ、權利者ヨリ督促ヲナスモ、義務者ニ於テ故ナク應答セザルモノ、或ハ稀レニ之レアリト雖モ、斯ル場合ニ於テハ、實際此ノ抵當品ノ價格、必ラス元金及ヒ利足ノ高ニ足ラザルモノニシテ、餘剩アルモノニアラス、何トナレバ、期限ニ至リ、抵當品ノ價格、元金及利息ノ高ヲ超ユルハ、權利者ノ督促ヲ俟タズシテ、其義務者之ガ償却ヲナスカ、或ハ抵當品賣却ヲ委託シ、其金額ヲ以テ元利償却ヲナスカ、又ハ延期ヲ依頼スルカニ至ルベケレハナリ、

第三條 義務者分散ヲ爲シタル時ハ、抵當ヲ有スル債主ノ外ニ、先取特權ノ附着シタル者アリヤ

抵當品賣却の慣習

分散の際に於ける先取特權

家附物

(例ハ地代家賃雇人ノ給料、又ハ食料供給者ノ受取ベキ代價等ハ、他ノ一般債主ニ先チ、之レヲ受取ルノ習慣アリヤ)、

右ハ舊時町奉行所ノ裁判ニ因ル身代限リニアラズシテ、權利者義務者ノ示談ニ出ツル分散ニ於テハ、先取ノ特權ト認ムルモノナシ、然レモ家賃醫藥雇人ノ給料・日用衣食ニ係ル等ノ負債ハ、商事上ノ貸金ヲ分取スルニ先ダチテ、之ヲ償却セシムルモノ、往々之レアリ、然リト雖モ其之ヲ先ニ償却スルハ、其權利者ノ信義上ヨリ出ルモノニシテ、又家賃ノ如キハ、兼テ家附物(借家人ノ所有)ト云フモノアリ、此ノ家附物タルヤ、其家屋ニ存在スルニ因リテ相當ノ價格アルモ、之ヲ取放シ、他ニ轉ズルハ、其價格十分ノ一ニモ至ラサルモノニシテ、必ラス其家ニ住居スベキモノニ、賣渡サルヲ得ス、而カシテ此ノ分散ヲナス至急ノ場合ニ臨ンデハ、此家ニ住シ、此附物ヲ買得スルモノヲ俟ツニ違アラザレバ、已ムヲ得ス其家主ニ賣却スルモノナレバ、自ラ家賃ハ此ノ中ヨリ引去リ、且ツ其分散後、他ニ轉セントスルモ、戸籍上轉居ノ届ニハ、家主ノ證印ヲ要スル等ノ情實アリテ、自ラ他ノ債主ニ先ダチ、償却ヲ得ルノ習慣アリト雖モ、是以テ先取特權ト稱スベキモノニアラス、

第四條 甲商人ハ乙商人ヨリ差入レタル抵當物ヲ、乙商人ノ承諾ヲ得スシテ、丙商人ニ復抵當ト爲スヲ得ルヤ、

右ハ甲ヨリ乙ニ預ル抵當ヲ、甲ノ承諾ヲ得ズシテ、丙商人ニ復抵當トナスノ習慣アリ、

賣買ヲ媒介スル者ノ事

商事慣習問目並報答書案

復抵當

大阪商業の特長

第一條 問屋ト仲買人トノ業體ノ區別如何、

此ノ條ニ對シテ報答ナスニ先タチ、我大坂ノ商業ハ、東京及ヒ其他都會ノ商業ト、其趣ヲ異ニスル所以ヲ述ベンニ、元來大坂ハ全國ノ中心ニ位シ、關西ノ要津ニシテ、往昔ハ諸國ノ物貨先ヅ此ニ集リ、更ニ之ヲ他國ニ輸送スルガ故ニ、全國至ル處、我大坂商民ノ販路チラザルハナク、實ニ當時我國ノ商權ハ、大坂ニ掌握セリト謂フモ、敢テ誣言ニアラザルナリ、東京ノ如キハ、土地ノ繁華タル、大坂ノ及ハザル所ナリト雖モ、其商業ニ至リテハ、土地ノ需用及ビ近國ノ販賣ニ過ギス、固ヨリ東京ハ三百諸侯輻湊ノ大都會ニシテ、土地需用ノ額モ巨大ナリト雖モ、其金額ノ多寡ハ暫ラク措キ、其營業ノ形狀ニ就テ言フキハ、我大坂ノ土地需用ハ僅少ナルモ、專ハラ全國ニ物貨ヲ販賣輸送スルヲ以テ、二百年來ノ繁昌ヲ致シタルニ比スレバ、所謂東京ヲ指シテ小賣場ト云フノ慣語モ、或ハ當ヲ得タルニ庶幾カラシカ、是ヲ以テ東京西京、續テ商業繁盛ナル地方、名古屋新潟兵庫下ノ關等ニ至ルマデ、其商業ノ狀態多クハ大同小異ナリト雖モ、獨リ我が大坂ニ至リテハ、東京其他ノ各都會ト大ヒニ異ナル所アルナリ、

問屋仲買ノ區別ハ、往昔株仲間ノアリシ時ハ、各自其仲間ニ規律アリテ、互ニ相犯スヲナシト雖モ、各商業ノ種類ニ因リテ、其區別ヲ異ニスルモノアリ、然レモ今此ニ其著名ナルモノニ據リテ之ヲ言ヘバ、問屋ハ荷主ノ委託ヲ受テ、仲買人ニ其物貨ヲ賣捌キ、或ハ荷主ヨリ買取リテ、之ヲ仲買人ニ賣捌クヲ本務トシ、仲買ハ他國商人及ビ小賣人ノ注文ヲ受ケテ、問屋ヨリ買入レ之ヲ賣渡シ、或ハ自己ノ見込ヲ以テ、問屋ヨリ買入レ、或ハ粧飾製造ヲ加ヘ、之ヲ他國商人及

小賣場

問屋仲買の區別

其一

小賣人ニ賣渡スヲ本務トシ、又仲買人ハ其產出地ニ就テ買取リ、或ハ需用人へ直ニ賣渡ス等ノモノモアリ、如斯ノ商業ハ、其問屋ハ需用人若シクハ他國ニ販賣ナスヲ得ス、又仲買ハ荷主ヨリ直ニ買取ルヲ得ザルノ慣例ナリ、

其二

右ノ如キハ、多クハ海路輸送シ來ル著名ナル物品ニ係リ、各大同小異アリト雖モ、米雜穀薪炭・砂糖・藍・肥物・油・生魚・干魚・塩魚・鯉節・材木・竹・鐵・漆・藥種・菜種等ノ如キモノナリ、職工ヲ雇入レ、或ハ職工ニ命シ、物品製作等ヲナサシメ、又ハ職工ヨリ買取リ、之ヲ他國及小賣人・需用人等へ販賣ナスモノモ、亦タ問屋ト稱スルモノアリ、

其三

又問屋ニシテ他國及ヒ生産者ヨリ物貨ヲ買入レ、仲買小賣及ヒ他國へ賣捌クモノアリ、即チ吳服木綿ノ如キ是レナリ、而シテ其仲買人タルモノハ、生産者ヨリ之レヲ買入レ、問屋ニ賣渡シ、或ハ問屋ヨリ買入レ、之ヲ他國へ賣捌ク等ニシテ、畢竟其資力ノ足ラサルヨリ、問屋同様ノ業ヲ營ミ得サルモノニシテ、慣例ニ因リテ問屋仲買ノ區別ヲナスモノニアラス、畫ノ具・書籍・石等ノモノハ只ダ何商ト唱ヘ、問屋仲買ノ區別ナク、總テ之ヲ製産者及ビ荷主ヨリ買取リ、一般ニ賣捌クモノナリ、

其四

又此ニ問屋仲買ノ區別、普通ノ仲間ト反對ノモノアリ、即チ糠綿等はレナリ、此ノ仲間ニ於テ、問屋ト稱スルモノハ、他國荷主及ヒ仲買人ヨリ其物品ヲ買取リ、粧飾製造ヲ加ヘ、之ヲ他國及小賣人へ賣渡シ、仲買人ハ土地及ヒ近國製産者ヨリ買集メ、之レヲ問屋へ賣渡スモノナリ、右掲クル所ノ問屋仲買ノ區別ヲ通觀セバ、或ハ仲買ナルモノハ、問屋ニ附從シテ營業ヲナスモ

問屋仲買の關係

ノ、如キ想像ノ生スルコトアラシカ、尤モ吳服糠等ノ如キ仲買ハ、其資力ノ問屋ニ及バスシテ、自ラ附從ノ姿ナキニアラズト雖モ、米穀以下普通ノ商業ニ於テハ、仲買ハ決シテ問屋ノ下ニ附クモノニアラズ、同等對立シテ取引ヲナスノミナラズ、其資力ニ至リテハ、仲買ノ問屋ニ優越シ、商業上ニ於テ、問屋ノ仲買ニ制セラル、實アルノ仲間、往々之レアリ、故ニ我大阪ニ於テハ、問屋ト云ヒ、仲買ト云フモ、格式及ヒ營業ノ多寡ニ於テ、敢テ差異ナキモノナリ、抑モ問屋仲買、其稱呼ノ由リテ起ルノ先後ハ詳カナラスト雖モ、米穀等普通ノ商業ニ徴シテ、之ガ見解ヲ下スニ、問屋ト云ヒ、仲買ト云フモ、同シク當地ニ住シ、他國ノ供給者ト需用者トノ中間ニ立チテ、賣買ノ紹介ヲナシ、双方ノ便宜ヲ圖ルモノニシテ、其問屋仲間仲買仲間ト、各自ニ團結ヲ異ニスルモ、問屋仲買ハ一仲間ト同シキ密付ノ關係ヲ有スルモノニベ、局外者(荷主)ヨリ之ヲ見レハ、則チ同業者タルニ外ナラザルナリ、然レモ局内(府下商業者)ニ於テハ、問屋仲買小賣ノ三業ノ區別アリテ、其本務トスル所ハ、問屋ハ荷主ノ貨物販賣ヲナスノ代理者ニシテ、仲買ハ顧主ノ購買ヲ(託)セラル、ノ代理者ナリ、又自己ノ資力ヲ以テ、局外者ニ向ツテ利益ヲ圖ルノ點ニ因テ概言スレバ、問屋ハ買入レ、仲買ハ賣渡スヲ以テ、本務トスルモノナリ、然ルニ明治十二年度營業稅則ニ於テ、會社・卸賣・仲買小賣ノ目ヲ立テラレ、問屋タルモノハ、卸賣ノ部ニ入ルノ制規トナリシヨリ、我大阪ニ於テハ、爲メニ舊來ノ習慣ヲ破棄セラレ、其不便少小ナラズ、抑モ卸賣ト唱フルモノハ、我大阪ニ於テハ、局外者ニ向ツテ、小賣ニ對スル大賣ノ稱呼ニシテ、仲買ノ本業ニ屬スルモノナレバ、寧ロ會社・問屋・卸賣・小賣ト稱スルヲ以テ、適

營業稅則

卸賣小賣

實ノモノトス、譬ヘバ仲買ト云フノ稱呼ハ、購買者ノ注文ニ因リ、代理者ノ性質ヲ帶ビテ、問屋ヨリ物貨ヲ買入レ、相當ノ手数料ヲ收得スル時ニ當ルノ名ニシテ、其顧主ガ購買ノ機ヲ察シ、自己ノ見込ヲ以テ、問屋及ビ製産地又ハ同業仲買ヨリ買取り、他日ノ利益ヲ圖リ、或ハ粧飾製造ヲ加ヘ、販賣ナス等ノ時ニ於テハ、即チ卸賣ナリ、但、其大賣スルヲ以テ卸賣ナリトセバ、仲買ノ顧主ニ向ツテ販賣ナスヨリハ、問屋ノ仲買ニ向フテ賣渡ス所、尙ホ一層ノ大賣ナリ、然ラバ又問屋モ卸賣ノ稱呼ヲ帶フルモノ、如シトノ疑問或ハアラシカ、然レモ問屋ヨリ仲買ニ賣ルハ、局内即チ商人間(仲間)ノ取引ニシテ、局外者ヨリ目シテ、大賣小賣ノ區別ヲ立ツルガ如キモノニアラサルナリ、况ンヤ實際ニ於テ、問屋ハ十中ノ七八ハ荷主ノ委託販賣ヲナシ、自己ニ買取ルハ十中ノ二三ニ過ギス、仲買ハ之レニ反シ、荷主ノ注文ヲ待チテ後買入ル、ハ、實ニ十中ノ一二ニ過ギス、概チ相場昇降ノ機ヲ考ヘ、問屋ヨリ買入置、之レヲ一般ニ販賣スルモノナレハ、道理上ヨリ言フモ、亦タ實地ニ就テ見ルモ、卸賣ノ稱呼ハ仲買ノ別稱ナルヤ明ラカナリ、又往々何々卸小賣ト唱ヘ、或ハ其ノ招牌ニ何々卸小賣ト記スルガ如キモノアルハ、多ク問屋仲買ノ區別ナキ商業ニ係リ、自家物品ヲ製造メ一般ニ販賣シ、或ハ製造人ヨリ買集メ、之レヲ一般ニ販賣スルモノニシテ、到底卸賣ト云フハ、顧主ニ向フテ示スノ稱呼ナレバ、前件賣渡シヲ主トスル仲買ノ稱ニシテ、買入ヲ主トスル問屋ノ稱呼ニハアラザルナリ、

第二條 問屋仲買人ト公ケニ稱スル者ノ外、手数料ヲ受ケ、他人ノ中間ニ居テ、商品ヲ賣買スルノ媒介ヲ爲ス者アリヤ、若シ之レアルハ、其種類ハ如何、

すあい
とんび
さいとり

右ハ各商業中著名ナルモノニ於テ、概テ之レアラサルハナシ、之ヲ「スアイ」又ハ「トンビ」ト唱
ヘ、東京ノ「サイトリ」ト稱スルモノト略ボ同シク、一商業仲間ニテ、問屋仲買ニアラズシテ、
賣買ノ中間ニ立チ、手数料ヲ收ムルヲ公認セラレタルモノ、問々之レアリ、即チ藍商ノ受持人、
砂糖商ノ取次人等是ナリ、

第三條 媒介人ハ依頼ヲ受ケタル賣買ヲ爲スニ、自分ノ名前ヲ以テ他人ト契約ヲ爲スヤ、又自分
ハ名代人トナリテ、依頼者ノ名前ヲ以テ契約ヲ爲スヤ、
右ハ問屋仲買人ニ於テハ、賣買ヲナスニ、悉ク自己ノ名前ヲ以テ契約ナシ、又「スアイ」「トン
ビ」等ニ於テハ、依頼主ノ名前ヲ以テ契約ヲナスモノナリ、然レモ自己ノ名義ヲ以テ契約ヲ結
ブモノ往々アリテ、如是ハ依頼主ノ信用ヲ得タルモノナリ、

第四條 媒介者ハ賣拂ヲ托セラレタル商品ニ就キ、其依頼者ニ前貸金ヲ爲シ、其賣拂代金ニ付、
先取ノ特權ヲ有シ、辨償ヲ受クルヲ得ルヤ、
右ハ賣拂ヒヲ托セラレタル商品ニ付、前貸金ヲナシタルハ、其商品賣拂代金ヲ以テ、前貸金
ノ元利ヲ先取シ、其餘剩アラバ、荷主ニ返付シ、若シ不足アラハ、之ヲ請求スル一般ノ慣例ナ
リ、

第五條 媒介人ニ頼ラサレバ爲シ得サル賣買アリヤ、
右ハ我大阪ニ於テハ、媒介人即チ問屋仲買等ノ商業者ニ頼ラザレバ、荷主及ヒ顧主ノ直ニ賣買
ヲナスヲ得ザルモノ多シ、又大阪商人間ノ賣買ハ、「スアイ」「トンビ」等ニ依ラス、賣買ナスヲ

前貸金ある
媒介人の先
取特權

媒介人に頼
らざれば爲
し得ざる賣
買

商品運送の
媒介人

民事上の賣
買
商事上の賣
買

口約拍手
賣買端書
歩引
口錢
上は掛り

賣買端書

得ルト雖モ、時アリテ此媒介人ニ依ルハ、便利アルガ故ナリ、又米商青物市場ノ如キハ、媒介
人ニ頼ラサレバ、賣買ナスヲ得ザルモノトス、

第六條 商品運送方ニ付媒介人アリヤ、即チ荷主ニ代リテ、船主又ハ車馬持主ト契約ヲ爲ス者ノ
如キ、是レナリ、
右ハ商品運送方ニ就キ媒介人アリ、即チ廻船問屋運送問屋ノ如キ、是レナリ、

第一條 商事上ノ賣買ハ、民事上ノ賣買ニ比シテ、別段ノ慣習ハアラザルヤ、
右ハ別段ノ慣習アリ、例ヘハ民事上ノ賣買ハ、地所家屋ヲ賣買スルニハ、戸長ノ公證ヲ受ケ、
其他契約書ヲ授受シ、或ハ證人ヲ立ツル等、總テ法律ニ據準スト雖モ、商事ニ於テハ自ラ慣習
ノ在ルアリテ、多クハ口約拍手ヲ以テ賣買ヲ結了シ、又約定書ヲ授受スルト云フモ、纔カニ簡
易ナル賣買端書ヲ用ユルニ止ルモノナリ、又賣買ニ歩引・口錢・上ハ掛リ等アルハ、民事ニ比シ
テ尤モ異ナルノ慣習ナリ、

第二條 賣買ノ約束ハ、何ヲ以テ證據トナスヤ、必ス證書ヲ要スルト要セサルノ差別アリヤ、
右ハ當地商人間ニ在リテハ、賣買端書ヲ授受スルモノアリト雖モ、概テ口約拍手ヲ以テ賣買ヲ
結了スルカ故、後日紛議ノ生スルニ當リテ、其證據ヲ問ハ、第一章第四條ニ報答セシ如ク、
則チ自記ノ帳簿ヲ以テ之ヲ證ス、又當地商人ヨリ顧主即チ得意先ヘ賣渡スモノハ、口約或ハ端
書・通帳・仕切書・計算書ノ類ヲ以テス、

商事慣習問目並報答書案

買主より故意に故障を提出せざる理由

右口約ハ固ヨリ端書ト雖モ、多クハ賣主ヨリ買主ニ渡スモノニシテ、賣買双方授受スルハ少ナシ、況ヤ通帳仕切書・計算書ニ至リテハ、固ヨリ賣主商人ヨリ買主顧主ヘ渡スニ止マルモノナリ、是ニ由リテ之ヲ觀レハ、買主ノ一方ヨリ、故意ニ紛議ヲ生ズルキハ、賣主ノ一方ニ於テ、之ヲ辨ズルノ證據ナキカ如シト雖モ、從來ノ取引間ニ於テハ、自ラ信義ノ存スルアリテ、假令口約タリト雖モ、故意ニ破約等ヲ爲シ能ハザルノ習慣アリ、何トナレバ自己ノ損失ヲ免カレンガタメ、證據ナキ口約ヲ奇貨トシ、紛議ヲ生スル如キアラバ、取引上ノ信用忽チ地ニ墜チ、商人間ニ竝立スル能ハザルモノアレバナリ、又假令一方ヨリ渡スニ止マリ、双方ノ證據トスルニ不充分ナルモ、端書仕切書等アラバ、必ラズ多少其成蹟ニ據リテ、自ラ證據トナルモノ之レ有ルベキナリ、但、米商會所其他別段ノ約束アル、規定ノ代金拂期限ヲ伸縮シ、或ハ他日品物ヲ渡スベキ等ノ約定ヲ以テ、賣買契約ヲナスモノハ、必ラス端書ヲ以テ他日ノ證據トナス、又證書ヲ要スルト要セザルトハ、前項ノ如ク、全ク^(相互)信用如何ニ因ルモノナリ、然レモ證書ノ有無ニ依リ、證據ノ効力如何ヲ問ハバ、固ヨリ證書ヲ要スルハ論ヲ待タズ、

第三條

賣買ハ手付金ニ因テ、其約束ノ確定不確定ヲ爲スコトナキヤ、
 右ハ初見ノ買主ニアラザルヨリハ、手付金ニ因リテ、賣買約束ノ確定不確定ヲナスコトナシ、但ダ、其手付金、有無ニ因リテ確否ヲ問ハバ、手付金アルヲ以テ、確實ナリト答ヘサルヲ得ス、凡ソ我大坂ニ於テハ、商業ニヨリ手付金ヲ要スルモノ、往々之レアルモ、普通ノ賣買多クハ手付金ヲ要セス、元來賣主ノ手付金ヲ要スルハ、買主違約スルコトアルニ當テ、其手付金ヲ以テ、

手付金

手付流
手付倍戻

損害ヲ償ハントスルノ豫備ナレハ、若シ其物貨ノ價格低落ノ、手付金ニテ損害ヲ償フニ足ラサルニ至ル時、別段ノ約束アルニ非スシテ、買主其手付金ヲ流サバ、賣主ニ於テ、之ニ故障ヲ述ブルヲ得サル一般ノ慣例ナリ、然リト雖モ此ノ如キハ自ラ取引上ノ信用ヲ損スルモノニシテ、當地ノ賣買ハ、十中ノ八九ハ、從來取引ノ荷主或ハ得意先ニ係リ、尋常ノ賣買ハ、必ラス貨物代金ヲ授受シテ結了スルヲ目的トシ、間々手付流シ手付倍戻シ等ニテ、賣買ヲ結了スルコトアルモ、是ハ大坂商人ノ屑シトセサルモノナルカ故ニ、手付金ヲ要スルノ顧主ハ、却テ賣主ノ之ヲ信用スル薄キヨリ出ツルヲ免カレザルノ情實アルナリ、

第四條

賣買契約ヲ爲シタル時ハ、何レノ時ヨリ、商品ノ所有權ハ買主ニ移轉スルヤ、又何レノ時ヨリ、其商品ノ損失ヲ、買主ニ於ヒテ負擔スベキモノトスルヤ、此場合ニ於テ、其商品確定物(此物品ト現ニ指定シタルモノ、例ヘバ此品此反物ト定ムルカ如シ)ナル片ハ、不確定物(前ノ反對ノ語ニシテ、現ニ此物品ト指定セサルモノ、例ヘバ反物幾干ト云フカ如シ)ナル片トニ由リ、區別アリヤ、

右初項ノ所有權ニ至リテハ、必ラス各商業毎ト習慣ヲ異ニシ、又一商業中ニ於ケルモ、其事柄及ヒ約束ノ方法、代金ノ濟未濟、或ハ貨物存在ノ位置等ニ因リテ、各々其權利同一ナラサルベキモ、元來所有權移轉ノ區域ノ如キハ、實ニ確タル慣例ナク、適マ賣買上紛議ヲ生シ、其所有權ヲ争フコトアルモ、其紛争ヲ生セル事柄ニ依リ、其時ニ當リテ歸着スル所ヲ定ムルノミナラズ、多クハ情誼ヲ以テ、和解ニ至ルモノナレハ、敢テ比例トスルニ足ラス、又示談和解ニ至ラス、之ヲ町奉行所ニ訴フルモ、其事柄ト其紛争ノ起ル所以トニ因リ、役人ノ見込ヲ以テ、裁判

所有權移轉
の區域

商事慣習問目並報答書案

スルニ外ナラス、或ハ當時官ニ在リテハ、自ラ一定ノ認ムル所アリシカハ知ラサレモ、所謂秘密政事ニシテ、之レヲ知ルニ由シナケレハ、商民ハ只タ此事ニ因リテ、此ノ裁判ヲ得タルモノトシ、是ヲ以テ他日所有權有無ノ比例トナスガ如キ思想ヲ起スニハ至ラザリキ、是ニ於テ往昔ノ慣習ヲ通觀スルニ、賣買物品ハ、其代價濟未濟ニ關ハラズ、之ヲ授受スルキハ、其買主ヘ所有權ノ移轉スルハ、論ヲ俟タズト雖モ、其未タ物品ヲ授受セズ、賣買約定後、何レノ時ヨリ、所有權ノ移轉スルヤニ就キテ、概シテ之ヲ言ヘハ、賣買約定後、代金拂入ノ時ニ於テ、其所有權買主ニ移轉セシモノト云フヲ以テ、或ハ當ヲ得タルニ近シト謂フベキカ、從來賣主ニ於テ、甲買主ニ賣買ノ約定ヲナシ、未タ其物品賣主ノ手ニ存在中、同品ノ乙買主アリ、需用至急ニシテ、適意ノ物品ノ、他ヨリ賣主ノ手元ニ、着到スル時日ヲ俟ツ能ハサルヲ以テ、現ニ存在セル甲へ、賣買約定セシ物品ヲ、操替リ替渡サンコヲ請フキ、賣主ニ在リテハ、已ニ賣却濟ノモノタルヲ以テ、之レヲ謝絶スルハ、普通一般ノ習慣ニテ、又流用ノ餘暇アリテ、情誼上ヨリ一時操操替ヘ、其物品ヲ乙買主ヘ渡スコアルモ、其甲買主ヘ渡スノ期ヲ愆タンコヲ恐レ、深ク注意シテ其手配ヲナシ、而カシテ差支ナク甲商人ニ之ヲ引渡スモ、本ト爲スベカラザルコヲ爲セシニ因リ、常ニ甲買主ヘハ、其流用セシヲ秘スルナリ、之ヲ以テ見レバ、已ニ賣買約定セシキニ當リテ、所有權ハ買主ニ移リタルモノ、如シト雖モ、是レ亦タ全ク賣買ノ約束ニ違ハンコヲ恐ル、ヨリ出ツルモノニシテ、是ニ因リテ所有ノ權ハ、其代金ノ濟未濟ニ關ハラズ、賣買約束ノ時ヨリ、買主ニ移ルモノトハ確認シ難シ、

水火天災に
よる損害の
負擔

例ヘハ定リタル慣例ナキ商業仲間ニシテ、賣買約定後、物品尙ホ賣主ノ倉庫ニ存在中、水火天災等ニテ、其物品損害ヲ被ムルコアラシニ、其代金已デニ拂濟ノモノナレハ、必ラス買主ハ物品保管ノ賣主ニ向ツテ、其損害ヲ要償スベシ、是レ其物品ハ我ガ所有ノモノトスルヨリ生スルモノニシテ、我ガ所有ナリトスルハ、則チ代金拂濟ナレハナリ、又之ニ反シ、代金拂入レサル中、物品ノ難ニ罹ルコアレハ、賣主ハ已ニ賣渡シタルモノナレハ、買主ノ所有タル旨ヲ以テ、全價或ハ其幾分ヲ請求スルモ、此ノ時ニ於テハ、却テ買主ハ未タ物品受取ラザルヲ以テ、之レニ應ゼザルノミナラス、未タ授受ノ濟マサル上ハ、其所有權モ猶ホ賣主ニ在ルモノトシ、其損害ヲ蒙ラサラントシ、彼是ノ間ニ紛議ヲ生スルコアリ、是レ實際ニ於テ往々見聞セル所ナリ、又タ價格ノ低落ヨリ生スル損失ハ、其賣買ヲ約束セシキヨリ、買主ニ於テ負擔スルモノナリ、自然ノ品損シ、即チ日月ヲ經ルヨリ起ル虫氣入り色變リ、或ハ腐敗等ノ如キヨリ生スル損害ハ、別段ノ約束或ハ慣例アルニアラサレハ、賣買約束セシキヨリ、亦タ買主ノ負擔ニ屬スルモノナリ、目欠枿欠等ヨリ生スル損害ニ至リテハ、別段ノ約束或ハ慣例アルニアラサレバ、物品授受ノ後、初メテ買主ノ負擔トナルモノナリ、水火天災ヨリ生スルノ損害負擔ハ、其慣例ト其事柄トニ因リ、敢テ一定シ難シト雖モ、賣買約定濟ノ物品、未タ賣主ノ手ニ在ル間、或ハ買主ノ手ニ達セス、輸送中ニ於テ、人力ニテ防禦スベカラサルノ損害ハ、賣買約束ノ成立チニ因リ、或ハ地理ノ區域ニ因ル等、種々ノ約束ト慣例アルモ、概シテ之ヲ言ヘバ、賣買兩者分擔ノモノト謂フテ可ナラカ、但シ、賣買約束後、未

タ物品ヲ買主ヘ引渡サル中、賣主ノ不注意ヨリ生スルノ損害ハ、買主ノ負擔セザルモノナリ、

右ハ專ハラ確定物ニ就テ言フモノニテ、其不確定物ニ至リテハ、意義ノ明解ヲ得ザレハ、其區別判然ナラスト雖、今假リニ茶・桑・果物ノ如キヲ、幾反歩或ハ此區域ト定メ、其收穫ニ先ダチ、其賣買ヲ約スルノ類ヲ以ツテ不確定物ナリトセバ、天災氣候等ニ因リテ、其收穫ヲ減シ、損失ヲ醸スモ、買主ノ負擔ニシテ、又豫シメ見本ヲ用ヒズ、泛博ニ何ノ物品幾許トノミ約束ヲ爲シタルモノニシテ、賣主ニ於テ、其品位ニ拘ハラズ、同種ノモノヲ引渡スノ約束ヨリ成ルモノヲ不確定物トセバ、之ヲ買主ニ引渡シタル後ニアラサレハ、其損害ヲ買主ニ於テ負擔スルコトナシ、

第五條 商品買主ハ、未タ現品到着セズト雖、賣主ノ積荷目録又ハ運送狀等ヲ以テ、他ノ商人ニ復賣スルコトアリヤ、

右商品買主ハ、其現品ノ到着セザルモ、積荷目録運送狀ヲ以テ、他ノ商人ニ復賣スルハ一般ノ習慣ナリ、又現品ノ到着ニ關ハラズ、積荷目録運送狀等ナキモ、之ヲ他ノ商人ニ復買シ、亦其復買セシ商人モ、之ヲ他ヘ轉賣スル如キハ、苟クモ價格升降ノ劇シキ物品ニシテ、其機ヲ測リ利ヲ爭フ活潑ナル商業ニ於テハ、現今ニ至ルマテ、一般ニ實行シ來レルモノナリ、

第六條 賣買約束ノ時ニ、商品ノ直段ヲ定メズ、引渡ノ後ニ於テ、之レヲ定ムルコトアリヤ、然ル時ハ如何シテ之レヲ定ムルヤ、

直段を定めざる賣買約束

はた賣

物品引渡期限

代金拂入期限

右直段ヲ定メス物貨ヲ賣買シ、引渡後直段ヲ定ムルモノ、往々之レアリ、其直段ヲ定ムルハ、價例又ハ別段ノ約束アルモノニシテ、仮令之レナキモ、其物品ノ幾部分ニ係ルキハ、残り荷物ノ價格ニ隨ヒ、若シ同等品ナキトキハ、他等品ノ時價ニ比較シ、直段ヲ定メ、又價格ノ機ヲ見テ、賣主ヨリ直段ヲ定メント云フモ、買主ニ於テ之ヲ遷延シ、買主ニ於テ直段ヲ定メント請フモ、賣主ニ於テ承諾セサルガ如キハ、往々之レアリト雖、元來如斯賣買ハ、情誼ト信用トヨリ成リ立ツモノナレハ、之カ爲メ紛議ヲ生スルハ殆ント稀レナリ、故ニ此ノ直段ヲ定メスシテ、賣買ノ約束ヲナス如キハ、當地ノ商人間ニ行ハル、ノ習慣ニシテ、局外者(即チ他國ノ荷主顧主)ニ對シテハ爲サ、ルノ約束ナリ、夫ノ問屋ノ如キ、ハタ賣ト唱ヘ、荷主ノ預リ品ヲ仲買ヘ賣渡スコアルモ、畢竟價格升降ノ機ヲ測リ、此ノ駈引ヲナスヲ以テ、荷主ニハ之ヲ秘スルモノナレハ、賣買双方ノ約束ヨリ成リ立シモノト謂フヲ得ス、

第七條 賣買約束ノ時ニ、物品引渡ノ期限、又ハ代金拂入ノ期限ヲ定メサルコトアリシ時ハ、其引渡又ハ拂入ハ、何ノ時ニ爲スヤ、

右物品引渡シハ、自ラ約束或ハ習慣ニ因リテ、其期アルモノナリ、若シ賣買約束ノ際、其期限ヲ定メサルコアルモ、買主ニ於テ引渡シヲ請フキハ、賣主ニ於テ之ヲ拒ムヲ得ス、又買主ニ於テ物品ヲ引取ラサルキハ、賣主ヨリ之ヲ積送リ、或ハ引取ヲ督促スルモノニシテ、代金拂入ノ期限ハ、必ラス約束無カルベカラサルモノナレバ、若シ其拂入ノ期限ニ至リ、買主猶ホ其物品ヲ引取ラザルモ、賣主ハ其物品ヲ引取ラサルガ故ニ、代金拂入ノ期ヲ延ハスモノニアラザレ

商事慣習問目並報答書案

ハ、如此場合ニ至リテハ、其代金拂入ノ期ヲ物品授受ノ期トスルヲ以テ、可ナルモノト謂フベキカ、但ダ、買主ニ於テ物品ヲ引取ラザルモ、期限ニ代金ヲ拂渡スルハ、是レ即チ更ニ約束ノ成立チタルモノニシテ、此ノ間條ノ限ニアラス、又代金拂入ノ期限ニ至リテハ、之レヲ定メズシテ、賣買約束ヲナスコトナシ、何トナレハ、代金拂入期限ノ長短ニ因リ、其價格ニ差異アレバ、期限ヲ極メザルハ、其價值モ俱ニ定マラスシテ、賣買約束ノ整ハザルモノナレハナリ、商人間ノ取引ノ如キハ、賣買約束毎トニ、其期限ヲ定メザルモノアリト雖モ、必ラス一般ノ慣例或ハ一商業仲間ノ制規アリテ、豫メ其期限ノ定メアルモノナレハ、之ヲ指シテ代金拂入ノ期限ヲ定メズシテ、賣買約束ヲナスモノト謂フベキニアラザルナリ、

第八條 借用證文ヲ有スル者、其證書ニ裏書ヲ爲シ、己レノ債主權ヲ他人ニ移轉スルコトアリヤ、若シ之アルハ、其書式ハ如何シ、又其慣行ノ經驗ニ因テ、確認シ得タル利害ハ如何、

借用證文に添ふる譲り證書

右己レノ債主權ヲ他人ニ移轉スルノ習慣之レアリ、而カシテ普通借用證文ニ於テハ、多ク別ニ譲リ證書ヲ添エ、之ヲ渡スモノトス、其書式ノ概略ハ左ノ如シ、
一此度貴殿方ニテ、、、金何兩(或、銀何百目)借用致シ候處、拂方差支候ニ付、我等ヨリ何町何ノ誰エ、、、ニ因リ貸附候(或ハ預ケタル)金銀何程ノ借用證文(或ハ預リ證書)何通讓リ渡候間、御勝手ニ御取立可被成候、爲後日讓リ證書、仍テ如件、
又商業上ニ於テハ、借用證文ト慣稱スルモノナシ、商業上ノ貸借ハ、敢テ普通ノ證書ヲ用ヒス、間々代金淹滞ニ因リ、示談ノ上、借用證文ヲ以テ、更ニ約束ヲ結フモノアリト雖モ、此場

商業上の債主權移轉

合ニ於テハ、其性質商業上ノ貸借ヲ脱シテ、普通ノ貸借ニ移ルモノニシテ、乃チ賣掛代金ノ淹滞ヲ示談ニ因リ、更ニ割濟月賦・年賦等ノ約束トナス如キヨリ、初テ借用證文ヲ授受スルモノナリ、然リト雖モ商業上ニ債主權ヲ有スル證書類ハ甚タ多シ、即チ手形・切手・預リ證ノ類、皆是レナリ、

右ハ債主權ヲ轉々他人ニ移附スルモ、只其手形・切手・預リ證書ヲ授受スルニ止リ、或ハ讓リ渡シ證ヲ添ユルモノ、稀レニ之レアリト雖モ、裏書ヲナスモノハナシ、
又慣行ノ經驗ニ據テ、之カ利害如何ヲ問ヘハ、最モ利益アルモノナリ、凡ソ手形流通ノ便益ナルコトハ、當所ノ如キ商業繁盛ノ土地ニ在テハ、實ニ欠、ヘカラサルモノナリ、或ハ姦詐ノ徒、是ヲ以テ詐誦ノ術ヲ逞フスルノ具ニ用フルモノナキニアラズト雖モ、這ハ是人爲上免カルベカラサル小弊害ニシテ、一般商業上ノ隆盛ヲ輔クル大利益アルモノハ、敢テ贅辨ヲ費ヤサズシテ明カナリ、

第九條 商業上ニ就キ用キル手形又ハ切手ト稱スル類ハ幾種アリヤ、其手形切手、官許ヲ得タルモノト、私ニ發スルモノトアリヤ、

右ハ手形又ハ切手ト稱スルノ種類、大凡ソ左ノ七種トス、
振出シ手形(現時ノ銀行小切手ニ同シ)
素人振り手形(現時ノ代金取立手形ニ同シ)
爲換手形

振出手形
素人振り手形
爲換手形

荷爲換手形
荷預手形
出
延手形

荷爲換手形
荷預ケ手形(或ハ荷預ケ切手)
出シ手形(或ハ出シ切手)
延手形(現時ノ約束手形ニ同シ)

此ノ外種々ノ手形切手アリテ、米砂糖及ヒ酒菓子等ノ切手アリト雖モ、是レ荷預リ手形ニ外ナラス、又其商業ト事柄トニ因テ、種々ノ手形切手ニ類スルモノヲ授受スルコアリト雖モ、是レ一局部ニ止リ、一般商業上ノ公稱ヲ得タルトハ言ヒ難シ、且其性質タルヤ、右七種ノ外ニ出テザルナリ、

又手形切手ノ類、官許ヲ得テ發スルモノナク、私ニ之ヲ發シ、或ハ舊諸藩ヨリ發スルモノナリ、尙ホ金銀通用手形或ハ金銀預リ切手ト稱スル如キハ、地方ニ因リ、舊藩或ハ豪農等ニ於テ發スルモノアリト雖モ、當地ノ商業上ノ舊慣ニ於テハ、直接關係ナキヲ以テ略ス、

第十條 商事ノ負債ニ付、普通ノ拂期限ノ最モ長キハ何ケ月ナリヤ、又最モ短キハ何ケ月ナルヤ、右ハ一般普通ノ商人需用人間ノ拂期限ハ、市街ハ二ケ月間(節季)、郡村ハ六ケ月間(盆暮二季)ニシテ、商人間取引ニ於テハ、本章第七條ノ如ク、自ラ其慣例ノ在ルアリテ、一定ナラスト雖モ、短キハ現金、以上長キモノハ一ケ年ニ至ル、

第十一條 商事上ノ賣買又ハ貸借ニ於テ、一ノ負債ニ付、數人ノ義務者アルハ、各自其割前ノミヲ擔當スルヤ、又ハ壹人ニテモ、其全額ヲ辨償スルノ慣習ナリヤ、

節季盆暮

取引
直組
手合
取引先

右ハ別段ノ約束アルニアラサレハ、連帶支辨ノ習慣ナリ、
第十二條 商業上ノ取引ナル語ハ、賣買ノ契約ヲ結フコヨリシテ、物品及ヒ代金ヲ授受スルマデヲ含ムカ、又ハ物品若クハ代金受渡ノ時ヲ指スカ、

右取引ナル語ハ、商業上ニ於テ其人ト事ト物トニ就テ、泛ク稱へ來レル慣語ナリト雖モ、今問目中、兩項ノ内、何レニ適スルヤヲ問ハ、物品若クハ代金授受ノ時ヲ指スヲ以テ適當ト謂フベシ、賣買契約ヲ結フノ時ヲ、取引ト稱スルコナシト言ヒ難シト雖モ、多クハ直組或ハ手合ヒ等ト唱フ、又單ニ賣買ヲ指シテ取引ト稱スルハ、普通ノ慣語ニシテ、舊來賣買ヲ爲ス商人間ニ於テハ、互ニ之ヲ取引先キト稱スルハ、一般皆然リ、故ニ之ヲ約言スレハ、代金若クハ物品ノ授受ヲ取引(或ハ取渡シ)ト云フヨリ、其代金物品等ヲ舊來取引シ來レル荷主問屋得意先仲買等ノ各自ノ間ニ於テ、互ニ指シテ取引先或ハ取引ノ間柄ト言習ハセシモノナルベシ、

第十三條 卸賣ト小賣トノ區別ハ如何シ、又卸賣商ノ種類ニヨリテハ、小賣者ニ賣ノ外、通常人トハ直取引ヲ爲サ、ル者アリヤ、

右卸賣ハ商人ニ販賣スルノ通稱ニシテ、小賣ハ消費者ニ賣渡シヲナスノ通稱ナリ、而カシテ卸賣ハ第三章第一條ニ於テ述ル如ク、仲買ノ別名ニシテ、問々菓子傘提灯火口等ノ如キ、當地ニ於テ製造ナシ販賣スルノ商業ハ、只々卸賣ノ稱アリテ、問屋仲買ノ稱呼ナキモノアリト雖モ、大凡其區別、卸賣ハ物品ヲ問屋・製産地及ヒ仲買ヨリ買入レ、之ヲ仲買又ハ小賣商及ヒ他國商人へ賣渡スモノニシテ、小賣商ハ卸賣商ヨリ買入レ、之ヲ通常人へ賣渡スモノナリ、尤此區別ハ

卸賣小賣の區別

商事慣習問目並報答書案

第三章第一條ニ掲クル問屋仲買ノ區別ニ於ケル如ク、其商業ニ因リ異同アリテ、小賣商ニ於テ問屋ヨリ買入ル、モノ、若シクハ卸賣商ニシテ通常人ニ賣渡スモノ、往々之レ有り、一定ナラスト雖モ、概子問屋仲買判然區別アル著名ナル商業ニシテハ、問屋ハ小賣商ニ賣ラス、仲買ハ通常人ニ賣ラス、小賣ハ仲買ヨリ買入レ、通常人ニ賣捌クモノナリ、蓋シ如斯商業ニ於テモ、卸賣ノ直チニ通常人ニ賣渡スヲ得ベカラサルニハアラズ、只タ其通常人購買スル需用ノ端數(米一升炭一俵^(繰)操綿百目ト言フガ如シ)ヲ賣渡スノ手數ヲ厭フガ故、自ツカラ之ヲ爲サ、ルナリ、

破約之事

第一條 賣買手付金流カル、時ハ、其賣買破約トナルヤ、

右ハ第四章第三條ノ報答ニ掲クル如ク、手付金流カル、場合ニ至リテハ、其賣買ハ破約トナルナリ、

第二條 約束ノ期限ヲ過グルモ、賣主物品ヲ引渡サ、ルカ、又ハ買主之ヲ引取ラサル時ハ、其賣買ハ破約トナルヤ、又ハ尙ホ成立ツヤ、

右物品賣買ニ、取渡シノ期限ヲ定メ、約束ナセシモノ、空シク其期限ヲ經過スルコトハ、實際ニ徴シテ、未タ曾テ見ザル所ナリ、何トナレハ、其賣主物品ヲ引渡サズ、又買主之ヲ引取ラズト云フハ、價格ノ昇降等ニ因リテ、必ラズ一方ニ損スル所アルカ故ニ、此ノ約束ヲ履行セサルモノナレバ、又一方ニハ必ラズ利ヲ得タルモノナルヤ明カナリ、然ラハ其損スル一方ニ於テ引渡

手付金の流るる時

期限を過ぎたる物品の授受

サズ、引取ラズト云フモ、期限ニ臨ミ、其益ヲ得ル一方ハ、之ヲ督促スベキモノナレバナリ、若シ問目ヲシテ、此示談中ニ期限ヲ經過スルキ、破約トナルヤ否トノ趣意ナラシメバ、必ラズ成立ツ習慣ナリ、尤利ヲ得ルノ一方ニ於テ、期限ニ至リ引渡サス、引取ラズシテ、後日ニ至リ、他ノ一方ニ向テ取渡ヲナサント求ムルモ、其之レニ應スルト否トハ、破約シテ益アル一方ノ意ニ在レハ、如斯場合ニ於テハ破約ノモノナリ、

賣主之事

第一條 約束ニ、物品ノ性質品位等ヲ詳細ニ定メ置カサリシ時ハ、其引渡シニ、賣主ハ何等ノ品柄ヲ以テスルヤ、

右ハ當地商人間ノ物品賣買ニ於テハ、未タ物品到着セザル先キ賣買ノ外ハ、其現品ヲ調査シ、價格ヲ定ムルモノナレハ、性質品位等詳細ニ認メテ後、初メテ賣買ノ約成ル者ニシテ、又現品ヲ見ザルモ、見本ヲ以テ、其概略及其物品ノ所在(何々丸積上リ、或ハ何處ノ藏入ノ物品ト云フガ如シ)ヲ定メテ約束ヲナスモノナリ、他國ノ取引ニ於テハ、其性質品位等詳細ニ定メ置カサルコトハアリト雖モ、其概略ハ之ヲ定ムルモノナレバ、賣主ハ此ノ約束ニ對シテ、普通適當ノ品ヲ引渡スモノナリ、又性質品位ヲ定メシテ賣買約束ヲナスモノ稀レニアリ、譬ヘハ秩父縞幾百反ト云フモ、其縞柄及ビ價格等ヲ定メス、時價ニ照シテ、割リ合廉ナルモノヲ積送ランコトヲ托スルコトアリ、之ヲ任セ注文ト云フ、如此場合ニ於テハ、其地方嗜好ノ適否ヲ測リ、賣主考案ノ品ヲ渡スモノナリ、然レモ斯ル賣買ハ、從來最モ信密ノ取引間ニアラサレバ、此ノ約束ハ

見本

任せ注文

成ルコナシ、何トナレバ、若シ輸送後相場下落ニ因リ、買主ニ於テ、故意ニ品柄不適當或ハ價格ノ廉ナラザル等ヲ以テ、之ヲ買入レスト云ハ、賣主ニ於テ、之ヲ引取ラサルヲ得ザレハナリ、然ルニ見本或ハ概略ヲ定メ約束セシ取引ニ於テ、相場ノ昇降ニ因リ、紛議ヲ生ズルハ、商人間常ニアルコナレバ、夫ノ任セ注文ニ在リテハ、却テ紛議ヲ生スルモノ少シ、

第二條 買主見本又ハ本品ヲ檢閲ノ上、買入ントノ申込ミヲ爲シ、賣主之ヲ承諾シタル時ハ、其檢閲ヲ經サル内ニ、勝手ニ其品ヲ他ニ賣ルコトヲ得サルヤ、

買主の檢閲を經ざる中に商品を他に賣渡すを得ず

檢閲の時期

右ハ賣主之ヲ承諾シタル上、買主ノ檢閲ヲ得ザル中ニ、他ノ買主アラバ、前買主ニ拘ハラズ、他ニ賣渡スノ商業ナキニアラズト雖モ、多クハ斯ル場合ニ於テハ、別段ノ約束アルニアラサル以上ハ、其前買主ニ一應照會セザレハ、之ヲ他ヘ賣ルコトヲ得サルノ習慣ナリ、然リト雖モ買主ニ於テ價格昇降ノ期ヲ測リ、故サラニ檢閲ノ期ヲ延バス如キ手段ヲナスモノナキニアラスト雖モ、亦タ夫ガ爲メ賣主ノ他ニ販賣スルノ便ヲ妨ケラレ、束縛ヲ受クルガ如キモノニアラサルナリ、何トナレハ、價格昇降ノ甚シキ商業、或ハ腐敗シ易キ商品等ニ至リテハ、賣主承諾スルニ臨ミ、豫ジメ檢閲ノ期ヲ定ムルモノニシテ、若シ此ノ期ヲ定メサルモ、自カラ其商業仲間ニ期限ノ慣例アルモノナレハナリ、

第三條 買主違約ヲ爲シタル時ハ、手付金ヲ流スニ於テハ、賣手ハ別ニ償金等ヲ求ムルヲ得サルヤ、

手付金以外の償金

右ハ別段ノ約束アルニアラザレハ、買主違約ヲ爲スモ、手付金ヲ流スルハ、賣主別ニ償金ヲ求

ムルヲ得サルノ習慣ナリ、

第四條 賣品ハ其用方ニ供スルニ不良ノ所ナキトノ請合ハ、自ラ賣主ニ存スルモノナルヤ、又別段其約束アル片ニ限ルヤ、

賣品に對する責任

右ハ用法ニ適セザルガ如キ責任ハ、自ラ賣主ニ存スルモノト雖モ、良不良ノ如キニ至リテハ、全ク價格ノ貴賤ニ關スルモノニシテ、別段ノ約束アルニアラサルヨリハ、賣主其責ニ任セザルノ習慣ナリ、

第五條 賣主己レニ所有權ナキ物品(例ヘハ盜賊品預リ品ノ如シ)ヲ賣リタル時ハ、其賣買ハ成立ツヤ、

盜賊品預品の賣買

右ハ往昔株仲間ノ存立セルニ當リテハ、制規アリテ、出所不分明ナル盜賊品ノ如キハ、賣買スル能ハズ、若シ其情ヲ知ラスシテ、仮令其專業者ヨリ之ヲ買取ルモ、後日發覺シタル片ハ、轉々之ヲ操戻シテ、其物品ハ官ニ取上ケラレ、責罰ヲ蒙ラサルヲ幸ヒトスル如キ習慣ナレハ、若賣買定約ヲナシ、物品授受セザル中、盜賊品ナルヲ發覺セバ、其賣買ハ成立タサルモノナリ、又預リ品ノ如キニ至リテハ、貨主ノ依託アルニアラザルヨリハ、公然之ヲ賣買スルコトナシ、仮令問屋等ニ於テ、荷主ノ預リ品ヲ賣渡スモ、總テ物品ヲ仲買ニ賣渡スハ、自己ノ名義ヲ以テスルモノナレハ、仲買ニ於テハ、其問屋ノ從來扱ヒ來レル物品ナラハ、其預リ品ト否トヲ知ルヲ得ベキニアラザルガ故ニ、若シ賣買定約後、預リ品ノ故ヲ以テ、問屋ノ之ヲ引渡スコトヲ得サルニ至ルモ、仲買ハ問屋ニ向フテ其違約ヲ責メ、直合金ヲ要求スルノ慣習アリ、之ヲ以テ見レハ、

直合金

商事慣習問目並報答書案

此ノ賣買ハ成リ立ツモノト謂フベシ、

買主ノ事

第一條 見本ヲ以テ定メタル賣買ナルニ、現品ヲ受取ニ及ンテ、見本ト異ナリタル時ハ、買主ハ何時ニテモ之ヲ取換ヘ、又ハ破約スルコトヲ得ルヤ、右賣買現品ヲ受取ルニ際シ、見本ト異ナリタルハ、其見本ト同等ノ品ニ取換ヘシムルハ勿論、若シ賣主之ヲ取換ヘサルハ、破約ナスハ買主ノ權内ニ在リ、然レモ我國ノ物産ハ、總絲木綿、絹布ノ如キ、人工精密ノ物ト雖モ、各人ノ手功ニ成ルモノナレハ、猶ホ同品位中ニシテ少差ナキヲ得ズ、況ンヤ米穀材木肥料、鮑魚干魚等ニ至リテハ、箇々異同アルノミナラズ、又其見本ト云フモ、最初賣買者之レヲ函中ニ封シ置キ、現品授受ノ際、双方立會、見本ト引合ハスガ如キ、鄭重ナル約束ヲナスモノハ殆ント之レナク、商業ノ種類ニ因リテハ、賣買約束ノハ、見本ヲ以テスルモ、買主ノ手元ヘ殘シ置カズシテ、賣主ノ持歸ルモノアリ、如此ハ其買主賣買約束ヲナス時、其見本ニ據リ、現品如何トノ見込ヲ定メ買取ルモノニシテ、自ヅカラ其商業仲間ノ習慣アリテ、物品取渡シノ際、甚シキ差異アルニアラザルヨリハ、買主之ニ故障ヲ容ル、ヲ得ザルモノナリ、抑モ、商業上物品授受ノ際ニ當リ、其見本ト異ナリト言フニ就テノ紛議ハ、常ニアル所ニシテ、全ク價格ノ昇降ヨリ生ズルモノ多シ、譬ヘバ物品取渡シノ時、價格低落スルニ於テハ、買主ハ品位ノ點檢ヲナスコト嚴格ニシテ、或ハ見本ト同ジキモ、猶劣等ナリト故障ヲ述ブルモノア

見本の取扱

見本と相違せる物品授受の紛議

リト雖モ、若シ又價格昂貴スルニ於テハ、買主ハ自ヅカラ一步ヲ譲リ、多少ノ差異アルモ之ヲ恕シ、物品ヲ引取ルモノナリ、斯ル場合ニ於テ、若シ紛議ノ解ケザルコトアレハ、當地商人間ニ在リテハ、其仲間ノ取締等數名立會、之ヲ評價シテ局ヲ結ビ、他國輸送ノ物品ニ於テハ、其得意先ヨリ故障ヲ唱フレハ、到底直引等ヲナシテ收結スルガ、當地商人ノ常ナリ、以上述フルガ如クナレバ、仮令見本ヲ以テスルモ、後日ノ紛議アルヲ見レハ、敢テ効ナキニ似タリト雖モ、其故意ニ紛議ヲ醸スコトノ屢々ナルモノハ、自ラ取引上信用ヲ失スルガ故ニ、概テ皆舊慣ト信誼トニ依リ、適宜ノ示談ヲナシ、結了スルモノニシテ、品位等差ノ紛議ノタメ、舊時官裁ヲ仰ギシコトハ、未ダ之ヲ聞カズ、

第二條 買主確定物ヲ買ハント賣主ニ申込ミ、未ダ其返答ヲ得サル内ニ、賣主ニ斷リナク、他ヨリ之ヲ買取り、追テ前ノ賣主ニ斷リヲ爲スコトヲ得ルヤ、

右ハ物品ヲ買ハント申込ミ、賣主ノ返答ヲ得ザル中、他ヨリ之ヲ買取り、追テ前賣主ニ斷リヲナスコトヲ得ルモノアリト雖モ、亦タ其仲間ノ慣例アルモノハ、前賣主ニ斷リノ上ナラテハ、他ヨリ買入ヲナスヲ得ザルモノ之レアリ、譬ヘバ仲間ニシテ此ノ品ヲ買ハント申込、之ヲ直ヲ附ケルト云フ、問屋ニ於テハ荷主ニ謀リ(之ヲ引合ト云フ)、返答ナサント言フガ如キハ、仲買ニ於テ他ヨリ買入ヲナスニ先ダチ、前問屋ニ不用ノ旨ヲ斷リ(之ヲ手ヲ切ルト云フ)タル後ニアラサレバ、買フヲ得サルモノ是レナリ、又他國取引先ヨリ、書狀ヲ以テ買入ヲ申來ルモノ、即チ注文狀ノ如キハ、賣主ニ於テ、其注文

注文狀

直を附ける引合の手を切る

ニ應ゼザルキニアラザレバ、買主へ返答ヲナサズ、直チニ物品輸送スルガ故ニ、此注文狀ノ如キハ、買主ノ義務ヲ負フ片務定約ノ證書ニ類シ、仲買ノ問屋ニ向テ直ヲ附ケタルト同ジキモノナレバ、若シ買主ニ於テ不用ニ屬セバ、更ニ賣主へ斷リヲナシタル上ナラデハ、他ヨリ買入ル、ヲ得サルモノナリ、

第三條 買主代金拂約束ノ期日ヨリ延引シタル時ハ、利息ヲ生ズルヤ、然ルキハ何レノ時ヨリ計算スルヤ、

右ハ別段ノ約束アルニアラザルハ、賣代金ニ利息ヲ生スルノ習慣ナシ、成ハ商業ニ因リ、稀レニ之レアルモ、一般ノ習慣トハナシ難シ、然ルキハ其利息ハ期限ノ翌日ヨリ之ヲ計算ス、

第四條 賣主ニ於テ受合タル品、若シ不良ノ所アリシ時ハ、買主ハ何時ニテモ之ヲ取換ヘ、又ハ破約スルヲ得ルヤ、

右賣主ニ於テ請合ヒタル品ニシテ、不良ノ所アラバ、買主ハ何時ニテモ之ヲ取替ヘシムルハ勿論、若シ賣主ニ於テ之ヲ取替ヘザルキハ、破約スルハ買主ノ權内ニ在リ、然レモ其商業ト物品トニ因リ、其請合ヒノ期限ニ約束アラザルモ、亦タ自ヅカラ習慣アリ、

運送之事

第一條 運送ニハ、必ラズ物品到着ノ期限ヲ定ムルヤ、若シ然ルキハ其責任如何、
右普通商品ノ運送ニハ、水陸トモ、其到着期限ヲ定ムルコトナキガ故ニ、隨ツテ其責任ナシ、然レモ臨時商業上ノ駈引ニ因リ、運送賃ヲ増シ、到着期限ヲ定ムルモノナキニアラス、若シ此

賣代金の利息

請合品の不良なる場合

物品到着期限

場合ニ於テ、期日ヲ誤マルノ時ハ、別段ノ約束アラサレバ、其増運賃ヲ拂ハザルニ止マルノ慣例ナリ、

第二條 運送船已ムヲ得サルノ事由アツテ、途中ニテ他ノ船ニ積替ヘ、運送シタル時ハ、運送ヲ委託シタル者へ對シテハ、前ノ船直接ニ義務ヲ負擔スルモノナルヤ、又ハ後ノ船之ヲ引キ受クルヤ、

右ハ委託シタルモノニ對シテハ、前船直接ニ義務ヲ負擔スルナリ、

商事慣習問目外ノ條件

株仲間ノ事

一大坂商業仲間ノ組合ハ、往昔ニ在リテハ其同業者互ニ便利ヲ通シ、營業上不檢束ノ事ナカラシムヲ欲スルヨリ生シタルモノニシテ、當初ハ只ダ其仲間ヲ結ヒ、規則ヲ設ケタルモノナリシガ、爾后世態ノ改進シテ、商業年ニ繁盛ヲ加フルニ及ヒ、隨テ商賈經營ノ上ニ於ケルモ、往々點知ノ所爲アリ、稍ヤク私約ノ規則ニ依リ、仲間組合ヲ保ツ能ハサルノ場合トナリシヲ以テ、明和年度ニ至テ、諸商業者漸次ニ其營業ヲ以テ株トナサンコトヲ官ニ請ヒ、其許可ヲ得、此ニ於テ株仲間ノ制初メテ立タリ、

一株仲間ノ制タル、諸種ノ商業各其別アリト雖モ、主要ノ趣意ハ、其同業ノ人員ヲ限り、申合セノ條目ヲ定メ、株札ヲ受ケ、仲間ニ因リテハ、年々若干ノ冥加金無代物等ヲ官ニ納メ、仲間ノ

其制度

株仲間

其數

事務ハ年行司ヲ置キテ辦理セシメ、苟クモ仲間ノ申合ニ違背スルモノハ、直ニ之ヲ譴責シ、新
タニ株仲間ニ加入セントスルモノアルモ、品行其他ノ事ニ於テ、株仲間同業者ノ許諾ヲ得サレ
ハ、決シテ加入スル能ハズ、若シ又此株仲間外ニ在リテ、商業ヲ營ムモノアレバ、株仲間ハ直
ニ之ヲ官ニ訴ヘ、官ハ嚴重ニ當人ヲ所置シタルモノナリ、而カシテ當時株仲間ノ數ハ凡ソ九十
八種ナリキ、

諸株仲間再
放
諸株仲間再
興

一株仲間ノ制タル、前項ノ如ク、其同業者ノ人員ヲ限リ、他人自由ニ之ニ加入シテ、其商業ヲ營
ミ得サリシ如キ、今日ヨリ反省スレバ、頗ル束縛ノ所爲ニシテ、或ハ當業者ガ專賣ノ利ヲ占メ
ントスル心意ヨリ出テタルモノ、如キ跡ナキニアラズト雖モ、因テ以テ大坂商業上ノ信用ヲ固
メ、便利ヲ加エ、各地ノ物産ヲ招集シ、商事ノ繁盛ヲ致シタルハ、亦タ觀ルヘキモノアリ、而シ
舊政府ハ天保十二年ニ及ンテ、諸物價ノ騰貴ヲ憂ヘ、之ヲ低落セシメンガ爲メニ、諸株仲間ヲ
廢シ、其冥加金ヲ止メ、隨意ニ營業ナサシメタルモ、以來商法崩壞シ、物價ハ敢テ低落セズ、
却テ不融通トナリシヲ以テ、嘉永四年更ニ令シテ諸仲間舊ニ復シタリ、但タ此時ニ於テ、冥加
金ヲ收メズ、又タ所謂株仲間ノ人員ヲ限ルヲ停メ、大ニ改良アリタリ、今左ニ其諸仲間再興
ニ就キ當時ノ布令文ヲ掲ク、

同觸書

去ル寅年株札并問屋仲間組合等停止、是迄納來候冥加金御上納ハ勿論、無代納物無賃人足
付、其外冥加勤ノ類モ、悉ク免除被仰付候處、其以來商法相崩レ、諸品下直ニモ不相成、却テ

三郷年番町々年寄共

(註)

不融通ノ趣相聞候付、此度問屋組合ノ義、都テ前々ノ通再興申渡、彌以冥加金^(銀)御上納ノ義ハ
不被及御沙汰候間、其旨ヲ存、諸物價際立直段引下ケ、^(諸職人取)賣^(買)ハ不及申、品劣リ掛目減シ等
之義無之、一切正路ニ賣買可致候、且前々諸商人仲間組合取極候度毎、新規仲間加入ノ者有
之候共、差障リ申間敷候ハ勿論、其者共ヨリ多分ノ禮金振舞等爲致候義ハ不相成旨、其外取
締方ノ義、追々申渡有之義ニテ、新規ニ商賣相初候義ヲ差構無之筈ニ候間、此度問屋組合再
興申付候途、前々ノ如ク、株札等相渡候義ニハ無之、人數ノ増減ハ勝手次第ノ事ニ付、不筋
ノ申合手狭窮屈ノ自法相立候義ハ決テ不可致、然シ其渡世柄ニヨリ、無據人數不定候テハ差
支候義有之品ハ、吟味ノ上、明白ニ其謂無之候テハ、容易ニ難聞届義ニ付、其段相心得、是
迄ノ商法ニ不流、質素儉約ヲ第一ニ致、諸事奢侈僭上ノ義無之様相慎、深ク太平ノ御仁德ヲ
奉仰、分々ノ渡世永續致、銘々安住ノ冥加ヲ辨ヘ、四民暮シ方辨利ノ義ヲ厚ク心懸、實直ニ
産業ヲ營ミ候様可致、此上心得違、一己ノ利得ニ迷ヒ、申渡ヲ不相用者有之候ハ、早速召
捕遂吟味、嚴重ノ御仕置申付、此義ニヨリ家業取放候間、聊不取締ノ義無之様、精々厚可申
合候、右之通申渡候付而ハ、問屋組合共、都テ前々ニ不拘、現在ノ姿ヲ以、紛敷義無之様厚
ク取調、其町々年寄共ヨリ來月中諸色取締懸惣年寄ヘ可申立、其上得ト遂穿鑿、亦々可及沙
汰間、夫迄ノ所ハ諸商人諸職人共、全當時ノ振合ニ相心得罷在、右申渡以前、家業筋ニ付、
何事モ訴訟申出候義不相成候、若シ心得違及出訴者有之候ハ、町役人共迄可爲曲事事、
(外ニケ條略ス)

右之通申渡候間、夫々組合町々并諸職人諸商人共へ不洩様能々可申通候、
右之通被仰渡候趣、町々不洩様早々可有達方候、

嘉永四亥年三月廿一日

惣 年 寄

去ル丑年中、諸問屋組合停止被仰出候處、其以來問屋組合商法取締相崩、諸色下直ニモ不相成、却テ不融通ノ趣モ相聞候付、此度問屋組合之義、都テ文化以前之通り、再興可被申付候、左候連元十組ノ者共、冥加金上納等ノ御沙汰ハ、彌以無之候間、文化以來ノ商法ニ不流、諸商人共物價引下ケ方ノ義、厚心懸ケ、實意ニ渡世相營候様得ト申諭、取締方等精々可被申渡候、

三月

右之通町奉行へ申渡候間、向々へ可被相觸候、

右之趣、於江戸表同所町奉行へ被仰渡候段、被仰下候條、此旨三郷町中可觸之者也、

嘉永四亥年三月廿五日

加 賀

日 向

一右布令ノ後、同年七月同町奉行ヨリ大阪諸商人諸職人ニ對シ、更ニ同趣意ヲ以テ、諸問屋組合トモ、總テ前々ノ通再興申渡シタル旨、布令アリタリ、

一諸仲間右ノ如ク再興シタルヲ以テ、維新ノ際マデ、大阪ノ商業ハ往時ニ復シテ、其習慣ヲ持續シタリ、

手形流通事

大坂ノ兩替屋ハ、古昔天王寺屋五兵衛ガ爲シ始メシ所ニシテ、手形ノ振出モ亦此際ヨリ之ヲ行ヒ、大ニ商人ニ便利ヲ與エタリ、當時大坂府下ニ兩替商ハ五兵衛只一人ナリシガ、次テ小橋屋淨徳鍵屋六兵衛ノ二人ヲ増シ、手形ノ流通漸ク開ケ、其後寛文ノ初メ、町奉行(東)石丸石見守頗ル市政ニ意ヲ用ヒ、大坂諸商業ニ成規ヲ立テ、仲間ノ信用ヲ擴充シ、旅商ノ爲ニ問屋ヲ設ケ、金融ハ十人兩替ヲ置キテ流通ヲ便ニス、蓋シ金相場所ノ創立モ亦此時ニ濫觴ス、而カシテ十人兩替ニハ帶刀ヲ許シ、町入費ヲ免シ、之ヲ行司トナシ、其下ニ北濱組梶木町組等二十二組ニ分レ、許多ノ中小兩替アリテ、各互ニ連絡シテ以テ其大綱ヲ十人兩替ニ結ヒ、順環轉轅シテ大手形ノ流通ヲ盛ニシ、金融ヲ圓滑ナラシメタリ、今其梗概ヲ左ニ布陳ス、

手形ノ種類

第一 爲替手形

天王寺屋五兵衛

小橋屋淨徳
鍵屋六兵衛
石丸石見守

十人兩替

北濱組梶木
町組等二十
二組

爲替手形

請取申爲替金之事

印割
合金[㊦] 兩也 但有合金

右ハ當地何某ヨリ下シ金爲替致、慥ニ請取申候、此代リ金、於江戸何月幾日限(或ハ參着)右同人差圖ノ方エ、日限無相違御渡可申、爲後日爲替手形仍テ如件、

年月日
何屋某殿

右ハ江戸爲替手形ノ雛形ニテ、「何屋某」ハ大坂兩替屋振出シ印元ニテ、「何屋某殿」ハ江戸兩替屋即チ仕拂人ナリ、

第二 預リ手形(目今銀行振り出シ手形)

印割
一金[㊦] 兩也 但有合金

右之通慥ニ請取申候、此手形ヲ以テ相渡可申候、以上、

年月日
何屋某殿

振出手形

右ハ兩替屋ヨリ預ケ人ニ差出シタルモノニテ、名宛ハ勿論、其他誰ニテモ、持參人ニ仕拂フベキ手形ナリ、但シ、甲乙丙ト流通中、其兩替屋破産スル等ノ事アリテ、不渡トナル時ハ、其手形ノ所持人ノ損失トナリテ、甲乙ハ之ニ關セズ、

第三 振出手形(目今ノ小切手)

覺

印割
一金[㊦] 兩也 何屋某殿エ

右之通慥ニ請取、此手形ヲ以テ御渡可被成候、以上、

年月日
何屋某殿

妻書

右ハ素人ノ兩替屋ト取引アル者ヨリ、兩替屋ニ宛テ振出シ、又甲兩替屋ヨリ乙兩替屋宛振出ス手形ニシテ、「何屋某殿」トアル妻書ト唱エ、素人ノ印元ヨリ、渡シ先キノ人ヲ記入セシモノナリ、此手形ヲ兩替屋エ持參スルトキ、印元兩替屋エ預ケ込ミアレバ、異議ナク渡ス可シト雖モ、若シ預込ミナキ時ハ、不渡トナル旨ヲ以テ對フ、但シ、預込金ナク共、兩替ニ於テ其手形振出人ト、振出ノ過量ヲ負擔スル約アルモノハ此限ニアラス、通常之ヲ通ヒ尻何程ハ請合ベシトノ約束アルモノトス、此振出手形、甲ヨリ乙ニ渡リ、乙ヨリ丙丁ニ渡テ、後終ニ不渡トナル時ハ、

商事慣習問目並報答書案

通ひ尻

丁ハ丙ニ返シ、丙ハ乙ニ返シ、乙ハ甲ニ返シ、甲ト印元トノ關係トナルコナリ、然レ振出手形
 甲・乙・丙・丁ニ渡リ、丁ヨリ兩替屋ニ取付ケシ時、印元ノ入金ナクシテ不渡トナレバ、乃チ前陳
 ノ如ク、丁丙乙甲ト逆ニ戻ルベシト雖モ、既ニ印元ヨリハ確ニ入金アルニ、兩替ニ於テ之ヲ
 拂ヒ能ハサルトキハ、其手形ノ所有人ノ損失トナルナリ、又印元ヨリ振出タル手形ヲ以テ、日
 限内ニ取付ケタルモ、尙ホ不渡トナルキハ、其責印元ニアリ、若シ日限ヲ過テ、取付不渡トナ
 リシモノハ、其日限ヲ遷延シタルノ怠リアレバ、乃チ其所持人ノ損失トナルモノナリ、

振差紙

第四 振差紙

一 銀 何 貫 目 也
 右 此 何 某 殿 御 渡 可 被 下 候 以 上、
 年 月 日
 何 某 殿

右ハ兩替屋ノミ通用スル手形ニシテ、此何某トアルハ、兩替屋ノ内請取人ヲ記入シ、何某ハ兩
 替屋ノ本名ヲ用ヒズ、同店支配人ノ名ヲ記シ、(何某殿)ト宛ツルモ、振り先キノ支配人ノ名前
 ニ宛ツル法ナリ、又振出人ハ無印ニテ、只御渡ノ處エ、振出シタル兩替屋ノ大印ヲ押ス、但シ、
 判鑑帳ナルモノヲ各自ニ備エ置キ、見合スルモノトス、此手形ハ其日限リ夜九ツ時迄ニ、双方
 差引決算スルモノナリ、假令此手形ヲ以テ、正金ヲ請取ラントスルモノアリトモ、振出シ先キ

親兩替

空手形の振

丁銀發止と
兩替屋の閉

ニテハ正金ニナラズ、必ず印元ニ立戻ラザレハ、正金ヲ得ル能ハザルノ習慣ナリ、
 兩替屋タルモノハ、親兩替ト唱エ、一ノ大兩替屋ヲ機軸トシテ、中兩替小兩替ノ數店之ト連絡
 シ、互ニ取引ヲ爲スモノナリ、小兩替ノ甲ハ己レヨリ少ク大ナル乙兩替ニ依リ、乙ハ又少ク大
 ナル丙兩替ニ依ル、丙ハ又丁ニ依ルガ如ク、最小ナルモノヨリ最大ナルモノニ至ルマテ、各自
 互ニ約定ヲ結ビ、銀何千貫目ノ額マデハ、手形振出ノ過量ヲ負擔スベシト約束セシモノナリ、
 ○明治十六年七月大阪商法會議所が、同府勸業課の諮問に應じ、江越間鐵道敷設の利害に關し、
 而して下りの如き追加あり、而して其約定ヲ爲スニ、
 或ハ地所或ハ他ノ確ナル抵當ヲ入レ、或ハ別ニ確ナル保證人ヲ立テ結約スト雖モ、其實際ニ就
 テ見レハ、只信用上ヨリ成立ツモノニシテ、抵當保證ハ其名アリテ其實ナキヨリ、自然ニ空手
 形ノ振出方過剩ノ弊ヲ醸成セリ、今其所以ヲ尋ルニ、最小ナル甲兩替、壹万兩ノ資本ヲ以テ、
 二万兩ノ手形ヲ振出シ置クニ、其手形流通ノ際、急ニ取付ニ遇ヒ、壹万兩ノ資本ヲ以テ、之
 引替ルヲ能ハサレハ、則チ之ヲ乙兩替ニ振ル、乙ハ常ニ五千貫目迄ハ、手形振出ノ過量ヲ負擔
 スルノ約アルヲ以テ、甲ノ振りタル手形ヲ引受クルモ、乙モ亦甲ノ如ク、其現有ノ資本ニ應セ
 サル手形ヲ振出シ居ルモノナレハ、同シク取付ニ遇ヒ、引替ニ差支ルヲ以テ、丙ニ振ルモアル
 ナリ、丙ハ又丁ニ振り、丁ハ又他ニ之ヲ振ルト云フカ如ク、轉々シテ其源ニ至ル迄ハ、數軒ノ
 兩替屋ニ亘リ、其極ヲ親兩替ニテ總括シテ、日々ノ結算ヲ爲シ、不都合ヲ生セサリシモノナリ、
 兩替屋中ノ運轉ハ、斯ノ如キ融通ニ依テ、空手形ノ通用盛ナリシカ、明治元年五月丁銀廢止之
 時ニ至リテ、其振出シ置タル手形ヲ拂フ能ハスシテ閉店ヲ爲シ、此空手形ヲ所持セシ者ハ、爲

銀手形の信用

メニ損害ヲ被ルニ至レリ、丁銀廢止ノ際、幸ニシテ家名ヲ全フセシモノハ、空手形ノ振出シ額ヲ減シ、手堅ク營業ヲ爲セシモノ、ミ、聞ク、古ヘ銀手形ノ通用盛ナリシ時ニ當リ、其甚シキモノニ至リテハ、壹万兩ノ資本ヲ以テ、六七万兩ノ手形ヲ振出セシト、何故ニ斯クノ如ク空手形ヲ振出シタルト云ニ、府下一般ノ取引ハ、薪炭ヨリ米魚ニ至ル迄、各自節季ノ拂ニ皆銀手形ヲ用ヒ、一般ニ此手形ヲ信用シ、或ハ之ヲ使用セスシテ秘メ置キ、又旅商ノ如キ、安シテ之ヲ古郷ニ持歸リシ程ノモノナリ、

銀手形の引替

正丁銀ナルモノハ、後世ニ至リテ、舊政府壹分銀ニ吹替タルヲ以テ、漸次欠乏ヲ致シ、是ヲ貯ルモノハ十人兩替ノミニシテ、他ノ兩替屋ニ於テハ、之ヲ貯ヘ置クモノ極メテ稀ナリ、故ニ銀手形ヲ以テ正金銀ニ引替ヘント望ムルハ、當日ノ相場ニ依リテ、二分金壹分銀ノ類ヲ拂ヒ渡スナリ、若シ正丁銀ヲ得ント欲セハ、特別ノ打歩ヲ出サ、レハ之ヲ得ル能ハス、一般ノ商民モ亦打歩ヲ出シテ正丁銀ヲ得ルモ、其利益ナキヲ以テ、丁銀ヲ望ムモノナカリシ、抑モ銀手形ヲ空ナリトシテ、其源ニ溯レハ、其丁銀ナルモノモ亦空ナリ、然ラハ即チ空物ニ仍テ手形ヲ振出シ、空ノ手形ヲ流通セシモノナリ、

大手形

第五 大手形

大手形ト唱フルモ、別ニ大手形ナルモノアルニアラズ、節季ニ際シ、甲商人乙商人ヨリ請取ベキ勘定アリト雖モ、未タ其拂金ヲ收付セサルニ、又丙商人ニ拂ハサルヲ得サル勘定アリ、斯カルトキハ、甲商ハ乙商ノ入金ヲ目的トナシ、己ノ取引アル兩換屋宛ノ手形ヲ作り、之ヲ丙商ノ

約束手形

勘定ニ渡ス、丙又之ヲ自身取引アル兩替屋ニ振込メバ、兩替モ異議ナク之ヲ收メテ、丙商ノ入金ト同視ス、此取引ヲ大手形ト云ナリ、而シテ從來慣習トシテ、節季ヨリ一日二日ヲ休業シ、第三日ニ至リテ、甲ノ兩替屋ト乙ノ兩換屋トノ間ニ於テ、手形ノ差引ヲ爲ス、又甲商ハ其一日二日休業ノ間ニ、乙商ヨリ現金ヲ請取、之ヲ自己ノ振先ナル兩換屋ニ振込ム故ニ、第三日兩換屋同士ノ差引勘定ニ至リテ、毫モ不都合アルナシ、必竟大手形ト唱フルモノハ、節季勘定ノ取引ヲ翌月三日ニ廻スモノヲ云ナリ、聞ク、此法ノ行レシキハ、府下一般節季ノ融通ヲ便利ニセリト、又大手形ノ勘定ニ於テ、若シ甲商ノ振出シタル手形不渡トナルトキハ、妻書ノ順ヲ追ヒ、甲兩替屋ハ乙兩替屋ニ返ヘシ、乙兩換屋ハ丙商ニ返ス、然ルトキハ丙商ト甲商ト直接ノ關係トナリ、兩換仲間ニ於テハ、毫モ其損失ヲ負フコナカリシナリ、

第六 約束手形

此手形ノ性質ヲ二種ニ分ツ、其一ハ貨物ヲ買ヒ、其代銀ヲ此月三十日限ニ拂フベキ約定ヲ爲セシトキ、其當日ニ拂ヒ渡ス可キ手形ヲ兩換屋宛ニ認メ、之ヲ貨物主ニ渡スモノナリ、又其一ハ貨物ヲ買ヒ、其代金ヲ來ル何月何日ニ此手形ヲ引替可相渡云々ノ手形ヲ認メ、貨物主ニ與フルモノナリ、而シテ此兩種ノ手形、甲ヨリ乙ニ渡リシキ、乙ハ振先又ハ印元ニ到リ、其期日ニ拂フヤ否ヲ照會スルヲ習慣トス、

第七 藏預り切手

右切手ハ各種ノ貨物ニ就キ振出セシモノナレバ、其最モ多ク最能ク流通セシハ、砂糖米ノ二品

藏預り切手

ナリ、今其雛形ヲ左ニ掲ク、

何日札 覺
何千何百何十株
一大島
何組
十挺
右代銀請取相濟、定日限過キ候ハ、反古可爲、水火之
難ハ不存候也、
年月日
薩摩藏元所印

覺
高何千何俵之内
一何年米何十俵
右可相渡候、尤水火難ハ不存候也、
番號
年月日
何州 藏印

砂糖預リ切手ノ定日限トハ三年三ヶ月ヲ云ヒ、何組トアルハ、砂糖仲買七組ニ分レ、其組合ニ

米預リ切手

手形流通に對する保護

テ入札セシガ故ナリ、若シ代金不納(代金ハ落札ノ日ヨリ三十日限リ皆納スル定規ナリ)其他ノ故障アリトモ、組合連名ノ者一同ニ其責ヲ負フトス、又切手ノ裏面ニハ、藩邸ノ見分役藏方ノ吏員二人記名調印ス、而カシテ水火難ノ受合ハナキモ、此難事ハ實際ニ有ル事ナキモノナレバ、切手ノ流通ハ頗ル宜シクシテ、殊ニ藏敷料等ヲ要セザルヲ以テ、長キハ定日限迄藏出セザルモノアリ、土州黒砂糖ハ仲買人銘々ノ入札ナレバ、其落札ノ本人ヲ裏書ニ記ス、其文体ニ至テハ、薩州ニ變リシヲナシ、

米預リ切手モ、同ジク諸侯ノ藏所ヨリ出スモノニテ、入札賣ニ掛ケ、落札トナリタル上ハ、即日ニ手付金ヲ入レ、十日目ニ皆金シ、其預リ期限ハ一ケ年ナリ、而カシテ是亦水火難ノ受合ハナキモ、實際其事アラズシテ、又普通定量外ノ減耗ハ、藏所ニテ之ヲ辨スルガ如キアリテ、信用厚ク流通宜シカリシモノナリ、

又タ當時舊政府ガ此ノ手形通用ニ就テハ、其權利者ニ特別ノ保護ヲ與ヘ、就中兩替屋ニシテ不渡ヲ爲ス等ノコアルハ、忽チ吟味中手錠ヲ掛クルカ如キ、嚴重ノ取扱ヒヲナシタルヲ以テ、自ラ其濟方モ遲滯スルコトナク、手形流通上ニ大ニ信用ヲ及ボシタリ、

ノ如キ慣習ニ依リテ、手形ノ流通ヲ能クセシハ、全ク商民互ニ其手形ヲ信用スルヨリ成立チ、又其信用ヲ置ク所以ハ、漸次實驗ノ効ヲ積ミ、自ラ安スル所アツテ、一般ノ流通ヲ爲セシ者ニテ、決シテ一朝ノ能ク得ル處ニアラスト雖モ、要スルニ不渡リ手形ノ訴訟ニ於テ、舊政府カ特別ノ保護ヲ與ヘ、町奉行ノ裁判日ニ拘ハラス、不渡手形ノ件ニ付キ、若シ訴ヘ出ルモノアルハ

ハ速ニ吟味ヲ遂ケ、嚴ニ返濟方ヲ申付タリ、就中兩替屋ニシテ不渡ヲ爲シ、又ハ不檢束ナルコ
アルルハ、忽チ手錠入牢等ノ嚴科ニ處シタルヲ以テ、自ラ其濟方モ遲滯スルコトナシ、是則チ手
形ノ訴ニ於テハ、特別ノ權利ヲ其所持人ニ與ヘタルヨリ、手形流通上ニモ大ニ信用ヲ及ホシ、
手形ノ流通滯ルコトナク、商民大ニ其利便ヲ被リタルモノナリ、蓋シ中拔裁判ヲ今日ノ法律ニ較
スレハ、先取特權ヲ債主ニ與ヘ、手形ニ信用ヲ置カシメタルモノ、如シ、

延賣買ノ事

凡ソ我ガ大坂ニ於テハ、商業ノ種類取引ノ大小ニ拘ラス、延賣買ヲ爲サ、ルモノナシ、否爲サ
サレハ能ハザルナリ、獨リ代金ノ期日ヲ定メ、物品代金共ニ、期限ヲ約シテ延賣買ナスノミナ
ラス、價格昇降ノ劇シキ商業ニ於テハ、將來ノ機ヲ量リ、未タ物品吾カ手ニ在ラサルモ、豫シ
メ期ヲ定メテ之ヲ延賣シ、未タ代金吾ガ手ニ在ラザルモ、之ヲ延買スル如キハ、活潑ナル商業
者ニシテハ之ガ常タル所ニシテ、唯米相場油相場ノミナラズ、綿砂糖・肥料・鐵・木綿・雜穀・紙・蠟
塩等著名ナル商業仲間ハ、或ハ數人集リテ之ヲナシ、又ハ彼我之ヲナシ、甲乙丙丁輾轉賣買
シテ、而カシテ其限日ニ至リ、最初ノ賣主ト最後ノ買主ト、物品代金ヲ受授シ、此取引ヲ結了
スルハ比々皆然リ、而シテ此延賣買ノ爲メ、紛議ヲ生スルハ甚タ稀ナリ、其所以ハ、各商業仲間
ハ自ラ其仲間ニ信義ノ存スルモノアツテ、若シ延賣買ヲ違約スルガ如キアラバ、其仲間ニ於テ
信用ヲ失シ、已后其活潑便利ナル延賣買ヲナサントスルモ、敢テ應スルモノナキニ到レハナリ、

難破船處置ノ事

江戸積

大阪ノ商業上ニ於テハ、輸入ノ物貨ハ皆其荷主ノ積來ル所ナレハ、此難破船ニ關スル事項ハ、
大坂ヨリ各地ニ供給スル物貨、即チ輸送品ニ於テ之レアルモノニテ、又其物貨ヲ各地ニ輸送ス
ルハ、古來九州ニ中國ニ北陸ニ東海ニ、凡ソ全國航路ノ通ゼサル所ナシト雖モ、就中東京(當
時江戸)ハ嘗ツテ大坂ヨリ物貨輸送スル大需用ノ地ニシテ、最運搬ノ重要ナルモノナレハ、今
此ニハ江戸積運搬ノ上ニ就テ、其節要ナル所ヲ擧ク、而カシテ他ノ各地運搬ノ事ニ至リテハ、
定マレル慣例ト稱スヘキモノナシト雖モ、亦略ボ江戸積ノ状態ニ類シ、大ヒナル徑庭ハ之レナ
キナリ、

菱垣廻船問屋 二十四組

九店

一 大阪商人ノ物貨ヲ江戸ニ輸送スルニ就テハ、昔時菱垣廻船問屋ナルモノアリテ、専ラ其運送ヲ
司リ、又之ガ定レル荷主ハ、二十四組ト稱セルモノニシテ、此二十四組ハ各種商業者ノ中、常
ニ江戸ニ需用スル物貨ノ積送リヲ爲スガ爲ニ、漸次組合ヲ立テ、終ニ此ノ稱アルニ至リシナリ、
然ルニ天保度ニ及ビ、其商品中最モ重要ナル物貨、即チ綿・油・紙・木綿・藥種・砂糖・鐵・蠟・鯨節(但、
今日ハ荒物ヲ加ヘテ十種トセリ)ノ九種商業者組合ヒヲナシ、之ヲ九店ト稱シ、航海上ノ事ハ
廻船問屋ニ委託シ、江戸積航運ノ利便ヲ擴張シ、此ニ於テ所謂二十四組ヲ併セテ之ヲ引
受ケ、専ラ大阪ヨリ江戸ヘ物貨ヲ輸送スル事ヲ營メリ、故ニ今此ノ九店ニ於ケル難破船處置ノ
習慣ヲ左ニ掲ク、

浦仕舞

一 航海中難破ノ變アレハ、遠州今切ヲ以テ境界トシ、其以東ナルルルハ、東京九店ヨリ、以西ナル
ルルハ、大阪同店ヨリ出張シテ、浦仕舞ヲナスノ習慣ナリ、

一難破ノ報、其沿海地方ヨリ達スレバ、九店ハ先ツ此事ヲ荷主ニ報スルト同時ニ、其物貨ノ元價ヲ書出サシメ、尙ホ浦仕舞ヲ委任スル旨ノ證印ヲ取りテ、九店中當番ノ仲間ヨリ、難破ノ地方ニ出張ス、

精荷

荷打

一難破ノ地方ニ出張スレハ、實際精荷(損傷ナキ物貨)ト濡レ荷トヲ分別シ、然ル上流失荷及ヒ船ノ損傷修(復)金、及ヒ浦仕舞入費船頭ノ合力等、一切難破ノタメニ生セル費用ヲ計算シ、之レヲ積荷及ヒ船ノ價值トニ割當テ、分擔支辨スルナリ、又荷打ヲ爲シタル時ニ於テモ、其打捨テタル物貨ノ損失ハ、全船ニ搭載セル物價ノ元價ニ應シ、其各荷主ニ分担スルナリ、

一右精荷ハ時ノ便宜ニ因リ、之ヲ東京ニ積送リ、或ハ大阪ニ積返シ、濡荷ハ大阪部内ノ難破ナレハ大阪ニ、江戸部内ナレハ江戸ニ引取り、入札拂トナシ、之ヲ積荷ノ元價ニ應シ分配ス、若シ

浦證文

一又濡荷ノ形狀ニ因リ、大阪江戸何レカ運搬スルニ堪ヘサルモノハ、難破ノ地方ニテ入札拂トス、一大難破ニシテ船体物貨共ニ失亡シ、纔カニ其水夫ノ命ヲ免カレタル如キハ、其沿海地方浦證文ニ據リ、敢テ出張スルコトヲセスト雖モ、若シ船体ノ幾分ヲ存スルコトアレハ、出張セザルヲ得ズ、一難風ニ遭ヒ荷打ヲナセバ、其沿海地方ノ浦證文ヲ要スルハ勿論、嚴密ニ之レカ監査ヲ遂クルナリ、

難破船損害の負擔

一難破船ヨリ生スル物價損失ノ負擔ハ左ノ如シ、

木綿商 油商 綿商

此三商業ハ、東京問屋ノ注文ニ因リテ輸送シタルモノハ、東京問屋之レヲ負擔シ、自己ノ見込

ヲ以テセシモノハ、勿論自己之ヲ負擔ス、

蠟商

此商業ハ一定セサレテ、多ク前項ニ全シ、

砂糖商 紙商 藥種商

此三商業ハ、往昔ニ在リテハ注文ト見込積トニ拘ハラズ、東京問屋ノ負擔スル所ナリシカ、二十四五年前ヨリ、彼我折半シテ之ヲ負擔スルコトナレリ、

鯨節商

此ノ商業ハ嘗ツテ見込輸送ノミナレテ、他商ニ異ナリ、東京ノ問屋ニ於テ、荷主ノ受取ルベキ代價中ヨリ、五分ノ口錢ヲ收ムルガ故ニ、若シ難破ニ遭ヘバ、彼レニテ其半ヲ負擔シ、即チ折半分擔ナリ、

鐵商

此ノ商業ハ、注文ニ因リテ輸送セルモノハ、東京問屋ト荷主ト分担シ、見込積ハ荷主之ヲ負擔ス、

雇人ノ事

一抑モ雇人ハ、其商業ト自家ノ風義ニヨリ、各々異ナルト雖モ、其ノ年期雇ト否ラサルトヲ問ズ、商家ノ雇人ヲ分テ三等トス、曰ク丁稚、曰ク手代、曰ク番頭是レナリ、
丁稚ハ年齢十歳以上ニシテ、十七歳或ハ十九歳マデ前髪ナルモノヲ云ヒ、手代ハ元服ナシテ商

丁稚手代

商事慣習問目並報答書案

番頭

子畜ひ

暖簾を分つ

別家

宿這入

中年者

業ニ従事ナスヲ云ヒ、番頭ハ即チ一家ノ支配人ヲ云フ、抑モ商家雇人ノ義ハ、十歳前後ヨリシテ、衣食ハ素ヨリ算筆等ノ教育ニ至ルマテ、皆雇主ノ手ニ成リ、漸次商業ヲ練習セシメ(之ヲ子畜ヒト云フ)、壯年ニ至リテ家屋諸什器及ヒ資本金迄、都テ雇主之ヲ分與シ、妻女ヲ迎ヘシメ、又其家號ヲ稱スルヲ許ス(之ヲ暖簾ヲ分クルト云フ)等、殆ント君臣ノ分アルモノナリ、故ニ雇人ハ幼少ヨリ教育ノ恩アルノミナラス、后来資本ヲ受ケ、獨立ノ一家ヲナサントノ望アルカ故ニ、平常勤務ヲ勉勵シ、又雇主ニ在リテハ、平常ノ勤務ニヨリ、別家ナサシムルハ、自家一臂ノ力ヲ得ルモノニシテ、又別家ノ數ニヨリ、商業上ノ信用ニ關スルコト少ナラス、

雇人ヲ別家ナサシムルハ、商業ニヨリ、或ハ各自ノ家風ニヨリ、其年限ニ遲速アリト雖モ、概テ十ヶ年以上二十ヶ年内外勤務セシモノニ限り、宿這入ト唱エ、先ツ一家ヲ與ヘ、妻女ヲ迎ヘシメ、尙ホ三ヶ年或ハ五ヶ年間通勤セシメ、然ル后資本ヲ與エ、株仲間加入ノ紹介ヲナシ、得意先ヲ分チ、以テ獨立ノ商業ヲ營マシム、故ニ嚴格ナル家風或ハ仲間ニテハ、中年ト唱エ、二十歳前後ニ雇入レタルモノハ、別家ヲ許サス、或ハ仲間加入ヲ許サルモノアリ、間々其精勤ニ因リテハ、幼少ヨリ雇入タル如ク、別家ヲ許スモノアリト雖モ、多クハ他家或ハ別家中ニ、婿或ハ養子トナサシムルモノナリ、又始メ丁稚ニ雇入ル、際、一家ノ長男及ヒ相續人ハ雇入レヲナス、何トナレハ幼少ヨリ之ヲ教育シテ、商業ヲ練習セシメ、后年ニ至リ別家トナシ、我カ柱石ト頼ムベキモノ、漸ヤク商業ニ練習シ、我カ便益トナラントスルニ當リ、其家名相續等

不正雇人に對する制裁

ノ故ヲ以テ、解雇ヲ乞フニ至リテハ、其年期雇ニ非ザルヨリハ、雇主ニ於テ之ヲ拒ムヲ得ス、終ニ數年ノ教育モ徒勞ニ屬スレハナリ、

雇主雇人間ノ情義ハ、主人奉公人ト稱シ、世々君臣ノ分ヲ守ルモノニテ、若シ雇人不正ノ處行アルモ、或ハ之レニ謹慎ヲ命シ、或ハ等級ヲ降シ、又ハ別家ノ期ヲ延シ、最モ重キハ所有品ヲ雇主ニ沒收シ、放逐ナスノ慣習ナリ、故ニ雇人ニ放逐セラル、カ、或ハ主家ノ許諾ヲ得ス、擅ニ去ルモノハ、雇主ハ其取引先ニ其旨ヲ通ズルカ故ニ、獨立シテ商業ヲ營ントスルモ得ス、况ヤ株仲間ニ於テハ、之カ加入ヲ許サルナリ、凡ソ商家ニ於テハ、資本ノ厚薄及ヒ其運轉、得意先買先キノ駆引、地方需用ノ嗜好等、自ラ秘スル處ノ方術アルモノナレバ、之レニ通曉シタル雇人ニシテ、雇主ニ不滿アルカ、或ハ眼前ノ少利ニ眩惑シ、若クハ他人ノ誘導ニヨリ、甲雇主ヲ去リ、乙雇主ニ就キ、甲家ノ秘ヲ洩シ、或ハ甲家ノ得意先ヲ競取スルカ如キハ、幼少ヨリ受ケタル教育ノ恩惠情義ニ悖ルノミナラス、甲雇主ノ損害ヲ蒙ルヤ少ナラス、而シテ又乙家ヲ去リ、丙家ニ涉リ、各々其雇主ニ害ヲ與フルニ至リテハ、終ニ自己ノ信用ヲ失シ、倒レテ止ムノ外ナキモノナレハ、若シ雇人ニシテ雇主ヨリ放逐セラル、カ、若クハ不得止ノ事故ナク、雇主ノ承諾ヲ得スシテ、擅ニ主家ヲ去ルモノハ、之ガ同業者ニ於テ、此者ヲ雇入ル事ヲ禁スルハ、概テ商業仲間一般ノ慣習ナリ、

以上今日ヨリ顧レバ、或ハ束縛ニ涉ルカ如シト雖、近時漸ク人心ノ澆漓ニ流レ、輕躁浮薄、彼我共ニ害ヲ蒙ルカ如キニ比スレハ、又觀ルベキモノナシトセザルナリ、

商事慣習問目
商事慣習諮問報告書

右自大阪市北區堂嶋濱通三丁目大阪商業會議所藏本第一號諮問錄(自明治十一年至明治十九年)及第一號報告綴(自明治十二年至明治十九年)抄出

以上、商事慣習問目、商事慣習諮問報告書、右自大阪市北區堂嶋濱通三丁目大阪商業會議所藏本第一號諮問錄(自明治十一年至明治十九年)及第一號報告綴(自明治十二年至明治十九年)抄出、此等資料は、本誌の編輯に當り、其の要領を本誌に掲載すべし、故に其掲ぐる所を或は前後し、或は反覆あるを免かれずと雖も、他日講話會終るの日に至り、其煩を省き要を提けて改纂し、以て讀者の便に供すと云ふ、我大阪にては、昔時より既に金融機關の具備せるありて、殊に信用制度の發達は、反て今日に比較して優るものあり、蓋し通貨の不便は自然に手形流通の發達を來し、法律の不備は德義上の制裁に置きを置かしめ、完備ある信用制度は永く維持して亂れざりき、今當時に於ける金融機關、即ち兩替店の事情並に信用發達の情況を左に列擧すべし、但し、維新前に於ける大阪の金融機關は、現に歐米に行はるゝものと、往々にして符合する所あり、或は遠く模範を歐州に取りしものにして、之に關しては大阪町奉行某の力多きに居ると云ふ、此講話會は更らに之れが討究を怠ら

大阪昔時の信用制度

第一回

大阪銀行通信録編輯委員は、大阪舊時の兩替店に従事し、若しく關係せし積善銀行の渡邊庄助、大阪貯蓄銀行の西村勘兵衛、鴻池銀行の蘆田安三郎、山口銀行の越野嘉助の四氏を、去三月五日大阪銀行集會所に招請し、大阪昔時の信用制度に就き種々質問せしが、四氏各々其嘗て従事せる所に依りて、懇切ある答辨ありたり、今其答辨に基づき、其要領を左に掲ぐ、但し、此講話會は今後數回之を繼續し、右四氏の外、當時の經歷ある諸氏を招請して討究を累ね、開會の都度其要領を本誌に掲載すべし、故に其掲ぐる所を或は前後し、或は反覆あるを免かれずと雖も、他日講話會終るの日に至り、其煩を省き要を提けて改纂し、以て讀者の便に供すと云ふ、我大阪にては、昔時より既に金融機關の具備せるありて、殊に信用制度の發達は、反て今日に比較して優るものあり、蓋し通貨の不便は自然に手形流通の發達を來し、法律の不備は德義上の制裁に置きを置かしめ、完備ある信用制度は永く維持して亂れざりき、今當時に於ける金融機關、即ち兩替店の事情並に信用發達の情況を左に列擧すべし、但し、維新前に於ける大阪の金融機關は、現に歐米に行はるゝものと、往々にして符合する所あり、或は遠く模範を歐州に取りしものにして、之に關しては大阪町奉行某の力多きに居ると云ふ、此講話會は更らに之れが討究を怠ら

大兩替
中兩替
小兩替

十人兩替

兩替店の種類及概數

兩替店に三種あり、十人兩替・本兩替・錢兩替とす、此内十人兩替本兩替は今日の銀行に相當し、之を大中小に區別し、大兩替・中兩替・小兩替と名けたるは、其取引の大小に由り、他より稱呼するものにして、猶今日大銀行小銀行と云ふが如し、

十人兩替は御用兩替にして、總て兩替店の取締を爲し、今日の委員銀行の如き地位を有し、總數十家ありしが故に此稱あり、此等是一種の門閥にして、其内にも格の上下あり、之に由て組成せるものを十人組と稱し、兩替店の新設に對し、許否の權を有す、故に兩替店間に最も勢力ありしも、中には實際兩替の事を取扱はずして、唯看板のみ掲げ置くもあり、去れば十人兩替必ずしも大兩替ならず、今日記憶に存するは十人兩替は天王寺屋・平野屋・鴻池善・鴻池正・炭安炭彦・近江屋・加島屋・米平・米長にして、右の内天王寺屋平野屋は家格最も高く、組長とも云へき資格あり、十人兩替の特典は役を免せらるゝにあり、役とは町入費に充つる租税にして、戸毎に一役若くは二役と割付くる者あり、十人兩替の役を免せられしは、御用兩替として、時々公金の出納を取扱ひ、或は貸付金を爲せし報酬あるへし、公金は之を御國役と稱し、恰も現時の國庫金取扱の如し、但し、御用爲替は三井組に限れり、

本兩替は一般兩替店にして、其本務は専ら今日の銀行の如く、貸付手形の振出及び爲替取組等を爲し、其數百二十程ありき、本兩替を開店せんとする者は、先づ届書を十人組の役所に差出し、

其特典

御用兩替

國役

御用爲替

本兩替

開業の手續

十人兩替及
本兩替の資
本金

錢兩替

南兩替

親兩替

子兩替

株金(銀にて一貫目程)を納め、十人組に許否の協議を爲し、許可の上は之を一定の組内(高麗橋組久太郎町組等あり)に編入す、十人兩替及本兩替の資本金に至りては、親子の間と雖も秘密にする事ありて、他より探知する事困難ありき、但し、西村元大阪府知事が嘗て取調べたる所に依れば、天保頃には二十萬兩以上の兩替店五十餘にして、其金額現今の一億圓を下らざりしと云ふ、此資本額の事も更に調査する所あるべし、

錢兩替は今日の所謂兩替屋にして、傍ら米若くは他の商品を販賣し、集まりたる錢を以て、鈔の交換を營み、店頭に錢形の看板を掲げたり、然れども中には私に本兩替の業を營みたるも有り、錢兩替の總數は千程も有りて、是等は十人兩替の管轄外にして、別に取締ありて三郷に區分せられたり、三郷とは今の區の如く、大阪市が三部に區分せられしを以て云ふ、此外南兩替と稱して、南部の錢兩替は別に團結を爲せり、其數は詳ならず、

大小兩替店間の關係

兩替店が自店より大にして、常に就きて融通を請ふ者を親兩替と云ふ、兩替店を新設する時は、必ず他の大ある兩替店に行きて、親兩替たらん事を求む、二家以上の親兩替を有する事あり、親兩替の如何は其店の信用に關係する者にして、商人は必ず其店の親兩替を質し、兩替の方に在りても、親兩替の面目の爲め、他に對し信用を破らす、此等子兩替は自店に入りたる預金を親兩替に持行き、又資金の取付けられたる場合には、親兩替に宛て、手形を振出す、其間の關係は全く徳義上の制裁に由るものにして、手形を過振して貸越餘り嵩む場合には、親兩替より譴責して、

差引
取引

之を改めしむるに過ぎざりき、兩替店間には差引と取引との區別あり、親兩替は子兩替に充て、手形を振出す事無きも、親兩替同士若くは同格の兩替店は、相互間に手形を振出し、半月若くは一ヶ月毎に之を決算して、其借越と爲れる殘額を辨濟す、故に此種の取引を差引と稱す、而して取引とは子兩替が親兩替に宛て、手形を振出すを云ふ、又手形を持來る場合には、唯一言の應答に由りて受取濟と爲り、其手形の金高を引合はせ、翌日の立合に於て、押印するを以て證據と爲し、別に受取證を徴する事無かりき、但し、維新前後信用稍壞亂せし頃には、受取證を徴せし者三四家ありき、而して一ヶ月若くは六十日毎に、双方の帳簿を引合はす、是は小供の職務にして往々一夜を徹し、帳簿全く適合するに至りて始めて止む、此間最も信用の必要を認む、

兩替店相互間の取引は利子を附せず、又抵當を徴せず、利子を附し、抵當を徴するに至りしは、信用稍壞亂せし頃にして、唯五六の兩替店之を實行せしに過ぎざりき、

貸出の種類

貸出は兩替等の種類に由り兩種に分つを得、大兩替の多くは専ら諸藩への貸出を爲す、其利子は、大抵年三四朱最高五朱にして、皆信用貸あれど、秋季に於ける諸藩の廻米を目的とせり、蓋し各藩の米は大阪に出て、堂嶋にて賣買に掛けられざるべからず、市場以外にて私に賣るを納屋米と稱す、各藩共に其取引する兩替店は一定しありて、之を掛屋と稱す、兩替店の中には帶刀を許され、扶持を受くるの榮譽を得んが爲め、藩に依頼して其掛屋たらん事を運動する者あり、維新後兩替店の一時閉店せし者多かりしは、諸藩に貸付けし資金の返へらざりしに由るものにして、讀

諸藩への貸出

藏米
納屋米

掛屋

留守居

相場帳

入換屋

米切手

當座預

預金の趣旨

者の熟知する所あり、諸藩にても弁濟し難き場合には、他に掛屋を作り、密に納屋米を賣出す事あり、諸藩の借入は留守居奉行に於て取扱ひ、兩替店は常に之を厚遇し、歩合を納付し、之に由て自己の扶持を増加せしめ、更に歩合を取り、以て利益を占めたり、

十人兩替の外は、商人への貸出を専門とせしものにして、信用を基礎とし、平常當座取引ある者に限り、其利子は慶應の頃は月一分程かりしと云ふ、兩替店は右の商家に相場帳を置き、日々金相場記入の爲め、手代を廻らしめ、實は商店の模様を觀察せしめしものにして、今の所謂信用調査あり、又兩替店の中にて、商品を擔保として貸付を爲すを入換屋と云ふ、米と砂糖とは、倉庫よりの預り證書に對し貸付を爲し、其他は現物を見たる後貸付を爲し、倉庫の鍵を保管す、但し、干鯛のみは鍵を保管せざりしは、仲仕に信用を置しに由れり、米は十石に對し、切手一枚を出たすを普通とせり、

預金の種類

預金は當座勘定の一ありしのみにして、預金者に對して振出手形を交付す、此振出手形は預主の望に従ひ、大小何枚にも分ちて振出せしものにして、預主は之を今の兌換券同様に流通せしめたり、商人が預金を爲すの趣意は、金の保管を依頼するよりは、寧ろ成るべく多くの預金を託し、平常其信用の度合を示し、以て他日借入を爲す時の便宜と爲すに在り、去れば現金の手に入る時は、直に之を兩替店に持行かしめ、仕拂には現金を用ひずして手形を振出せり、故に確實を專とせる兩替店は、随分見識を張り、容易に商人の取引開始を許諾せず、預金には勿論利子を附せず、

其代りに預金は成るべく多く手元に置き、少くとも四分の一を下らず、他に貸出す資金の大部は自己の所有金あり、兩替店が華主に贈物を爲すが如きは、商人及び同業者をして疑惑を起さしむるが故に、絶へて之を爲さざりき、斯る習慣ありしが故に、明治に至り銀行勃興の時、第一銀行が始めて贈物を華主に爲せし時、同業者は皆非常に怪異の感を生じ、同行は内情危険なるものにあらずやとの疑を生じたりと云ふ、

送金の仕組

送金は爲替と現送とにして、江戸爲替は大抵江戸に於ける商店と契約を爲し置き、今の所謂コレスボンデンスを開き居れり、此等商店は大阪に本店若くは支店ありて、兩替店と取引あり、兩替店が江戸に爲替を組む時には、其當座に記入し、江戸より送金するには、小切手を振出すを常とせり、鴻池正の如きは、小西酒店の出店を代理店とし、反て同業者とコレスを開かざりき、又江戸に三谷善九郎ある者ありて、諸藩の代理店を爲し居りしを以て、之に振宛つる者多かりき、爲替の振向に對しては、常に案内を差出せり、兩替店は常に爲替の出合に注意し、市場に行きて爲替を買ふ事あり、爲替を賣買する市場と二番と云ひ(本場は金に限り取引せられ、爲替は午後に賣買せられし故に云ふ)、毎月二五八の日に市を立てしが、當時の爲換は多く逆打ありき、爲替の出合全く無き時は、通運會社に托して現送を爲す、藩邸等よりは特に一分金二分金の現送を求め來る時あり、此場合には三度飛脚を以て正金を送る、其日數大抵七日半を費やせしも、手紙にて手形を送りし者は、早きは三日半にて着せりと云ふ以上大阪銀行通信錄第廿九號所載

江戸爲替

三谷善九郎

二番

逆打

現金送

手形及其流通の狀況

手形は總て振出手形と稱すれど、之を區別すれば、今の預證書に相當する者、小切手に相當する者、及び差引相互間の振出手形あり、預證書に相當する振出手形の雛形左の如し、

一銀〇 也 覺
右之銀子正に預り申候、此手形を以て相渡可申候、以上、
年月日 何 某 殿 姓 名

當時は銀本位にして、金相場變動毎に銀價昂低するが故に、銀を貯蓄する者は、手形と爲して之を所持し、銀價騰貴の時、之を金に交換して利益を博せし者尠からず、又素人より兩替宛の振出手形、即ち小切手の雛形左の如し、

一金 也 覺
右之金子儘に請取候、此手形を以て御渡可被下候、以上、
(又)單に右誰殿に御渡可被下候、以上、
年月日 姓 名
本兩替 何 某 殿

振出手形第一種

振出手形第二種

引拔裁判

此小切手は素人自身に於て之を作り、其流通を容易からしめんが爲に、本兩店の證印を要す、偽印を爲す者は斬罪ニ處し、千日前に^(梟)覺首する等、法律上の制裁に由りて手形を保護し、殊に手形より生ずる争訟は、今日と同じく引拔裁判に由るの特典あり、小切手を受取りたる人ガ、正金を得んと欲すれば、之を兩替店に持行く、不渡の場合と雖も、十二時迄は猶豫を許せり、猶手形として所持せんと欲するも、振宛られたる兩替店を不安心ありと思惟する時は、右の兩替店に持行き、他の兩替店宛の振出手形に書換へしむるを得、次に兩替同士即ち差引に用ふる振出手形の雛形左の如し、

一銀

也

此誰殿に御渡可被下候、以上、

年月日

鴻 宗七

米與兵衛様

右の如く、兩替店の手代同士の名を署し、主人の印を名の頭上に押す、兩替店相互間の振出手形は皆銀手形にして、銀手形は唯輾轉流通するのみにして、直接に取付くる事無し、素人ガ振出したる手形は、裏面に文字無き故に、之に對し正金を拂渡す事あるも、兩替店の振出したる手形は、裏面に店名を記載しある故、之を道路に遺失するも、拾主は之を取付くるを得ず、何となれば其經由し來りし兩替店明記しあるが故に、若し疑ある時は、直ちに之を記名せる兩替店に突戻して

手形の流通
其一

書換しめ、其誰に渡せしかを知り得るを以てあり、商人を對手とせずして、各藩との取引を主とせる大兩替の振出手形の大部は、米の代金として振出す者にして、其流通の模様を記せんに、先づ屋敷にて米を賣りたりと假定せんう、之を買ひたる商人は、屋敷ガ取引する甲兩替宛の手形を振出し、甲は其連絡ある乙に振宛て、乙は丙に振宛て、丙は此商店ガ取引する丁兩替店に振宛て、茲に始めて代金の支拂を了す、若し甲ガ直接に丁に取引する時は甚だ簡便あれど、時として五六店を経由する事あり、此の如く兩替店の間を廻りて、振宛請求の任を爲すものを長六と云ふ、經驗ある長六は手形を一見して、直に此手形は幾所を廻るの必要ある事を知りしと云ふ、蓋し當時の大兩替店は各家格ありて、格の懸隔甚しき兩替店とは、直接に取引せざるを以て、右の如き煩勞ある手續を経たるあるべし、

長六

手形の流通
其二

之に反して、商人への貸出を専門とせる兩替店の手形は能く流通せり、例證を設けて其流通の模様を示さんに、茲に岩井文多田等合計百人より、一貫目つゝ、鴻正炭彦等三十店の手形を布吉へ預るとせんに、布吉は右合計百貫目の手形を一括して、之を親兩替ある炭安に預け入る、是に於て炭安は鴻正炭彦等三十店へ取付に行く時は、是等三十店は各兄兩替宛の手形を炭安に渡す、炭安は其兄兩替ある鴻善へ預け入れ、先づ百口の手形茲に一口とある姿なり、然る後炭安より百貫目手形一枚を鴻善宛にて振出し、之を取付くる時は、鴻善は炭彦殿村等弟兩替宛卅枚の手形を渡す、是に由て炭安は炭彦殿村等三十店に對し、直接に貸勘定を有する理と爲る、是と同時に岩井文多田等百人ガ、一貫目宛布吉宛手形を振出す時は、布吉は一貫目宛百枚炭安宛の手形を百人に交付

す、是に於て岩井文多田等百人は、布吉炭安を中間に置き、炭彦殿村等三十店に對し、間接に貸勘定と爲れる者にして、先に布吉に預入れたる手形は、始めて自己の勘定に歸したり、此の如き事は毎日双方より盛に行ふ所にして、相互に貸勘定と爲り、借勘定と爲り、其貸借殘餘り嵩む時は、之を金相場に引換へて正物を渡す(右一項山口猶三郎氏の談)○以上大阪銀行通

第二回

信録第三十號所載

講話會第二回は、本月十一日大阪銀行集會所に於て開かれしが、當日招請せる來賓は、横濱正金銀行神戸支店の清水良介氏及堂島米穀取引所進藤仲買商店の金場佐助氏にして、其談話の要領を左に掲載すべし、

江戸爲替及諸藩へ貸付の事

江戸爲替の事を説くに當り、先づ注意し置へきは、昔時大阪は江戸に對し、常に貸勘定と爲りし事にして、其理由を尋ぬるに、當時江戸下しと云ひて、大阪より江戸に向け輸送せらるゝ貨物は、一年中絶ゆる事なく、殊に毎年四月と十月とは、實に無數の船舶江戸に向つて出帆するを例とせり、蓋し四月は新酒を送り、十月には綿を送るものなるが、其序てに之れに附屬して送り出さるゝ品物亦非常に多く、鯉節・油・砂糖等其主たる者にして、此等を番船と云ひ、酒ならば西宮、綿ならば天保山沖を、舳艫相啣みて出發する船舶が、品川沖に入る事の早き程、其貨物は高價に販賣せられ、の巨利多益を博するより、何れも一番二番と先後を争ふを以て、斯く番船と稱するに至れるあり(番船は時として海上沈没の恐れあるが故に、各商店は其貨物の全部を一船に托せず

江戸下し

番船

江戸下し

番船

領を左に掲載すべし、
江戸為替及諸藩へ貸付の事
事にして、其理由を尋ぬるに、當時江戸下しと
一年中絶ゆる事なく、殊に毎年四月と十月とは
り、蓋し四月は新酒を送り、十月には綿を送る
品物亦非常に多く、鯉節・油・砂糖等其主たる
ならば天保山沖を、舳艫相啣みて出發する船舶
賣せられ、の巨利多益を博するより、何れも一
至れるあり(番船は時として海上沈没の恐れあり)

振手形(其一)

東京田成幸友氏藏

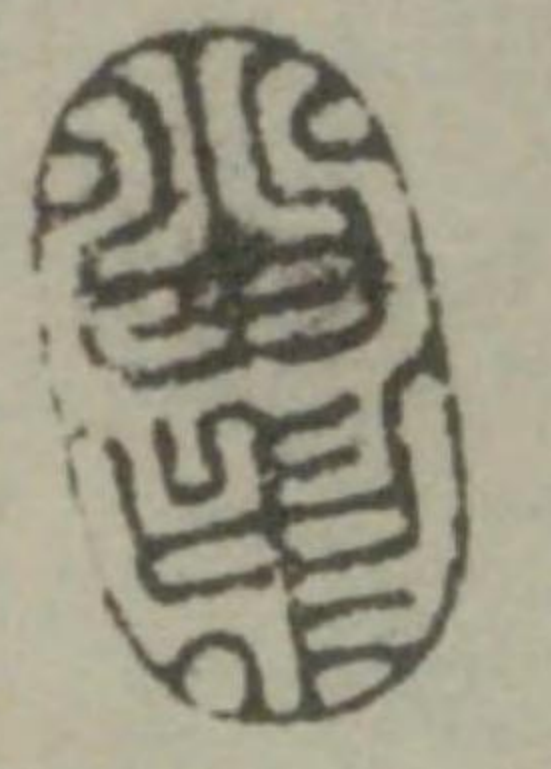
本両替



右一清七喜(ある九あり) 弟人 道長
又よま主成子親
月海々 官
席心之在志あり

振手形(其二)

東京幸田成友氏藏



一 張石控目
人 道長
子正(あり)

領を左に掲載すべし、
領正

江戸下し

番船

江戸爲替及諸藩へ貸付の事
江戸爲替の事を説くに當り、先づ注意し置へきは、昔時大阪は江戸に對し、常に貸勘定と爲りし事にして、其理由を尋ぬるに、當時江戸下しと云ひて、大阪より江戸に向け輸送せらるる貨物は、一年中絶ゆる事なく、殊に毎年四月と十月とは、實に無數の船舶江戸に向つて出帆するを例とせり、蓋し四月は新酒を送り、十月には綿を送るものなるが、其序てに之れに附屬して送り出さるる品物亦非常に多く、鯉節油・砂糖等其主たる者にして、此等を番船と云ひ、酒ならば西宮、綿ならば天保山沖を、舳艫相啣みて出發する船舶が、品川沖に入る事の早き程、其貨物は高價に販賣せられ、の巨利多益を博するより、何れも一番二番と先後を争ふを以て、斯く番船と稱するに至れるあり(番船は時として海上沈没の恐れあるが故に、各商店は其貨物の全部を一船に託せず

氏藏

江戸下し

一 諸君の御覧に

江戸下し

江戸下し

江戸下し

氏藏

江戸下し

江戸下し

江戸下し

江戸下し

縦九寸一分 横二寸九分

縦九寸二分 横二寸八分

大阪は江戸
に對し貸勘
定と爲る

江戸爲替の
起る所以

立入
金主

御頼談

して、多數の船に分載するを常とす、故に一船には種々の物品積載せらる、而して荷主が船に對する關係は、商品の委託販賣にして、當時は信用制度發達せる爲め、荷主は別段差直を爲さず、唯商品が賣れる價に賣らしめたりと、此の如く大阪よりは非常に巨額の貨物年々輸送せらる、も、江戸より送らるゝ者は至て少く、時々番船歸航の際、多少の産物を積込む事あるに過ぎずして、番船は江戸より貨物を積返るよりは、急速に大阪に引返して、更に第二回の積込を爲す事常に利益多かりき、故に大阪は常に輸出超過と爲り、隨て江戸商人に對し、常に貸勘定と爲れるあり、

然るに諸藩は大阪より多額の資金を借入るゝを常とせるを以て、右の貸勘定は江戸に於ける諸藩への貸付に由て決濟せらる、是れ江戸爲換の起る所以にして、語を換へて云はゞ、諸藩への送金は、大阪商人が江戸に於ける貸金を以て之に充用する者あり、今序でに諸大名が借入金爲す模様を示さんに、大名は兼て平時に於て大阪の商人を取入れ置き、資金融通の用に準備す、此商人を御立入又は御金主と云ひ、兩替も有り、普通商人も有りて、其數五六人以上に及び、藩毎に大抵代々一定しあれど、新に御立入と爲るも有りて、大名の留守居は大なる兩替屋若くば豪商を取入るゝ時は、多少自己の功績と爲り、又商人の方も大名への貸付が最も利益多く、且つ榮譽とも爲るが故に、御立入たらん事を望む者有り、而して大名に於て藩主の江戸行又は國元城廓の修繕等、總て資金の入用起る時は、此等御立入に借入を求む、之を御頼談と云ふ、御頼談の時には、國より家老を派遣する事有り、通知により留守居の之を爲す事有り、倉屋敷によりては、留守居